

2020北海道内自治体議会を 活性化するための環境整備 に関する調査報告書

令和2年10月12日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I 北海道内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

1. 基礎情報

1-1 調査の概要	1
1-2 基礎情報	6

2. 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有	16
2-2 議会内の討議と合意形成	31
2-3 議会と行政の討議と課題共有	42
2-4 住民説明	50
2-5 その他	65

3. 評価・検証から見る北海道内自治体議会の課題

3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証	75
3-2 議会基本条例施行の効果検証	78
3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題	82
3-4 地方議会の4タイプから見る課題	91

II 北海道・滋賀県・沖縄県の調査結果の比較

1. 基礎情報比較	92
2. 北海道・滋賀県・沖縄県の評価・検証比較	94
3. クロス分析から見る課題	100
4. 地方議会の4タイプから見る課題	101
5. 議会認識と議会タイプのクロスから見る認識の違い	102

III 資料編

資料編	104
-----	-----

あとがき	124
------	-----

I 北海道内自治体議会を 活性化するための環境 整備に関する調査結果

1 基礎情報

1-1 調査の概要

(1) 調査対象

北海道議会及び北海道内179市町村議会

(2) 調査期間

2020年4月1日～5月29日

(3) 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

(4) 調査時点

2020年4月1日

(5) 調査の視点

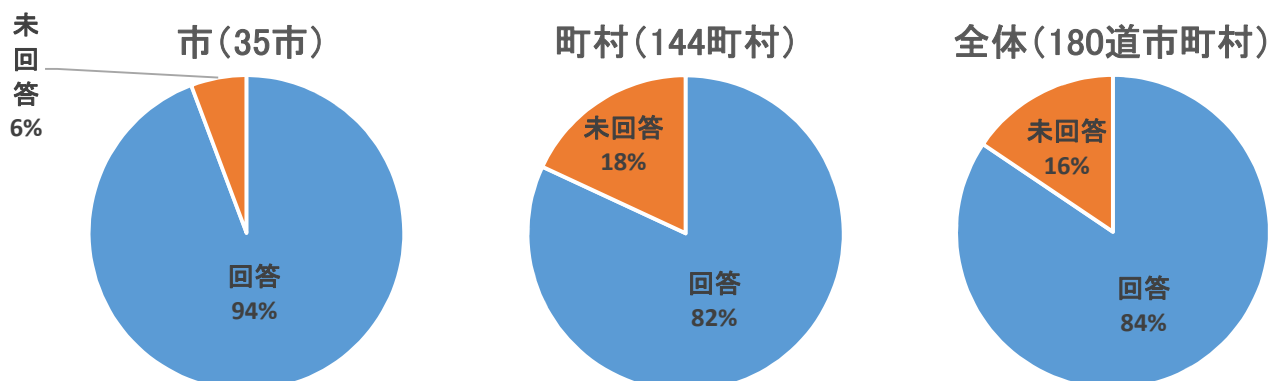
本調査は2018年調査と同様に、議会の姿を映す鏡としての役割を持ち、各議会の自己評価結果を尊重し、議会基本条例等に規定があることで、評価が高くなる基準ではなく、規定があっても「実施されていない」、「行っていない」と評価する基準とした。形式重視ではなく実態重視とする視点とした。

(6) 回収率

ア. 北海道町村別回答状況

北海道市町村別回答状況

項目	回答数	未回答数	計	2020 回答率	2018 回答率	2016 回答率	2014 回答率
道	1	0	1	100%	100%	0%	100%
市	33	2	35	94%	100%	100%	94%
町村	118	26	144	82%	75%	71%	65%
計	152	28	180	84%	80%	77%	71%

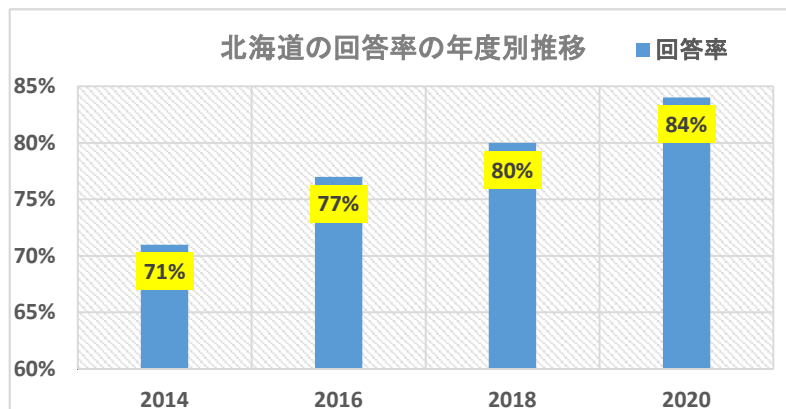


イ. 北海道の年度別回答状況

年度別回答率

項目	2014	2016	2018	2020
回答数	127	138	144	152
回答率	71%	77%	80%	84%

コメント:現在の調査項目にした2014年調査から、毎回の調査回答率が回数ごとに、上昇している。

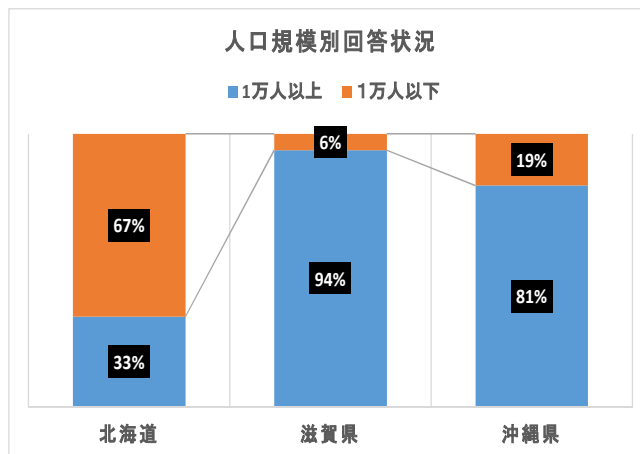
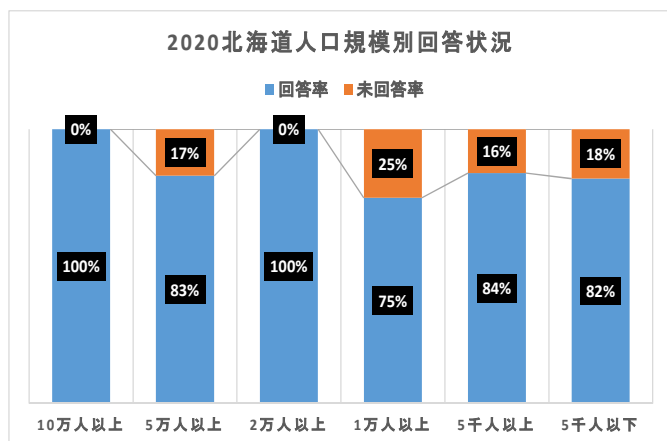


ウ. 北海道人口区分別回答状況

北海道人口区分別市町村回答状況

人口規模	市町村数	回答数	未回答	回答率	回答率	北海道	滋賀県	沖縄県
70万人以上	1	1	0	100%	88%	33%	94%	81%
10万人以上	8	8	0	100%				
5万人以上	6	5	1	83%				
2万人以上	18	18	0	100%				
1万人以上	24	18	6	75%	83%	67%	6%	19%
5千人以上	45	38	7	84%				
5千人以下	77	63	14	82%				
計	179	151	28	84%		100%	100%	100%

(注)北海道・滋賀県・沖縄県は含まず。



コメント:

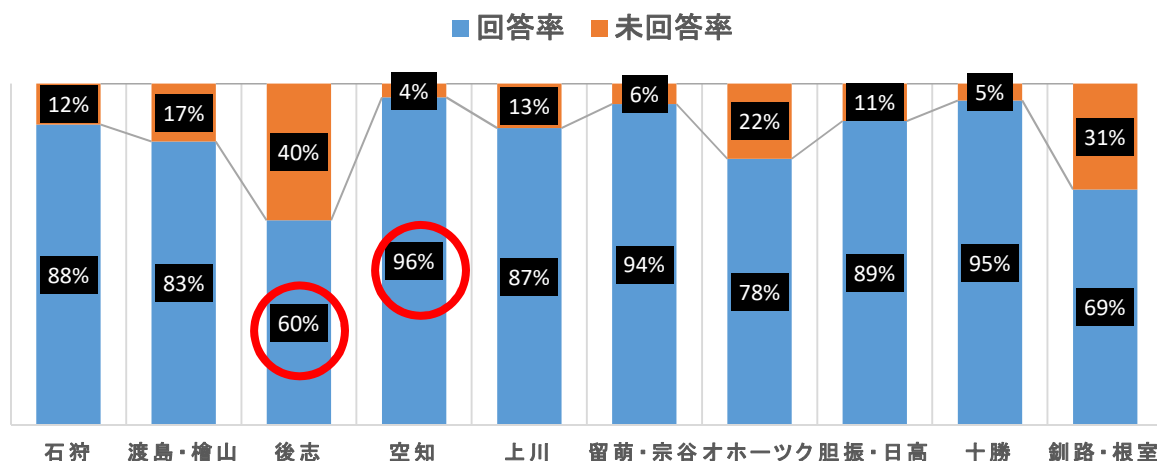
- ①前頁の北海道の回答状況は市議会が94%、町村議会が82%と、市議会の回答率が高かった。
- ②前頁の市議会と町村議会の2018年と2020年調査の回答率を比較すると、市議会の回答率が下がり、町村議会の回答率が上がる結果であった。
- ③人口規模別の回答率は、人口規模1万人以上の議会が88%、人口規模1万人以下の議会が83%と人口規模1万人以上の議会の方が回答率が高かった。
- ④人口規模別の回答に占める比率では、人口規模1万人以上の議会は33%に対し、人口規模1万人以下の議会は67%と、人口規模1万人以下の議会の傾向が大きく調査結果に影響することを示している。
- ⑤3地域の人口規模別の回答に占める比率では、北海道は人口規模1万人以下の回答傾向(67%)が、滋賀県(94%)と沖縄県(81%)は人口規模1万人以上の回答傾向が調査結果に影響することを示している。

エ. 北海道の地域別回答状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計(比率)
議会数	8	18	20	24	23	18	18	18	19	13	179
回答数	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
回答率	88%	83%	60%	96%	87%	94%	78%	89%	95%	69%	84%

(注) 北海道を除く

2020北海道内地域別回答状況



コメント: 空知の回答率が96%と一番回答率が高かった。一方、後志の回答率が60%と一番低い結果であった。

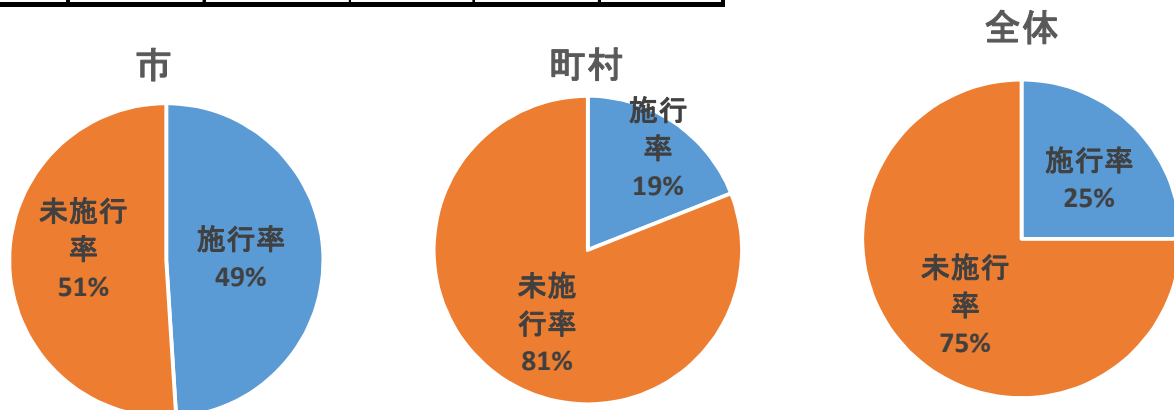
オ. 北海道内の議会基本条例施行状況

(ア) 市町村別の議会基本条例施行状況

北海道内議会基本条例施行状況

項目	数	施行数	施行率	回答数	比率
道	1	1	100%	1	100%
市	35	17	49%	17	49%
町村	144	27	19%	25	17%
計	180	45	25%	43	24%

コメント: 市では49%とほぼ半分の市で議会基本条例が施行されている。一方、町村では19%の町村で議会基本条例が施行されている。市と町村間に大きな差が生じている。



(注) 北海道内の議会基本条例は45市町村で施行(2020.4.1現在)されているが、施行の2町村から回答がなかったため、回答数は43市町村となる。(P123参照)

(イ) 人口規模別の議会基本条例施行状況

人口規模別議会基本条例施行状況

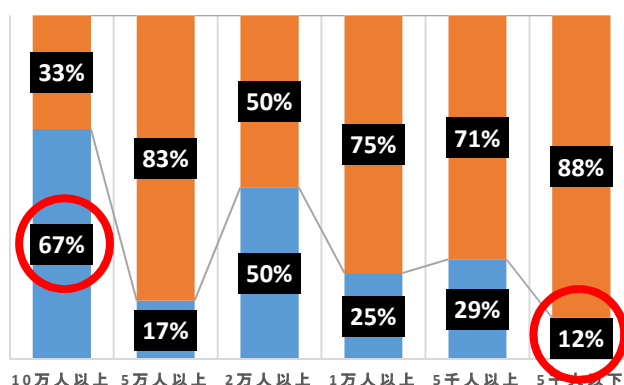
人口規模	数	施行数	施行率	備考
10万人以上	9	6	67%	39%
5万人以上	6	1	17%	
2万人以上	18	9	50%	
1万人以上	24	6	25%	18%
5千人以上	45	13	29%	
5千人以下	77	9	12%	
計	179	44	25%	

(注) 北海道を除く

北海道人口規模別議会基本条例施行状況

(2020.4.1現在)

■ 施行率 ■ 未施行率



コメント: 人口規模から見た議会基本条例施行状況は、10万人以上が67%、5万人以下2万人以上が50%と施行率が高いのに対し、5千人以下では12%、10万人以下5万人以上が17%と施行率が低く、人口規模が1万人以上と以下で施行率を見ると1万人以上(39%)が1万人以下(18%)の約2倍以上施行率が高い。

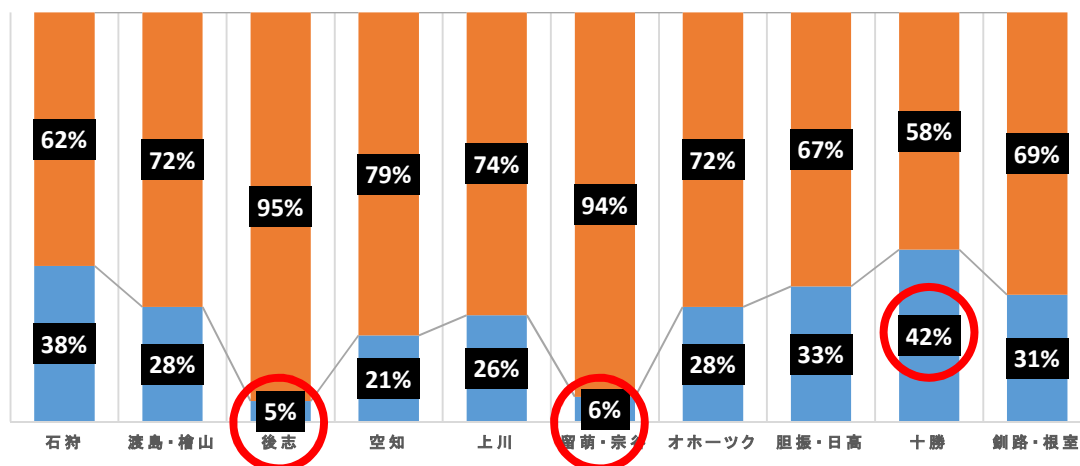
(ウ) 地域別の議会基本条例施行状況

地域別議会基本条例施行状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	全体
施行数	3	5	1	5	6	1	5	6	8	4	44
未施行数	5	13	19	19	17	17	13	12	11	9	135
計	8	18	20	24	23	18	18	18	19	13	179
施行率	38%	28%	5%	21%	26%	6%	28%	33%	42%	31%	25%

北海道内地域別議会基本条例施行状況(2020.4.1現在)

■ 施行数 ■ 未施行数



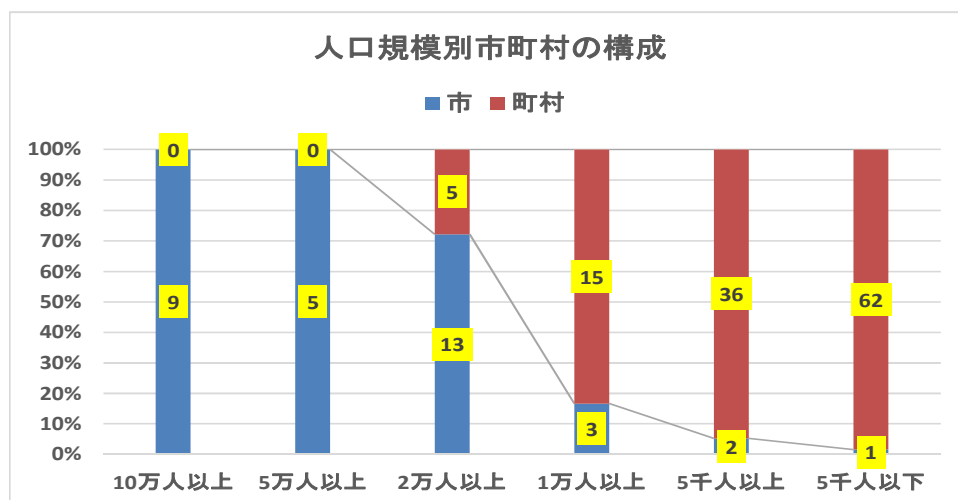
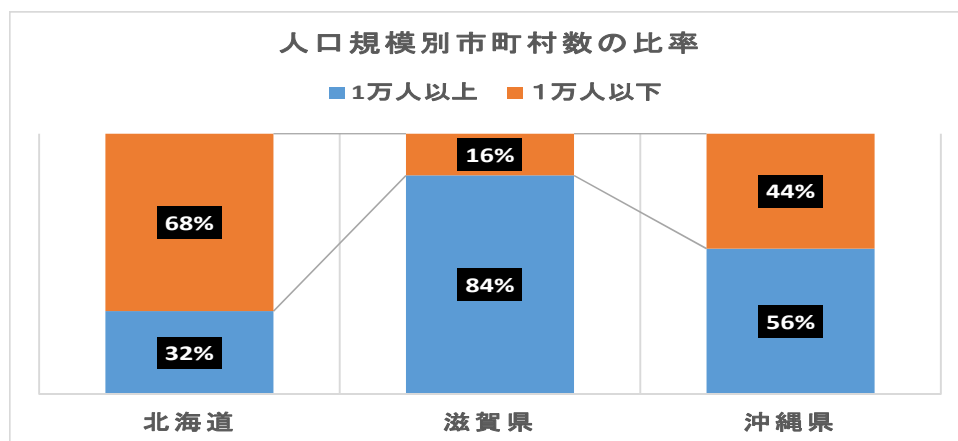
コメント: 議会基本条例施行が多い地域は十勝(42%)、石狩(38%)、一方少ない地域は後志(5%)、留萌・宗谷(6%)と議会を通じての地域力に差が生じかねない。

(参考) 北海道の人口区分にみる市町村の構成

人口規模	市町村数	比率	累計	北海道	滋賀県	沖縄県
70万人以上	1	1%	1%	32%		
10万人以上	8	4%	5%		84%	56%
5万人以上	6	3%	8%			
2万人以上	18	10%	18%			
1万人以上	24	13%	32%	68%	16%	44%
5千人以上	45	25%	57%			
5千人以下	77	43%	100%			
計	179	100%		100%	100%	100%

(注) 北海道・滋賀県・沖縄県は含まず。

コメント: 北海道の人口規模別の議会数には滋賀県や沖縄県とは異なる特徴がある。それは、1万人以上の議会の比率が32%、1万人以下の議会の比率は68%と、1万人以下の議会の比率が非常に高い。滋賀県の1万人以上の議会の比率は84%、1万人以下の議会の比率は16%と北海道と逆な構成となっている。一方、沖縄県の1万人以上の議会の比率は56%、1万人以下の議会の比率は44%とほぼ半々で、北海道とも構成が異なる。



1-2 基礎情報

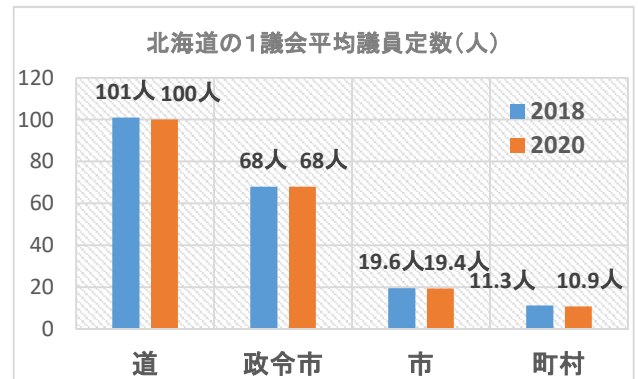
2020年の調査では2018年との比較により統一地方選挙後どのように議会が変わったかという視点で見た。

(1) 議会の議員定数

ア. 市町村別1議会平均議員定数

項目	回答 議会数	議員 総定数 (人)	2020北海道 1議会平均 議員定数 (人)	増減	2018北海道 1議会平均 議員定数 (人)	滋賀県 1議会平均 議員定数 (人)	沖縄県 1議会平均 議員定数 (人)
道	1	100	100	-1.0	101	44	48
政令市	1	68	68	0.0	68		
市	32	621	19.4	-0.2	19.6	22.7	26.2
町村	118	1,288	10.9	-0.4	11.3	12.7	14.1
市町村計	150	1,909	12.7	-0.6	13.3	20.8	19.2

(注) 計は道・県・札幌市議会含まず。市町村議会のみ

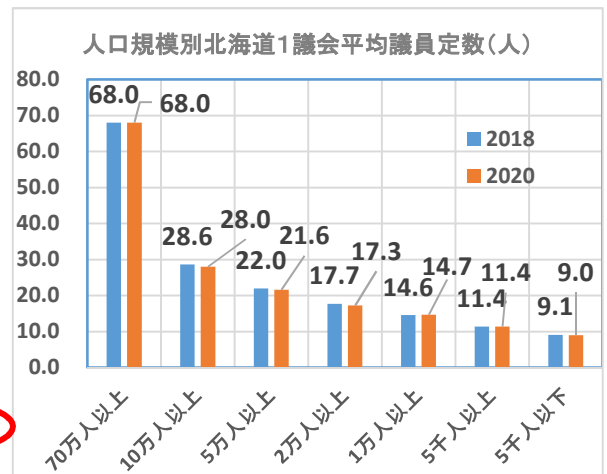


イ. 人口規模別1議会平均議員定数

人口規模別に見た1議会平均議員定数

人口規模	回答 議会数	議員 総定数 (人)	2020北海道 1議会平均 議員定数 (人)	増減	2018北海道 1議会平均 議員定数 (人)	滋賀県 1議会平均 議員定数 (人)	沖縄県 1議会平均 議員定数 (人)
70万人以上	1	68	68.0	0.0	68		
10万人以上	8	224	28.0	-0.6	28.6	27.4	31.8
5万人以上	5	108	21.6	-0.4	22.0	20.3	23.8
2万人以上	18	312	17.3	-0.4	17.7	16.7	18.3
1万人以上	18	265	14.7	0.1	14.6	12.0	15.2
5千人以上	38	434	11.4	0.0	11.4	12.0	13.0
5千人以下	63	566	9.0	-0.1	9.1		8.0
計	150	1,909	12.7	-0.6	13.3	20.8	19.2

(注) 北海道・滋賀県・沖縄県・札幌市議会含まず。



ウ. 地域別1議会平均議員定数

平均議員定数

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室
2020	25.9人	13.2人	11.6人	11.1人	12.6人	9.9人	12.9人	14.4人	13.2人	14.8人
増減	0.1	-0.2	-0.1	-0.6	-0.2	-0.6	-0.2	-0.8	-0.2	-0.7
2018	25.8人	13.4人	11.7人	11.7人	12.8人	10.5人	13.1人	15.2人	13.4人	15.5人

(注) 北海道議会含まず。

コメント:

- ①議員定数の減少傾向は、道内平均-0.6人の減少で、特に、市議会(-0.2人)より数の多い町村議会(-0.4人)の方が議員定数の減少が多い。
- ②人口規模別に見ると、70万人以下10万人以上の議員定数の減少(-0.6人)が多い。また、人口規模別では北海道の1万人以下の定数が少ないことが、北海道全体の議員定数を低くしている。
- ③地域別に見ると、胆振・日高(-0.8人)と釧路・根室(-0.7人)地域の議員数の減少が多いことがわかる。
- ④北海道と滋賀県・沖縄県との議員定数の比較では、市・町村共に北海道の議員定数が低く、北海道の市町村議会議員数が多いとは言えない。

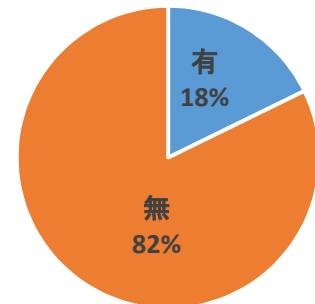
(2) 議会議員定数の見直し

北海道内道市町村議会における議員定数の見直し状況

ア. 市町村別議会議員定数の見直し

議会議員定数の見直し状況

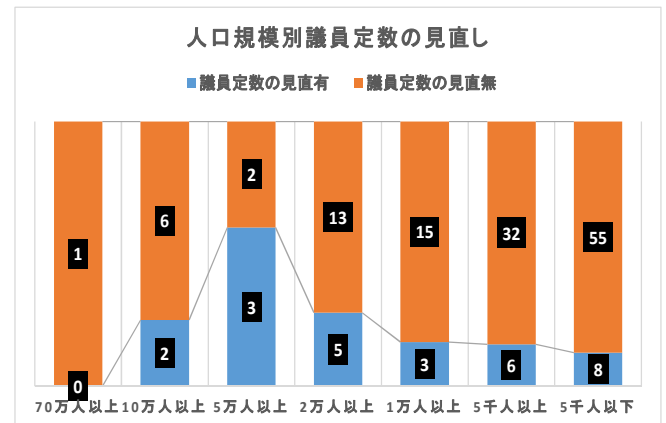
項目	回答 議会数	2020 見直し有	増減	2018 見直し有	北海道	滋賀県	沖縄県
道	1	1	1	0			
政令市	1	0	0	0			
市	32	10	-1	11	18%	24%	4%
町村	118	17	-7	24			
市町村計	150	27	-8	35			
比率		18%		24%			



イ. 人口規模別議会議員定数の見直し

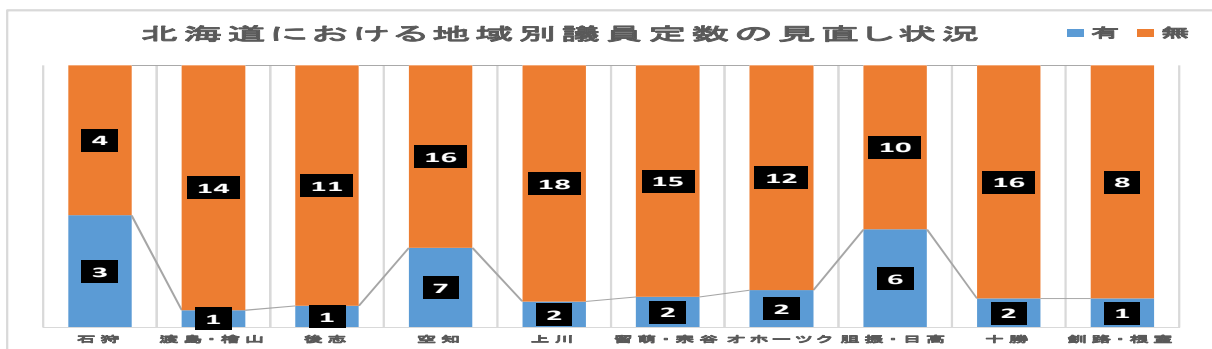
人口規模	回答 議会数	議員定数の 見直し有	2020 比率	2018 比率
70万人以上	1	0	0%	0%
10万人以上	8	2	25%	63%
5万人以上	5	3	60%	67%
2万人以上	18	5	28%	10%
1万人以上	18	3	17%	28%
5千人以上	38	6	16%	23%
5千人以下	63	8	13%	20%
計	150	27	18%	24%

(注) 北海道・札幌市議会含まず。



ウ. 地域別議会議員定数の見直し

議員定数の 見直し	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室
有	3	1	1	7	2	2	2	6	2	1
無	4	14	11	16	18	15	12	10	16	8
計	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9
2020有比率	43%	7%	8%	30%	10%	12%	14%	38%	11%	11%
2018	50%	6%	33%	24%	18%	29%	33%	18%	18%	50%



コメント: ①北海道の議員定数の見直し率は、2018年調査では24%、2020年調査では18%と議員定数の見直しをする議会が減少しているようだ。特に、町村での議員定数見直しが減少している。

②人口規模別では2018年調査では、70万人以下10万人以上(63%)と10万人以下5万人以上(67%)の人口規模の大きなまちの議会での議員定数の見直しが行われていたのに対し、2020年調査では10万人以下5万人以上(60%)のまちの議会での議員定数の見直しが多く行われている。

③地域別では石狩(43%)、胆振・日高(38%)、空知(30%)での見直しが多い。

④北海道と滋賀県・沖縄県との議員定数の見直し率の比較では、滋賀県が24%の議会での議員定数の見直しが行われており、北海道(18%)より多い、一方、沖縄県は4%と議員定数の見直しには余り積極的でないようだ。

(3) 女性議員の比率

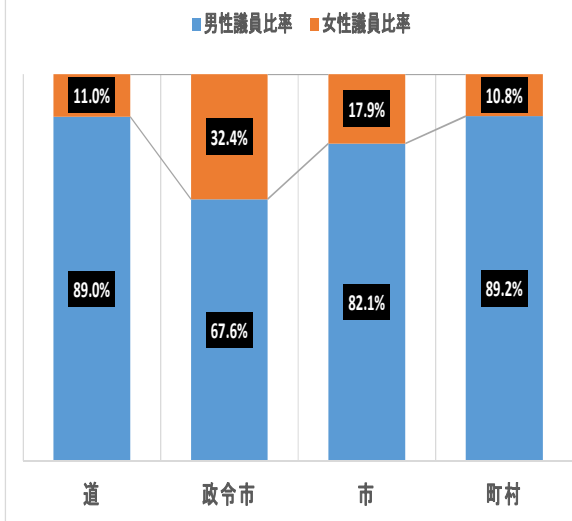
ア. 市町村別女性議員の比率

市町村別に見た女性議員の比率

項目	回答 議会数	議員 総定数 (人)	女性 議員数	2020 北海道 女性議員 比率	2018と の増減	2018 北海道 女性議員 比率	滋賀県 女性議員 比率	沖縄県 女性議員 比率
道	1	100	11	11.0%	-1.9%	12.9%	15.9%	10.4%
政令市	1	68	22	32.4%	8.9%	23.5%		
市	32	621	111	17.9%	1.4%	16.5%	16.6%	11.5%
町村	118	1,288	139	10.8%	0.4%	10.4%	13.2%	9.0%
市・町村	150	1,909	250	13.1%	0.5%	12.6%	16.2%	10.4%

(注) 市・町村計には北海道・滋賀県・沖縄県及び政令市は含まず。

北海道の市町村別女性議員比率



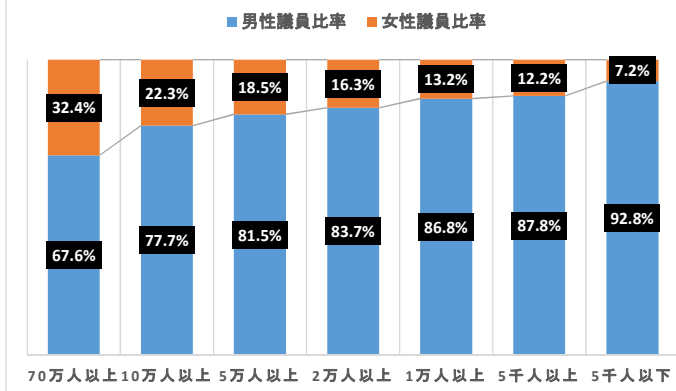
イ. 人口規模別女性議員比率及び女性議員〇議会比率

人口規模別に見た女性議員の比率と女性議員〇議会

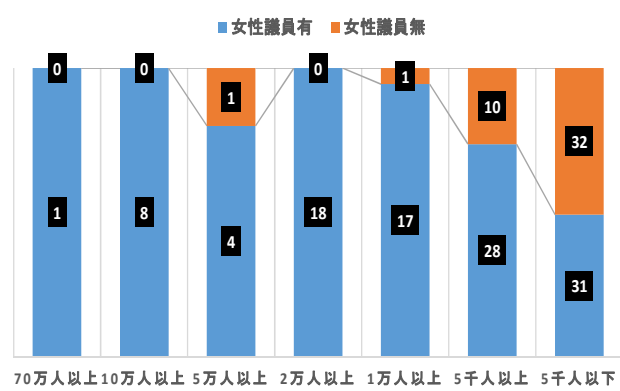
人口規模	議会数	議員総 定数 (人)	女性議員 数(人)	女性議員 比率	2020 1議会平均 女性議員 数(人)	2018と の増減	2018 1議会平均 女性議員 数(人)	2020 女性議員 〇議会数	2018と の増減	2018 女性議員 〇議会数	2018 女性議員 〇議会比率	2020 北海道女性 議員〇 議会比率	滋賀県 女性議員 〇議会数	沖縄県 女性議員 〇議会数
70万人以上	1	68	22	32.4%	22.0	6.0	16.0	0	0	0	0%	0%		
10万人以上	8	224	50	22.3%	6.3	0.5	5.8	0	0	0	0%	0%	0	0
5万人以上	5	108	20	18.5%	4.0	0.0	4.0	1	1	0	0%	20%	0	0
2万人以上	18	312	51	16.3%	2.8	0.1	2.7	0	0	0	0%	0%	0	0
1万人以上	18	265	35	13.2%	1.9	0.1	1.8	1	0	1	6%	6%	0	2
5千人以上	38	434	53	12.2%	1.4	0.2	1.2	10	0	10	26%	26%	0	0
5千人以下	63	566	41	7.2%	0.7	0.0	0.7	32	7	25	49%	51%	0	2
計	150	1,909	250	13.1%	1.7	0.0	1.7	44	8	36	25%	29%	0	4

(注) 北海道・神奈川県・大分県及び政令市議会含まず。

北海道の人口規模別女性議員比率



北海道の人口規模別女性議員〇議会の状況



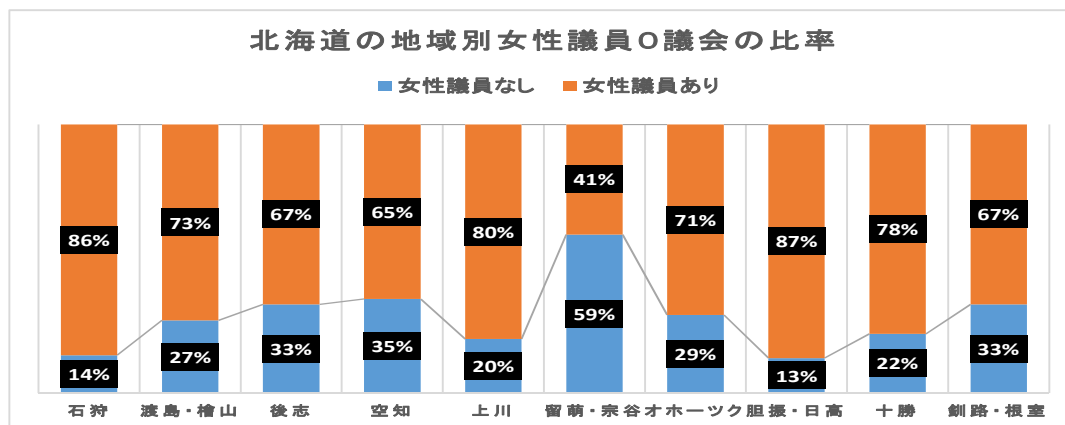
コメント: ①北海道の女性議員比率は、2018年調査では12.6%、2020年調査では13.1%と女性議員比率が増加しているようだ。特に、市議会での女性議員比率が上昇している。

②人口規模別女性議員比率は70万人以下10万人以上の議会では女性議員数(6人)が上昇している。

③北海道と滋賀県・沖縄県との女性議員比率の比較では、全体では北海道の女性議員比率が13.1%、滋賀県16.2%、沖縄県10.4%と滋賀県よりは比率が低い、沖縄県よりは高い結果であった。市議会の女性議員比率の比較では北海道17.9%に対し、滋賀県は16.5%と北海道の方が比率が高い、一方、町村議会の女性議員比較では北海道10.8%に対し、滋賀県は13.2%と北海道の方の比率が低く、北海道の町村議会における女性議員比率を上げることが課題である。

ウ. 地域別女性議員〇議会の状況

女性議員 〇議会	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
女性議員なし	1	4	4	8	4	10	4	2	4	3	44
女性議員あり	6	11	8	15	16	7	10	14	14	6	107
計	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
女性議員なし比率	14%	27%	33%	35%	20%	59%	29%	13%	22%	33%	29%
2018	13%	24%	33%	29%	24%	43%	27%	12%	24%	25%	25%

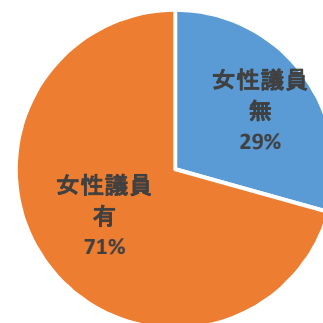


エ. 女性議員〇議会の比率の高い議会の状況

女性議員〇議会

議会名	女性議員有	女性議員無	計	2020 北海道 比率	2018との 増減	2018 北海道 比率	滋賀県 比率	沖縄県 比率
道	1	0	1	0%	0%	0%	0%	0%
政令市	1	0	1	0%	0%	0%		
市	29	3	32	9%	3%	6%	0%	0%
町村	77	41	118	35%	4%	31%	0%	27%
計	106	44	150	29%	4%	25%	0%	15%

市・町村での女性議員〇議会の比率



オ. 女性議員比率の高い議会の状況

NO	議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	江別市	25	12	48%
2	留萌市	14	6	43%
3	南幌町	11	4	36%
4	函館市	27	9	33%
5	札幌市	68	22	32%
5	幕別町	19	6	32%

コメント:①北海道の女性議員〇議会の比率は、2018年調査では25%、2020年調査では29%と女性議員〇議会の比率が増加しているようだ。

②(前頁)人口規模別では5千人以下のまちの議会で増加している。

③地域別では留萌・宗谷地域(59%)が多い。

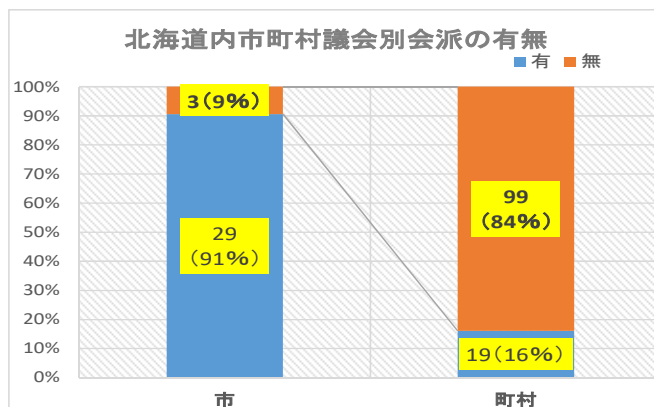
④北海道と滋賀県・沖縄県との女性議員〇議会の比較では、北海道が29%、滋賀県が0%、沖縄県が15%と、圧倒的に北海道が女性議員〇議会の比率が高い。町村議会の女性議員〇議会の比率は、滋賀県が0%、沖縄県が27%に対し、北海道は41議会35%と高い、町村議会における女性議員〇議会の比率を減らすことが北海道の町村議会の課題である。

(4) 会派の有無

ア. 市町村別会派の有無比率

議会名	有	無	計	2020 北海道 無の比率	2018 北海道 無の比率	滋賀県 無の比率	沖縄県 無の比率
市	29	3	32	9%	6%	0%	0%
町村	19	99	118	84%	81%	67%	93%
計	48	102	150	68%	62%	13%	52%

(注) 北海道・滋賀県・沖縄県及び札幌市議会含まず。

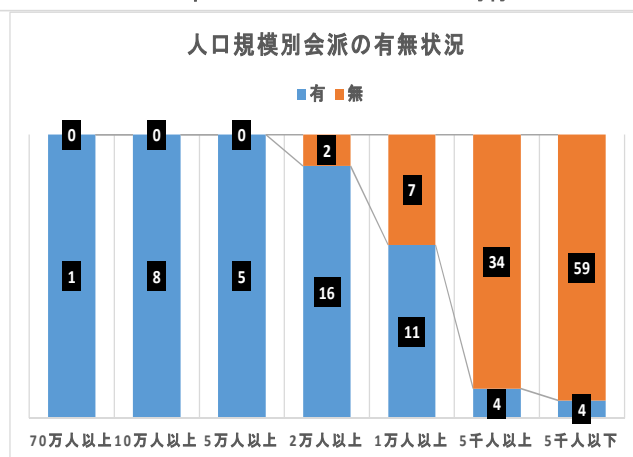


イ. 人口規模別会派の有無比率

人口規模別会派の有無

人口規模	議会数	有	無	2020北海道 無の比率	2018北海道 無の比率
70万人以上	1	1	0	0%	0%
10万人以上	8	8	0	0%	0%
5万人以上	5	5	0	0%	0%
2万人以上	18	16	2	11%	5%
1万人以上	18	11	7	39%	44%
5千人以上	38	4	34	89%	85%
5千人以下	63	4	59	94%	92%
計	151	49	102	68%	62%

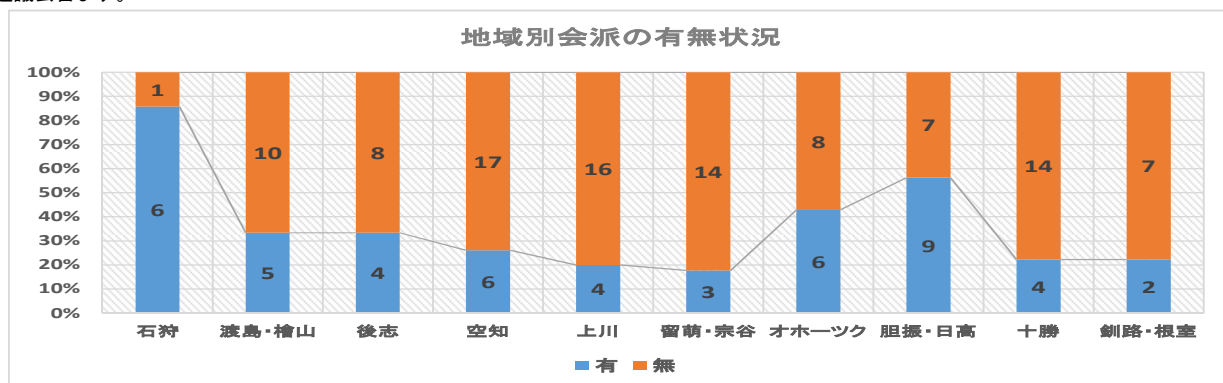
(注) 北海道を含まず。



ウ. 地域別会派の有無状況

会派の有無	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
有	6	5	4	6	4	3	6	9	4	2	49
無	1	10	8	17	16	14	8	7	14	7	102
計	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
無比率	14%	67%	67%	74%	80%	82%	57%	44%	78%	78%	68%

(注) 北海道議会含まず。



コメント: ①北海道の会派無の比率は、2018年調査では62%、2020年調査では68%と会派無議会の比率が増加している。

②人口規模別では1万人以下のまちと5万人以下2万人以上の議会で会派無の議会が増加している。

③地域別では留萌・宗谷地域(82%)の議会に会派無の議会が多い。

④北海道と滋賀県・沖縄県との会派無の全体比較では、北海道が68%、滋賀県が13%、沖縄県が52%と、北海道の会派無の比率が高い。市議会では滋賀県・沖縄県が会派無の比率が0%に対し、北海道は9%と会派無の比率が高い。町村議会では沖縄県が93%に対し、北海道は84%、滋賀県は67%と、沖縄県の会派無の比率が高い結果であった。

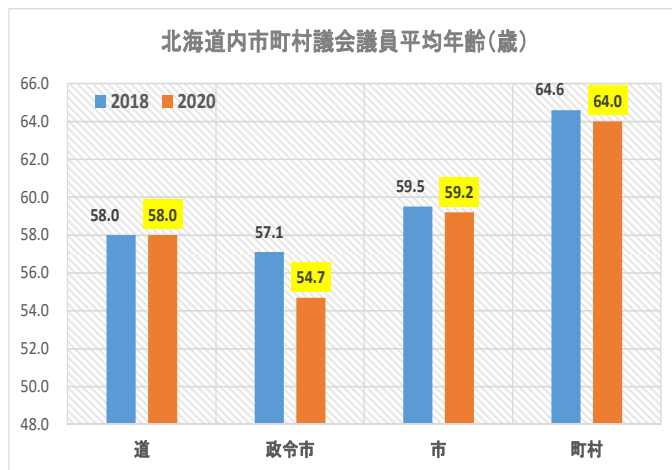
(5)議員の平均年齢

ア. 市町村別議員平均年齢

道・市・町村別議員の平均年齢

項目	回答 議会数	2020北海道 平均年齢 (歳)	2018との 増減	2018北海道 平均年齢 (歳)	滋賀県 平均年齢 (歳)	沖縄県 平均年齢 (歳)
道	1	58.0	0.0	58.0	57.7	61.6
政令市	1	54.7	-2.4	57.1		
市	32	59.2	-0.3	59.5	59.6	55.1
町村	118	64.0	-0.6	64.6	63.0	61.2
市町村計	150	63.0	-0.3	63.3	60.3	58.6

(注1) 北海道・滋賀県・沖縄県及び札幌市を含まず。(注2) 2019(R1)に統一地方選挙実施

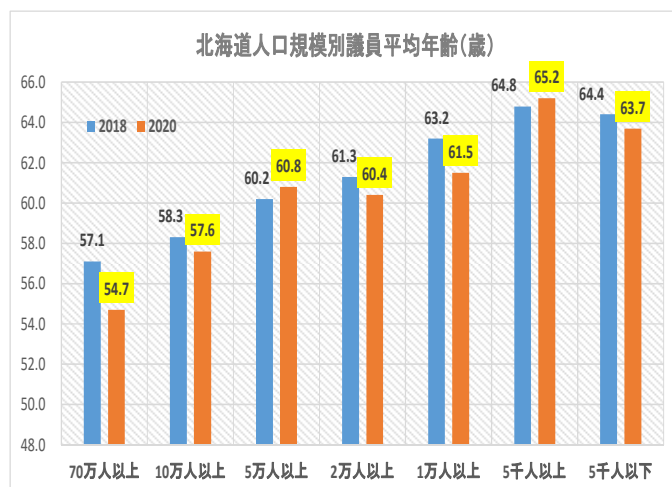


イ. 人口規模別議員平均年齢

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	議会数	2020北海道 平均年齢 (歳)	2018との 増減	2018北海道 平均年齢 (歳)	滋賀県 平均年齢 (歳)	沖縄県 平均年齢 (歳)
70万人以上	1	54.7	-2.4	57.1		
10万人以上	8	57.6	-0.7	58.3	59.0	54.6
5万人以上	5	60.8	0.6	60.2	59.6	56.1
2万人以上	18	60.4	-0.9	61.3	61.2	59.2
1万人以上	18	61.5	-1.7	63.2	60.0	60.5
5千人以上	38	65.2	0.4	64.8	68.0	62.8
5千人以下	63	63.7	-0.7	64.4		61.0
計	151	63.0	-0.3	63.3	60.3	58.6

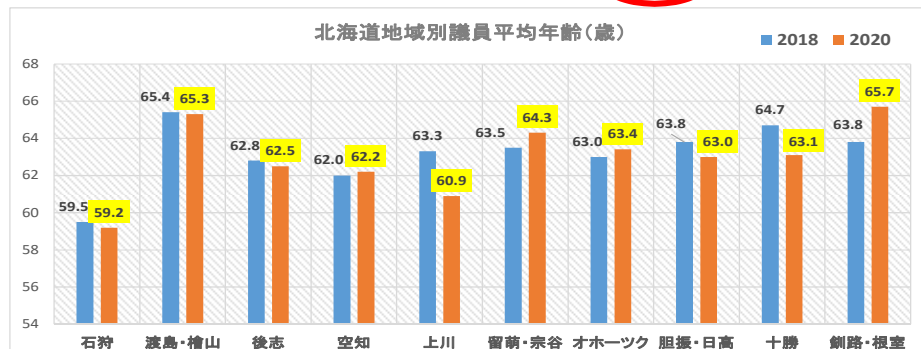
(注1) 北海道・滋賀県・沖縄県及び札幌市を含まず。



ウ. 地域別議員平均年齢

地域別議員平均年齢

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	平均
2018	59.5	65.4	62.8	62.0	63.3	63.5	63.0	63.8	64.7	63.8	63.3
2020	59.2	65.3	62.5	62.2	60.9	64.3	63.4	63.0	63.1	65.7	63.0
2018との増減	-0.3	-0.1	-0.3	0.2	-2.4	0.8	0.4	-0.8	-1.6	1.9	-0.3



平均年齢上位・下位の議会名

議会名	平均年齢	順位
小樽市	52.2	上位
幌加内町	52.5	上位
網走市	53.8	上位
登別市	54.0	上位
札幌市	54.7	上位
釧路市	55.4	上位
5	5	5
利尻町	69.9	下位
広尾町	69.7	下位
松前町	70.4	下位
標津町	72.5	下位

- コメント: ①北海道の議員平均年齢は、2018年調査では63.3歳、2020年調査では63.0歳と0.3歳若返った。
 ②人口規模別では2万人以下1万人以上の議会で1.7歳若返り、1万人以下5千人以上の議会で0.4歳年齢が上昇している。
 ③地域別では上川地域で2.4歳、十勝地域で1.6歳若返ったのに対し、釧路・根室地域では1.9歳平均年齢が上昇した。
 ④3地域の議員平均年齢は沖縄県(58.6歳)が滋賀県(60.3歳)や北海道(63.0歳)よりかなり議員平均年齢が若い。

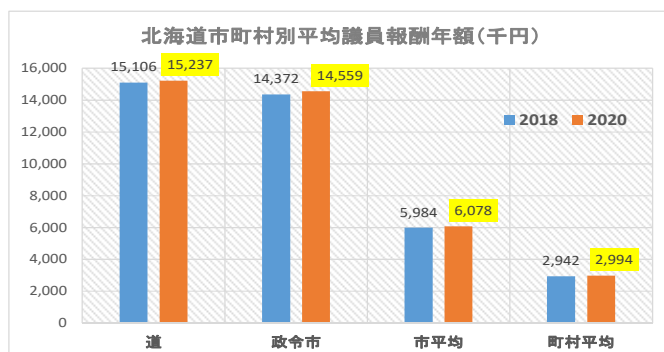
(6) 議会議員の報酬

(注) 議員報酬とは議員報酬月額＋議員期末手当

ア. 市町村別平均年額議員報酬

市町村平均議員報酬

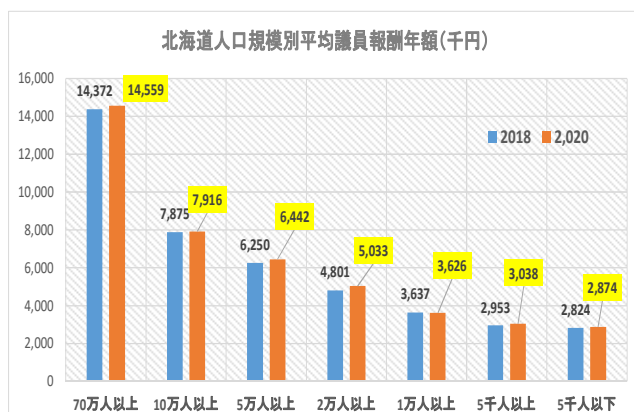
区分	2020北海道 平均議員報酬 年額(千円)	2018との 増減	2018北海道 平均議員報酬 年額(千円)	滋賀県平均 議員報酬年 額(千円)	沖縄県平均 議員報酬年 額(千円)
道	15,237	131	15,106	13,544	11,790
政令市	14,559	187	14,372		
市平均	6,078	94	5,984	5,991	6,455
町村平均	2,994	52	2,942	3,346	3,518



イ. 人口規模別平均年額議員報酬

人口区分別平均議員報酬年額

人口規模	2020 北海道平均 議員報酬年 額(千円)	2018との 増減	2018 北海道平均 議員報酬年 額(千円)	滋賀県平均 議員報酬年 額(千円)	沖縄県平均 議員報酬年 額(千円)
70万人以上	14,559	187	14,372		
10万人以上	7,916	41	7,875	6,901	7,348
5万人以上	6,442	192	6,250	5,612	6,015
2万人以上	5,033	232	4,801	4,468	4,271
1万人以上	3,608	-29	3,637	3,197	3,783
5千人以上	3,038	85	2,953	3,143	3,179
5千人以下	2,874	50	2,824		3,048

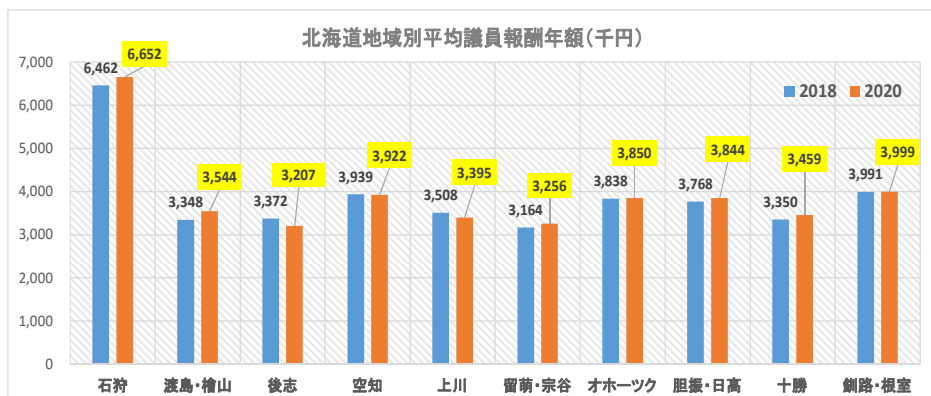


ウ. 地域別平均年額議員報酬(千円)

地域別平均議員報酬

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室
2020	6,652	3,544	3,207	3,922	3,395	3,256	3,850	3,844	3,459	3,999
2018	6,462	3,348	3,372	3,939	3,508	3,164	3,838	3,768	3,350	3,991
2018との増減	190	196	-165	-17	-113	92	12	76	109	8

(注) 北海道議会含まず。



議員報酬年額上位・下位の議会名

議会名	報酬年額 (千円)	順位
札幌市	14,559	上位
函館市	8,874	上位
旭川市	8,775	上位
釧路市	8,295	上位
帯広市	8,178	上位
〃	〃	〃
占冠村	2,310	下位
中川町	2,233	下位
羅臼町	2,220	下位
幌加内町	2,210	下位
音威子府村	2,112	下位

コメント: ①北海道の平均年額議員報酬は、市議会では2018年調査では5,984千円、2020年調査では6,078千円と94千円(1.6%)と上昇した。また、町村議会は2018年調査では2,942千円、2020年調査では2,994千円と52千円(1.8%)と上昇した。市町村共に平均年額議員報酬は上昇している。

②人口規模別では5万人以下2万人以上の議会での報酬の上昇が一番で、下降したのは、2万人以下1万人以上の議会であった。

③地域別の平均年額議員報酬は石狩、渡島・檜山地域で上昇し、後志、上川地域で下降した。

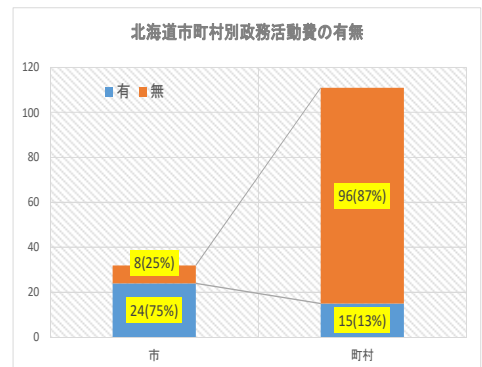
④北海道と滋賀県・沖縄県との平均年額議員報酬比較では、市議会では、北海道は滋賀県より議員報酬は高く、町村議会は滋賀県より低い結果であった。一方、沖縄県は市・町村議会共に北海道より議員報酬は高いという結果であった。

(7) 政務活動費

ア. 市町村別政務活動費の有無

道・市・町村別に見た政務活動費の有無

項目	議会数	有	無	2020北海道 有の比率	2018との増 減	2018北海道 有の比率	滋賀県 有の比率	沖縄県 有の比率
道	1	1	0	100%	0%	100%	100%	100%
政令市	1	1	0	100%	0%	100%		
市	32	24	8	75%	-1%	76%	100%	100%
町村	118	15	96	13%	2%	11%	0%	67%
計	150	39	104	26%	-1%	27%	81%	81%

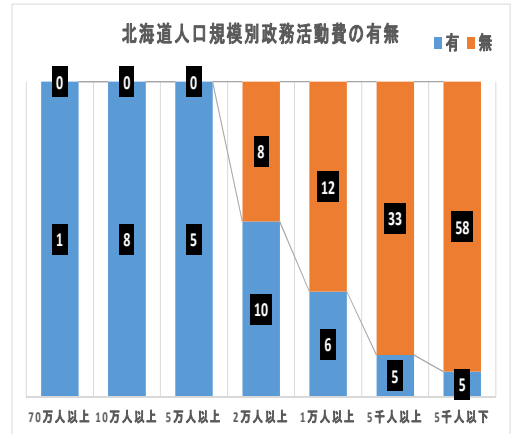


イ. 人口規模別政務活動費の有無

人口規模別政務活動費の有無

人口規模	議会数	有	無	2020北海道 有の比率	2018との増 減	2018北海道 有の比率	滋賀県 有の比率	沖縄県 有の比率
70万人以上	1	1	0	100%	0%	100%		
10万人以上	8	8	0	100%	0%	100%	100%	100%
5万人以上	5	5	0	100%	0%	100%	100%	100%
2万人以上	18	10	8	56%	1%	55%	67%	100%
1万人以上	18	6	12	33%	0%	33%	0%	80%
5千人以上	38	5	33	13%	0%	13%	0%	50%
5千人以下	63	5	58	8%	4%	4%		0%
計	150	39	111	26%	-1%	27%	81%	81%

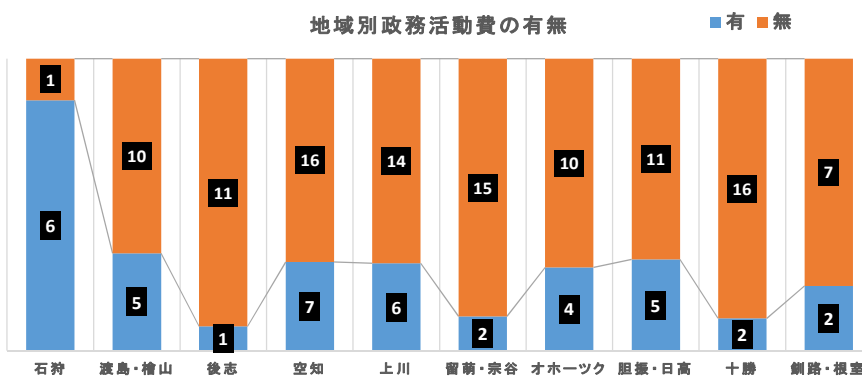
(注) 北海道・滋賀県・沖縄県・札幌市議会含まず。



ウ. 地域別政務活動費の有無

2020地域別政務活動費の有無

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	全体
回答市の数	5	2	1	9	4	2	3	4	1	2	33
有	6	5	1	7	6	2	4	5	2	2	40
無	1	10	11	16	14	15	10	11	16	7	111
計	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
2020有の比率	86%	33%	8%	30%	30%	12%	29%	31%	11%	22%	26%
2018との増減	-2%	9%	-3%	-13%	6%	5%	2%	2%	-1%	-3%	-1%
2018	88%	24%	11%	43%	24%	7%	27%	29%	12%	25%	27%



政務活動費の高い上位9議会

NO	議会名	人口規模	政務活動費
1	北海道		530
2	札幌市	70万人以上	400
3	旭川市	10万人以上	80
4	函館市	10万人以上	45
5	釧路市	10万人以上	40
6	帯広市	10万人以上	30
7	北見市	10万人以上	30
8	稚内市	2万人以上	30
9	苫小牧市	10万人以上	25

(注) 月額/千円

コメント: ①北海道内市・町村議会の政務活動費有の比率は、市議会では2018年調査では76%、2020年調査では75%と-1%と微減であった。それに対し、町村議会では2018年調査では11%、2020年調査では13%と2%微増であった。

②人口規模別では5千人以下の議会での政務活動費有の比率が2018年調査より4%増加した。もともとこの層は比率が低いところが増加したことは議会の活性化と関係しているかは未検証である。

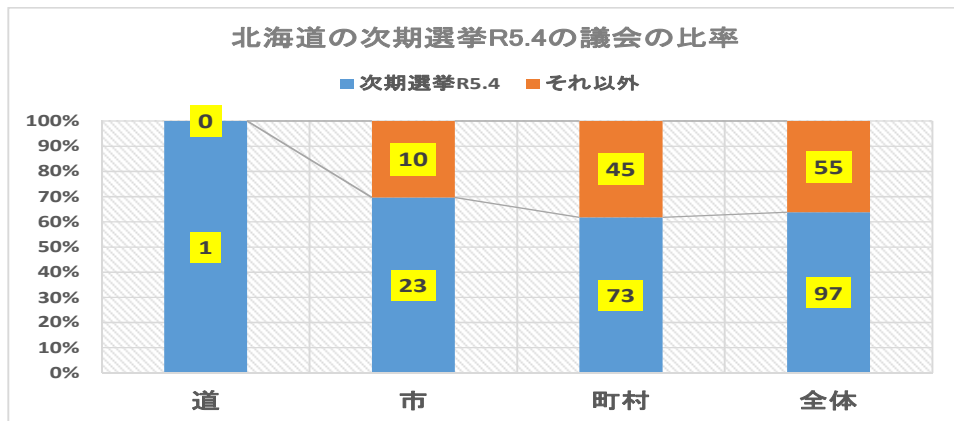
③地域別では石狩、渡島・檜山地域で9%増加し、空知域で13%減少している。

④北海道と滋賀県・沖縄県との政務活動費有の比較では、北海道全体では26%の議会に政務活動費有に対し、滋賀県・沖縄県は81%有という結果であった。3地域の比較では、北海道は政務活動費有の議会が少ない。

(8)次期R5. 4(2023.4)統一地方選挙実施状況

次期R5. 4(2023.4)統一地方選挙予定

議会名	回答数	次期選挙 R5.4	比率	それ以外	計
道	1	1	100%	0	1
市	33	23	70%	10	33
町村	118	73	62%	45	118
計	152	97	64%	55	152

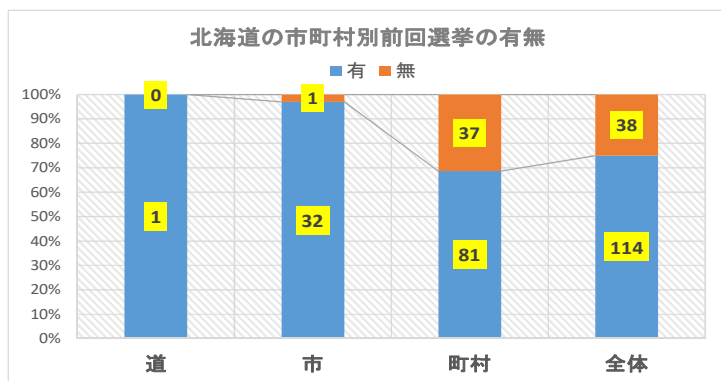


(9)前回選挙の有無(無投票)

ア. 市町村議会別

市町村別前回選挙の有無

市町村別	議会数	前回選挙 無	2020北海道 前回選挙無比率	2018北海道 前回選挙無比率	滋賀県前回 選挙無比率	沖縄県前回 選挙無比率
県	1	0	0%	0%	0%	0%
市	33	1	3%	7(20%)	0%	0%
町村	118	37	31%	35(32%)	0%	0%
計	152	38	25%	42(29%)	0%	0%

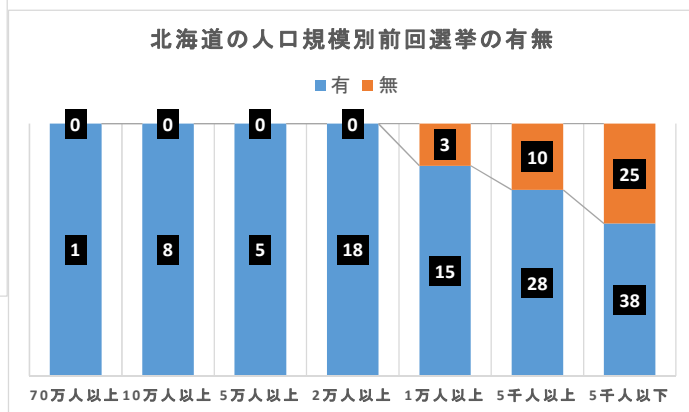


イ. 人口規模別

人口規模別前回選挙の有無

人口規模	議会数	前回選挙 無	2020北海道 前回選挙無比率	2018北海道 前回選挙無比率	滋賀県前回 選挙無比率	沖縄県前回 選挙無比率
70万人以上	1	0	0%	0%	0%	0%
10万人以上	8	0	0%	13%	0%	0%
5万人以上	5	0	0%	0%	0%	0%
2万人以上	18	0	0%	20%	0%	0%
1万人以上	18	3	17%	22%	0%	0%
5千人以上	38	10	26%	28%	0%	0%
5千人以下	63	25	40%	43%	0%	0%
計	151	38	25%	29%	0%	0%

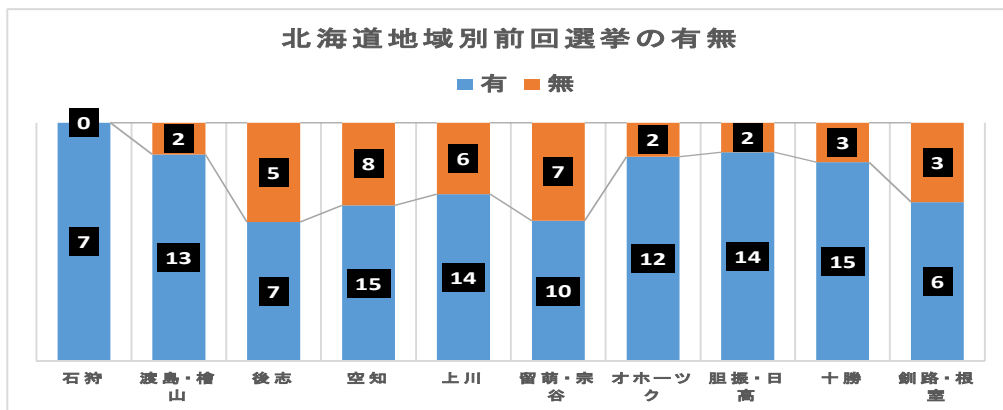
(注) 北海道・滋賀県・沖縄県議会含まず。



ウ. 地域別

前回選挙の有無	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
有	7	13	7	15	14	10	12	14	15	6	113
無	0	2	5	8	6	7	2	2	3	3	38
計	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
選挙無比率	0%	13%	42%	35%	30%	41%	14%	13%	17%	33%	25%
2018との増減	-25%	-5%	9%	-17%	12%	12%	-19%	-17%	-7%	8%	-4%
2018無比率	25%	18%	33%	52%	18%	29%	33%	29%	24%	25%	29%

(注) 北海道議会含まず。



コメント: ①前頁の北海道の前回選挙無は、市議会では2018年調査では7議会20%、2020年調査では1議会3%と前回選挙無は大幅に減少した。また、町村議会は2018年調査では35議会32%、2020年調査では37議会31%とほとんど変わらない結果であった。北海道全体では選挙無が減少している。

②人口規模別では5千人以下では40%の議会が選挙無と高い比率であった。

③地域別では上川、留萌・宗谷地域で選挙無の議会が増えているのに対し、石狩、オホーツク、空知、胆振・日高地域で減少している。

④北海道と滋賀県・沖縄県の選挙無の議会比率の比較では、北海道では選挙無の議会が全体で25%あるのに対し、滋賀県・沖縄県共に選挙無の議会が0%であった。

(10) 議会基本条例制定の検討中の状況

市町村別議会基本条例の検討中の分布

項目	2018	2020
道	0	0
市	3	0
町村	14	12
計	17	12

議会基本条例検討中市町村の結果

項目	2018	2020
新規検討中		5
条例施行	5	
継続検討	7	7
断念	5	
計	17	12

コメント: 北海道の議会基本条例の検討中という議会は2018年調査は17市町村、2020年調査は12町村であった。2018年調査の17市町村の追跡調査を行った結果、議会基本条例を制定したのは1市4町、継続検討は7町村、断念が4市町村であった。したがって、2020年調査では新規の検討中が5町村、2018年からの継続検討が7町村、合計12町村が検討中であった。

2 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。(2019.4～2020.3の期間)

項番	内 容	県	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	23	70%		107	91%		131	86%	122 (85%)	110 (80%)	67 (52%)	10 (59%)	12 (44%)
2	検討中		0	0%		1	1%	美瑛町	1	1%	2 (1%)	5 (4%)	2 (2%)	1 (6%)	1 (4%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		5	15%	札幌市、小樽市 旭川市、釧路市 北広島市	3	3%	奈井江町、猿払村 美幌町	8	5%	11 (8%)	13 (9%)	43 (34%)	1 (6%)	8 (30%)
4															
5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある(参考人として直接説明を含む)		5	15%	帯広市、網走市 江別市、釧路市 石狩市	7	6%	倶知安町、余市町 栗山町、豊富町 洞爺湖町、芽室町 基別町	12	8%	9 (6%)	10 (7%)	15 (12%)	5 (29%)	6 (22%)
回答数 計		1	33	100%		118	100%		152	100%	144	138	127	17	27
									3・5	13%	14%	16%	46%	35%	52%

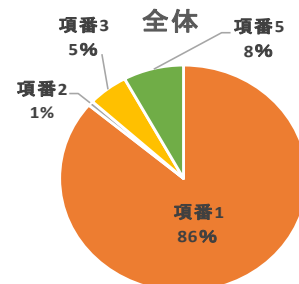
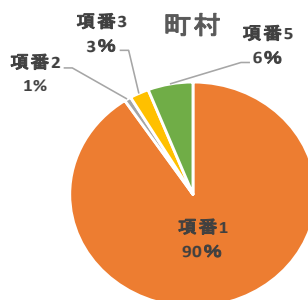
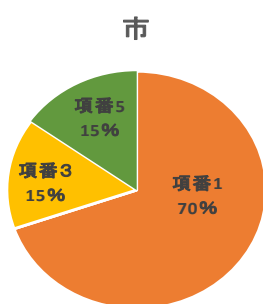
(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

(回答数 33)

(回答数 118)

(回答数 152)



【コメント】

①「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」(項番3・5)は、20議会(13%)で、直接、議会で住民が提案説明が行われている。

②「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」(項番3・5)は、市議会では10議会(30%)、町村議会では10議会(9%)であった。市議会では行われているが、町村議会で行われていないことがわかる。次頁の人口規模別に見ると1万人以上のまちの議会が80%、1万人以下のまちの議会が20%と、1万人以下のまちの議会では行われていない。地域別では石狩の議会(57%)で行われているが、渡島・松山の議会(0%)では行っていない議会がなかった。

③議会基本条例施行の43議会(回答有)中11議会《太字》(26%)で請願・陳情者による提案説明が行われている。実施比率としては低いが、議会基本条例があることで、直接議会で住民が提案説明を行うことが保障されているようだ。

④過去の調査と比較すると、2020年調査の項番3・5は、13%、2018年調査では14%、2016年調査では16%と、行われている議会は減少している。

⑤請願・陳情者による提案説明が行われている議会は、北海道・滋賀県・沖縄県との比較では、沖縄県が52%、滋賀県が35%、北海道が13%であった。沖縄県では半分の議会で行われているのに対し、北海道の議会では行われている議会が少ないことがわかる。

⑥栗山町議会基本条例第4条第4項では「議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。」と規定され、多くの議会基本条例では同様の内容が規定されている。これは住民の請願・陳情を議会審議の充実と住民参加の機会確保(住民による提案)と位置づけ、その代表者が議会で意見を述べる機会を保障するという仕組みを設けている。

⑦住民がまちの課題を発見し、課題を議会で提起説明する機会を設けられているかを問とした。当然、議会(議員)が請願・陳情を住民からの提案として、真摯に聴くという意識があることを前提としている。本議会で採択された請願等が首長等でどのように処理されたか及び結果の報告を議会は請求することができるが、そのようなフォローを行っているか補足設問とした。その回答では、請願陳情者の意見を聴いていると回答(項番3・5)のうち、市の10議会中5議会、町村の10議会中1議会が首長等に処理の経過や結果の報告を請求している(全体の3割)《二重下線》との回答であった。本来は100%すべきではないが。

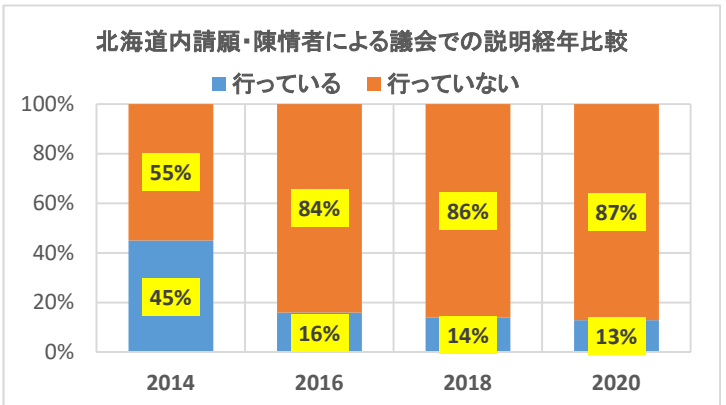
⑧公聴会や参考人招致の有無については、市議会では33議会中3議会(9%)で、町村議会では118議会中12議会(10%)で行われている。いずれも参考人招致であった。

①北海道内請願・陳情者による議会での説明経年比較

請願・陳情者による議会での説明(項番3～5)

項目	2020	2018	2016	2014
行っている	20(13%)	20(14%)	23(16%)	58(45%)
行っていない	132(87%)	124(86%)	115(84%)	69(55%)

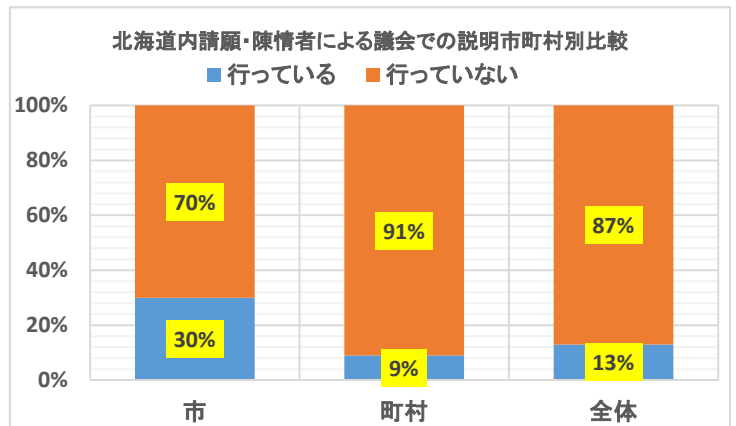
コメント:請願・陳情者による議会での説明を実施している比率は2016年調査以降減少傾向となっている。



②市町村別請願・陳情者による議会での説明比較

項目	行っている	行っていない
道	0	1
市	10(30%)	23(70%)
町村	10(9%)	108(91%)
全体	20(13%)	132(87%)

コメント:市・町村別で、請願・陳情者による議会での説明を実施している比率では市議会(30%)での比率が町村議会(9%)より高い。

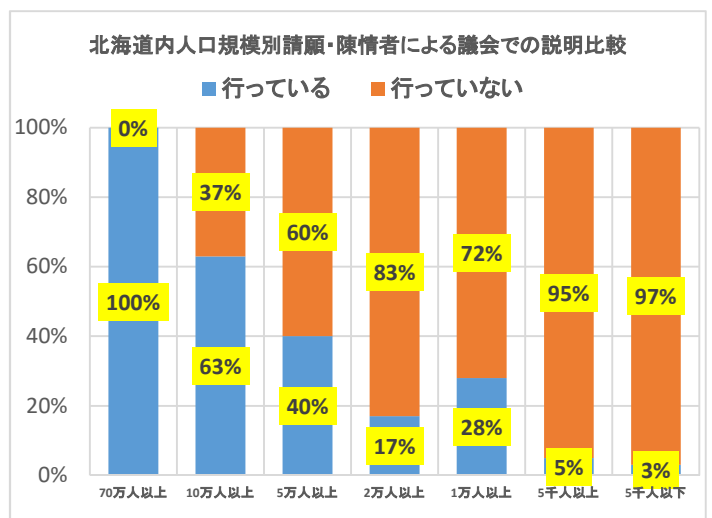


③人口規模別請願・陳情者による議会での説明比較

人口規模別請願・陳情者による議会での説明(項番3～5)

人口規模	議会数	実施数	北海道
道・県	1	0	0%
70万人以上	1	1	100%
10万人以上	8	5	63%
5万人以上	5	2	40%
2万人以上	18	3	17%
1万人以上	18	5	28%
5千人以上	38	2	5%
5千人以下	63	2	3%
計	152	20	13%

コメント:人口規模別で、請願・陳情者による議会での説明を実施している比率では人口規模が5万人以上の議会での実施比率が高い。一方1万人以下の議会での実施比率が低い。「請願・陳情者による議会での説明」は人口規模による議会の規模と関係があるようだ。



④地域別請願・陳情者による議会での説明比較

地域別請願・陳情者による議会での説明(項番3～5)

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	全体
回答数	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
有	4	0	3	2	1	2	2	2	3	1	20
無	3	15	9	21	19	15	12	14	15	8	131
2020年	57%	0%	25%	9%	5%	12%	14%	13%	17%	11%	

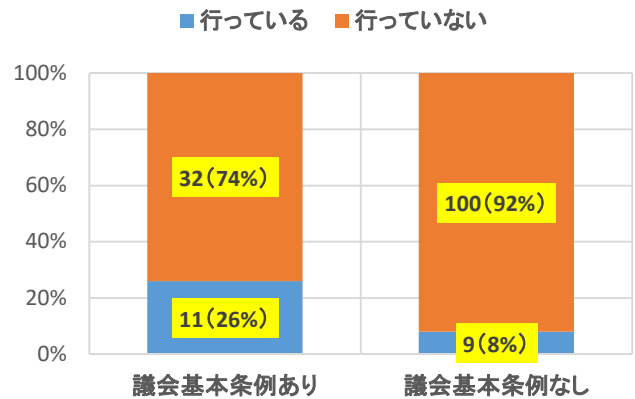
コメント:地域別には石狩(57%)の議会では実施比率が高いが、渡島・檜山(0%)、上川(5%)、空知(9%)では実施比率が低い。

⑤議会基本条例の有無による請願・陳情者による議会での説明の実施比較

項目	行っている	行っていない
議会基本条例あり	11(26%)	32(74%)
議会基本条例なし	9(8%)	100(92%)

コメント:議会基本条例では議会への住民参加の方法の一つとして請願・陳情者による議会での説明を規定しているが、議会基本条例がある議会で、実際に行われているのは26%の議会でしかなかった。このことは、議会基本条例が機能しているとは言えない。

議会基本条例の有無別
請願・陳情者による議会での説明比較



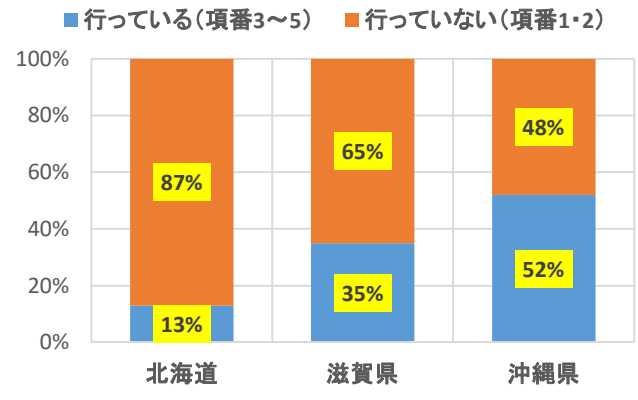
⑥3地域請願・陳情者による議会での説明実施状況比較

3地域請願・陳情者による議会での説明実施状況比較

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
行っている(項番3~5)	13%	35%	52%
行っていない(項番1・2)	87%	65%	48%

コメント:北海道では13%でしか実施されていないのに対し、沖縄県での実施比率は52%と高い。その理由は沖縄県内議会では積極的に参考人招致が行われていることが原因ではないか。(次頁参照)沖縄県民は議会への直接参加としての請願・陳情への意識が高い。その点、北海道民は直接参加の意識が低いようだ。

3地域別請願・陳情者による議会での説明比較



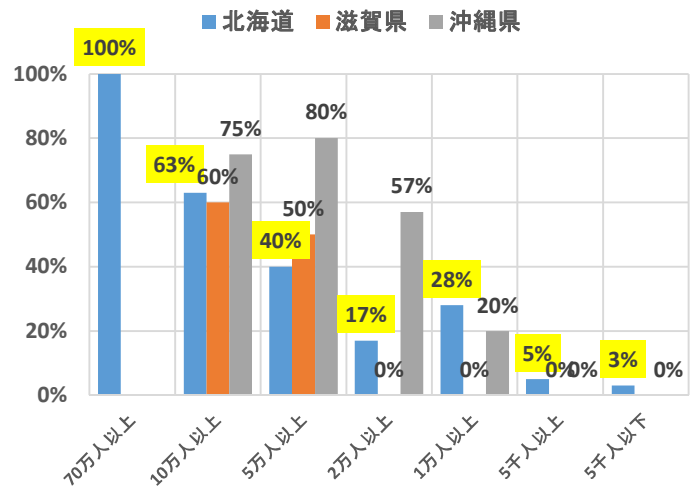
⑦3地域の人口規模別請願・陳情者による議会での説明

3地域の人口規模別請願・陳情者による議会での説明(項番3~5)

人口規模	北海道	滋賀県	沖縄県
道・県	0%	0%	100%
70万人以上	100%		
10万人以上	63%	60%	75%
5万人以上	40%	50%	80%
2万人以上	17%	0%	57%
1万人以上	28%	0%	20%
5千人以上	5%	0%	0%
5千人以下	3%		0%
計	13%	35%	52%

コメント:3地域を比較すると、請願・陳情者による議会での説明は人口規模が大きい議会での実施比率が高いことがわかる。1万人以下の市町村数の比率が68%の北海道、16%の滋賀県、44%の沖縄県(P5参照)では、北海道のような1万人以下の議会が多い地域では請願・陳情者による議会での説明が行われる議会の比率が低くなる。

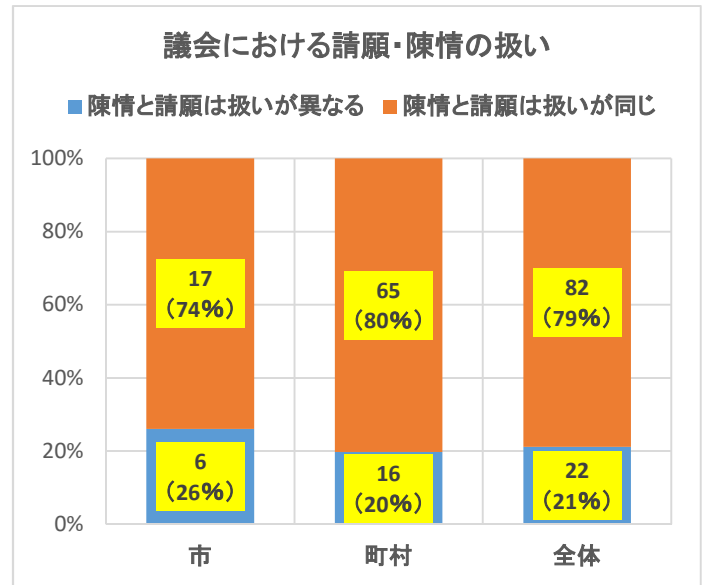
3地域の人口規模別請願・陳情者による議会での説明



⑧議会請願・陳情の扱い

項目	陳情と請願は扱いが異なる	陳情と請願は扱いが同じ	回答数
市	6(26%)	17(74%)	23
町村	16(20%)	65(80%)	81
全体	22(21%)	82(79%)	104

コメント:北海道内市町村議会では陳情と請願の扱いが同じという議会が多い。



⑨市町村別議会における公聴会開催の実施状況

市町村別議会における公聴会開催の実施状況

項目	回答議会数	公聴会実施議会	北海道公聴会開催議会比率	滋賀県公聴会開催議会比率	沖縄県公聴会開催議会比率
道・県	1	0	0%	0%	0%
市	33	0	0%	0%	0%
町村	118	0	0%	0%	0%
全体	152	0	0%	0%	0%

⑩市町村別議会における参考人招致の実施状況

市町村別議会における参考人招致の実施状況

項目	回答議会数	参考人招致実施議会	北海道参考人招致実施議会比率	滋賀県参考人招致実施議会比率	沖縄県参考人招致実施議会比率
道・県	1	0	0%	0%(0)	100%(1)
市	33	3	9%	31%(4)	64%(7)
町村	118	6	5%	0%(0)	20%(3)
全体	152	9	6%	24%(4)	41%(11)

(注)()内は議会数

コメント:3地域での市町村議会での参考人招致の実施状況を比較すると、沖縄県では41%、北海道6%、滋賀県24%と沖縄県での実施比率が高い。逆に、北海道の実施比率が非常に低い結果であった。

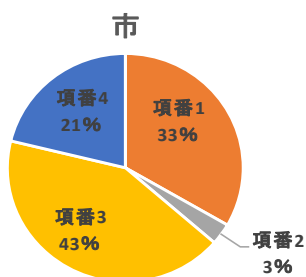
問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体等との直接意見交換を実施し、政策課題の発掘後、政策提言を行っていますか。(2019.4～2020.3の期間)

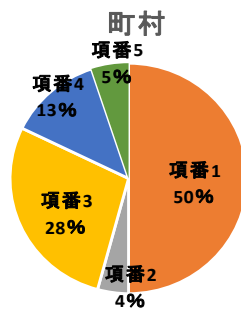
項番	内 容	県	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県
1	当該期間実施していない		11	33%		59	50%		70	46%	68 (47%)	70 (51%)	69 (55%)	3 (18%)	14 (52%)
2	検討中		1	3%	苫小牧市	5	4%	妹背牛町、美瑛町、上富良野町、遠軽町、平取町	6	4%	8 (6%)	20 (14%)	17 (13%)	0 (0%)	3 (11%)
3	直接住民等との意見交換を実施している	1	14	43%		33	28%		48	32%	43 (30%)	29 (21%)	23 (18%)	10 (59%)	3 (11%)
4	直接住民等との意見交換を実施し、住民意見に議会としての回答を後日取りまとめホームページ等で公表している。		7	21%	網走市、留萌市、江別市、士別市、名寄市、三笠市、深川市	15	13%	二セコ町、仁木町、奈井江町、鷹栖町、東川町、上富良野町、和寒町、佐呂間町、大空町、豊浦町、音更町、清水町、基別町、本別町、足寄町	22	14%	20 (14%)	16 (12%)	13 (10%)	4 (23%)	2 (7%)
5	直接住民等との意見交換を実施し、住民意見に議会としての回答を後日取りまとめホームページ等で公表し、さらに、出された政策課題について議会として、首長に政策提言を行っている。		0	0%		6	5%	福島町、栗山町、安平町、新得町、芽室町、別海町	6	4%	5 (3%)	3 (2%)	5 (4%)	0 (0%)	5 (19%)
回答数 計		1	33	100%		118	100%		152	100%	144	138	127	17	27
									3～5	50%	47%	35%	32%	82%	37%

(注) 太字/アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】

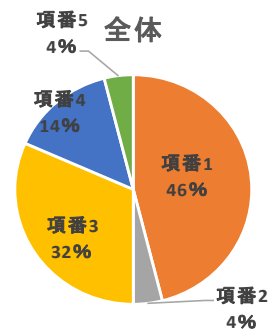
(回答数 33)



(回答数 118)



(回答数 152)



【コメント】

- ①「住民等との意見交換」が実施されている議会(項番3～5)は、76議会(50%)で、住民等との意見交換が行われている。道内の市町村議会の半分で住民等との意見交換が行われていることは議会改革の成果ではないか。
- ②住民等との意見交換が実施されている議会は、市議会では21議会(64%)、町村議会では54議会(46%)であった。町村議会より市議会で行われていることがわかる。次頁の人口規模別に見ると5千人以上のまちの議会が約60%、5千人以下のまちの議会が約40%と、5千人以下のまちの議会での実施比率が低い。地域別では十勝や釧路・根室の議会の約70%行われているが、渡島・松山の議会では、20%の議会で行われていない。
- ③議会基本条例施行の43議会(回答有)中16議会(37%)で住民等との意見交換が行われている。議会基本条例のある議会での実施が進まないことに条例の真価が問われている。
- ④過去の調査と比較すると、2020年調査の項番3・5は50%、2018年調査では47%、2016年調査では35%と、実施議会が徐々に増加している。
- ⑤北海道・滋賀県・沖縄県との比較では、住民等との意見交換を行っている(項番3～5)は滋賀県が82%、北海道が50%、沖縄県が37%であった。滋賀県内の市町村議会の多くで、行われている。

住民等との意見交換の活用事例

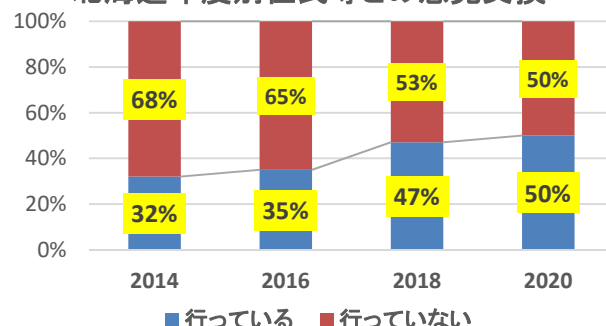
- 留萌市議会: 市部局への回答を含め、今後の考え方や方向性を市長に対し報告を実施した。
- 福島町議会: 年に1回、議会報告会を兼ねた「町民と議会との懇談会」を各町内会に出向き実施しており、懇談会で出された意見をともに、議会(常任委員会)で調査する内容があるか検討を加えている。また、懇談会の結果報告書を作成し、町長・教育長に手交するとともに、各町内会長へも送付したうえで、議会ホームページで公表している。
- 栗山町議会: 住民等との意見交換を受け、栗山赤十字病院の改築について提言書をまとめ、R2.3.27町長へ提出した。その他回答を議会だよりに掲載予定

(1) 年度別住民等との意見交換実施状況

項目	2020	2018	2016	2014
行っている	76(50%)	68(47%)	48(35%)	41(32%)
行っていない	76(50%)	76(53%)	90(65%)	86(68%)

コメント:2016年の実施比率35%から4年間かけて、ようやく50%に達することができた。これで、制度の定着が進む。

北海道年度別住民等との意見交換



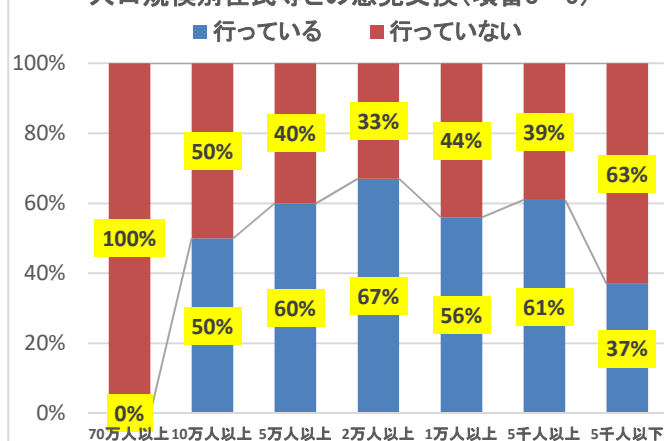
(2) 人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模別住民等との意見交換(項番3~5)

人口規模	議会数	実施数	北海道	滋賀県	沖縄県
道・県	1	1	100%	100%	0%
70万人以上	1	0	0%		
10万人以上	8	4	50%	100%	25%
5万人以上	5	3	60%	67%	40%
2万人以上	18	12	67%	100%	71%
1万人以上	18	10	56%	100%	20%
5千人以上	38	23	61%	0%	50%
5千人以下	63	23	37%		0%
計	152	76	50%	82%	37%

コメント:なぜ札幌市議会が実施に取り組まないのか、長年の疑問が解決していない。

人口規模別住民等との意見交換(項番3~5)

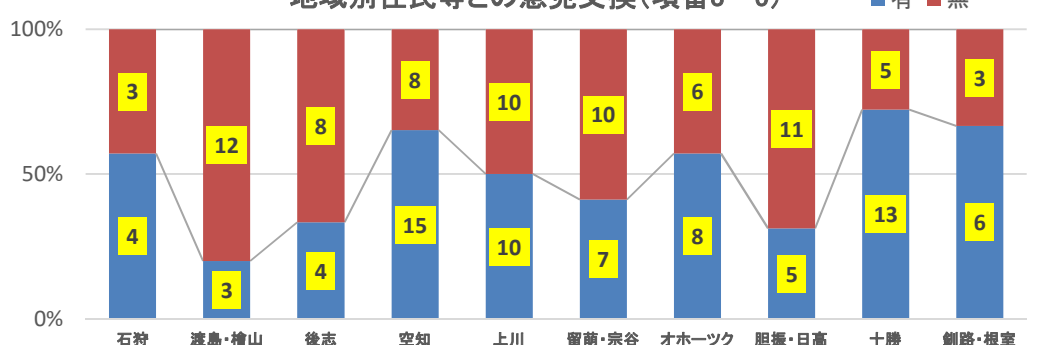


(3) 地域別住民等との意見交換実施状況

地域別住民等との意見交換(項番3~5)

	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	全体
回答数	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
有	4	3	4	15	10	7	8	5	13	6	75
無	3	12	8	8	10	10	6	11	5	3	76
2020年	57%	20%	33%	65%	50%	41%	57%	31%	72%	67%	
2018年との増減	7%	-15%	11%	-2%	3%	27%	-3%	-10%	7%	17%	
2018年	50%	35%	22%	67%	47%	14%	60%	41%	65%	50%	

地域別住民等との意見交換(項番3~5)



コメント:十勝、釧路・根室での実施比率が高いのに対し、渡島・檜山や胆振・日高での実施比率が低い。

- ・年度別住民等との意見交換の実施状況では、2014年調査で行っている議会は41議会(32%)であったが、6年後の2020年調査では76議会(50%)(1.85倍)と実施議会が調査ごとに増加している。市議会では64%、町村議会では46%、全体で50%の議会で住民等との意見交換が行われている。
- ・住民との意見交換有りは1万人以上の50議会中29議会の58%(53%)で行われ、1万人以下の101議会中46議会の46%(43%)で行われている。道内の68%を占める1万人以下の議会での実施の議を増やすことが全道の実施比率を上げることにつながる。()は2018年調査
- ・地域別では、十勝(72%)、釧路・根室(67%)での実施している議会が多いが、逆に、渡島・檜山(20%)、胆振・日高(31%)での実施している議会が少ない。2018年調査との比較では留萌・宗谷での実施議会の伸びが著しいのに対し、渡島・檜山の実施議会が大幅に落ちている。

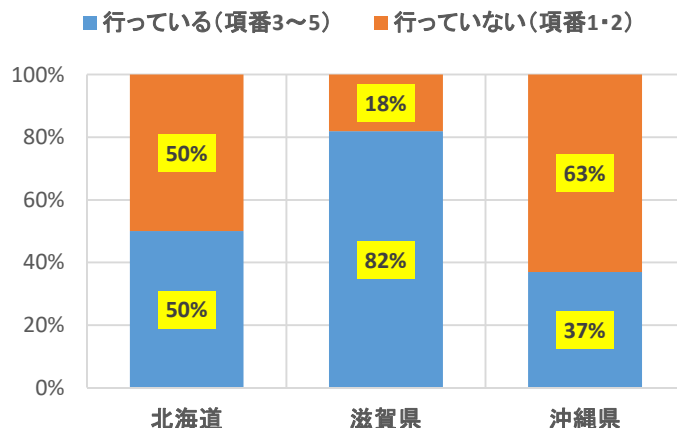
(4) 3地域間の住民等との意見交換実施状況比較

問2住民等との意見交換の実施状況比較

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
行っている (項番3～5)	50%	82%	37%
行っていない (項番1・2)	50%	18%	63%

コメント:北海道では50%の議会で実施されてる。議会が住民等との意見交換を行うという価値観が定着したと言えよう。同じように、滋賀県でも82%の実施比率から同様のことが言える。一方、沖縄県では37%と、定着の途上と言えそうである。

住民等との意見交換の実施状況比較



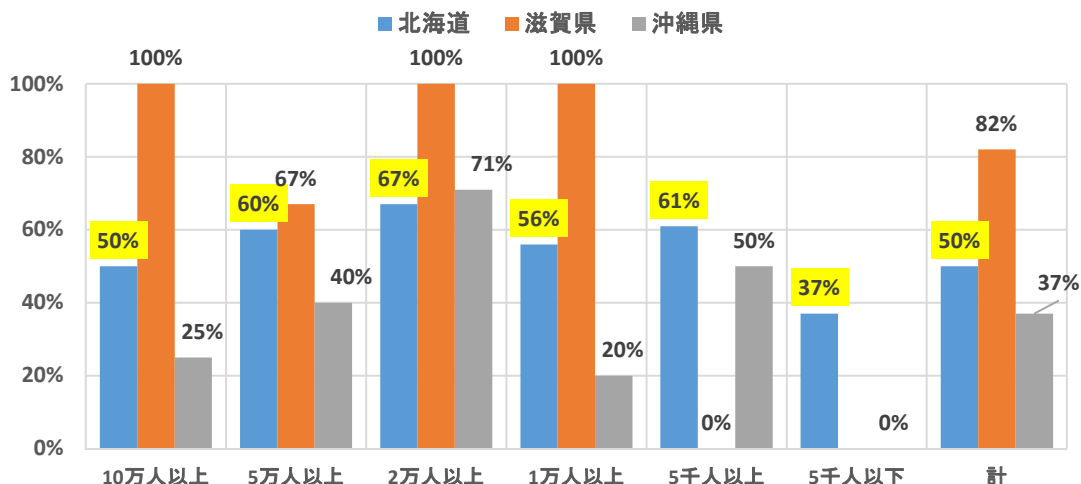
(5) 3地域間の人口規模別住民等との意見交換実施状況比較

人口規模別住民等との意見交換(項番3～5)

人口規模	議会数	実施数	北海道	滋賀県	沖縄県
道・県	1	1	100%	100%	0%
70万人以上	1	0	0%		
10万人以上	8	4	50%	100%	25%
5万人以上	5	3	60%	67%	40%
2万人以上	18	12	67%	100%	71%
1万人以上	18	10	56%	100%	20%
5千人以上	38	23	61%	0%	50%
5千人以下	63	23	37%		0%
計	152	76	50%	82%	37%

コメント:人口規模から見る住民等との意見交換の課題は、北海道は10万人以上と5千人以下、滋賀県は5千人以下、沖縄県は10万人以上、2万人以下1万人以上、5千人以下に住民等との意見交換に課題がある。

人口規模別住民等との意見交換の実施状況比較



問2 補足設問1 住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

2019.4～2020.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマを調査

NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	北海道	10	市町村	民族共生象徴空間の開業に向けた取り組み等について
			市町村等	市町村における有害鳥獣対策等について
			関係団体	地域における養殖ホタテガイの生産状況について
			関係団体	地域における養殖ホタテガイの生産状況について
			市町村等	北方領土に係る地域課題等について
			市町村議会	北方領土に係る地域課題等について
			関係住民	北方領土返還要求運動について
			市町村長	地方創生の取り組み等にかかる現状と課題について
			関係団体	観光振興に向けた取り組みに係る現状及び課題について
			市町村	地域における産炭地域振興及び省エネ・新エネ等の取り組み状況について
2	旭川市	5	市民	災害への備えについて
			市民	観光立市旭川の更なる推進
			市民	地域とともに取り組む空き家対策
			市民	住民主体のまちづくり
			旭川市民生委員児童委員連絡協議会	民生委員児童委員活動の課題について
			公益社団法人旭川民間保育所相互育成会	・旭川市への要望事項について ・保育を取り巻く諸課題について
			旭川商工会議所政策委員会	令和2年度施策に係る要望について
			旭川地区保護司会	更生保護活動について
			室蘭市校長会	市内小中学校の現状と課題について
			室蘭市老人クラブ連合会	室蘭市老人クラブ連合会の現状と課題について
3	室蘭市	3	室蘭エージェント会	港湾の物流における現状と課題について
4	釧路市	2	北のビーナス発見隊 ※地域イベントの運営等	音別町のまちづくり
			Haport(ハポート) ※子育て情報の発信等	子育てとまちづくり
5	帯広市	7	地域住民(5回)	市政全般
			帯広市町内会連合会	これからの町内会のあるべき姿
			帯広大谷短期大学生	市議会議員に対する素朴な疑問、まちづくりへの意見・要望
6	夕張市	3	一般市民(幼保・小・中・高の保護者)	特になし。意見交換会。
			一般市民(高齢者世代)	特になし。意見交換会。
			小学校6年生	事前に質問の提出あり。意見交換会
7	網走市	1	市民(高校生)	選挙に行こう！
8	留萌市	1	各種団体からの推薦及び一般公募	「道の駅」「子育て支援」
9	稚内市	6	稚内高校2年A組(普通科)	稚内生がオススメする、稚内の観光スポットを発信しよう！
			稚内高校2年B組(普通科)	稚内を住みやすい街にするために、私たち若者ができることは何だろうか？
			稚内高校2年C組(普通科)	ゴミの排出量が多い稚内、みんなの努力でゴミを減らすためには？
			稚内高校2年D組(商業科)	JR宗谷本線存続のために私たちができることは何だろうか？
			稚内高校2年E組(看護科)	稚内の地域医療を発展させるためには？
			稚内大谷高校2年A組	稚内の魅力を高めよう ～ 発見・発信 ～
10	芦別市	1	市民	市総合庁舎の整備について
11	江別市	2	市民	各常任委員会ごとに活動内容を報告する形式で実施
12	士別市	1	市内5地区(地区ごとに実施)	・地域公共交通について
				・家庭ごみについて ・その他
13	名寄市	2	市民	特になし
14	三笠市	1	一般市民	特になし
15	根室市	1	根室市民	市議会における各委員会の活動状況について
16	千歳市	1	一般市民	投票率の向上について
				子育て環境について
				あなたが思う千歳の観光
17	滝川市	3	認知症患者の家族会	認知症患者の介護について
			老人クラブ連合会	認知症と孤独死について
			青年会議所	インバウンド対策と次世代の人材育成について
18	砂川市	1	市民	なし(市政・議会全般)
19	歌志内市	1	町内会・老人クラブ	テーマは設定せずに、参加者から意見要望を聴取した。
20	深川市	1	移住された方々	行政サービスの課題など
21	登別市	7	登別市消防団	防災・減災のまちづくりに関して、住民の生命と財産を守るために
			登別市社会福祉協議会	高齢登別市社会福祉協議会の主な活動について、独居世帯の安心安全の暮らしについて等
			NPO法人モモンガくらぶ	モモンガくらぶの主な活動について、子育て環境の充実強化について
			登別市障害者福祉関係団体連絡協議会	登別市障害者福祉関係団体連絡協議会各団体の現状と課題について
			カルルス温泉サンライバスキー場関係団体	スキー場施設の現状及びインバウンド対策について
			生活・福祉委員会議会サポーター	委員会活動に対する意見交換
			観光・経済委員会議会サポーター	委員会活動に対する意見交換
22	石狩市	4	市民	自由

NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
23	新篠津村	2	老人クラブ連合会	高齢者をとりまく現状と課題について等
			商工会役員	村における商工業の現状と課題について
24	松前町	3	漁業協同組合	水産業の現状について
			町内介護関係施設	介護施設の課題、現状について
			商工会青年部	松前町の人口減への認識について
25	福島町	1(17会場)	全町内会(29町内会)	町政全般
		1	三師会(医師・歯科医師・薬剤師)	デマンドバス利用等
26	知内町	17	一般住民	知内の魅力発信について
			一般住民	・減災できる町づくり 知内らしい景観と景観づくり
			一般職員	議員の担い手について
			一般職員	議員・議会に望むこと
			各町内会員	特に無し
27	二セコ町	2	全町民	特になし
28	真狩村	1	住民	子育て、移住定住、村・議会に対する要望
29	仁木町	1	然別町内会	令和元年の議会活動
30	余市町	1	全町民	開かれた議会運営
31	南幌町	2	各団体(商工会女性部等6団体)	議員懇談会
			町民	議会報告懇談会(2回)
32	長沼町	1	町民	今後の学校教育について
33	栗山町	4	いちい保育園(出前)	日頃感じている意見・要望
			交通安全ユリの会(出前)	〃
			松風・桜丘地域まちづくり協議会	議会議員と地域住民の懇談会(意見交換)
34	浦臼町	2	地区老人クラブ(2箇所)	公共交通、町政について
35	新十津川町	13	行政区(8回)	町政全般
			一般住民(5回)	町政全般
36	北竜町	3	町内会長	特になし
			商工会役員	特になし
			商工・農協青年部	特になし
37	沼田町	2	沼田町自治振興協議会	地域課題について
			沼田長生クラブ	地域課題について
38	鷹栖町	5	町内5地区	町議会選挙は無投票ではダメなのか
39	東川町	2	全町民	新年度予算報告・意見交換会
			全町民	議会基本条例素案報告・意見交換会
40	上富良野町	2	全住民	議会・議員に求めるもの
			全住民	住民による意見と選択による
41	占冠村	1	中学生	首長になったら行いたい政策提言
42	和寒町	1	高齢者大学	議会活動報告、意見要望
43	下川町	3	全町民	消費税増税について ほか
			全町民	合意形成のあり方 ほか
			全町民	新年度予算 ほか
44	中川町	1	町内住民を対象	議会の年間活動報告と意見交換
45	羽幌町	2	町内の商店主	羽幌町の活性化
			小・中・高校生の保護者	羽幌町の子育て・教育について
46	初山別村	3	自治会・受託団体・老人クラブ・郵便局等	地域公共交通対策について
47	幌延町	1	町商工会	交流拠点施設整備計画について まちづくりについて
48	猿払村	2	高齢者の集まり(ふれあい学級)	村、議会に求めること
			商工会青年部	なし(質問項目への回答)
49	豊富町	3	豊富温泉もりあげ隊	テーマを設けず自由討論している
			豊富高校生徒会	同上
			おひさまサロン(生活支援・介護予防サービス事業)	同上

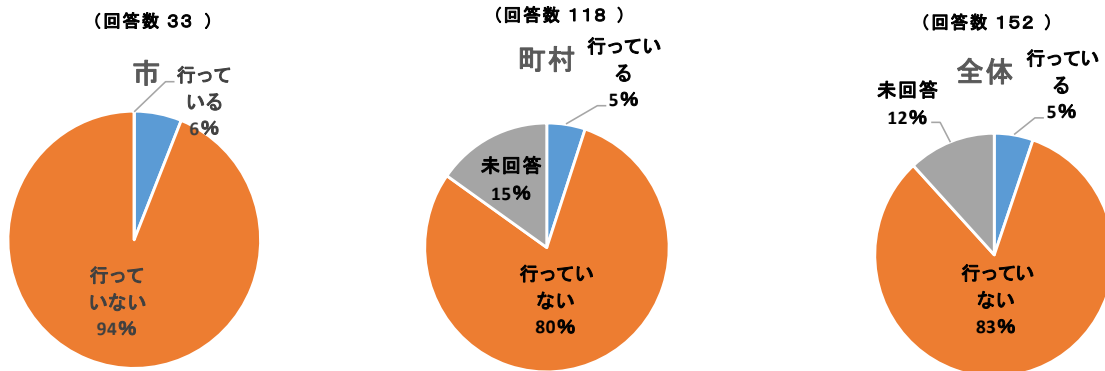
NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
50	美幌町	3	一般町民	住みよいまちづくり
			一般町民	住みよいまちづくり
			高校生	イベント企画の要望外
51	津別町	1	町民	議会報告会(意見交換会)
52	清里町	2	商工会	地域振興について
			羽衣町第2自治会	地域福祉について
53	置戸町	1	各青年団体・女性団体・一般町民	
54	佐呂間町	1	全町民	なし
55	湧別町	2	町民	人口減少に伴う今後のまちづくり
56	大空町	1	町民	議会報告会・意見交換会
57	豊浦町	2	一般町民	議会報告会
			観光協会	DMO
58	安平町	1	自治会、町内会等	震災関連
59	新ひだか町	1	地域住民(2地区に分けて開催)	介護サービス事業及び病院事業の今後について
60	音更町	2	町民	特になし
			町民	特になし
61	上士幌町	1	町民全般	ごみ処理等の環境問題の現状と課題 町内施設の評価と課題
62	新得町	2	新得地区	1.過疎化現象と少子高齢化社会 再整備とまちづくり
			屈足地区	1.過疎化現象と少子高齢化社会 再整備とまちづくり
63	清水町	1	住民	防災対策について 未来の子育てについて
64	芽室町	12	小中学校PTA(5回)	身近な課題、教育ほか
			各種団体(6団体)	各業界の課題、議会の政策課題
			高校生	全校生徒アンケートからの学習・生活の課題
65	中札内村	2	老人クラブ(2団体)	まちづくりや議会活動について
66	大樹町	1	老人クラブ連合会	フリー(活動状況や課題、意見交換)
67	幕別町	3	幕別町PTA連合会	学校施設の現状等について
			社会福祉法人ひまわり	社会福祉法人ひまわりの障がい者福祉事業について
			道路管理組合	道路管理の現状について
68	池田町	2	PTA及び保育関係者	教育及び町政全般
			仏教会	合葬墓の建設
69	本別町	7	全町民	議会及び町に対する要望等
			自治会、団体等	議会及び町に対する要望等
70	足寄町	5	全町民	(絞っていない)
71	浦幌町	6	商工会	今後のまちづくりについて
			農協	今後のまちづくりについて
			森林組合	今後のまちづくりについて
			一般町民(まちなかカフェDE議会)	災害時の情報伝達手段
			消防団(おじゃまDE議会)	今後のまちづくりについて
			議会モニター	議会運営等について
72	白糠町	2	町民	フリー
73	別海町	4	別海町商工会総務委員会	物産拠点によるまちなか賑わい
			道東あさひ農協	酪農研修牧場ほか担い手等確保政策
			別海高等学校高校生	別海高等学校の支援策
			別海中央小学校6年生	第8次別海町総合計画のアイデア(令和元年度は、第7次計画の初年度であるため未来に向けた提言となっている)
74	中標津町	1	中標津町全町内会連合会	町内会のあり方について
75	羅臼町	2	全町民	一校一園化について

問2 補足設問2 議会主催による住民へのアンケート調査

2019.4～2020.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

項番	内 容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2018 比率	2016 比率	滋賀県	沖縄県
1	行っている		2	岩見沢市議会 芦別市議会	6%	6	南幌町議会 栗山町議会 和寒町議会 安平町議会 浦幌町議会 別海町議会	5%	8	5%	4%	3%	0%	0%
2	行っていない	1	31		94%	94		80%	126	83%	79%	76%	94%	89%
3	未回答		0		0%	18		15%	18	12%	17%	21%	6%	11%
回答数 計		1	33		100%	118		100%	152	100%	100%	100%	100%	100%

【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会が地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行っている議会は、市議会では2議会(6%)町村議会では6議会(5%)と、議会が住民へのアンケート調査は行われていないことがわかる。
- ②住民へのアンケート調査を行っている8議会中、議会基本条例あり議会が5議会、議会基本条例なし議会が3議会と、議会基本条例がある議会の方が住民へのアンケート調査を行うきっかけになっている。
- ③議会基本条例施行の43議会(回答有)中5議会(12%)で住民へのアンケート調査が行われている。議会基本条例がある議会での実施が望まれる。
- ④過去の調査と比較すると、2020年調査で行っているのは5%、2018年調査では4%、2016年調査では3%と、微増である。
- ⑤アンケート実施の具体的な内容は以下のようなものであった。

岩見沢市議会：市議会の広報広聴活動が市民にどの程度伝わっているか
 芦別市議会：市総合庁舎の整備について(アンケート結果をまとめ、市側へ提出した)
 南幌町議会：懇談会日程、議会・町行政に対する要望・意見(議会運営に活用)
 栗山町議会：議会報告会への要望、開催時期、開催時刻等(議会報告会の今後のあり方に活用)
 和寒町議会：議員への期待役割、活動印象、報酬、定数、議員の成り手不足
 安平町議会：自治会、町内会等へ震災関連
 浦幌町議会：議会町民アンケート(今後の議会運営の改善につなげる)
 別海町議会：別海高等学校の支援策及びまちづくり全般(一般質問、予算審査及び所管事務調査に幅広く活用)

- ⑤北海道・滋賀県・沖縄県との比較では、北海道では議会により住民へのアンケート調査が8議会(5%)で行われているのに対し、滋賀県・沖縄県の県及び市町村議会では0議会と住民へのアンケート調査は行われていないことが分かった。

問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者(委員外議員含まず、住民に限ります)が発言することを認めていますか。(簡易公聴会)(2019.4～2020.3の期間)

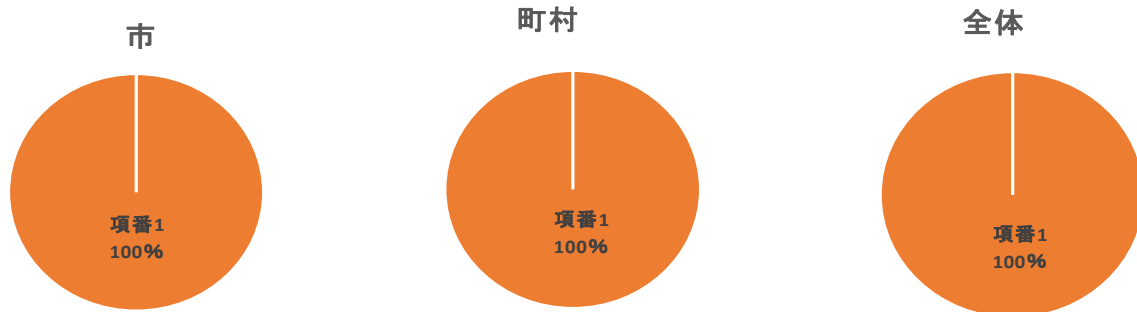
項番	内 容	県	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	33	100%		118	100%		152	100%	100%	98%	97%	16 (94%)	27 (100%)
2												1%	0%		
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある		0			0	0%		0	0%	0%	1%	1%	1 (6%)	0 (0%)
4															
5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある		0			0	0%		0	0%	0%	0%	2%	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	33	100%		118	100%		152	100%	100%	100%	100%	17	27

(注)補足設問の④会議等を公開する根拠、⑤会議等を公開している範囲については、数値化を省略します。

【グラフデータ】 (回答数 33)

(回答数 118)

(回答数 152)



【コメント】

①「本会議又は委員会では傍聴者の発言」は、すべて認めていない(実績ない)。
傍聴者への発言を認めることは、議会への関心を持ってもらうための1つの手段として有効である。特に、人口規模が小さい議会では有効ではないか。
ただ、現状の議事堂の形状が、本会議場では議場と傍聴席が分離されているところが多いため容易に傍聴者の発言を聴くことは難しいが、委員会では分離されていないところが多いので、委員会から簡易公聴会として行って見てはどうか。さらに、傍聴者の発言を聴く委員会の運営方法や委員会の審議に反映する方法を定める必要があるのではないかな。

②福島町議会の傍聴者の発言への取り組みは以下の通り
令和元年度、参画者(傍聴者)の発言用マイクを参画者席に設置したが発言実績はない。

(参考1)「北海道福島町議会への参画を推奨する規則」

第2条『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。

第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。

(参考2)「北海道芽室町議会傍聴条例」

(傍聴の奨励)第2条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。

①(本会議の)傍聴者数の公表(広報紙等)

項目	有	無	回答無	計
道	0	1	0	1
市	7(27%)	19(73%)	7	33
町村	20(21%)	76(79%)	22	118
計	27(22%)	96(78%)	29	152

③議会委員会傍聴規程の有無

項目	有	無	回答無	計
道	0	1	0	1
市	21(81%)	5(19%)	7	33
町村	58(60%)	39(40%)	21	118
計	79(64%)	45(36%)	28	152

②(本会議での)手話通訳(事前予約含む)

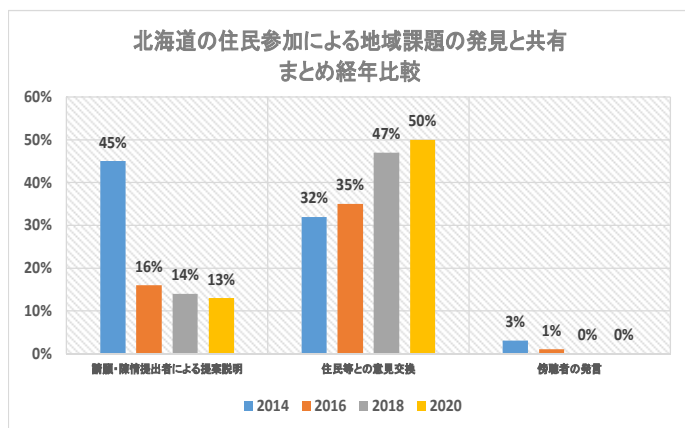
項目	有	無	回答無	計
道	1	0	0	1
市	8(31%)	18(69%)	7	33
町村	1(1%)	93(99%)	24	118
計	10(8%)	111(92%)	31	152

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有まとめ

①経年別比較

年度別項目別実施状況(項番3～5)

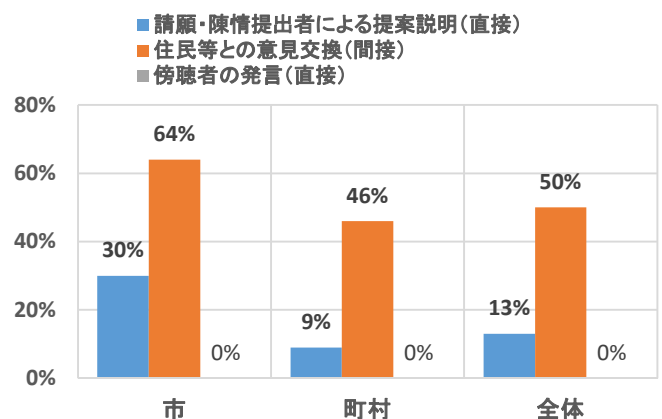
項目		る提請 (直接) 提出者・陳 明よ情	住民等との (間接) 意見交換	言傍 (直接) 聴者の発 言
北海道	2014	45%	32%	3%
	2016	16%	35%	1%
	2018	14%	47%	0%
	2020	13%	50%	0%
滋賀県		35%	82%	6%
沖縄県		52%	37%	0%



②市町村別比較

項目	る提請 (直接) 提出者・陳 明よ情	住民等との (間接) 意見交換	言傍 (直接) 聴者の発 言
市	30%	64%	0%
町村	9%	46%	0%
全体	13%	50%	0%

市・町村別住民参加のまとめ



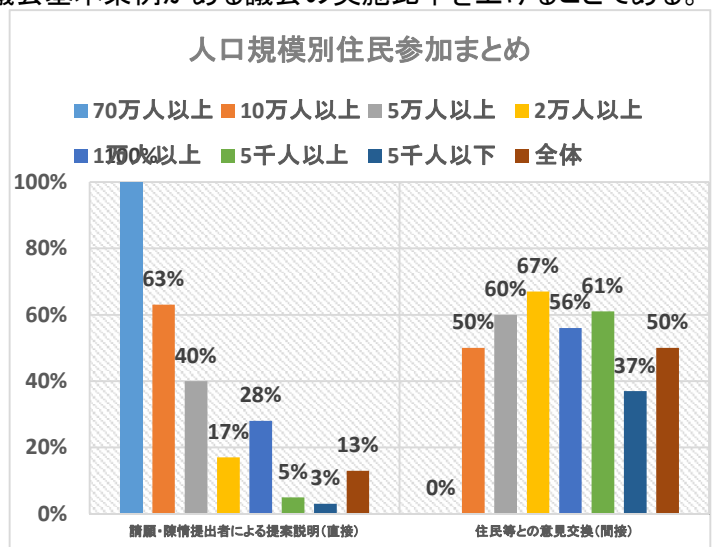
コメント:「住民等との意見交換」は経年変化が上昇傾向にあるのに対し、「請願・陳情者による提案説明」は経年変化が横ばいで、「傍聴者の発言」はほとんど変化がない結果であった。特に、「請願・陳情者による提案説明」は滋賀県では35%、沖縄県では52%と、市町村議会で実施されているのに対し、北海道では13%の議会で行われていない。その一つの解決策は次頁の⑤の議会基本条例がある議会の実施比率を上げることである。

③人口規模別比較

人口規模別項目別実施状況(項番3～5)

人口規模	回答数	る提請 (直接) 提出者・陳 明よ情	住民等との (間接) 意見交換	言傍 (直接) 聴者の発 言
70万人以上	1	1(100%)	0(0%)	0(0%)
10万人以上	8	5(63%)	4(50%)	0(0%)
5万人以上	5	2(40%)	3(60%)	0(0%)
2万人以上	18	3(17%)	12(67%)	0(0%)
1万人以上	18	5(28%)	10(56%)	0(0%)
5千人以上	38	2(5%)	23(61%)	0(0%)
5千人以下	63	2(3%)	23(37%)	0(0%)
計	151	20(13%)	75(50%)	0(0%)

(注) 北海道議会含まず。



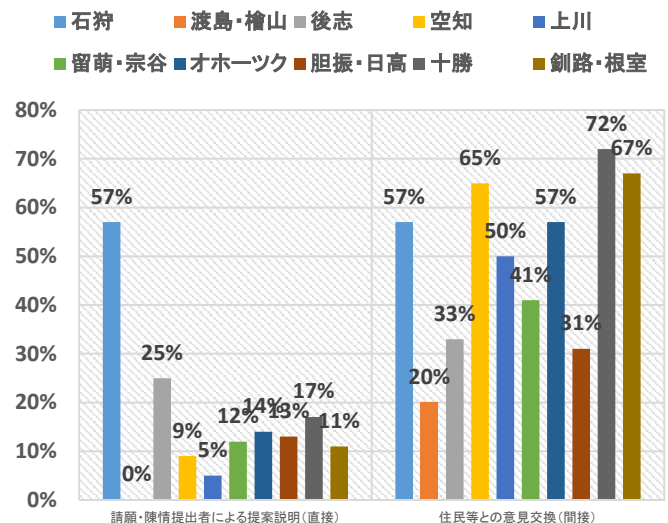
コメント:議会への住民参加の手段としての「請願・陳情者による提案説明」と「住民等との意見交換」には人口規模的に苦手な議会があるようだ。たとえば、「請願・陳情者による提案説明」では10万人以上の大議会では行っている議会が多いが、10万人以下の中小議会では急激に実施議会の比率が下がる。一方、「住民等との意見交換」は逆に、10万人以上の大議会と5千人以下の小規模議会での実施比率が低く、中規模議会での実施比率が高い。人口規模が大きい議会には「請願・陳情者による提案説明」が、人口規模が中小議会には「住民等との意見交換」のしくみが受け入れやすいことを示している。

④地域別比較

地域別項目別実施状況(項番3～5)

項目	回答数	る提請 (直接 提出者・陳 明よ情)	住民等との (意見交換 間接)	言傍 (聴者 直接の 発)
石狩	7	4(57%)	4(57%)	0(0%)
渡島・檜山	15	0(0%)	3(20%)	0(0%)
後志	12	3(25%)	4(33%)	0(0%)
空知	23	2(9%)	15(65%)	0(0%)
上川	20	1(5%)	10(50%)	0(0%)
留萌・宗谷	17	2(12%)	7(41%)	0(0%)
オホーツク	14	2(14%)	8(57%)	0(0%)
胆振・日高	16	2(13%)	5(31%)	0(0%)
十勝	18	3(17%)	13(72%)	0(0%)
釧路・根室	9	1(11%)	6(67%)	0(0%)

地域別住民参加まとめ



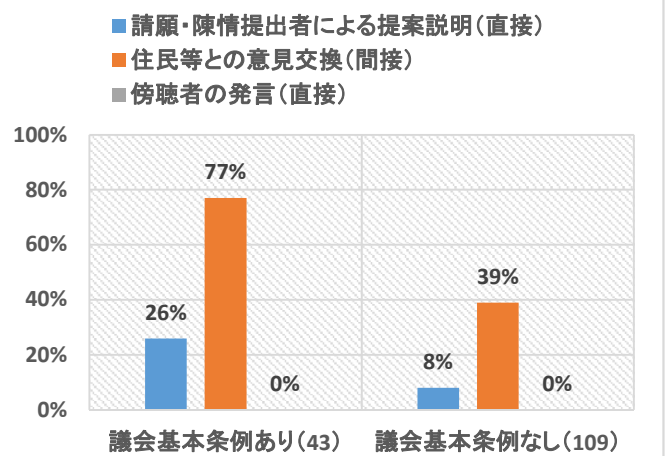
コメント:議会への住民参加の状況を地域別に見ると、回答の7議会中5議会が5万人以上の市が多い石狩地域が「請願・陳情者による提案説明」と「住民等との意見交換」を50%以上の議会で実施しているのに対し、渡島・檜山、胆振・日高地域では実施している議会が少なく、地域間での差が生じている。

(注)実施比率50%以上は制度の必須期、10%未満は制度の導入期、10%以上～50%未満は制度の普及期
導入期は制度の有効性を試す時期。普及期は制度の有効性に気が付き導入を促進する時期。
必須期は制度の有効性が認められ、制度が定着した状況

⑤議会基本条例有無別比較

項目	る提請 (直接 提出者・陳 明よ情)	住民等との (意見交換 間接)	言傍 (聴者 直接の 発)
議会基本条例あり(43)	11(26%)	33(77%)	0(0%)
議会基本条例なし(109)	9(8%)	43(39%)	0(0%)

議会基本条例の有無に見る住民参加まとめ



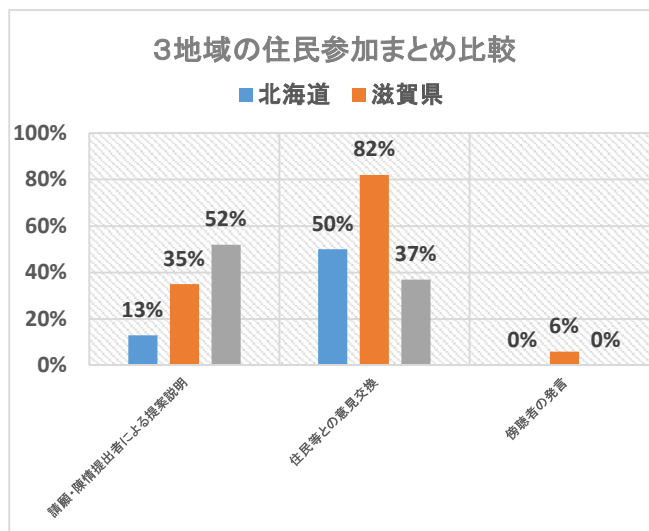
コメント:議会への住民参加の状況を議会基本条例の有無で見ると、「請願・陳情者による提案説明」と「住民等との意見交換」は条例が有の方が無より実施比率が高いことは明確であり、条例の有効性を示している。条例があることで、議会への住民参加が促進される。

たとえば、「請願・陳情者による提案説明」は住民からの請願・陳情(住民が地域課題の提起)には議会が住民の声を政策作りに取り組むことが求められる。また、「住民等との意見交換」は議会が住民等との意見交換を通じ、議会が地域課題を発見し、政策作りに取り組むという違い(動機の強弱)があるが、条例があることで議会は住民の権利保障を約束したことになる。では実際に、「請願・陳情者による提案説明」では条例があっても26%の議会しか行われていない。「住民等との意見交換」は条例があることで、77%の議会が行っており、実施比率は高い、しかし、100%ではない。このことから、議会が条例を遵守していないのではないかという疑問が生じる。注目すべきことは、条例がない39%の議会でも実施されているということである。「住民等との意見交換」は議会として、当然の役割との認識が議会に定着していると言えるのではないかな。

⑥3地域のまとめ全体比較

3地域の住民参加による地域課題の発見と共有まとめ項目別比較(項番3~5の比率)

参加形態	項目	北海道	滋賀県	沖縄県
直接	請願・陳情提出者による提案説明	13%	35%	52%
間接	住民等との意見交換	50%	82%	37%
直接	傍聴者の発言	0%	6%	0%

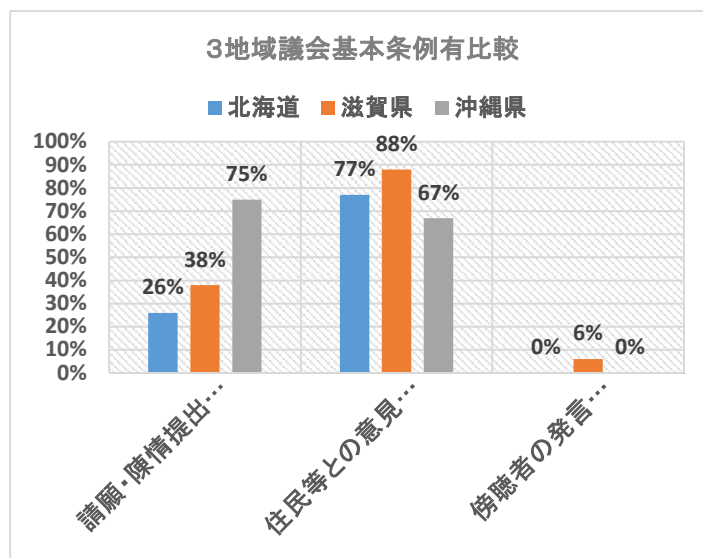


コメント:3地域の実施比率から制度が定着化しているかを見てみる。「請願・陳情者による提案説明」は沖縄県は必須期(50%以上)、滋賀県・北海道は普及期(10%以上50%未満)と制度の有効性を認識した議会が徐々に増えつつある。それに対し、「住民等との意見交換」は北海道・滋賀県が必須期、沖縄県は普及期と、いずれも、導入期を終え、2地域では必須期に達していることから制度そのものが定着の域に達している。残念ながら、「傍聴者の発言」については、①地域共に10%未満の導入期であり、今度、制度としての定着が見通せない。

⑦3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

	項目	る提請 (直接)	る提請 (間接)	言傍 (聴者)
議会基本 条例あり	北海道	43(28%)	11(26%)	33(77%)
	滋賀県	16(94%)	6(38%)	14(88%)
	沖縄県	12(44%)	9(75%)	8(67%)
議会基本 条例なし	北海道	109(72%)	9(8%)	43(39%)
	滋賀県	1(6%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	15(56%)	5(33%)	2(13%)



(注)自治体数及び比率は回答をベースとする

コメント:3地域の議会基本条例の制度導入への有効性はすでに証明されているので、条例なしの議会の制度の実施比率に注目し、制度の定着化が進んでいるか見てみたい。条例がなくても実施している議会が多くあるということは制度が定着していることを表しており、たとえば、沖縄県の 条例なし「請願・陳情者による提案説明」が33%、北海道の条例なし「住民等との意見交換」は39%と、制度の導入が進んでいることを示している。これは、「請願・陳情者による提案説明」や「住民等との意見交換」は議会には無くてはならない制度となっていることを示している。

2-2 議会内の討議と合意形成

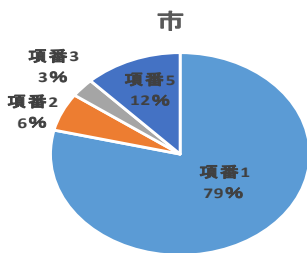
問4 首長提案等の議案に対する議員間討議(自由討議)と合意形成

首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議(自由討議)が行われ、合意形成が図られていますか。

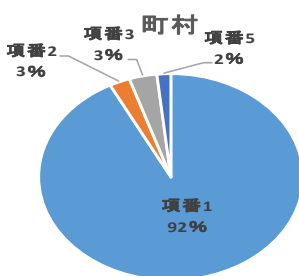
項番	内 容	道	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県
1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	26			79%	109			92%	136	90%	121 (84%)	111 (80%)	74 (58%)	9 (53%)	19 (70%)
2	検討中		2	苫小牧市 稚内市		6%	3	仁木町 妹背牛町 芽室町		3%	5	3%	7 (5%)	10 (7%)	5 (4%)	2 (12%)	2 (7%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている		1	石狩市		3%	4	黒山町 秩父別町 小平町 猿払村		3%	5	3%	9 (6%)	11 (8%)	27 (21%)	1 (6%)	1 (4%)
4						0%				0%							
5	条例規則の規定に基づき採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている		4	帯広市 江別市 三笠市 釧路市		12%	2	福島町 興部町		2%	6	4%	7 (5%)	6 (5%)	21 (17%)	5 (29%)	5 (19%)
回答数 計		1	33			100%	118			100%	152	100%	144	138	127	17	27
(注) 太字は議会基本条例施行市町村											3・5	7%	11%	13%	38%	35%	23%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

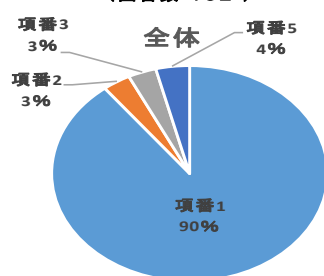
【グラフデータ】 (回答数 33)



(回答数 118)



(回答数 152)



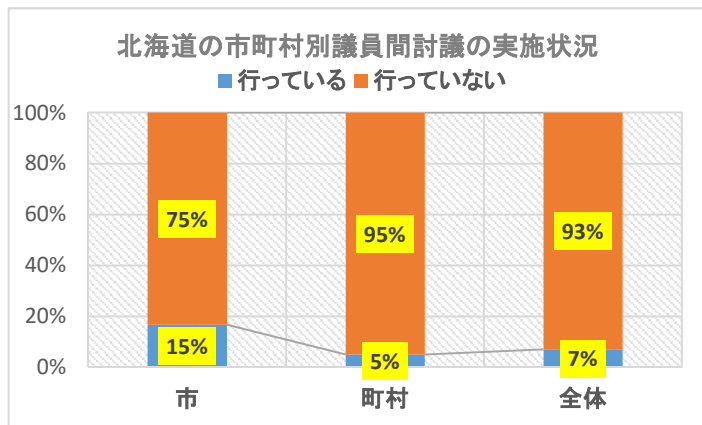
【コメント】

- ①議員間討議を行っている(項番3・5)は、11議会(7%)で行われている。
- ②議員間討議を行っているのは、市議会が5議会(15%)、町村議会が6議会(5%)と、議員間の自由討議を実施している比率では町村議会より市議会の方が、議会数では市議会より町村議会の方が多く行われている。次頁の人口規模別比較では70万人以下5万人以上の議会での実施比率が高いが、実施している議会数では5千人以下の議会が多い。
- ③議会基本条例施行の43議会(回答有)中8議会(19%)《2018年調査では24%》で、「議員間討議を行っている」という結果であった。議会基本条例を施行している議会は、条例で議員間討議が規定されているところが多い。にもかかわらず、行われていない議会が多いということは、条例が遵守していない議会が多くあることを示している。「これでよいのか」という声が議員の中から出ないことにも疑問を感じる。
- ④「議員間討議が行われている」(項番3・5)を経年比較すると、2014年調査では48議会(37.8%)、2016年調査では17議会(13%)、2018年調査では16議会(11%)、2020年調査では11議会(7%)と調査ごとに減少している。議員間の討議が行われていない議会が多いということは、議会審議が形式化し、議会の存在意義が問われていると言っても過言ではない。
- ⑤3地域の議員間討議の「実績がある」(項番3・5)は、北海道7%、滋賀県35%、沖縄県23%と、滋賀県や沖縄県の市町村議会では、議員間討議が行われていることがわかる。北海道の市町村議会での議員間討議のあり方の見直しが必要ではないか。
- ⑥補足設問1(P33参照)の議会の審査形態が「本会議主義」「委員会主義」のどちらかを問うたところ、市議会では77%が委員会主義、23%が本会議主義であった。一方、町村議会では89%が本会議主義、11%が委員会主義であった。北海道全体では、本会議主義が74%、委員会主義が26%であった。人口規模別では1万人以下の議会では91%が本会議主義であった。このことは、北海道内自治体議会が議員間討議が進まないのは本会議主義が多いことと関係するのではないかと。案件によっては議決前に、審議プロセスをいったん止め、議員間で賛成・反対の根拠を明らかにし、そのうえで議員間討議を行い議員間及び傍聴者の理解を深める仕組みが必要ではないか。参考として、(沖縄県)宜野湾市議会議員間討議実施要綱(平成28年7月1日施行)を参照してほしい。
- ⑦議員間討議ありと審査方式(本会議主義・委員会主義)とのクロスでは議員間討議が行われているのは(11市町村)、本会議主義が6町村(6%)、委員会主義が5市(14%)であった。市では委員会主義、町村では本会議主義で議員間討議が行われている。(P33参照)
- ⑧実際、補足設問2・3・4(P34)の首長提案案に対する「議会による否決」、「議員による修正」、「議員間討議内容」を「議員間討議を行っている」と回答の議会と「議員間討議を行っていない」と回答の議会とで比較(次頁)すると、前者は「議会による否決」が0議会、「議員による修正」が1議会、「議員間討議内容」が6議会、それに対し、後者は「議会による否決」が6議会、「議員による修正」が14議会、「議員間討議内容」が2議会と、「議員間討議を行っていない」と回答の議会の方が、「議会による修正」、「議員による修正」、「議員間討議内容」も多い結果であった。このことは、議員間討議を行うことと議案の否決や修正と関係がないことを示している。(この傾向は北海道・滋賀県共に共通であった)
- ⑨北海道、滋賀県、沖縄県の議員間討議の実施状況と審査方式(本会議主義・委員会主義)との関係を見てみる。北海道は議員間討議の実施状況は7%、74%が本会議主義、滋賀県は議員間討議の実施状況は35%、94%が委員会主義、沖縄県は議員間討議の実施状況は23%、76%が委員会主義と、滋賀県・沖縄県では委員会主義が中心であるのに対し、北海道は本会議主義が中心となっている。市町村議会では議員間の討議(議事機関)が議会の命ではないのか、それが行われている議会が少ないということは、住民からの期待に応えていないことと同じではないか。

①北海道の市町村別議員間討議の実施状況

北海道の議員間討議の実施状況

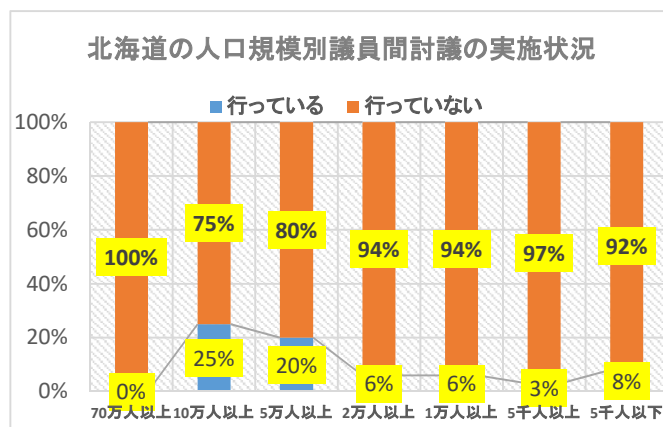
項目	道	市	町村	全体
行っている	0(0%)	5(15%)	6(5%)	11(7%)
行っていない	1(100%)	28(75%)	112(95%)	141(93%)



コメント:議員間討議の実施状況は、市議会では5議会15%、町村議会では6議会5%と、実施比率では市議会の方が高い。

②北海道の人口規模別議員間討議の実施状況

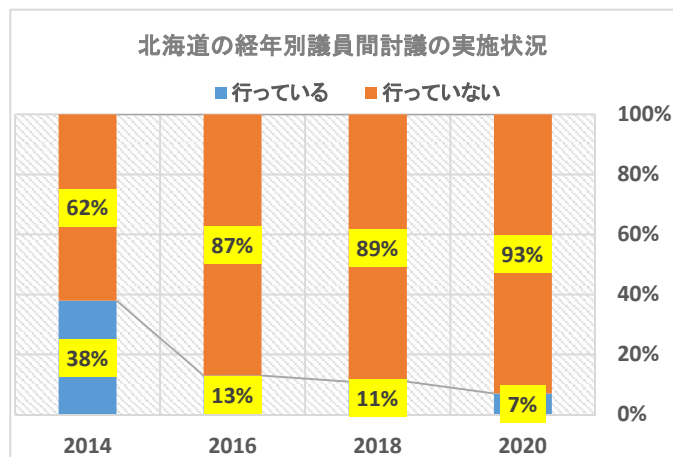
人口規模	行っている	行っていない	計
道	0	1	1
70万人以上	0	1	1
10万人以上	2(25%)	6	8
5万人以上	1(20%)	4	5
2万人以上	1(6%)	17	18
1万人以上	1(6%)	17	18
5千人以上	1(3%)	37	38
5千人以下	5(8%)	58	63
計	11(7%)	141	152



コメント:人口規模70万人以下5万人以上と5千人以上の議会での議員間討議がされている。規模の大きい議会で行われている。

③北海道の経年別議員間討議の実施状況

項目	2020	2018	2016	2014
行っている	7%	11%	13%	38%
行っていない	93%	89%	87%	62%

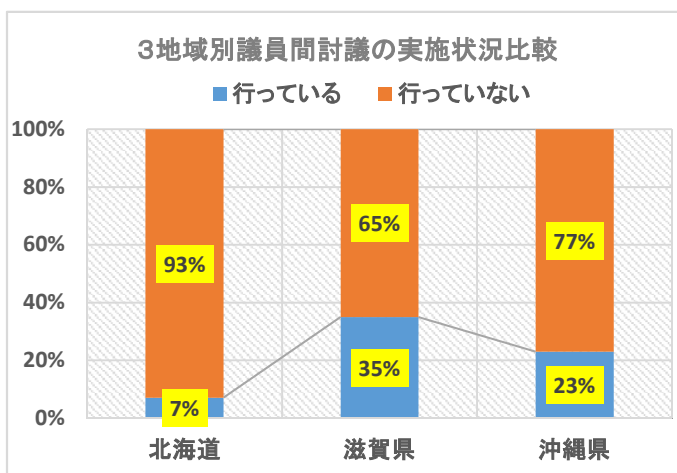


コメント:経年ごとに議員間討議を行う議会の実施比率が減少している。議員間討議をする議会が増えないことに議会の今後に不安を感じる。

④3地域の議員間討議の実施状況

議員間討議の実施状況

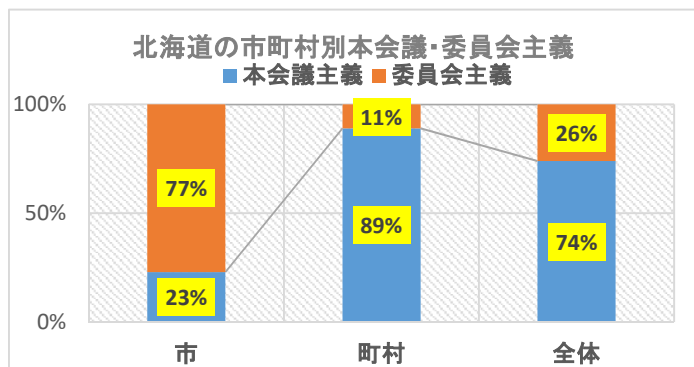
項目	北海道	滋賀県	沖縄県
行っている (項番3・5)	11 7%	6 35%	6 23%
行っていない (項番1・2)	141 93%	11 65%	21 77%



コメント:3地域の比較では、滋賀県が35%、沖縄県が23%、それに対し北海道は7%と、議員間討議をしている議会の実施比率が極端に低いことを示している。

⑤市町村別審査方式(本会議主義・委員会主義)の実施状況

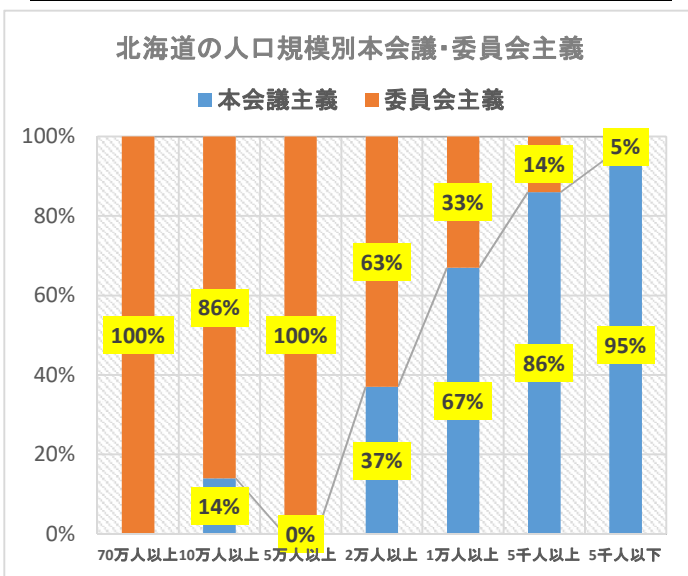
項目	本会議主義	委員会主義	計
市	7(23%)	24(77%)	31
町村	97(89%)	12(11%)	109
全体	104(74%)	36(26%)	140
滋賀県	1(6%)	16(94%)	17
沖縄県	6(24%)	19(76%)	25



コメント:北海道の市議会では委員会主義(77%)が、町村議会では本会議主義(89%)が多い。北海道の議会全体では、本会議主義が74%、委員会主義が26%と、北海道は町村が8割あるとしても町村議会での本会議主義が多い。

⑥人口規模別審査方式(本会議主義・委員会主義)の実施状況

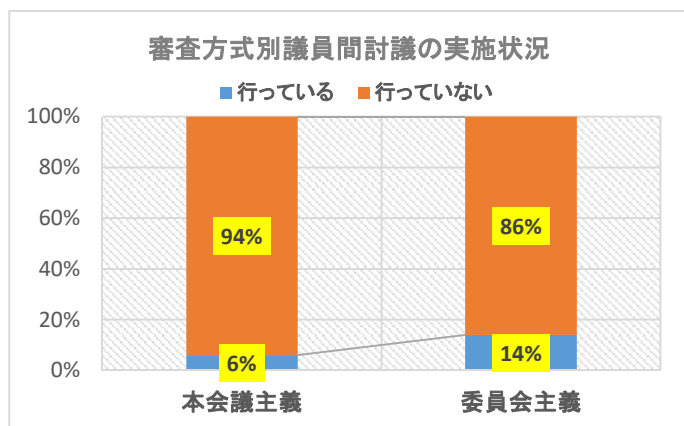
人口規模	本会議主義	委員会主義	計
70万人以上	0	1	1
10万人以上	1	6	7
5万人以上	0	5	5
2万人以上	6	10	16
1万人以上	12	6	18
5千人以上	30	5	35
5千人以下	55	3	58
計	104	36	140



コメント:本会議主義は人口規模5万人以下、委員会主義は5万人以上の議会が多いということから、議会の規模と審議方式がリンクしている。

⑦審査方式(本会議主義・委員会主義)別議員間討議の実施状況(クロス)

項目	本会議主義	委員会主義	全体
行っている	6(6%)	5(14%)	11
行っていない	98(94%)	31(86%)	129



コメント:議員間討議が行われるのは委員会主義の方が実施比率が高い結果であった。このことは、滋賀県も沖縄県も同様の結果であった。

(参考)

滋賀県の審査方式別議員間討議の実施状況

項目	本会議主義	委員会主義	全体
行っている	0(0%)	6(38%)	6
行っていない	1(100%)	10(62%)	11

沖縄県の審査方式別議員間討議の実施状況

項目	本会議主義	委員会主義	全体
行っている	1(17%)	5(26%)	6
行っていない	5(83%)	14(74%)	19

問4 補足設問2・3・4

2. 2019.4～2020.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

3. 2019.4～2020.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

市				
項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	議員間討議内容
議員間討議(自由討議)を行っている議会	5	0	1	4
議員間討議(自由討議)を行っていない議会	28	1	1	1
計	33	1	2	5
(注) 数は回答議会数		3%	6%	15%
町村				
項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	議員間討議内容
議員間討議(自由討議)を行っている議会	6	0	0	2
議員間討議(自由討議)を行っていない議会	112	5	13	1
計	118	5	13	3
(注) 数は回答議会数		4%	11%	3%
全体				
項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	議員間討議内容
議員間討議(自由討議)を行っている議会	11	0	1	6
議員間討議(自由討議)を行っていない議会	140	6	14	2
計	151	6	15	8
北海道全体		4%	10%	5%
滋賀県全体		2(13%)	3(25%)	4(25%)
沖縄県全体		6(23%)	8(31%)	2(8%)

(注1) 数は回答議会数 (注2) 道・県議会含まず。

4. 2019.4～2020.3の期間、議会として自由討議を行った内容

議会名	審査方式	議員間討議内容	自由討議有	政務活動費有	人口規模
帯広市議会	委員会主義	第七期帯広市総合計画(素案)に対する意見の取りまとめ	○	○	10万人以上
江別市議会	委員会主義	江別市立病院の苦しい財政状況から、議員及び特別職の期末手当の引き上げを行うべきではないという内容	○	○	10万人以上
登別市議会	委員会主義	「消防本署新庁舎建設事業費」について 登別市廃棄物の再利用及び処理に 原子力発電所廃炉金属の加工再利用事業にかかる情報収集と公開について	○	○	5万人以下 2万人以上
伊達市議会	委員会主義	老朽化した市立図書館の整備について	×	○	5万人以下 2万人以上
新ひだか町議会	本会議主義	介護サービス事業及び病院事業の経営改善基本方針について	×	×	5万人以下 2万人以上
栗山町議会	本会議主義	栗山町体育施設条例の一部を改正について	○	○	2万人以下 1万人以上
福島町議会	本会議主義	第2期福島町人口ビジョン、総合戦略の策定 危険木等から町民の生命・財産を守る条例の制定 指定管理者制度の導入(岩部わくわくクルーズ事業ほか) がんばる地元企業応援条例の見直し	○	○	5千人以下

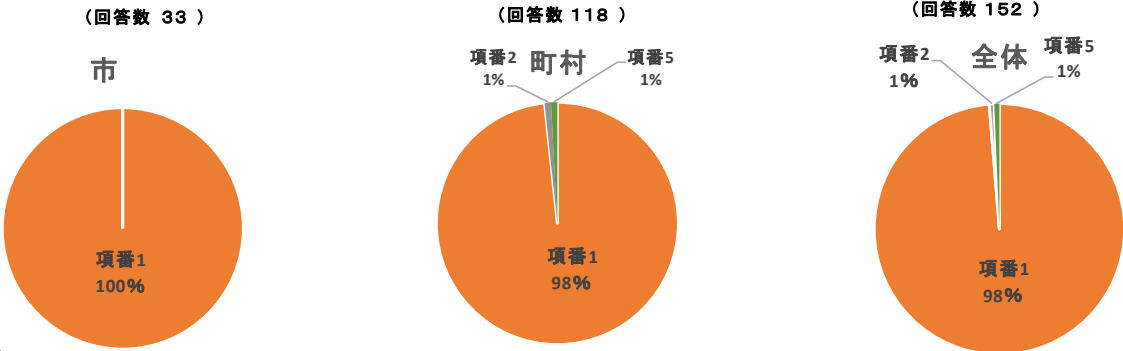
問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

項番	内 容	県	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県
					比率			比率							
1	設置していない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	33		100%	116		98%	150	98%	98%	94%	94%	16 (94%)	23 (85%)
2	検討中		0		0%	1	松前町	1%	1	1%	1%	4%	0%	1 (6%)	3 (11%)
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%	0%	0%	2%	0 (0%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%	0%	1%	2%	0 (0%)	1 (4%)
5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	1	福島町	1%	1	1%	1%	1%	2%	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	33		100%	118		100%	152	100%	100%	100%	100%	17	27
									3~5	1%	1%	2%	6%	0%	4%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

- ①「調査機関又は附属機関の設置がある」(項番3～5)は、福島町議会の1議会(1%)のみであった。
- ②議会基本条例施行の43議会(回答有)中1町議会(2%)が「調査機関又は附属機関の設置」が行われている。
- ③「調査機関又は附属機関の設置がある」の経年比較では、2014年調査では7議会(16%)、2016年調査では3議会(6%)、2018年調査では2議会(1%)、2020年調査では1議会(1%)と、「調査機関又は附属機関の設置」を行っている議会が調査をするたびに減少傾向にある。調査機関又は附属機関の設置は、2018年調査では福島町と芽室町での運用実績があったが、2020年調査では福島町議会のみであった。
- ④3地域の「調査機関又は附属機関の設置がある」(項番3～5)は、北海道1議会(1%)、滋賀県は0議会(0%)、沖縄県は1議会(4%)と制度として普及していないことがわかる。
- ⑤北海道内市町村議会における専門的知見の活用議会や議員等提出条例(議会基本条例等を除く)の有の議会は0議会であった。
- ⑥調査機関又は附属機関の設置は、議会が幅広い議論を前提に、議会として迅速に議決する上で、専門的な助言が期待できる。最近では課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、客観性を担保した機関の設置は、議会が新たな価値を高めることにつながると考える。また、調査機関又は附属機関の設置は、議会事務局に調査担当職員の配置が進まない中で、議会事務局機能を補完する役割もある。
- 芽室町議会基本条例
(附属機関の設置)第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。
2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。
- (調査機関の設置)第21条 議会は、市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。
2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。
3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

問5 補足設問2 2019.4～2020.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を具体的に行いましたか。

北海道内市町村別議会における専門的知見の活用

項目	回答数	専門的知見 の活用有	専門的知見 の活用無	2020北海道 活用有の比率	2018北海道 活用有の比率	滋賀県活用 有の比率	沖縄県活用 有の比率
道	1	0	1	0%	0%	0%	0%
市	33	0	33	0%	0%	0%	0%
町村	118	0	118	0%	0%	0%	0%
全体	152	0	152	0%	0%	0%	0%

問5 補足設問3 2019.4～2020.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案(政策立案)(議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「0」件とご記入ください)なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

北海道内市町村別議会における議員等提出条例有

項目	回答数	議員等提出 条例有議会数	2020北海道 の比率	2018北海道 の比率	滋賀県 の比率	沖縄県 の比率
道・県	1	0	0%	100%(1)	0%	0%
市	33	0	0%	3%(1)	8%(1)	0%
町村	118	0	0%	1%(1)	0%	0%
全体	152	0	0%	3%(3)	6%(1)	0%

(注)()内は議会数

問6 議会事務局体制の充実

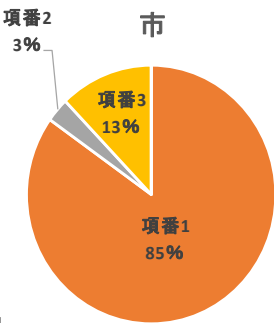
法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県	
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		28			85%	114			96%	142	93%	133 (92%)	123 (89%)	114 (89%)	15 (88%)	18 (66%)	
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		1	石狩市		3%	2	栗山町③ 浦幌町③		2%	3	2%	2 (1%)	4 (3%)	2 (2%)	0 (0%)	1 (4%)	
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		4	函館市⑱ 苫小牧市⑫	旭川市④ 千歳市⑨	12%	2	余市町⑥ 新十津川町③		2%	6	4%	6 (4%)	8 (6%)	9 (7%)	0 (0%)	6 (22%)	
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		0			0%	0			0%	0	0%	1 (1%)	1 (1%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (4%)	
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	0			0%	0			0%	1	1%	2 (2%)	2 (1%)	1 (1%)	2 (12%)	1 (4%)	
回答数 計		1	33			100%	118			100%	152	100%	144	138	127	17	27	
(注1)○は議会事務局の職員数(臨時含む) (注2)北海道議会の議会事務局職員数は89名												3～5	5%	7%	8%	9%	12%	30%

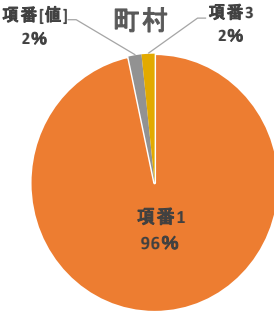
(注1) ○は議会事務局の職員数(臨時含む) (注2) 北海道議会の議会事務局職員数は89名
(注3) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

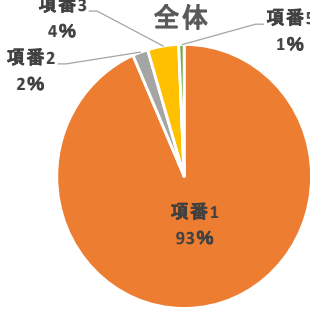
(回答数 33)



(回答数 118)



(回答数 152)



【コメント】

- ①北海道の議会事務局の実態は、町村議会事務局の職員数は2.8人(2018年調査2.8人)で、84%(2018年調査83%)が監査委員事務局等を兼務し、55%(2018年調査60%)には図書室又は図書コーナーがある。町村議会事務局は職員数が少ないのに、さらに兼務業務があり、業務量に対する人員不足や調査・法務といった専門性を養う余裕がない実態があるようだ。市議会事務局の職員数は7.3人(2018年調査7.2人)で、3%(2018年調査6%)が監査委員事務局等を兼務し、すべての議会に図書室又は図書コーナーがある(2018年調査同様)。市議会事務局は職員数の割には調査・法務といった専門職職員の配置が進んでいない実態がある。今の議会事務局の課題は、議会事務局職員の不足による議員サポートができないことや人事異動による配置換えが専門的知識や経験の蓄積が進まないという課題があるようだ。特に、議会事務局職員の人事異動が議会改革を妨げている強い要因になっている。議会事務局機能の強化策として、職員研修や調査機関又は附属機関の設置等外部の専門的人材の活用も重要である。今、議会では、議会改革のキーマンの1人である議会事務局長の力量が問われているように思う。
- ②議会基本条例には「議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する」旨の規定があるが、議会基本条例施行の43議会(回答有)中3議会(7%)にしか「議会事務局に調査担当職員の配置」を行っていない。議会基本条例があっても条例の理念が実現していない議会が多くある。
- ③「議会事務局に調査担当職員の配置がある」(項番3～5)の経年比較では、2014年度調査11議会(9%)、2016年度調査11道市町議(8%)、2018年調査9議会(7%)、2020年調査7議会(5%)と、「議会事務局に調査担当職員の配置」を行っている市町村議会が調査を行うたびに減少・縮小傾向にある。これは、議会事務局が議員の政策立案支援をする能力を失い、議員の活動範囲を狭める結果になっていないか心配である。
- ④3地域の「議会事務局に調査担当職員の配置がある」(項番3～5)は、北海道7議会(5%)であったが、滋賀県は2議会(12%)、沖縄県は8議会(30%)と、実施比率では北海道より滋賀県や沖縄県の方が議会事務局の体制強化が進んでいる。

芽室町議会基本条例

- (議会事務局の体制整備)第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。
- 2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。
- 3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

問6 補足設問

議会事務局の人数等(2020.4.1現在)

北海道内市町村別議会事務局平均職員数

項目	回答議会数	2020北海道 平均職員数 (人)	2018北海道 平均職員数 (人)	滋賀県平均 職員数 (人)	沖縄県平均 職員数 (人)
道	1	89	90	40	52
政令市	1	40	40		
市	32	7.3	7.2	7.5	9.5
町村	118	2.8	2.8	2.3	2.9
全体	152	4.6	4.7	6.6	5.7

(注) 全体の平均職員数は道・県含まず。

議会事務局職員数の分布

人数	市	町村	全体
1人		1	1
2人		52	52(34%)
3人	4	42	46(30%)
4人	1	18	19(13%)
5人	12	3	15(10%)
6人	2	1	3
7人	2		2
8人	1		1
9人	3		3
10人	1	1	2
11～20人	5		5
21～30人	1		1
31～40人	1		1
計	33	118	151

(注) 北海道議会(89人)含まず。

北海道市町村別議会事務局の兼務状況

項目	政令市	市	町村	全体
兼務有	0	1	99	100
兼務無	1	31	19	51
無記入	0	0	0	0
計	1	32	118	151
兼務有比率	0%	3%	84%	66%
平均職員数	40人	7.3人	2.8人	4.6人

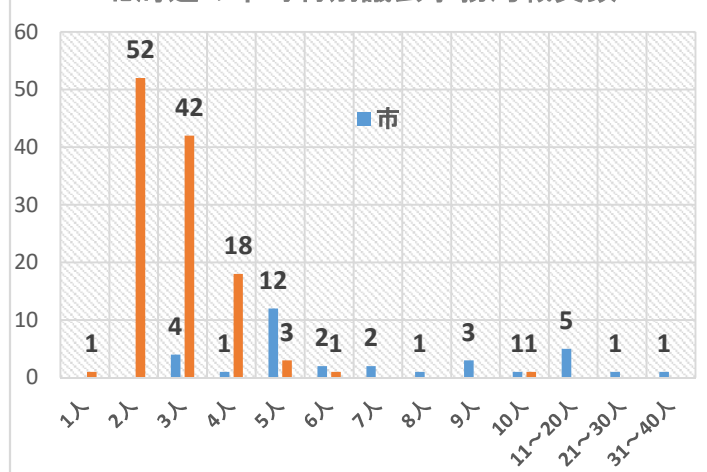
(注) 北海道議会含まず。

人口規模別平均職員数及び兼務状況

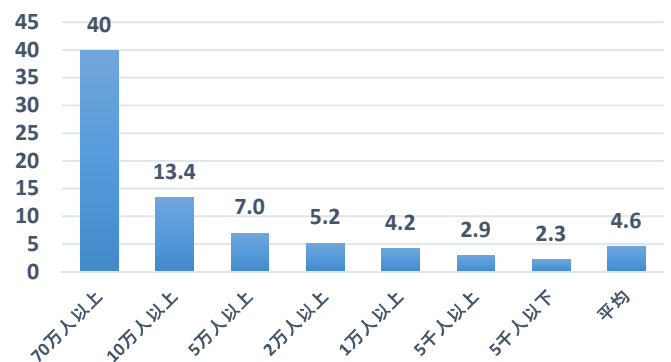
人口規模	議会数	平均職員数	兼務	兼務比率	備考
70万人以上	1	40	0	0%	26%
10万人以上	8	13.4	0	0%	
5万人以上	5	7.0	0	0%	
2万人以上	18	5.2	4	22%	
1万人以上	18	4.2	9	50%	
5千人以上	38	2.9	31	82%	86%
5千人以下	63	2.3	56	89%	
計	151	4.6	100	66%	

(注) 北海道議会含まず。

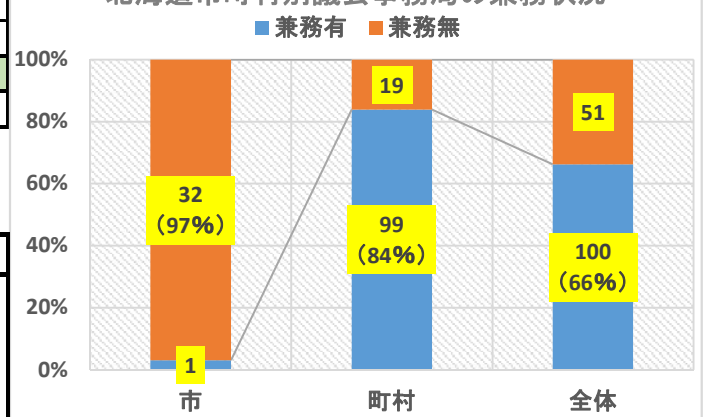
北海道の市町村別議会事務局職員数



北海道人口規模別平均議会職員数



北海道市町村別議会事務局の兼務状況



コメント:

①北海道の平均議会事務局職員数は、政令市では40人、市議会では7.3人、町村議会では2.8人、全体では4.6人であった。

②監査委員事務局等の兼務ありは市議会では1議会、町村議会で99議会であった。町村議会の兼務ありは84%とほとんど兼務ありであった。

図書室等の設置状況

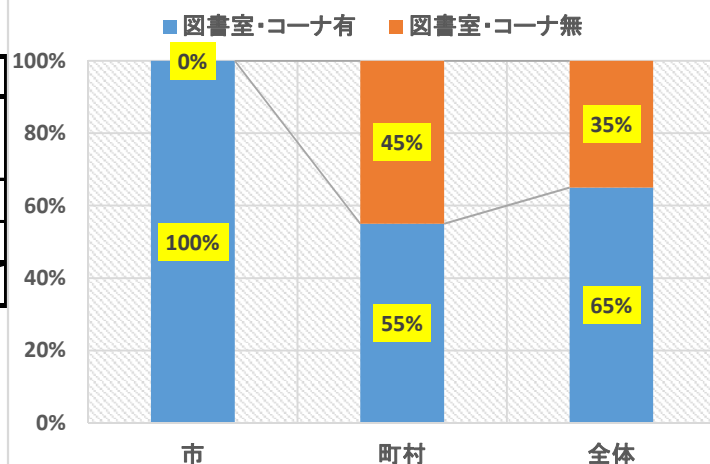
北海道の議会事務局における図書室等の設置状況

項目	市	町村	全体	比率
図書室・図書 コーナー有	33	64	97	65%
両方無	0	53	53	35%
計	33	117	150	100%
設置有比率	100%	55%	65%	

(注)北海道含まず。市には政令市含む。無回答1議会

コメント:市議会全てに図書室・図書コーナーがある。
町村議会では図書室・図書コーナーがあるのは55%
で、45%の町村議会には設置がない。

北海道内議会での図書室等設置の有無



議会事務局の課題

No.	自治体名	議会事務局の課題
1	留萌市議会(5)	検討はしていませんが、法務担当職員(兼任)が必要だと思います
2	福島町議会(4)	過疎が進む小規模自治体での職員定数確保は厳しく、議会事務局独自の法務・調査専門職員配置は、不可能と判断している。当町議会事務局体制は、他の同規模事務局に比較し恵まれており、現体制の中で法務・調査力をつけていくことが課題。
3	今金町議会(3)	調査・法務機能の向上
4	二セコ町議会(2)	・数年前より議員活動が盛んになってきている。今後さらに活発になると職員不足が考えられ、十分なサポートができない。 ・議員必携にもある「議員の権限」を勘違いしている議員がおり、議長が助言するも理解していただけない。事務局としてはそういう議員に対してどのように理解していただくかが課題である。
5	仁木町議会(3)	法務担当職員の設置
6	余市町議会(6)	議会事務局の役割や議会機能の充実を図るという課題を解決するために、これまで議会事務局に調査係を設置していたが、新たに組織改編し「議事調査課」を新設し、その位置づけを明確にしながら組織強化を図っている。
7	栗山町議会(3)	監査委員書記兼務
8	沼田町議会(2)	予算が少なく、文献も古い
9	剣淵町議会(2)	専任の職員がいないこと
10	初山別村議会(2)	専任職員が1名のため諸課題における職員間での協議・議論が不足
11	幌延町議会(2)	・議会インターネット中継の可否 ・ペーパーレス化
12	利尻町議会(2)	人事異動による配置換えがあるため、専門的な知識の習得が難しい
13	美幌町議会(4)	関係法令解釈など事務局職員の専門性を高め、議員の要請に的確に対応できるよう日々研修等研鑽を要する。
14	白老町議会(4)	人事異動があることにより、経験、専門的知識の蓄積がなされにくい
15	音更町議会(5)	議員の人数に対し、事務局職員数が少ない
16	芽室町議会(4)	調査力(情報収集力)、政策支援力の向上
17	浦幌町議会(3)	兼務に対する課題、職員数が足りない
18	別海町議会(3)	行政全体の人事異動の期間が早いと、現行の3人ではなく、議会への出向を政策立案力向上につながる研修期間と考え、人員を増加し、議会事務が安定するよう執行機関に要望する必要がある。

(注) ()内は職員数

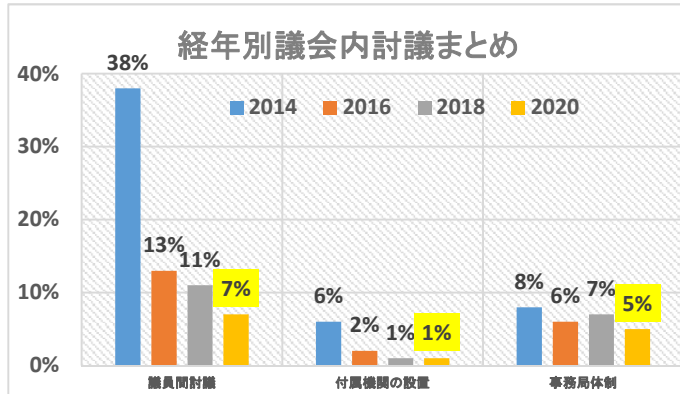
コメント:議会事務局の課題は、市議会では「法務や調査担当職員の配置」が、町村議会事務局では「人事異動による配置換えがあるため、専門的な知識の習得が難しい」や「業務量増加に対する、職員不足」が課題として挙げられている。実は、この指摘は2014・2016・2018年調査にも同じことが挙げられており、解決されず、常に課題のままの状態となっている。

2-2 議会内の討議と合意形成まとめ

①経年別比較

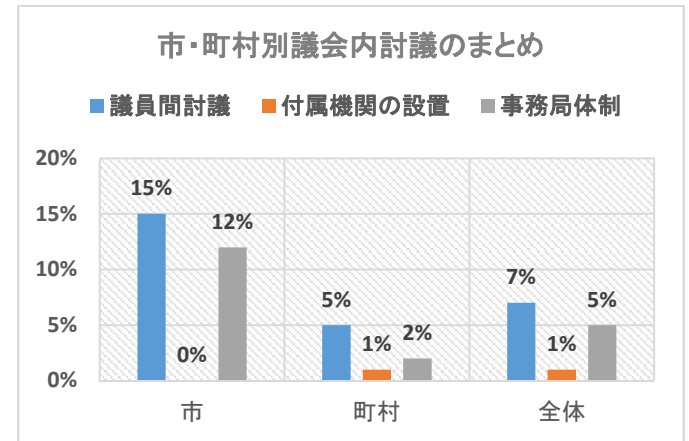
年度別項目別実施状況(項番3~5)

項目		議員間討議	付属機関の設置	事務局体制
北海道	2014	38%	6%	8%
	2016	13%	2%	6%
	2018	11%	1%	7%
	2020	7%	1%	5%
滋賀県		35%	0%	12%
沖縄県		23%	4%	30%



②市町村別比較

項目	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制
市	15%	0%	12%
町村	5%	1%	2%
全体	7%	1%	5%

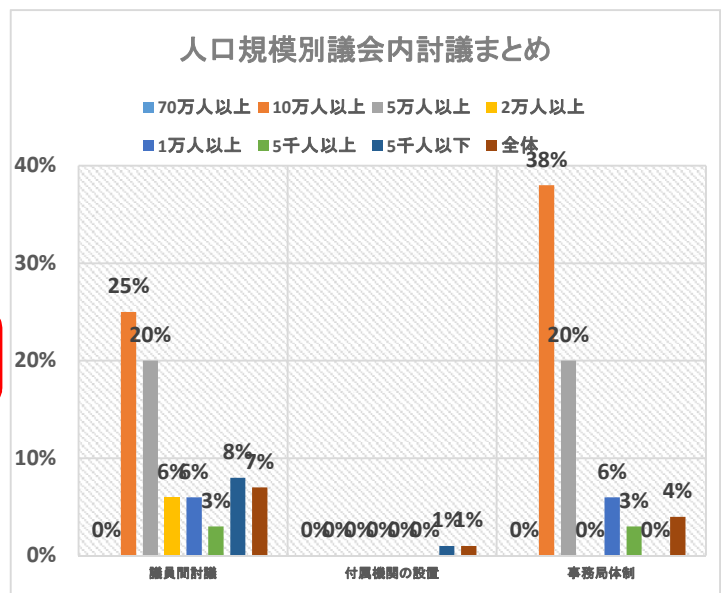


コメント:「議会内の討議」の2014年~2020年の経年変化は、いずれの実施比率は10%以下の横ばい、すなわち、議会として制度導入に消極的なようだ。ただ、市議会では「議員間討議」や「事務局体制」については実施比率が10%以上50%未満であったことから、今後、実施比率が上がる可能性がある。町村議会は奮起が待たれる。

③人口規模別比較

2020人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

人口規模	回答数	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制
70万人以上	1	0(0%)	0(0%)	0(0%)
10万人以上	8	2(25%)	0(0%)	3(38%)
5万人以上	5	1(20%)	0(0%)	1(20%)
2万人以上	18	1(6%)	0(0%)	0(0%)
1万人以上	18	1(6%)	0(0%)	1(6%)
5千人以上	38	1(3%)	0(0%)	1(3%)
5千人以下	63	5(8%)	1(1%)	0(0%)
計	151	11(7%)	1(1%)	6(4%)



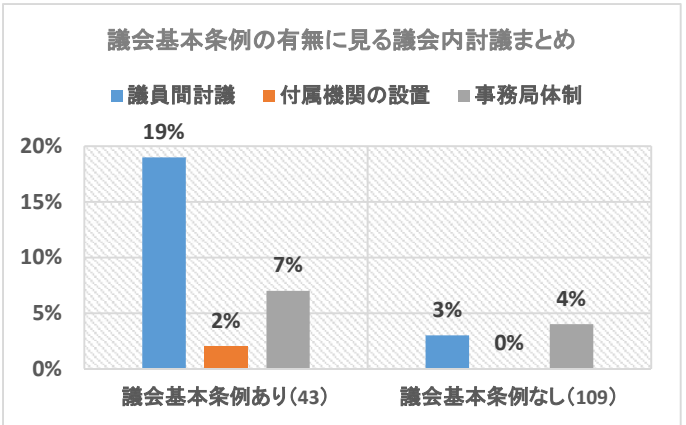
(注) 北海道議会含まず。

コメント:人口規模から「議会内の討議」を見ると、「議員間討議」と「事務局体制」については人口規模70万人以下5万人以上の実施比率が10%以上50%未満であったことから、人口規模が同規模の議会にさらに導入が進むことが期待できる。また、「付属機関の設置」は5千人以下の議会での導入がされており、人口規模が小さい議会に導入の可能性がある。

④議会基本条例有無別比較

項目	議員間 討議	付 属 機 関 の 設 置	事 務 局 体 制
議会基本条例あり(43)	8(19%)	1(2%)	3(7%)
議会基本条例なし(109)	3(3%)	0(0%)	4(4%)

コメント:「議会内の討議」の状況を議会基本条例の有無で見ると、「議員間討議」は条例有の方が無より実施議会数が少し多い程度で、条例の有効性を示しているようには見えない。先駆議会のみで制度の実施がされているが、他の議会への普及が進んでいない。

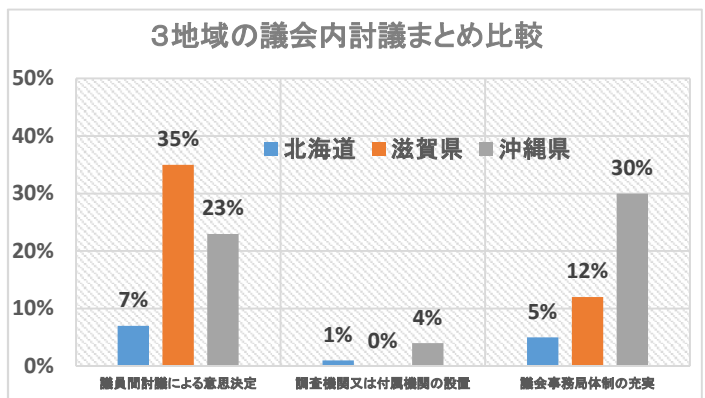


⑤3地域のまとめ全体比較

3地域の議会内討議まとめ項目別比較(項番3～5の比率)

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
議員間討議による意思決定	7%	35%	23%
調査機関又は付属機関の設置	1%	0%	4%
議会事務局体制の充実	5%	12%	30%

コメント:3地域の実施比率から制度が定着しているかを見てみる。「議員間討議」は滋賀県と沖縄県では普及期(10%以上50%未満)、また、「事務局体制」は滋賀県と沖縄県では同じく普及期(10%以上50%未満)と制度の有効性は認識され、導入議会が徐々に増えつつある。それに対し、北海道はいずれも10%未満の導入期と制度としての定着が進んでいない。さらに、「付属機関の設置」について3地域共に実施比率が10%未満であるので、制度としての定着が進んでいない。



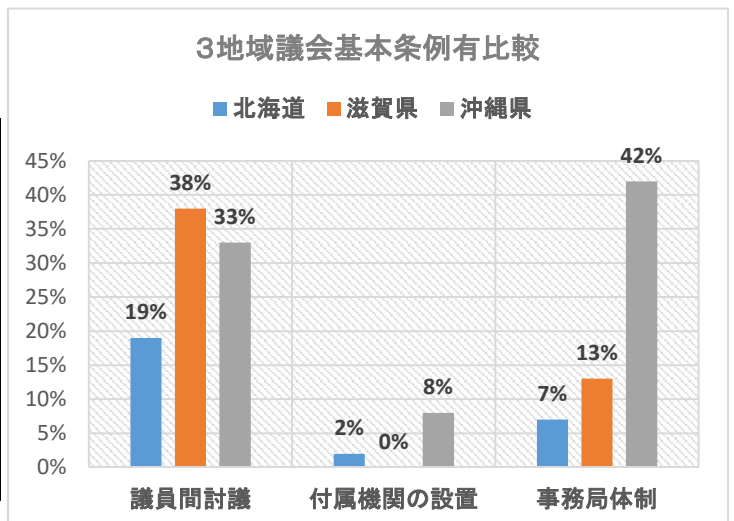
⑥3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3～5の比率)

項目	議員間 討議	付 属 機 関 の 設 置	事 務 局 体 制
議会基本 条例あり	北海道 43(28%)	8(19%)	1(2%)
	滋賀県 16(94%)	6(38%)	2(13%)
	沖縄県 12(44%)	4(33%)	5(42%)
議会基本 条例なし	北海道 109(72%)	3(3%)	0(0%)
	滋賀県 1(6%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県 15(56%)	2(13%)	3(20%)

(注)自治体数及び比率は回答をベースとする

コメント:3地域の議会基本条例による制度導入の有効性を検証すると、「議員間討議」は3地域共に実施比率が10%以上50%未満の普及期であった。「付属機関の設置」は3地域共に10%未満の導入期、「事務局体制」は北海道が10%未満の導入期、滋賀県と沖縄県は10%以上50%未満の普及期であった。注目すべきは、沖縄県の議会基本条例なし議会では「議員間討議」や「事務局体制」が10%以上50%未満の普及期であることで、条例の有無に関係がなく普及しているということは、議会が制度として必要としていることを示しているのに対し、北海道・滋賀県は10%未満の導入期であることから、沖縄県とは相当異なることを示している。



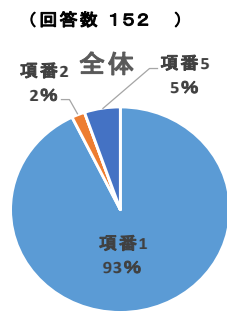
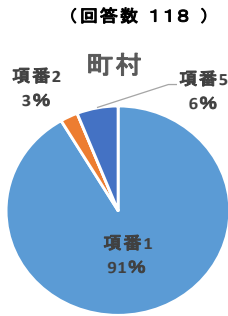
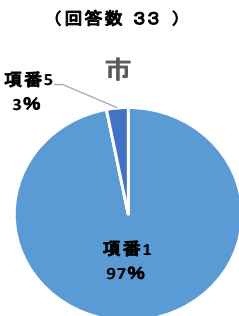
2-3 議会と行政の討議と課題共有

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。(2020年4月1日現在)

項番	内 容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県
1	#REF!	1	32		97%	108		91%	141	93%	130 (90%)	125 (90%)	112 (88%)	13 (76%)	27 (100%)
2	#REF!		0		0%	3	今金町 栗山町 利尻町	3%	3	2%	5 (4%)	4 (3%)	9 (7%)	1 (6%)	0 (0%)
3	議会の議決により、通年議会を実施している		0		0%	0		0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (6%)	0 (0%)
4															
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している		1	根室市	3%	7	福島町 豊浦町 洞爺湖町 池田町 利尻富士町 白老町 芽室町	6%	8	5%	9 (6%)	9 (7%)	6 (5%)	2 (12%)	0 (0%)
回答数 計		1	33		100%	118		100%	152	100%	144	138	127	17	27
									3・5	5%	6%	7%	5%	18%	0%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①通年議会を実施している議会(項番3・5)は、8議会(5%)のみであった。
- ②通年議会を実施している市議会は1議会(3%)、町村議会は7議会(6%)と、市議会よりも町村議会の方が、通年議会を実施していることがわかる。
- ③「通年議会を実施している」の経年比較では、2014年調査では6議会(4.7%)、2016年調査では9議会(7%)、2018調査では9議会(6%)、2020年調査では8議会(5%)と、2016年調査からの増加議会はない。2014年調査では根室市議会が始めたが、その後、市議会から実施する議会が出ていない。回答がなかった2議会を追加すると北海道内では10議会が通年議会を実施している。
- ④3地域の通年議会を実施している議会は、北海道は8議会(市が1議会、町村が7議会)、滋賀県は3議会(県が1議会、市議会2議会)、沖縄県は0議会であった。北海道の町村議会が通年議会を積極的に導入の意欲を感じる、一方、市議会での制度導入実績が1議会と低調である。
- 通年議会の根拠規定については、
①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)に基づき実施は、根室市、福島町、白老町、芽室町、豊浦町、(利尻富士町)、池田町であった。()は未回答
②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)に基づき実施は、森町、洞爺湖町、日高町であった。
今後、議会の価値を高める手段として通年議会は実施に値する。実施している議会議員の努力に敬意を表したい。

(参考) 福島町議会基本条例
(通年議会) 第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。
2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議条例(平成21年条例第12号)で定める。

通年議会の根拠	議会数	市町村議会名
①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)	7	根室市(委)、福島町(本)、白老町(委)、豊浦町(本) 芽室町(委)、池田町(本)、利尻富士町(本)
②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)	3	洞爺湖町(本)、(森町) (日高町)

(注1) ()は回答がなかったが、実施している議会 (注2) ()内の本は本会議主義、委は委員会主義の略

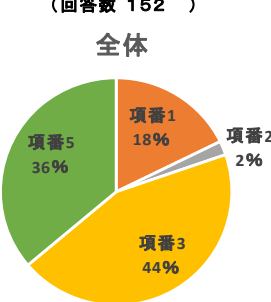
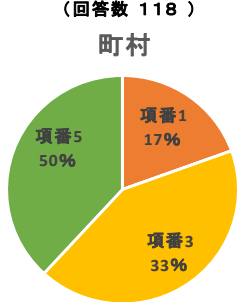
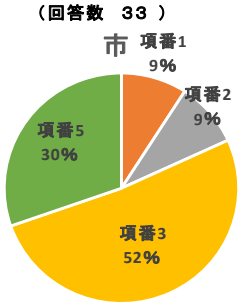
問8 一問一答方式の導入状況

本会議の代表質問（一般質問）で、一問一答方式を実施していますか。（2019.4～2020.3の期間）

項番	内 容	道	市			町村			全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県	
			自治体議会名	比率		自治体議会名	比率									
1	導入していない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	3	札幌市 千歳市	美瑛市	9%	23		20%	27	18%	20 (14%)	23 (17%)	18 (14%)	2 (12%)	6 (22%)
2	導入を検討中		3	北見市 芦別市	岩見沢市	9%	0		0%	3	2%	6 (4%)	6 (4%)	9 (7%)	0 (0%)	1 (4%)
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問(又は一般質問)で一問一答方式を実施している		17			52%	50		42%	67	44%	77 (53%)	72 (52%)	67 (53%)	11 (64%)	10 (37%)
4														23 (18%)		
5	条例規則の規定に基づき、代表質問(又は一般質問)で一問一答方式を実施している		10	旭川市 帯広市 網走市 三笠市 登別市	釧路市 夕張市 士別市 根室市 北広島市	30%	45		38%	55	36%	41 (29%)	38 (27%)	10 (8%)	4 (24%)	10 (37%)
回答数 計		1	33			100%	118		100%	152	100%	144	138	127	17	27
(注)アンダーラインは議会基本条例施行市町村										3・5	80%	82%	79%	79%	88%	74%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

- ①一問一答方式を実施実施している(項番3・5)は、122議会(80%)であった。
- ②一問一答方式を実施している市議会は27議会(82%)、町村議会は95議会(80%)と、市議会、町村議会共に一問一答方式を実施している議会が多い。
- ③議会基本条例のほとんどには「一問一答」の規定がある。議会基本条例施行の43議会(回答有)中4議会(北海道議会、札幌市議会、芦別市議会、新ひだか町)(9%)では一問一答方式を行っていない。北海道議会基本条例では、「必要に応じ、一問一答方式を実施するなど」との規定がある。札幌市議会基本条例では、一問一答方式の規定はないが、「その論点が市民にとって明らかになるよう質疑又は質問を行う」とある。芦別市議会基本条例では、「再質問を一問一答方式で行う」と規定がある。
- ④「一問一答方式を行っている」(項番3・5)の経年比較では、2014年度調査100市町議会(79%)、2016年度調査110市町議会(79%)、2018年度調査118市町議会(82%)、2020年調査122議会(80%)と、「一問一答方式を行っている」が、2014年から2020年の6年間はほぼ比率が80%位と変化がない。一問一答方式を実施していない北海道内の議会の特徴として、北海道議会や札幌市議会のような大規模議会と人口規模5千人以下の小規模議会で一問一答形式が行われていない。従来のまとめて質問とまとめて答弁では、噛み合わない質疑が見られたが、一問一答方式による質疑は、傍聴者(住民)には議員と首長の論点・争点がわかりやすく、議会の存在感を高める効果がある。
- ⑤代表質問(一般質問)では100%通告書を提出されて行われている。一問一答方式の制限は時間的制限ありが74%、回数制限ありが26%であった。
- ⑥3地域の「一問一答方式を行っている」(項番3・5)を比較すると、北海道122議会(80%)、滋賀県15議会(88%)、沖縄県20議会(74%)と、一問一答方式は制度として普及し、議会に定着していることがわかる。
- ⑦北海道、滋賀県、沖縄県の道・県、県庁所在地の議会では一問一答方式を導入しているかを確認してみたところ、北海道・札幌市が項番1の「導入していない」、滋賀県は項番3の「申し合わせで実施している」、大津市が項番5の「条例規則により実施している」であった。沖縄県・那覇市が項番5の「条例規則により実施している」であった。

釧路市議会基本条例
(議員と市長等の職員との関係) 第7条 議会の本会議における質疑及び一般質問の応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

①代表質問(一般質問)は通告により行っていますか

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
通告行っている	148 100%	17 100%	25 100%
通告行っていない	0 0%	0 0%	0 0%

②一問一答方式の制限

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
時間制限あり	90 74%	13 87%	19 100%
回数制限あり	32 26%	2 13%	0 0%

問9 執行部の反問

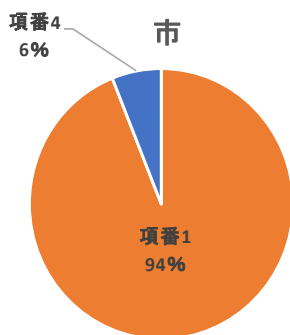
議員の質問、質疑に対する首長等の反問《反論》が行われていますか。(2019.4～2020.3の期間)

項番	内 容	道	市	比率		自治体議会名	町村	比率		自治体議会名	全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県
1	認めていない(条例規則等の規定があるが、当該期間反問は行われていない)	1	31	94%			112	95%			144	94%	123 (85%)	111 (80%)	66 (52%)	11 (65%)	23 (85%)
2													12 (8%)	16 (12%)	12 (10%)		
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問《反論》が行われた		0	0%			1	1%	様似町		1	1%	2 (2%)	2 (1%)	13 (10%)	0 (0%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、反問(趣旨確認)が行われた		2	6%	士別市 根室市		5	4%	栗山町 小清水町 別海町	当麻町 安平町	7	4%			18 (14%)	5 (29%)	4 (15%)
5	条例規則の規定に基づき、反論(議員に質問または反対の意見を述べる)が行われた		0	0%			0	0%			0	0%	7 (5%)	9 (7%)	18 (14%)	1 (6%)	0 (0%)
回答数 計		1	33	100%			118	100%			152	100%	144	138	127	17	27
											3～5	5%	7%	8%	38%	35%	15%

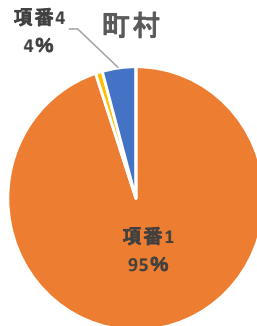
(注)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

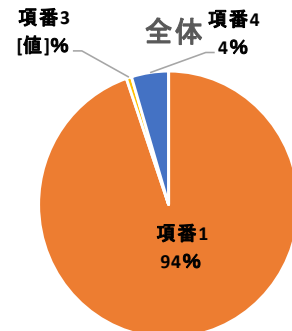
(回答数 33)



(回答数 118)



(回答数 152)



【コメント】

- ①反問が行われている(項番3・5)は、8議会(6%)であった。
- ②反問が行われている市議会2議会(6%)、町村議会6議会(5%)と、市議会も町村議会共に比率ではほぼ同じであった。ただ、反問が行われている議会数では、市議会より町村議会の方が多かった結果であった。
- ③議会基本条例の多くには「市長等及び市長等から委任又は嘱託を受けた者は、本会議及び委員会において、議長又は委員長に意志を表明し、議員の質問に対して反問することができます」(網走市議会基本条例)と規定されているが、議会基本条例施行の43議会(回答有)中4議会(9%)でしか反問が行われていない。
- ④「反問が行われている」(項番3・5)の経年比較では、2016年度調査11議会(8%)、2018年度調査9議会(7%)、2020年調査8議会(6%)反問が行われている議会数の経年変化はほとんどない。
- ⑤議会と首長が質問、反問を通じ、本質を追求するのは住民の生活を良くするためであり、そのことを理解する首長・議員・住民がいなければ、議会の審議は形式的で、その存在すら危ういものとなる。重要なのは、対立を避けることではなく、対立から本質を見極める住民の存在が重要ではないか。
- ⑥3地域の「反問が行われている」(項番3・5)を比較すると、北海道は8議会(5%)、滋賀県は6議会(35%)、沖縄県は4議会(15%)と、実施している議会数は3地域大差がないが、実施比率では滋賀県が35%、沖縄県が15%に対し、北海道は5%と、北海道内の議会の議論が深まっていない実態が見え隠れしている。反問や反論があることで、議論に緊張感が生まれ、論点・争点を深める効果がある。実際は、首長等が反問を行使する内容が質問の主旨確認程度がほとんどであるが、今後は、議論を深める反論に発展することを期待したい。

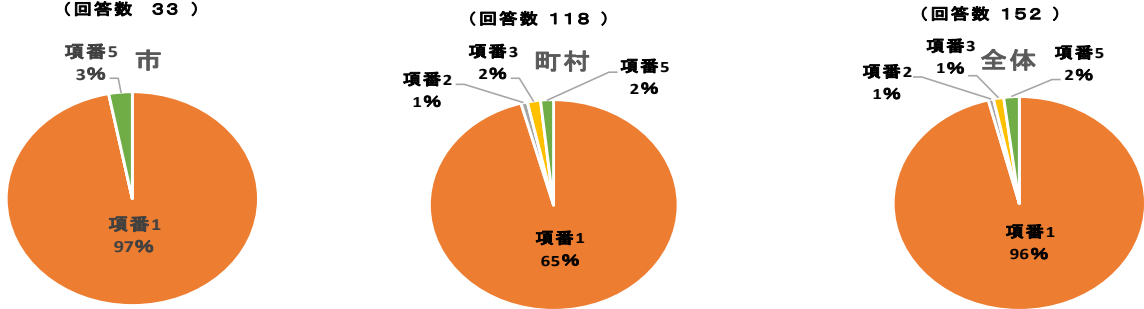
問10 政策討議会

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、政策立案を行っています。

項番	内 容	道	市	町 村		全体	2020 比率	2018 比率	2016 比率	2014 比率	滋賀県	沖縄県
				比率	自治体議会名							
1	設置していない(条例規則等の規定があるが、当該期間開催は行われていない)	1	32	97%		113	95%				15	23
2	設置を検討中		0	0%		1	1%	美瑛町			0	2
3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策立案や政策提言を行っている		0	0%		2	2%	利尻富士町 別海町			1	0
4										2		
5	条例規則等の規定に基づき、議員等からの要請による政策討議会を開催し、課題共有後、首長への政策提言書の提出を行い、首長からの回答書を公表している又は政策立案を行っている		1	3%	網走市	2	2%	福島町 芽室町			1	2
回答数 計		1	33	100%		118	100%				17	27

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

- ①「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」(項番3・5)は、5議会(3%)であった。
- ②「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」(項番3・5)は、市議会では1議会(3%)、町村議会では4議会(4%)と、市議会より町村議会の方が政策討議会の開催議会数では3議会多かった。
- ③議会基本条例には「議会は、政策の立案及び政策の提言をする機関」(北海道議会基本条例)との規定がありますが、議会基本条例施行の43議会(回答有)中3議会(7%)でしか実行されていない。
- ④「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」(項番3・5)の経年比較では、2014年調査 8議会(6%)、2016年調査7議会(5%)、2018年調査6議会(4%)、2020年調査5議会(3%)と、「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」議会が減少・縮小傾向にある。これは、議会が自ら政策提言や立案をする能力を失い、議会の活動範囲を狭める結果になっている。
- ⑤3地域の「政策討議会を開催し、政策提言又は政策立案を行っている」(項番3・5)の比較では、北海道は6議会(4%)であったが、滋賀県は2議会(12%)、沖縄県は2議会(7%)と、実施議会数では北海道が多い。

『政策討議会の内容』

- 網走市議会(特別委員会・公開)
新庁舎建設について、特別委員会を設置し、課題の共有及び意見反映に努めている。
- 福島町(常任委員会・公開)
常任委員会を政策討議会に代わる組織と位置付け、政策課題等について所管事務調査を実施し、町等に対して常任委員会(議会)報告書を手交し、意見や提言を行い、議会だより・ホームページで公表している。
- 別海町議会(常任委員会・全員協議会・公開)
本会議に対する提案を前提とせず、調査計画を立て、あらかじめ政策課題を設定し、本会議に議案(予算案)が提出される前の閉会中に時間をかけて委員会調査を行っている。常任委員会の所管事務調査の一方で、議会運営委員会における委員長間討議により、全議員で政策討論すべき課題を抽出している。また、特に、住民に示すべき議会広報巻頭の特集記事の選定も協議し、決定している。抽出した課題については、円卓で全議員により議員間討議をする全員協議会協議会において、資料やホワイトボードを活用し、委員長が調査結果を報告し、その後、政策討論会を開き、委員外の議員の意見を参考意見として聴取し、政策討論による論点・争点の磨き上げを可能としている。その上で、「委員会の総意による一般質問」を常任委員会の全委員で構築し、さらに全議員で実施する「一般質問検討会議」において質問の磨き上げを行い、正副委員長が一般質問を行う試みを12月定例会に3人、3月定例会に1人が登壇して実施した。一般質問による政策論議を当議会の強みに成長させ、個人の一般質問の着眼をもとに委員会で追跡調査し、委員会調査の成果をもとに一般質問で政策論議を行う相互作用により、合意形成に導こうと挑戦している。

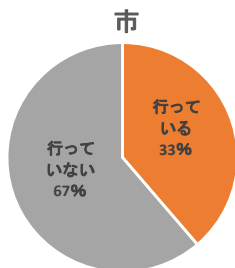
網走市議会基本条例
(議員の活動原則)
第10条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。
(3) 議会に提出された議案の審議だけでなく、市政の課題全般に理解を深める自主的な政策討議を行うよう努めます。

問10 補足設問 議会主催による議員研修の実施状況

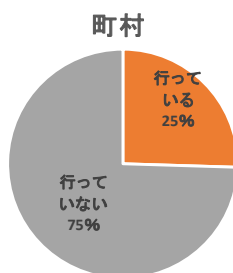
2019. 4～2020. 3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

項番	内 容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2018年 調査結果	2016年 調査結果	2014年 調査結果	滋賀県	沖縄県
1	行っている	1	12		39%	26		25%	39	29%	42 (40%)	54 (39%)	36 (35%)	10 (71%)	7 (33%)
2	行っていない		19		61%	76		75%	95	71%	62 (60%)	84 (61%)	66 (65%)	4 (29%)	14 (67%)
回答数 計		1	31		100%	102		100%	134	100%	104	138	102	14	21

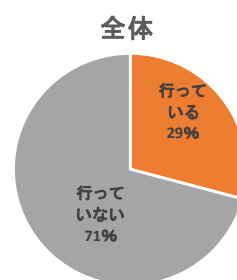
【グラフデータ】 (回答数 31)



(回答数 102)



(回答数 134)



【コメント】

議員研修を行っている議会は39議会(29%)で、市議会では12議会(39%)、町村議会では26議会(25%)と、比率では市議会が、議会数では町村議会が議員研修を行っている。

①議会主催の議員研修が行われているは、2020年調査39議会(29%)、2018年調査42議会(40%)、2016年調査54議会(39%)、2014年調査36議会(35%)と、実施議会数で見ると、2020年調査結果は前回の2018年調査より、実施議会比率は減少傾向にある。議会主催の議員研修が減少するということは、議員間の公共課題を共有するということには好ましくない。

②自治体議会が議員研修を行っている比率を比較すると、北海道は39議会(29%)、滋賀県は10議会(71%)、沖縄県は7議会(33%)と、実施している議会の比率では北海道より滋賀県・沖縄県の方が実施比率が高い。

名寄市議会基本条例

(議員研修の充実強化) 第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に向けて、議員研修の充実強化を図るものとする。

議会主催による議員研修の内容

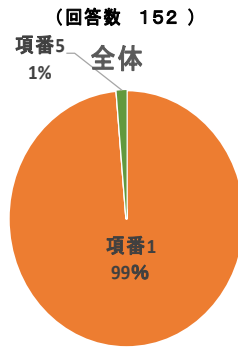
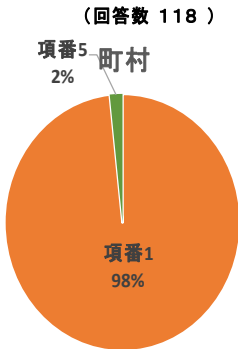
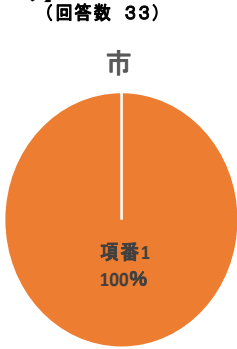
議会名	研修内容
北海道	世界遺産を目指す縄文遺跡群—その価値と活用
旭川市	指定管理者制度で「稼ぐ施設」の実現について
帯広市	議会・議員の政策条例提案
網走市	新庁舎建設へ向けて環境への配慮や省エネの考え方
苫小牧市	議会基本条例、動議及び議事進行について
根室市	手話講座
千歳市	議会活動等のICT化について
富良野市	『笑顔あふれる「オール富良野」子育て講座』※乳幼児期に大切なこと、すべての子どもを守り育て「コミュニケーション」と「察知力」について講演
登別市	・議会の第三者評価に関する勉強会 ・過去の災害から学ぶこれからの防災
伊達市	病院経営改善と自治体との連携について
八雲町	これからの自治体病院のあり方について
ニセコ町	町財政について
栗山町	事業別予算決算審査について
新十津川町	災害発生時における町議会の役割と行動
北竜町	議会制度改革(ペーパーレス議会等について)
沼田町	議員セミナー
美瑛町	行政実務、まち・ひと・しごと創生総合戦略
中川町	防災訓練について
羽幌町	政策立案と政策提言
幌延町	道の駅及び農業経営基盤強化促進基本構想について
置戸町	置戸高校PR活動事前研修会
白老町	国立アイヌ博物館の運営と胆振の観光振興について
新冠町	議会改革の周縁と真の課題
新ひだか町	一般質問の質問力を高めるために
上士幌町	議会改革と議員の使命
芽室町	議員としての意識向上、質問力向上、公立病院経営
広尾町	議会改革
池田町	救急救命講習
浦幌町	議員のなり手不足と地方議会の課題
白糠町	議会改革・活性化について
中標津町	CF・地域振興対策・景観形成の手法・写真甲子園・日本語学校

問11 議会が評価主体となる行政評価(事務事業評価等)の実施

議会が評価主体となり、行政の事務事業評価を行っていますか。さらに、同評価を基に政策提言を行っていますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	2020 比率	2018年 調査結果	2016年 調査結果	2014年 調査結果	滋賀県	沖縄県
1	議会が評価主体となる行政評価は 行っていない	1	33		100%	116		98%	150	99%	138 (96%)	130 (94%)	121 (95.2%)	14 (82%)	26 (96%)
2	検討中				0%			0%	0	0%	2 (1%)	5 (4%)	3 (2.4%)	0 (0%)	1 (4%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議 会が行政評価を行い、評価結果を 公表や政策提言を行っている				0%			0%	0	0%	1 (1%)	1 (1%)	1 (0.8%)	2 (12%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、議会が 行政評価を行い、評価結果を公表 のみしている				0%			0%	0	0%	1 (1%)	0 (0%)	0 (0.0%)	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、議会が 行政評価を行い、評価結果を公表 すると共に次年度の予算に反映さ せる政策提言を行っている				0%	2	福島町 浦幌町	2%	2	1%	2 (1%)	2 (1%)	2 (1.6%)	1 (6%)	0 (0%)
回答数 計		1	33		100%	118		100%	152	100%	144	138	127	17	27
									3~5	1%	3%	2%	2%	18%	0%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①「議会が評価主体となる事務事業評価等の実施」を行っている(項番3～5)は、2議会(1%)であった。
- ②「議会が評価主体となる事務事業評価等の実施」を行っている(項番3～5)は、市議会では0議会(0%)、町村議会では2議会(2%)と町村議会のみが行われていない。議会活動には行政事務の監視及び評価が挙げられているが、その評価とはどのようなことなのか？議会自ら議会活動の意味を再確認が必要ではないか。
- ③「議会が評価主体となる事務事業評価等の実施」を行っている(項番3～5)の経年比較では、2014年調査では3議会(森町議会、福島町議会、芽室町議会)、2016年調査では増減なしの全く同じ3議会、2018年調査では4議会(森町議会、福島町議会、芽室町議会、浦幌町議会)、2020年調査では2議会(福島町議会、浦幌町議会)と、減少傾向となっている。
- ④議会が事務事業評価を行うことの意義は、議会の議決責任を果たすという姿勢を示すことにある。議決後の責任は執行機関である首長等にあるという責任逃れではなく、事務事業評価によって、予定どおりいかない部分は再度議会として検証し、修正提案することで、住民サービスの向上を目指すもので、議会の存在意義を高める重要な試みである。議会が行う事務事業評価の手法等普及が今後求められる。
- ⑤3地域の「議会が評価主体となる事務事業評価等の実施を行っている」の比較では、北海道は2議会(1%)、滋賀県は3議会(18%)、沖縄県は0議会(0%)と、事務事業評価を実施している議会は滋賀県と北海道の2地域だけで、沖縄県では行われていない。3地域を比較しても議会が評価主体となって事務事業評価等を行うという制度が普及していない。特に、沖縄県での普及が待たれる。

(参考) 芽室町議会基本条例
第13条(評価の実施) 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等(計画、政策、施策、事務事業等)の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。
2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

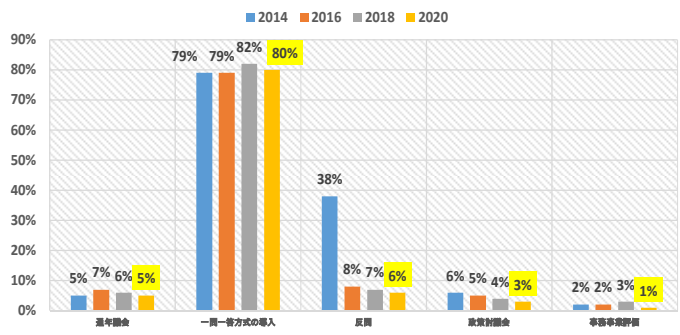
2-3 議会と行政の討議と課題共有まとめ

①経年別比較

年度別項目別実施状況(項番3~5)

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
北海道					
2014	6(5%)	100(79%)	49(38%)	8(6%)	3(2%)
2016	9(7%)	110(79%)	11(8%)	7(5%)	3(2%)
2018	9(6%)	118(82%)	9(7%)	6(4%)	4(3%)
2020	8(5%)	122(80%)	8(6%)	5(3%)	2(1%)
滋賀県	3(18%)	15(88%)	6(35%)	2(12%)	3(18%)
沖縄県	0(0%)	20(74%)	4(15%)	2(7%)	0(0%)

経年別議会と行政の討議まとめ

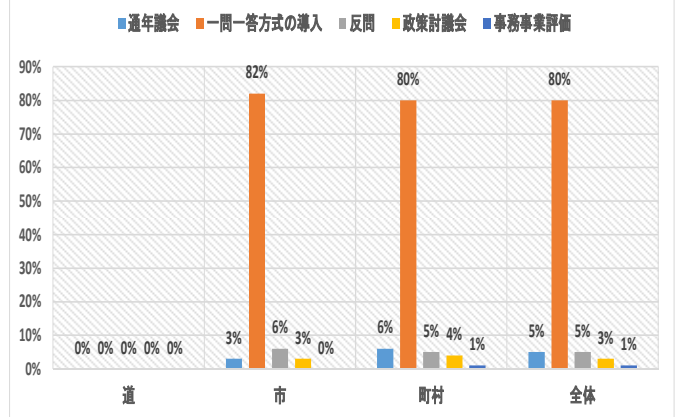


②市町村別比較

2020北海道内市町村別議会と行政の討議比較

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
道	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
市	1(3%)	27(82%)	2(6%)	1(3%)	0(0%)
町村	7(6%)	95(80%)	6(5%)	4(4%)	2(1%)
全体	8(5%)	122(80%)	8(5%)	5(3%)	2(1%)

市・町村別議会と行政の討議のまとめ



コメント:「議会と行政の討議」の2014年~2020年の経年変化は、「一問一答方式の導入」以外の実施比率は10%未満と、北海道の制度の必要性を認識する先駆議会のみが実施しているが、大方の北海道内の市町村議会は制度導入には消極的のようだ。しかし、滋賀県では「議会と行政の討議」のすべての制度が10%以上50%未満の普及期であり、沖縄県でも「反問」が普及期であるので、北海道のように「一問一答方式の導入」以外すべて導入期とは異なっている。北海道内議会の奮起が必要ではないか。北海道内議会の「一問一答方式の導入」の実施比率は市議会及び町村議会共に50%以上であったことから、議会としては無くてはならない制度となっている。

③人口規模別比較

2020人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

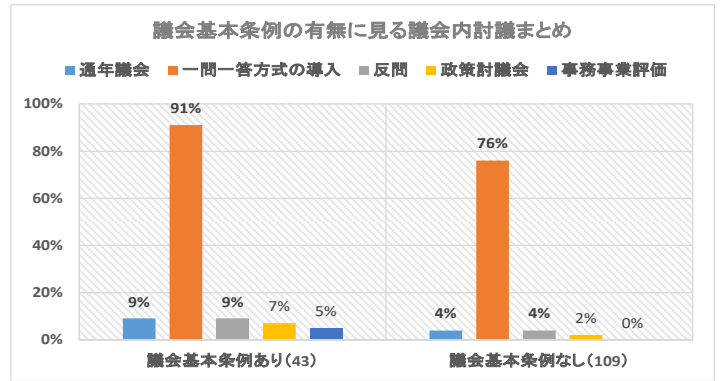
人口規模	回答数	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
道	1	0	0	0	0	0
70万人以上	1	0	0	0	0	0
10万人以上	8	0	7(88%)	0	0	0
5万人以上	5	0	3(60%)	0	0	0
2万人以上	18	1(6%)	16(89%)	1(6%)	1(6%)	0
1万人以上	18	2(11%)	16(89%)	3(17%)	2(11%)	0
5千人以上	38	2(5%)	34(89%)	2(5%)	0	0
5千人以下	63	3(5%)	46(73%)	2(3%)	2(3%)	2(3%)
計	152	8(5%)	122(80%)	8(5%)	5(3%)	2(1%)

コメント:人口規模から「議会と行政の討議」を見ると、「一問一答方式の導入」については人口規模70万人以上を除いて各人口規模で実施比率が50%以上で制度の受容が認められる。

また、「通年議会」「反問」「政策討議会」の人口規模2万人以下1万人以上の議会では唯一10%以上50%未満と普及の可能性を示している。残念ながら他の人口規模では10%未満と、先駆議会が実施しているがそれ以外の議会はただ様子を見ているだけで、導入には消極的な姿勢のようだ。この姿勢は「事務事業評価」についても当てはまり、実施議会と未実施議会の差をどう評価すべきか。その評価は議会自らの矜持そのものではないか。

④議会基本条例有無別比較

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
議会基本条例あり(43)	4(9%)	39(91%)	4(9%)	3(7%)	2(5%)
議会基本条例なし(109)	4(4%)	83(76%)	4(4%)	2(2%)	0(0%)

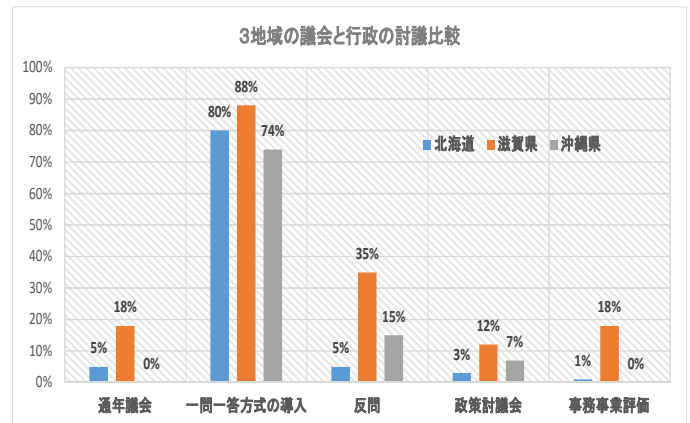


コメント:「議会と行政の討議」では議会基本条例があることが、制度普及に優位性があるかを見ると、残念ながら、条例の有無で実施比率が大幅に相違することはないようだ。このことは、議会基本条例通り議会運営がされていないか、または、制度として導入しづらい理由が議会にあるのか、その理由は今回の調査ではわからなかった。

⑤3地域のまとめ全体比較

3地域の議会と行政の討議比較

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
北海道	5%	80%	5%	3%	1%
滋賀県	18%	88%	35%	12%	18%
沖縄県	0%	74%	15%	7%	0%



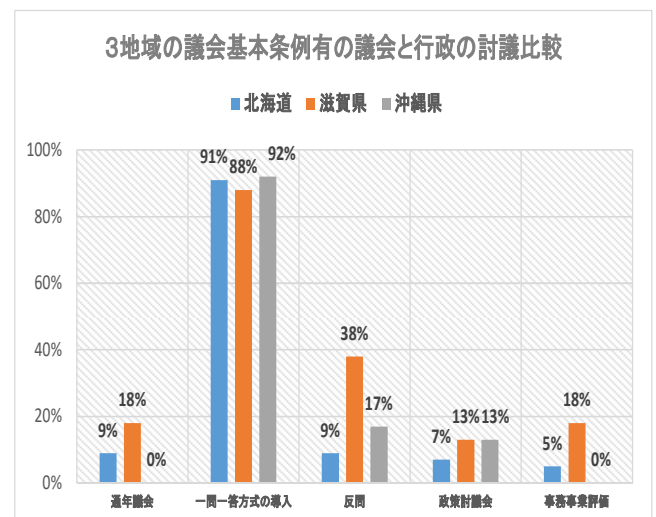
コメント:3地域での導入状況を見ると、3地域共通に「一問一答方式の導入」は必須期であった。それ以外の「通年議会」「反問」「政策討議会」「事務事業評価」では、北海道は一部の先駆議会のみでしか導入されていない導入期であるのに対し、滋賀県はすべての項目が普及期に入っている。また、沖縄県は「反問」が普及期、それ以外が導入期となっている。北海道内市町村議会の一層の奮起が待たれる。

⑥3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
議会基本条例あり	北海道 43(28%)	4(9%) 39(91%)	4(9%)	3(7%)	2(5%)
	滋賀県 16(94%)	3(18%) 14(88%)	6((38%)	2(13%)	3(18%)
	沖縄県 12(44%)	0(0%) 11(92%)	2(17%)	2(13%)	0(0%)
議会基本条例なし	北海道 109(72%)	4(4%) 83(76%)	4(4%)	2(2%)	0(0%)
	滋賀県 1(6%)	0(0%) 1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県 15(56%)	0(0%) 1(60%) 2(13%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)

(注)自治体数及び比率は回答をベースとする



コメント:3地域の「議会と行政の討議」は議会基本条例の有無による相違を示しているかを見ると、「一問一答方式の導入」を除いて、北海道は同条例の有無に関係なくすべての制度が実施比率10%未満の導入期である。滋賀県は、同条例があることで、5つの制度すべてが実施比率10%以上50%未満の普及期となっている。沖縄県も同条例があることで、「一問一答方式の導入」を除いて、「反問」「政策討議会」が実施比率10%以上50%未満の普及期となっている。このように見ると、滋賀県と沖縄県では議会基本条例が制度導入に効果を発揮している。

2-4 住民説明

問12 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文(議案書)や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料(議案説明資料、委員会資料等)の提供(貸与を含む。)を行っていますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		HPでの提供	町村	自治体議会名		HPでの提供	全体	2020 比率	2018年 調査結果	2016年 調査結果	2014年 調査結果	滋賀県	沖縄県
					比率				比率								
1	傍聴者への資料提供は行っていない		0		0%		6		5%		6	4%	6 (4%)	12 (9%)	5 (3.9%)	0 (0%)	2 (7%)
2	傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している	1	14		43%	2	39		33%	4	54	35%	56 (39%)	50 (36%)	48 (37.8%)	8 (47%)	14 (52%)
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している		13		39%	3	31		26%	3	44	29%	36 (25%)	33 (24%)	34 (26.8%)	8 (47%)	9 (34%)
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		1	根室市	3%		19		16%		20	13%	22 (15%)	16 (11%)	14 (11.0%)	0 (0%)	2 (7%)
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		5	小樽市 帯広市 北見市 苫小牧市 伊達市	15%	2	23		20%	10	28	19%	24 (17%)	27 (20%)	26 (20.5%)	1 (6%)	0 (0%)
回答数 計		1	33		100%	7	118		100%	17	152	100%	144	138	127	17	27
											3~5	61%	57%	55%	58%	53%	41%

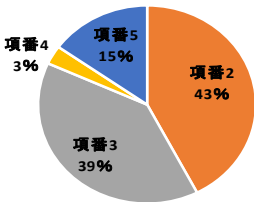
(注1)「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと

(注2)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

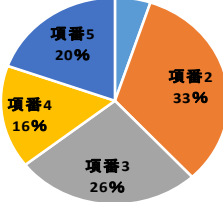
(回答数 33)

市



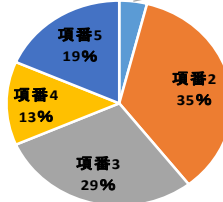
(回答数 118)

町村



(回答数 152)

全体



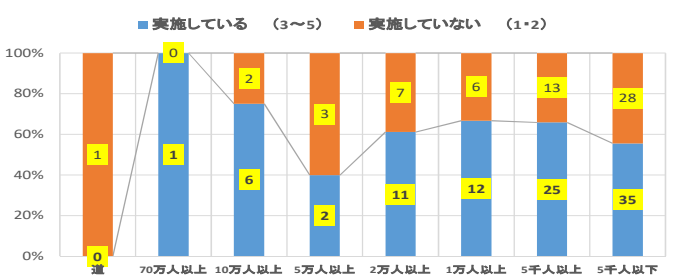
【コメント】

- 傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、6議会(4%)であった。
- 傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、市議会では0議会(0%)、町村議会では6議会(4%)であった。改善が待たれる。
- 傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)の経年比較では、2014年調査では5議会(4%)、2016年調査では12議会(9%)、2018年調査では6議会(4%)、2020年調査では6議会(4%)となっている。2018年調査と2020年調査を比較すると、傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)と回答した議会数は同じであったが、市議会が0議会となり、改善が進んだようだ。
- 傍聴者へは、議員に配布されている資料を提供している(項番3～5)の経年比較では、2014年調査では74議会(58%)、2016年調査では76議会(55%)、2018年調査では82議会(57%)、2020年調査では92議会(61%)と傍聴者への資料配布の状況が少しずつ改善が進んでいる。
- 傍聴者、すなわち住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、住民に審議内容を分かってもらうという意思がないということの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然である。
- 傍聴者へ提供された資料を自治体のホームページに公開をして提供しているかを調査したところ、2014年調査では14議会(11%)、2016年調査では20議会(15%)、2018年調査では20議会(14%)、2020年調査では24議会(16%)とほとんど変化がなかった。(行っていない議会が固定化傾向)
- 3地域の「傍聴者へは、議員に配布されている資料を提供している」(項番3～5)の比較では、北海道は92議会(61%)であったが、滋賀県は9議会(53%)、沖縄県は11議会(41%)と、以外にも、北海道の議会が議員に配布されている資料を傍聴者に提供しているところが多いことがわかった。

人口規模別傍聴者への資料提供

人口規模	実施している (3～5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
道	0	1	1	0%	63%
70万人以上	1	0	1	100%	
10万人以上	6	2	8	75%	
5万人以上	2	3	5	40%	
2万人以上	11	7	18	61%	
1万人以上	12	6	18	67%	59%
5千人以上	25	13	38	66%	
5千人以下	35	28	63	56%	
計	92	60	152	61%	

人口規模別傍聴者への資料提供



問13 会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継

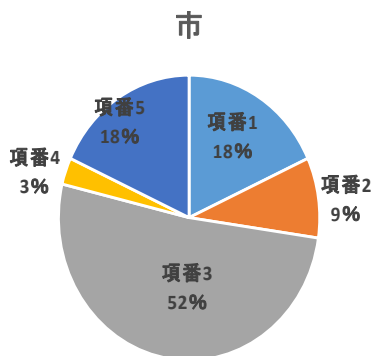
会議の中継を行っていますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)

項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率	2018年	2016年	2014年	滋賀県	沖縄県
											調査結果	調査結果	調査結果		
1	行っていない		6	18%	夕張市 芦別市 紋別市 根室市 砂川市 歌志内市	72	61%		78	52%	73 (51%)	67 (49%)	59 (46.5%)	2 (12%)	7 (26%)
2	検討中		3	9%	美唄市 三笠市 石狩市	8	7%		11	7%	11 (8%)	13 (10%)	23 (18.1%)	0 (0%)	1 (4%)
3	本会議のみライブ中継を行っている		17	52%		29	25%		46	31%	47 (33%)	26 (19%)	21 (16.5%)	14 (82%)	17 (62%)
4	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員会) のライブ中継を行っている		1	3%	小樽市	1	1%	今金町	2	1%	2 (1%)	30 (21%)	23 (18.1%)	1 (6%)	1 (4%)
5	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員会) のライブ中継及びオンデマンド 配信を行っている	1	6	18%	札幌市 帯広市 網走市 稚内市 登別市 伊達市	7	6%	福島町 知内町 栗山町 豊浦町 上士幌町 清水町 芽室町	14	9%	10 (7%)	2 (1%)	1 (0.8%)	0 (0%)	1 (4%)
回答数 計		1	33	100%		117	100%		151	100%	143	138	127	17	27
									3～5	41%	41%	41%	36%	88%	70%

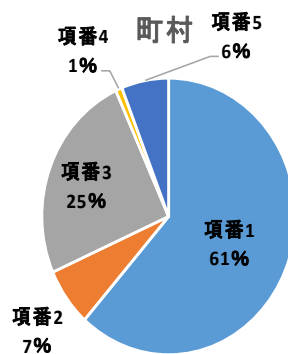
(注)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

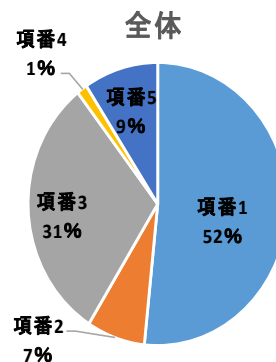
(回答数 33)



(回答数 117)



(回答数 151)



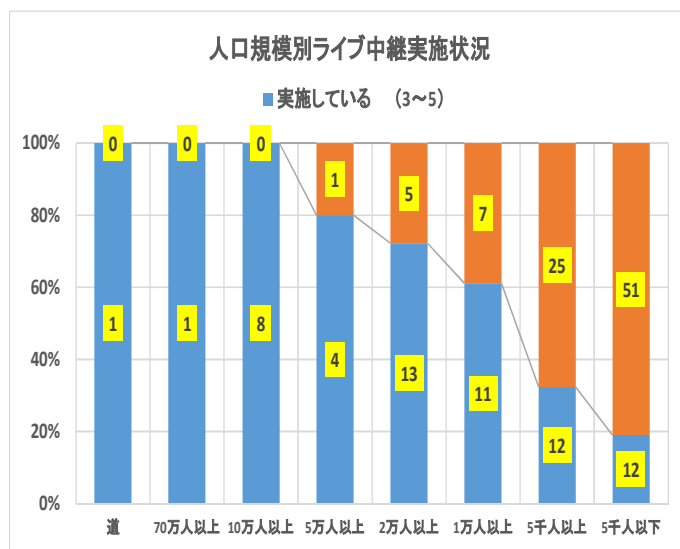
【コメント】

- ①「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている」(項番3～5)は62議会(41%)であった。
- ②「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている」(項番3～5)は、市議会では24議会(73%)、町村議会では37議会(32%)と、町村議会より市議会の方がライブ中継を行っている。
- ③「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っていないと検討中」(項番1・2)の経年比較では、2014年調査では82議会(65%)、2016年調査では80議会(59%)、2018年調査では84議会(59%)、2020年調査では89議会(59%)と、ほとんど改善が見られなかった。(固定化の状態)
- ④3地域の「ライブ中継を行っている」(項番3～5)の比較では、北海道では62議会(41%)、滋賀県では15議会(88%)、沖縄県では19議会(70%)と、北海道のライブ中継を行っている議会の比率が低い。次頁の北海道の人口規模1万人以上の議会のライブ中継の比率は75%に対し、人口規模1万人以下の議会のライブ中継の比率は24%と、人口規模1万人以下のライブ中継の実施比率が低いことがわかる。

①人口規模別ライブ中継実施状況

人口規模別ライブ中継実施状況(項番3～5)

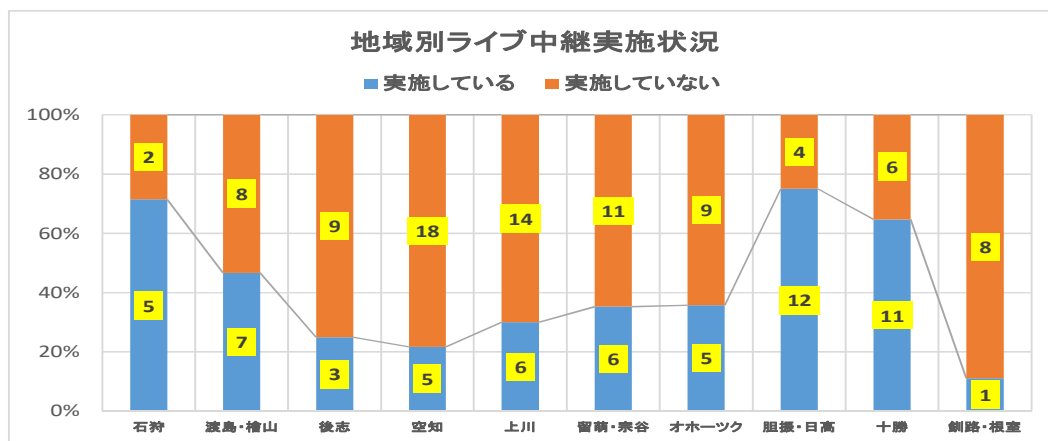
人口規模	実施している (3～5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
道	1	0	1	100%	75%
70万人以上	1	0	1	100%	
10万人以上	8	0	8	100%	
5万人以上	4	1	5	80%	
2万人以上	13	5	18	72%	
1万人以上	11	7	18	61%	
5千人以上	12	25	37	32%	24%
5千人以下	12	51	63	19%	
計	62	89	151	41%	



②地域別ライブ中継実施状況

地域別ライブ中継実施状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	全体
実施している	5	7	3	5	6	6	5	12	11	1	61
実施していない	2	8	9	18	14	11	9	4	6	8	89
計	7	15	12	23	20	17	14	16	17	9	150
2020実施率	71%	47%	25%	22%	30%	35%	36%	75%	65%	11%	41%
2018実施率	75%	35%	22%	24%	35%	29%	40%	65%	63%	25%	41%



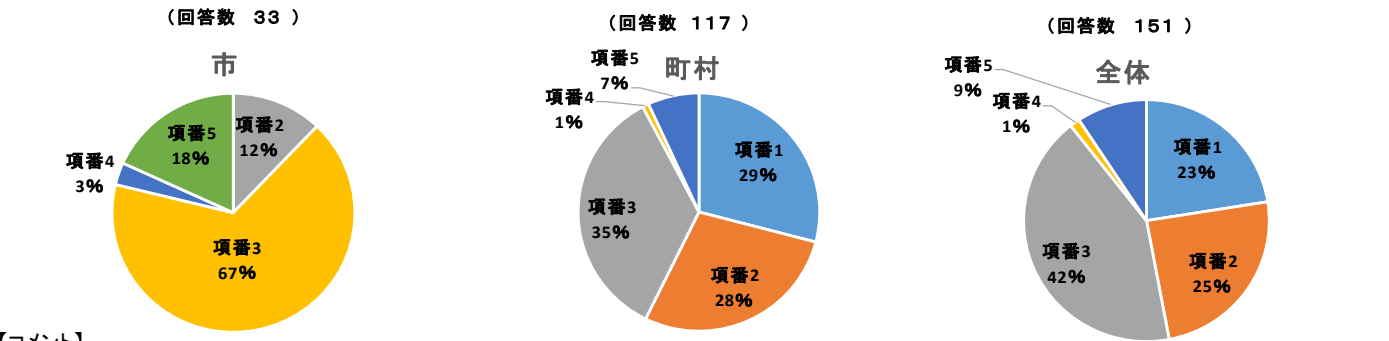
- ・人口規模別ライブ中継の実施状況を見ると、人口規模が減少するに従い、右肩下がりに実施比率が減少している。特に、人口規模が1万人以下の議会での実施比率は24%と、ライブ中継を行っている議会が少ないことを示している。
- ・地域別にライブ中継を実施している比率を見ると、胆振・日高が75%の議会でライブ中継を行っているのに対し、釧路・根室では11%の議会で行われていない。地域間の差が大きい。

問14 議会日程等の広報

本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	道	市	自治体名		比率	町村	自治体名		比率	全体	2020 比率	2018年 調査結果	2016年 調査結果	2014年 調査結果	滋賀県	沖縄県
1	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		0			0%	34			29%	34	23%	35 (24%)	33 (24%)	29 (22.8%)	0 (0%)	4 (15%)
2	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		4	夕張市 美幌市	留萌市 歌志内市	12%	33			28%	37	25%	29 (20%)	29 (21%)	31 (24.4%)	0 (0%)	1 (4%)
3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる	1	22			67%	41			35%	64	42%	68 (48%)	62 (45%)	60 (47.2%)	9 (43%)	16 (59%)
4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程後、議案本文(議案書)も閲覧できる		1	登別市		3%	1	美瑛町		1%	2	1%	2 (1%)	4 (3%)	2 (1.6%)	3 (18%)	3 (11%)
5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		6	札幌市 小樽市 釧路市	函館市 旭川市 網走市	18%	8	福島町 栗山町 芽室町 浦幌町	八雲町 清水町 幕別町 別海町	7%	14	9%	10 (7%)	10 (7%)	5 (3.9%)	5 (29%)	3 (11%)
回答数 計		1	33			100%	117			100%	151	100%	144	138	127	17	27
											3～5	52%	56%	55%	53%	100%	81%

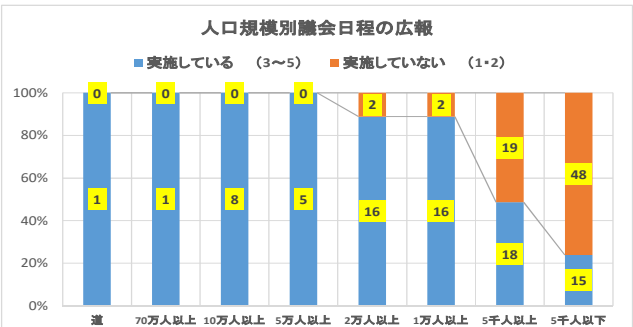
(注) 太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①「議会日程等をホームページで一切広報していない議会」(項番1)は、34議会(23%)あった。
- ②「議会日程等をホームページで一切広報していない議会」(項番1)は、市議会では0議会(0%)、町村議会では34議会(29%)と、すべて町村議会であった。
- ③「議会日程等をホームページで一切広報していない議会」(項番1)の経年比較では、2014年調査では29議会(22.8%)、2016年調査では33議会(24%)、2018年調査では35議会(24%)、2020年調査では34議会(23%)と、ほとんど変化がなく、固定化傾向を示している。
- ④市議会では議会日程等の周知にホームページを活用していない議会は無であった。議会日程等の広報は、市・町村共通に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が一番高い比率であった。[市(67%)、町村(35%)] この傾向は2014年調査から同じ傾向である。
- ⑤3地域の「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる」(項番3～5)の比較では、北海道は80議会(52%)、滋賀県は17議会(100%)、沖縄県は22議会(81%)と、滋賀県、沖縄県の議会ではほとんどの議会で行われているが、北海道では半分位の議会で行われていない。特に、町村議会での実施が遅れている。

人口規模別議会日程の広報					
人口規模	実施している (3～5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
道	1	0	1	100%	92%
70万人以上	1	0	1	100%	
10万人以上	8	0	8	100%	
5万人以上	5	0	5	100%	
2万人以上	16	2	18	89%	
1万人以上	16	2	18	89%	33%
5千人以上	18	19	37	49%	
5千人以下	15	48	63	24%	
計	80	71	151	53%	



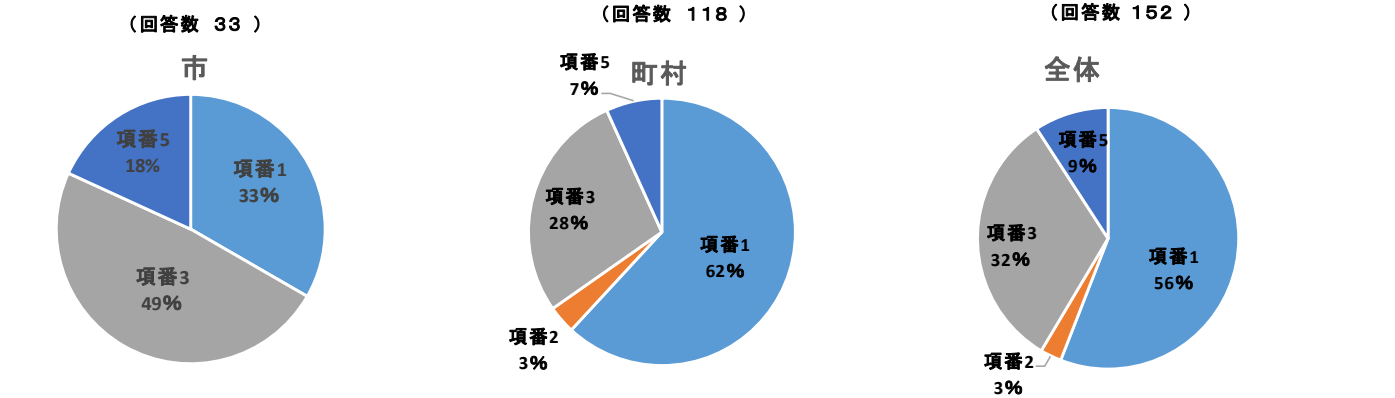
問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否(各議員又は会派の対応、採決態度)を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

項番	内 容	道	市	比率		自治体名	町村	比率		自治体名	全体	2020 比率	2018年 調査結果	2016年 調査結果	2014年 調査結果	滋賀県	沖縄県
1	議案に対する賛否は公開していない	1	11	33%			73	62%			85	56%	83 (57%)	80 (58%)	79 (62.2%)	1 (6%)	10 (37%)
2	検討中		0	0%			4	3%			4	3%	4 (3%)	6 (4%)	10 (7.9%)	1 (6%)	2 (7%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している		16	49%			33	28%			49	32%	46 (32%)	41 (30%)	29 (22.8%)	8 (47%)	6 (22%)
4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している		0	0%			0	0%			0	0%	0 (0%)	1 (1%)	2 (1.6%)	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している		6	18%	岩見沢市 芦別市 三笠市	網走市 士別市 登別市	8	7%	福島町 栗山町 豊浦町 か町 浦幌町	八雲町 北竜町 新ひだ 芽室町	14	9%	11 (8%)	10 (7%)	7 (5.5%)	7 (41%)	9 (34%)
回答数 計		1	33	100%			118	100%			152	100%	144	138	127	17	27

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



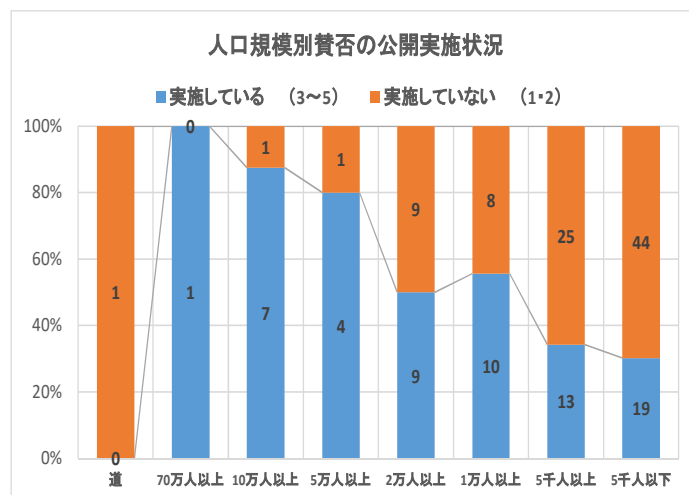
【コメント】

- ①「議案に対する賛否の公開を行っている」(項番3～5)は63議会(41%)であった。
- ②「議案に対する賛否の公開を行っている」(項番3～5)は、市議会では22議会(67%)、町村議会では41議会(35%)と、比率では町村議会より市議会が、議会数では市議会より町村議会が議案に対する賛否の公開を行っている。
- ③「議案に対する賛否を公開している」(項番3～5)の経年比較では、2014年調査では38議会(30%)、2016年調査では52議会(38%)、2018年調査では57議会(40%)、2020年調査では63議会(41%)と、2018年調査と2020年調査の比較ではほとんど変化がないように見える。
- ④「議案に対する賛否を公開していない」(項番1～2)は、市議会では11議会(33%)、町村議会は77議会(65%)と、町村議会での議案に対する賛否を公開していない議会が多い。次頁の議案に対する賛否を公開していない(項番1～2)議会は人口規模1万人以下の議会が69議会(68%)、人口規模1万人以上の議会は20議会(39%)と、人口規模1万人以下の議会に賛否の公開をしていない議会が多い。
- ⑤議案に対する賛否の公開は、条例規則(項番4・5)14議会(9%)によるよりも申し合わせ(項番3)49議会(32%)による賛否の公開の比率が高い。これも2018年調査と同じ傾向である。
- ⑥3地域の「議案に対する賛否を公開している」(項番3～5)の比較では、北海道は63議会(41%)、滋賀県は15議会(88%)、沖縄県は15議会(56%)と、北海道の議会は議案に対する賛否を公開している議会の比率が低い。
- ⑦次頁の議案に対する賛否を公開している議会の公開単位は、議員単位がほぼ9割、会派単位が1割であった。また、公開媒体は議会広報のみが54%、議会広報とホームページの両方が41%、ホームページのみが3%であった。市議会では議会広報とホームページが多いのに対し、町村議会では高齢化とインターネット利用環境の問題から議会広報が多い結果であった。

①人口規模別賛否の公開実施状況

賛否の公開

人口規模	実施している (3~5)	実施していない (1・2)	計	賛否の公開 比率	実施していない 比率
道	0	1	1	0%	39%
70万人以上	1	0	1	100%	
10万人以上	7	1	8	88%	
5万人以上	4	1	5	80%	
2万人以上	9	9	18	50%	
1万人以上	10	8	18	56%	
5千人以上	13	25	38	34%	68%
5千人以下	19	44	63	30%	
計	63	89	152	41%	



②議案に対する賛否の公開単位と公開媒体の状況

北海道の議案に対する賛否の公開状況(項番3~5)

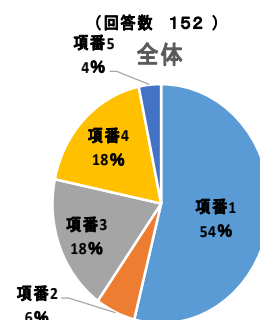
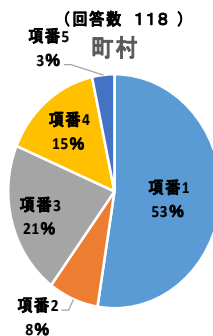
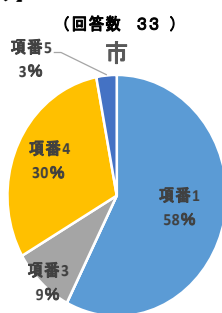
項目		市		町村		全体	
		議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
公開単位	会派単位	6	27%	0	0%	6	10%
	議員個別	16	73%	39	95%	55	87%
	未回答	0	0%	2	5%	2	3%
	計	22	100%	41	100%	63	100%
公開媒体	議会広報	9	41%	25	61%	34	54%
	ホームページ	1	5%	1	2%	2	3%
	議会広報＋ホームページ	12	54%	14	35%	26	41%
	未回答	0	0%	1	2%	1	2%
	計	22	100%	41	100%	63	100%

問16 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議状況や結果を住民に説明する議会報告会を2019.4～2020.3の期間、行なっていますか。

項番	内 容	道	市				町村				全体				2018年 調査結果	2016年 調査結果	2014年 調査結果	滋賀県	沖縄県
				自治体名	比率	要綱有		自治体名	比率	要綱有		比率	要綱有						
1	設けていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	19		58%		62		53%		82	54%		69 (48%)	64 (46%)	61 (48.0%)	5 (29%)	15 (55%)	
2	検討中		0		0%		9	寿都町 留寿都村 月形町 妹背牛町 幌加内町 美瑛町 猿払村 利尻町 新冠町	8%		9	6%		11 (8%)	18 (13%)	17 (13.4%)	1 (6%)	4 (15%)	
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている		3	網走市 歌志内市 深川市	9%	3	25		21%	9	28	18%	12	33 (23%)	29 (21%)	25 (19.7%)	3 (18%)	1 (4%)	
4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている		10		30%	4	18		15%	12	28	18%	16	21 (14%)	17 (13%)	11 (8.7%)	6 (35%)	6 (22%)	
5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている		1	名寄市	3%	1	4	八雲町 茅渚町 幕別町 遠軽町	3%	3	5	4%	4	10 (7%)	10 (7%)	13 (10.2%)	2 (12%)	1 (4%)	
回答数 計		1	33		100%	8	118		100%	24	152	100%	32	144	138	127	17	27	
(注1)アンダーラインは「要綱有」市町村		(注2)太字は議会基本条例施行市町村																	
											3～5	40%	52%	44%	41%	39%	65%	30%	

(注1) アンダーラインは「要綱有」市町村 (注2) 太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



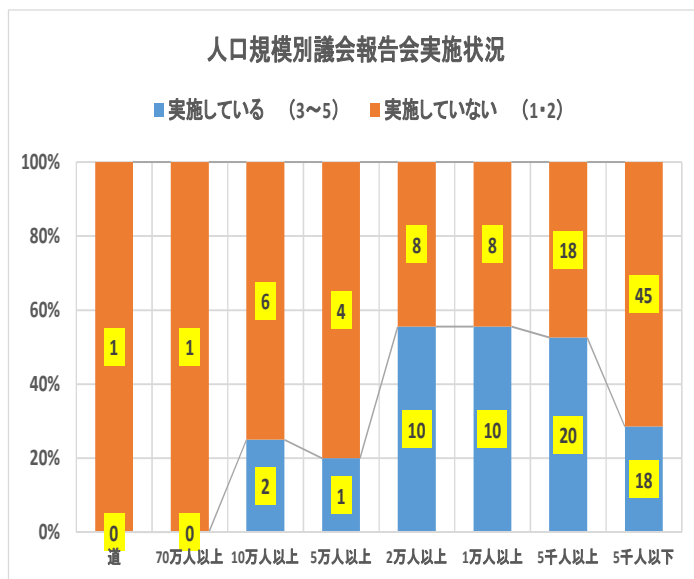
【コメント】

- 議会報告会等を行っている議会(項番3～5)は61議会(40%)であった。
- 議会報告会等を行っている議会(項番3～5)は、市議会では14議会(42%)、町村議会では47議会(39%)と、比率では町村議会より市議会が、議会数では市議会より町村議会が議会報告会を行っている。
- 議会基本条例のほとんどには「議会報告会」の規定があり、議会基本条例施行の43議会(回答有)中33議会(77%)で議会報告会が行われている。
- 議会報告会等を行っている議会(項番3～5)の経年比較では、2014年調査では49議会(39%)、2016年調査では56議会(41%)、2018年調査では64議会(44%)、2020年調査では61議会(40%)と議会報告会等を設けている議会の比率は全体の40%台で、それ以上に増えていかない状態にある。
- 条例規則に基づき議会報告会を開催している実績は1回(項番4)という議会は28議会(18%)、複数回(項番5)は5議会(4%)と、1回実施という議会が多い。2018年調査と比較すると、実績1回(項番4)は増えているが、複数回(項番5)が減っている。このことは議会報告会より住民との意見交換の方にシフトしているのではないかと。
- 議会報告会を開催している根拠の内訳を見ると、申し合わせ(項番3)が28議会(18%)、条例規則(項番4・5)が33議会(22%)と、議会報告会の開催の根拠の4割は申し合わせと条例規則により実施されていることがわかる。この傾向は2016年調査以降同傾向である。
- 議会報告会のパターンでは、②定期意見聴取型が、市議会の57%、町村議会の53%、①随時意見聴取型が、市議会の36%、町村議会の34%と回答があった。このことから、市議会及び町村議会の議会報告会の性格が②定期意見聴取型であることがわかる。これも、2018年調査と同傾向である。(P58参照)
- 議会議会報告会実施要綱の規定状況は、項番3～5の61議会中32議会(52%)と、議会報告会のルールを約半分の議会で定めている。
- 議会報告会の課題(P45)としては、議会側の課題は、「参加者の減少と参加者の固定化」「行政要望が多い」、住民側の課題として「住民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない」「要望会になりがち」など、2018年調査と同様の結果であることが分かる。このことは、議会報告会の課題が解決しないで、課題のまま継続していることを表している。議会報告会の運営は曲がり角に来ているように思うが、議会が議会報告会で、一方的に議会審議内容を議会報告として行ったとしても住民は何ら住民との関係を理解できない。なぜなら、住民が問題としたい課題と隔たりがあるからで、住民の課題(意見)提起の場である意見交換会を出発点とし、住民から提起された課題や議員自ら提起した政策を議会内で討議、検討し、それを基に首長との議論、議会提言による行政政策への反映を行い、または反映できなかった課題を報告する場が議会報告会となると、住民の参加意欲と議員の力量が試される緊張感も生まれる。それにより、住民の意見が、議会でどのように議論され、議会の政策になり、首長の政策に反映する議会の政策形成システムが回り始める。このように、意見交換会と議会報告会を一連のシステムとして運営することを提案したい。
- ⑩3地域の「議会報告会等を行っている」(項番3～5)の比較では、北海道は61議会(40%)、滋賀県は11議会(65%)、沖縄県は8議会(30%)と、滋賀県の65%の議会が議会報告会を実施しているのに対し、北海道の40%の議会、沖縄県の30%と、北海道と沖縄県の議会報告会の実施比率が低い。北海道の人口規模で実施比率が高いのは5万人以下1万人以上の議会で、実施比率が56%、1万人以下の議会の実施比率が36%、5万人以上の議会は20%と、特に、人口規模5万人以上の規模の大きな議会の実施比率が低いことは、議会の住民への説明責任が果たされているのだろうか。また、実施している地域別に見ると、十勝が67%と一番実施している議会が多い。一方、実施している議会が少ない地域は、留萌・宗谷の12%であった。

①人口規模別議会報告会実施状況

議会報告会の開催

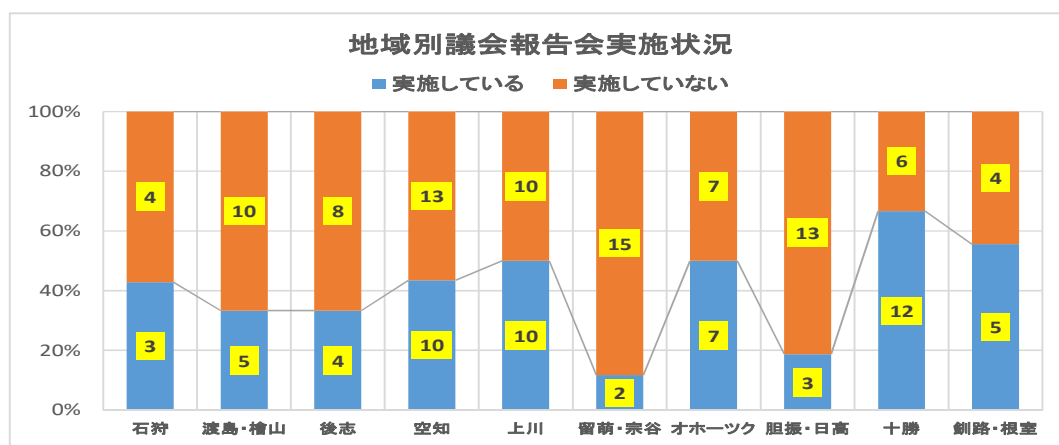
人口規模	実施している (3~5)	実施していない (1・2)	計	2020実施 比率	備考	2018実施 比率
道	0	1	1	0%		0%
70万人以上	0	1	1	0%	20%	0%
10万人以上	2	6	8	25%		38%
5万人以上	1	4	5	20%		17%
2万人以上	10	8	18	56%	56%	60%
1万人以上	10	8	18	56%		61%
5千人以上	20	18	38	53%	38%	51%
5千人以下	18	45	63	29%		33%
計	61	91	152	40%		44%



②地域別議会報告会実施状況

地域別議会報告会実施状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	全体
実施している	3	5	4	10	10	2	7	3	12	5	61
実施していない	4	10	8	13	10	15	7	13	6	4	90
計	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
2020実施率	43%	33%	33%	43%	50%	12%	50%	19%	67%	56%	40%
2018実施率	38%	29%	33%	62%	47%	7%	67%	35%	59%	63%	44%



・人口規模5万人以上の議会の実施比率は20%と低い。一方、5万人以下～1万人以上の議会の実施比率は56%と高い。1万人以下の議会の実施比率は38%と低い。人口規模5万人以上（会派が100%ある）と道内の68%ある1万人以下（議員数が約10人と少ない）の議会の実施比率が低いことが議会報告会が普及しない原因のようだ。これは、議会の合意が取れないことが原因の一つではないか。

・また、実施している地域別に見ると、十勝が67%と一番実施している議会の比率が高い、一方、実施している議会の比率が低い地域は、留萌・宗谷の12%であった。議会報告会の実施比率は釧路・根室では比率が高く（実施している議会が多く）、胆振・日高では実施比率が低い（実施している議会が少ない）。このことは地域による偏りが起きているようだ。

③議会報告会のパターン

2020議会報告会のパターン

市町村	市		町村		全体	
項目	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
①随時意見聴取型(随時テーマを設定し意見聴取を行う)	5	36%	16	34%	21	35%
②定期意見聴取型(広く市政・議会運営に関する意見交換を行う)	8	57%	25	53%	33	54%
③定期地域個別型(開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う)	0	0%	2	4%	2	3%
その他(①+②、①+③)	1	7%	4	9%	5	8%
計	14	100%	47	100%	61	100%

④議会報告会の結果を受けての議論内容

2019.4～2020.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行った内容

議会名	議 論 の 内 容
留萌市	議会運営委員会で毎年検証している
芦別市	市総合庁舎の整備について
福島町	懇談会(報告会)後、議会として取り上げるべき課題・案件等はなかったか調査・確認したが、当該期間で政策課題等となるべき事項はなかった。
知内町	グループホーム建設及び健康保養センターの今後に関する調査特別委員会を設置し、総合的な調査・研究を実施した
三セコ町	町営住宅使用料算定誤りの件、町財政の問題
南幌町	町立病院
栗山町	栗山赤十字病院の改築について
北竜町	新設保育所について
和寒町	報告会議事録を共有し課題を精査する
下川町	合意形成のあり方について ほか
幌延町	地域交通(デマンドバス)
新ひだか町	介護サービス事業及び病院事業の今後について
清水町	住民意見で調査・検討が必要なものについては、所管の委員会で調査・検討し、その結果を議会広報等で報告している。また、執行側の対応が必要なものについてはその旨執行側に伝えている
茅渚町	公立病院について、コミュニティスクール、人材・労働力の確保
池田町	議会広報特別委員会で各課題の今後の対応を協議した。
本別町	住民から出された意見はすべて検証を行い、町側へ伝えるべきことは伝えている。後日「議会だより」速報版として、出された意見を要約し全世帯へ配布をしている。政策課題は議員個人が一般質問などを通じて町側へ提案している。
浦幌町	取扱いフローにより協議している
中標津町	町内会のあり方

⑤議会報告会の課題

2020議会報告会における現在の課題

議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
釧路市	参加者が増えない	議会への関心が薄い
帯広市	①どのようにして、建設的で、幅広い層の人が集まる会議にしていけるか ②意見や要望に対する直接の回答は難しく、意見を執行機関に伝えるという手法への不満がある。	
網走市	さまざまな媒体で周知しているものの、参加者が少ない。	
留萌市	市民意見に対し、執行部でないで、市長部局に伝えろとしか回答できない場合がある。	市民は執行機関と議事機関の違いがわからない。
芦別市	より多くの市民の意見を聞きたいが、時間等の制約もあり難しい。	たくさんの市民がいる中で自分の意見や疑問をぶつけるには勇気がある。
士別市	参加者の固定化	
三笠市	議会報告・意見交換会のあり方として、議会側の一方的なやり方ではなく、ワークショップ形式など小さい単位で市民の声を聴く工夫が必要と感ずる。	開催が同時期になりがちで市政懇談会と議会報告会のそれぞれに市民要望等をすることの違いがわからない。
根室市	参加人数が少数のため参加しやすい取り組みが必要	行政用語や英語、カタカナ等の横文字を多用するとわかりにくい
深川市	住民が発言しやすい雰囲気づくりが必要。報告が大半の時間を占めており、市民の関心のあるテーマを設ける等の工夫が必要である。	主旨を市民に理解してもらえていない(議会や議員に対する不満発言を延々と行う市民がいた)。
富良野市	①開催にあたっては、事前に周知を行っているが、参加する住民が固定化されてきている。 ②議会活動を広く地域住民に知っていただくための取り組みとして始めたが、報告会というよりは議員への個人的な見解を述べる場となってしまう場合もある。	①参加者が固定化されてきているため、新たに参加しづらく感じている。 ②同じ時期に市長側の懇談会が予定されている場合、夜間の開催ということもあり、地区によっては参加しづらいとの声がある。
石狩市	参加者が年々減少している	

議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
福島町	各戸配布のチラシ、また、防災行政無線での開催周知を図っているが、町民の参加者が少なく、さらに参加促進のPR方法の検討が必要。	町長が年末に開催している「町政懇談会」、議会が2月に開催する「町民との懇談会」とともに、参加者が少ない。
知内町	・年1回の開催のため、報告事項がタイムリーでないことがある。 ・報告内容が議会広報に既に載っている場合があり興味をもってもらえない	
八雲町	多くの住民に参加してもらえる取り組みの工夫が必要。	議会報告会に参加しても、行政と議会を混同しており、議会に対する意見というものが伝わりにくい。
今金町	住民の参加が少ない	議員に決定権が無いので聴き置くしかない
二セコ町	参加者がほぼ決まってきた	議会が重要視している問題と、住民が希望している問題に温度差がある
真狩村	参加者が少ないので、多くの住民に参加してもらえるような工夫が必要	年1回の開催なので参加できる機会が少ない。
仁木町	年数回の開催について検討が必要	
南幌町		参加者は固定されている
栗山町	・報告会のあり方、会場の縮小化、進め方、開催時期、回数等。 ・議員個々の意識改革。 ・議員個々のスキルアップ。 ・政策形成に資するワークショップ形成の導入	・16年間12会場で行っているが、参加者の固定化 ・町政懇談会と議会提案課題が同じだったため、違いがわからない。 ・大勢の前で、意見を言える人と言えない人がいる。
新十津川町	①参加者の減少、固定化がみられる。 ②若年層の参加促進をどう図るか	
北竜町	参加者の固定化	
鷹栖町	参加者の固定化	
上富良野町	ファシリテーター技術の研修が必要	①町の要望意見が多い。②施行権と議決権が混合している
和寒町	テーマを設け住民意見を引き出す工夫が必要	参加者が毎年同じ傾向がある
下川町	新たな開催方法の検討	参加者の固定化
中川町	意見交換した件はその後どうなったのか説明がない	町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
幌延町	行政の問題について、議員はその場で回答できず持ち帰り、広報等で回答するため、対応が遅れがち	年1回、1つのグループを対象としているため、意見交換の内容・時間が限られる
美幌町	町民の参加が少ない	行政への陳情・要望が散見される。
津別町	報告会開催の基本的な要綱づくりの必要性。 特定テーマを設けるなど内容の検討や、議員間討論の検討など。	行政懇談会と議会報告会との違いがわからず、質問の内容を分けることが難しい。
置戸町	議会側からの報告事項以外、意見交換のテーマ設定が難しい。	各団体別のテーマばかりだと、一般の町民が意見交換に参加しづらくなる。
湧別町	行政に対する要望、質問に留まっている。	議会に対する関心や期待が少ない。
豊浦町	そもそも、報告会へ参加してくれる町民が少ない。	
安平町	周知はしているが参加者が少ない。又はいない。	町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
新ひだか町	①年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなる。 ②その時期に合う意見交換のテーマ決めが困難。町民の関心が薄いテーマにすると、参加者数の減やテーマに沿わない意見の増加につながる。	①町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。 ②特定の参加者による発言で、ほかの参加者が発言しにくい空気を作り出している。
新得町	①参加者の年齢層に偏りがある。 ②気軽に発言できる雰囲気づくりが必要。	
清水町	①若年層の出席者の確保 ②班編成は行っているが、きめ細かに対応できるためには更なる報告会担当議員の少数化が必要	①住民意見の反映方法 ②執行側の政策形成システムと議会側の政策形成システムの違いの理解が必要
芽室町	①PTA・町内高校生(議会全体)、議会モニター会議、各種団体(委員会ベース)と意見交換を行っており多忙。 ②寄せられた意見からの真の課題抽出と政策へのブラッシュアップが難しい。	①議会が行っている議会報告会に関する認知度が必ずしも高くない。 ②町民の意見が、どこで、どのように議論され、どう処理されて政策になっている(なっていない)のが見えない。
中札内村	2月に初実施のため、進行等がスムーズに行っていない。	どうしても報告会・意見交換会では要望が中心となってしまう。議決機関としての認知が低い。
幕別町	参加者が固定化し、参加者数も減少している。気軽に懇談しやすい雰囲気作りが必要。	町に対する要望の場と捉えている町民もいる。
池田町	参加人数が少なく、特に若い年齢層の参加が少ない。	発言しにくい雰囲気がある。
本別町	参加者が固定化され、参加人数も少ない。	
足寄町	4会場で実施しているが、町民の参加が少ない	
浦幌町	ファシリテーション能力の向上	分かりやすい説明が必要
羅臼町	参加住民が少ない。	要望会になりがちである。

(参考)参考文献「地方議会のズレの構造」吉田利宏 三省堂 2016.7 で指摘している議会報告会の課題に該当する項目を選択し回答した結果

議会報告会の課題(2019.4～2020.3)

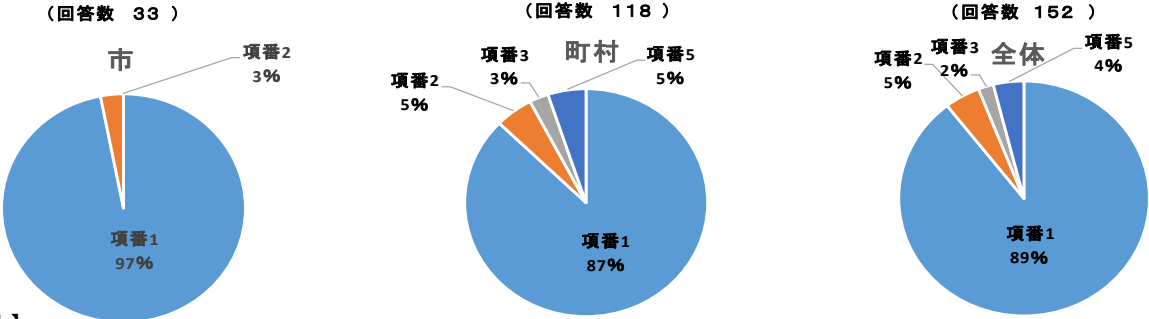
	議会報告会の課題	市	町村	計	比率
①	報告ばかりで、意見交換の時間が少ない(第1部は報告会、第2部は特定テーマにして「議員と語る会」といった対策がある)	3	6	9	21%
②	淡々と進んでまるで議会みたいで面白くない(ハブニングがあっても議員《議長》が仕切る調整力、人間力を付ける)	1	2	3	7%
③	なぜ、議員自身の意見を聴けないのか(議員が議会の一員として発言することが原則であるが、議員が個人的見解と前置きし、議員の意見を直接伝える場があっても良い)	2	8	10	23%
④	意見交換した件はその後どうなったのか説明がない(議会報告会を起点とした政策形成サイクルを回す対策がある)	1	14	15	35%
	その他	2	4	6	14%
	計	9	34	43	100%

問17 議会モニター制度(議会活動に対する住民による評価)

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率	2018年 調査結果	2016年 調査結果	滋賀県	沖縄県
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	32		97%	103		87%	136	89%	130 (90%)	125 (90%)	15 (88%)	22 (81%)
2	検討中		1	岩見沢市	3%	6	松前町 幌加内町 和寒町 美幌町 興部町 羅臼町	5%	7	5%	5 (4%)	7 (5%)	2 (12%)	5 (19%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している(試行実施も含む)		0		0%	3	壮瞥町 清水町 中標津町	3%	3	2%	4 (2%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
4														
5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している		0		0%	6	栗山町 下川町 茅渚町 広尾町 浦幌町 別海町	5%	6	4%	5 (4%)	5 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	33		100%	118		100%	152	100%	144	138	17	27
									3・5	6%	6%	5%	0%	0%

(注)太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会モニターを行っている議会(項番3・5)は9議会(6%)であった。(前回調査の2018年調査と議会数は同じであった)
- ②議会モニターを行っている議会(項番3～5)は、市議会では0議会(0%)、町村議会では9議会(8%)と、町村議会でしか議会モニターを行っていない。
- ③議会基本条例施行の43議会(回答有)中4議会(9%)で議会モニターが行われている。非常に行われている議会が少ない。
- ④議会モニター制度を行っている議会(項番3・5)の経年比較では、2016年調査では6議会(5%)、2018年調査では9議会(6%)、2020年調査では9議会(6%)と変化がない状況である。(実施議会の固定化)
- ⑤項番5の条例規則により行っているのは、2016年調査では5議会、2018年調査でも5議会、2020年調査では6議会であった。項番3の申し合わせで行っている議会が中標津町議会、清水町議会、壮瞥町議会で行われていることがわかった。
- ⑥3地域の「議会モニター制度を行っている」(項番3・5)の比較では、北海道は9議会(6%)、滋賀県は0議会(0%)、沖縄県は0議会(0%)と、「議会モニター制度を行っている」議会は北海道のみであった。北海道の議会モニター制度を行っている議会は人口規模が5万人以下の町村議会で行われている。(P63参照)人口規模が小さい議会では住民の声を議会運営に反映しやすいので、人口規模が小さい議会が多い北海道に向けた制度である。今後、積極的に導入する議会が増えることを期待したい。
- ⑦議会モニター制度の意義は、議会が真に住民が求める情報発信や議会の議決過程に住民参加が行われているか、住民の目線で評価されることにある。まさに、議会は住民のためにあることを実感する制度である。議会モニター制度導入の意義については、「前回の議会議員選挙が無投票であったことから、住民意見を議会運営に取り入れるために有効」、「議員の成り手確保対策になる」、「住民の目が議会運営に入ることによる緊張感が生まれる」といった意義が挙げられる。

浦幌町議会基本条例
(議会モニターの設定) 第17条 議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

浦幌町議会モニター設置要綱

(職務) 第9条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議(非公開で行われるものを除く。)を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書(電子メールを含む。以下この条において同じ。)により提出すること。
- (2) 「浦幌町議会だより」及び「浦幌町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
- (5) 浦幌町議会モニター会議(以下「議会モニター会議」という。)に出席すること。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

無投票 議会	議会名	モニター			
		任期	人数	公募	報酬
○	栗山町	2年	18人	有	無
	下川町	1年	6人	有	有
	芽室町	1年	20人	有	有
○	広尾町	2年	12人	有	有
	浦幌町	2年	10人	有	有
	別海町	2年	10人	有	有
	中標津町	2年	10人	有	無
	清水町	2年	10人	有	無
	壮瞥町	定めなし	5人	無	無

	項目/議会名	栗山町	下川町	芽室町	広尾町	浦幌町	別海町	中標津町	清水町	壮瞥町
①	会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	
②	議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出	○		○	○	○	○	○	○	
③	議会議員との意見交換（年何回：回）	○ （年2～3回）		○ （年3回）	○ （年2回）	○ （年1回）	○ （年1回）	○ （年1回）	○ （年1回）	○ （年2回）
④	その他	課題を3班に分けて、議員と共に意見交換をこれから進める			議会モニター 会議への出席	議会モニター による外部評価	議会活性化計画の外部評価			

2-4 住民説明まとめ

①経年別比較

年度別項目別実施状況(項番3~5)

項目		傍聴者への 資料提供	ライブ 中継	議会日程の 広報	賛否の公開	議会報告会 等の開催	議会モニター 制度
北海道	2014	74(58%)	45(36%)	67(53%)	38(30%)	49(39%)	
	2016	76(55%)	58(41%)	76(55%)	52(38%)	56(41%)	6(5%)
	2018	82(57%)	59(41%)	80(56%)	57(40%)	64(44%)	9(6%)
	2020	92(61%)	62(41%)	80(52%)	63(41%)	61(40%)	9(6%)
滋賀県		9(53%)	15(88%)	17(100%)	15(88%)	11(65%)	0(0%)
沖縄県		11(41%)	19(70%)	22(81%)	15(56%)	8(30%)	0(0%)

コメント:「住民説明」の2014年~2020年の経年変化は、「議会モニター制度」以外の実施比率は「傍聴者への資料提供」と「議会日程の広報」は50%以上(必須期)、「ライブ中継」と「賛否の公開」、「議会報告会等の開催」は10%以上50%未満(普及期)と、制度の定着が進み、多くの議会で実施されていることがわかる。

②市町村別比較

2020北海道内市町村別住民説明比較

項目	回答数	傍聴者への 資料提供	ライブ 中継	議会日程の 広報	賛否の公開	議会報告会 等の開催	議会モニター 制度
道	1	0(0%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
市	33	19(57%)	24(73%)	29(88%)	22(67%)	14(42%)	0(0%)
町村	118	73(62%)	37(32%)	50(43%)	41(35%)	47(39%)	9(8%)
全体	152	92(61%)	62(41%)	80(52%)	63(41%)	61(40%)	9(6%)

コメント:「住民説明」の市議会と町村議会別比較では、「議会モニター制度」を除いて、市議会では「議会報告会等の開催」の実施比率が10%以上50%未満の普及期であるが、それ以外の4つの制度は50%以上の必須期になっている。それに対し、町村では「傍聴者への資料提供」のみ50%以上の必須期であるが、残りの4つの制度は実施比率が10%以上50%未満の普及期である。「住民説明」は町村議会より市議会の方が実施比率が高く、制度導入が進んでいる。「議会モニター制度」は市議会ではなく町村議会でのみ実施されている。

③人口規模別比較

2020人口規模別項目別実施状況(項番3～5)

人口規模	回答数	傍聴者への 資料提供	ライブ 中継	議会 広報 日程の	賛否の 公開	議会報告会 等の開催	議会 モニター 制度
道	1	0(0%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
70万人以上	1	1(100%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
10万人以上	8	6(75%)	8(100%)	8(100%)	7(88%)	2(25%)	0(0%)
5万人以上	5	2(40%)	4(80%)	5(100%)	4(80%)	1(20%)	0(0%)
2万人以上	18	11(61%)	13(72%)	16(89%)	9(50%)	10(56%)	1(6%)
1万人以上	18	12(67%)	11(61%)	16(89%)	10(56%)	10(56%)	3(17%)
5千人以上	38	25(66%)	12(32%)	18(49%)	13(34%)	20(53%)	2(5%)
5千人以下	63	35(56%)	12(19%)	15(24%)	19(30%)	18(29%)	3(5%)
計	152	92(61%)	62(41%)	80(53%)	63(41%)	61(40%)	9(6%)

コメント:人口規模から「住民説明」を見ると、「議会モニター制度」を除いたすべてが、人口規模1万人以上の議会ではほぼ実施比率が50%以上の制度の必須期になっているが、逆に、1万人未満の議会は大方10%以上50%未満の普及期となっており、人口規模1万人未満の議会の奮起が一層必要となる。

「議会モニター制度」は5万人以下の議会で実施されている。

④議会基本条例有無別比較

項目	傍聴者への 資料提供	ライブ 中継	議会 広報 日程の	賛否の 公開	議会報告会 等の開催	議会 モニター 制度
議会基本条例あり(43)	33(77%)	28(65%)	29(67%)	29(67%)	33(77%)	4(9%)
議会基本条例なし(109)	59(54%)	34(31%)	51(47%)	34(31%)	28(26%)	5(5%)

コメント:「議会モニター制度」を除いて、「住民説明」は議会基本条例ありが、制度普及に優位性があるかを見ると、条例が有ることで実施比率が高いので、優位性がある。一方、条例なしも、「議会モニター制度」を除いて、実施比率は高い。このことは、議会基本条例の制度が定着し、条例なしの議会も制度を受け入れていることを示している。より制度の定着化を図るためにも議会基本条例の制定を行うべきである。

⑤3地域のまとめ全体比較

3地域の住民説明比較

項目	傍聴者への 資料提供	ライブ 中継	議会 日程の 広報	賛否 の公開	議会報告会 等の開催	議会 モニター 制度
北海道	61%	41%	52%	41%	40%	6%
滋賀県	53%	88%	100%	88%	65%	0%
沖縄県	41%	70%	81%	56%	30%	0%

コメント:3地域の「住民説明」を比較すると、「議会モニター制度」を除いて、滋賀県は5つの制度すべてが実施比率50%以上の必須期となっている。沖縄県は3つの制度が50%以上の必須期、2つの制度が10%以上50%未満の普及期となっている。それに対し、北海道は2つの制度が50%以上の必須期、3つの制度が10%以上50%未満の普及期となっている。

また、「議会日程の広報」は3地域共に実施比率が50%以上の必須期であった。同様に、「傍聴者への資料提供」は北海道と滋賀県が、「ライブ中継」と「賛否の公開」は滋賀県と沖縄県が必須期であった。「議会報告会等の開催」は滋賀県のみ必須期であった。

ただ、「議会モニター制度」は北海道のみ実施されている。

⑥3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3～5の比率)

項目		傍聴者への 資料提供	ライブ 中継	議会 日程の 広報	賛否 の公開	議会報告会 等の開催	議会 モニター 制度
議会基本 条例あり	北海道	43(28%)	33(77%)	28(65%)	29(67%)	33(77%)	4(9%)
	滋賀県	16(94%)	8(50%)	15(94%)	16(100%)	11(69%)	0(0%)
	沖縄県	12(44%)	7(58%)	10(83%)	10(83%)	7(58%)	0(0%)
議会基本 条例なし	北海道	109(72%)	59(54%)	34(31%)	51(47%)	34(31%)	28(26%)
	滋賀県	1(6%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	15(56%)	4(27%)	9(60%)	10(67%)	5(33%)	1(7%)

(注)自治体数及び比率は回答をベースとする

コメント:3地域での議会基本条例があることで「住民説明」の制度導入に効果があったかを見ると、「議会モニター制度」を除いて、3地域の5つの制度すべてが実施比率50%以上の必須期になっている。議会基本条例が制度導入に効果を果たしている。

一方、議会基本条例がない議会での制度導入状況を見ると、「議会モニター制度」を除いて、3地域共に必須期や普及期となっており、「住民説明」の5つの制度は3地域に定着した制度となっていると言える。

「議会モニター制度」が北海道のみ実施されている。

2-5 その他

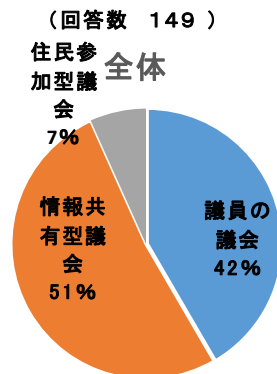
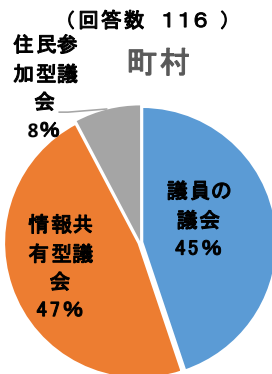
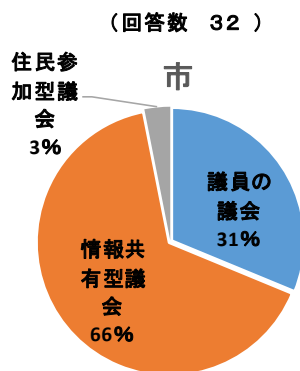
問18 議会活動の認識(理念)

2019.4～2020.3の期間、貴議会の議会活動は、議員のみの活動に重点を置いた活動か、又は議員による活動を補完する住民との活動(情報共有議会・住民参加型議会)に重点を置いた活動か、議会の認識はどれですか

項番	内 容	道	市		議会名	町村		議会名	全体	比率	滋賀県 比率	沖縄県 比率
			比率			比率						
1	選挙で選ばれた議員のみの議会		10	31%		52	45%		62	42%	3 (18%)	10 (38%)
2	住民との情報共有型議会	1	21	66%		55	47%		77	51%	12 (70%)	16 (62%)
3	住民参加型議会		1	3%	帯広市	9	8%	福島町 栗山町 秩父別町 小清水町 猿払村 大空町 芽室町 浦幌町 別海町	10	7%	2 (12%)	0 (0%)
回答数 計		1	32	100%		116	100%		149	100%	17	26
									項番3	7%	12%	0%

(注1)未回答議会が市議会1議会、町村議会2議会あった。(注2)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

①市議会の活動の中心は「住民との情報共有型議会」(66%)であった。また、町村議会の活動の中心は「住民との情報共有型議会」(47%)と「議員のみの議会」(45%)がほぼ拮抗する状況であった。残念なことは、「住民参加型議会」が、市議会では1議会(3%)、町村議会では9議会(8%)と少なかったことであった。議会活動の目的は「住民参加型議会」になることと考えれば、道のりは厳しいように思う。

②3地域の比較では、「住民参加型議会」の比率は滋賀県が12%、北海道が7%、沖縄県が0%という結果であった。また、「議員のみの議会」の比率では、北海道は42%、沖縄県が38%、滋賀県が18%と北海道の比率が高い結果であった。3地域共通なのが、「住民との情報共有型議会」の比率が滋賀県70%、沖縄県62%、北海道51%と、議会活動の中心が「住民との情報共有型議会」であることがわかる。議会の目指すべき活動を「住民参加型議会」とすると、道半ばという状況に見える。

問19 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

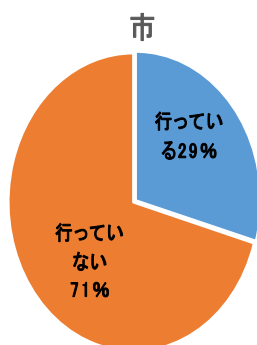
2019.4～2020.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

項番	内 容	道	市	比率	条例改正 実施	議会名	条例改正 未実施	町村	比率	条例改正 実施	議会名	条例改正 未実施	全体	比率	滋賀県 比率	沖縄県 比率
1	見直しを行っている		5	29%	0	夕張市 三笠市 登別市	5	9	36%	1	福島町 墨山町 安平町 幕別町 羅臼町	8	14	33%	5 (31%)	3 (27%)
2	見直しを行っていない	1	12	71%				16	64%				29	67%	11 (69%)	8 (73%)
回答数 計		1	17	100%	0		5	25	100%	1		8	43	100%	16	11
													項番1	33%	31%	27%

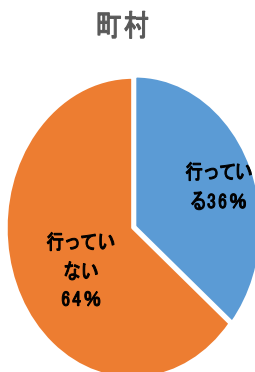
(注) 太字の議会は条例改正実施議会

【グラフデータ】

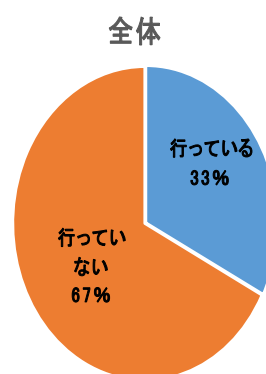
(回答数 17)



(回答数 25)



(回答数 43)



【コメント】

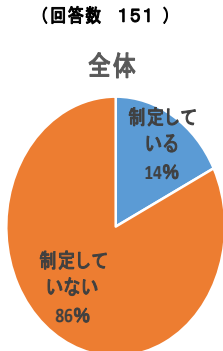
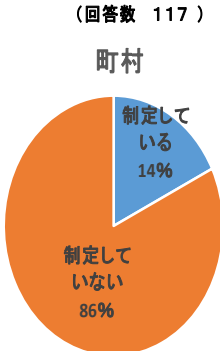
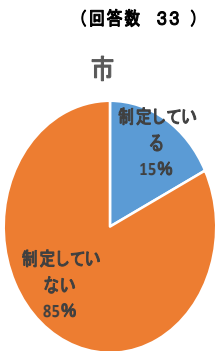
- ①議会基本条例の見直しを行ったのは、43議会中14議会(33%)で、その内議会基本条例を改正したのは1議会(2%)であった。
 ②3地域の比較でも議会基本条例の見直しを行ったのは、議会基本条例施行議会の役3割で、実際に議会基本条例を改正した議会は北海道の1議会のみであった。議会基本条例は創っておしまいではなく、普段の見直しが必要ではないか。見直し作業の中で、新たな気づきが生まれ、より身近な条例となっていくのではないか。

問20 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

項番	内 容	道	市	議会名		比率	町村		比率	全体	比率	2018年 調査結果	2016年 調査結果	2014年 調査結果	滋賀県 比率	沖縄県 比率	
				美唄市 根室市 石狩市	三笠市 登別市		当別町 仁木町 南幌町	福島町 余市町 他									
1	政治倫理条例を制定している		5			15%	16		14%	21	14%	25 (18%)	15 (11%)	16 (12.9%)	14 (82%)	2 (8%)	
2	政治倫理条例を制定していない	1	28			85%	101		86%	130	86%	117 (82%)	123 (89%)	108 (87.1%)	3 (18%)	23 (92%)	
回答数 計		1	33			100%	117		100%	151	100%	142	138	124	17	25	
(注) 太字は議会基本条例施行市町村											項番1	14%	18%	11%	13%	82%	8%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

①政治倫理条例を制定しているのは、2014年調査では16議会(13%)、2016年調査では15議会(11%)、2018年調査では25議会(18%)、2020年調査では21議会(14%)と、2018年までは増加傾向にあったが、2020年では増加していない。沖縄県比率2 (18%) 23(92%) 25 8%

②3地域の政治倫理条例を制定している議会の比率では、滋賀県が82%の議会で制定しているのに対し、北海道は14%、沖縄県では8%と地域間の相違が大きく表れている。政治倫理条例がある議会は議会の品位と名誉を損なうことはしないという宣言をしている議会であり、議会の必須条例ではないか。

登別市議会議員政治倫理条例
(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 納税等の義務を履行するとともに、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

(2) その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。

(3) 職務上知り得た情報を不正に行使してはならない。

(4) 市が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品納入契約等に関して、特定の業者を仲介するなどの不正な行為をしてはならない。

(5) 市職員(嘱託員及び臨時職員を含む。以下同じ。)の公正な職務執行を妨げ、又は市職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。

(6) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関与してはならない。

(7) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならない。

(8) 市民から公正な職務の遂行に反する行為を求められた場合には、これに応じてはならない。

問21 議決事件の追加

(1)地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内 容	道	市	比率		自治体議会名	町村	比率		自治体議会名	全体	比率	2018年調査結果	2016年調査結果	2014年調査結果	滋賀県比率	沖縄県比率
1	追加している		27	82%			87	74%			114	75%	88 (62%)	74 (54%)	52 (43%)	16 (94%)	22 (85%)
	基本構想のみ		19	58%			34	29%			53	35%	44 (31%)	28 (21%)	19 (16%)	3 (18%)	11 (42%)
	基本構想・基本計画		6	18%			46	39%			52	34%	39 (27%)	36 (26%)	29 (24%)	13 (76%)	10 (38%)
	基本構想・基本計画・実施計画		1	3%	稚内市		7	6%	福島町 北竜町 利尻町 土幌町	島牧村 和寒町 むかわ町	8	4%	5 (4%)	10 (7%)	4 (3%)	0 (0%)	1 (4%)
2	追加していない	1	6	18%	夕張市 美唄市 紋別市	岩見沢市 釧路市 深川市	30	26%			37	25%	55 (38%)	64 (46%)	70 (57%)	1 (6%)	4 (15%)
回答数 計		1	33	100%			117	100%			151	100%	143	138	122	17	26
											追加有	75%	62%	54%	43%	94%	85%

(注1) 太字は議会基本条例施行市町村 (注2) 内訳未回答市議会1議会あり

(3)総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内 容	道	市	比率		議会名	町村	比率		議会名	全体	比率	2018年調査結果	2016年調査結果	2014年調査結果	滋賀県比率	沖縄県比率
1	追加している	1	27	81.8%			60	51%			88	58%	92 (64%)	80 (58%)	67 (52.8%)	9 (53%)	14 (52%)
2	追加していない		6	18.2%	夕張市 網走市 三笠市	岩見沢市 紋別市 石狩市	53	45%			59	39%	47 (33%)	52 (38%)	55 (43.3%)	8 (47%)	10 (37%)
3	無記入		0	6.0%			5	4%			5	3%	5 (3%)	6 (4%)	5 (3.9%)	0 (0%)	3 (11%)
回答数 計		1	33	100.0%			118	100%			152	100%	144	138	127	17	27
											追加有	58%	64%	58%	53%	53%	52%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

〔追加した議決事件(2019年度)〕

名寄市議会	都市計画マスタープラン、立地適正化計画
登別市議会	(1)総合計画の策定又は見直し(2)市民憲章の制定又は改廃(3)各種宣言の制定又は改廃(4)姉妹都市及び友好都市の締結又は改廃
北広島市議会	市計画マスタープランの策定等について、姉妹都市若しくは友好都市の提携等について、都市宣言の制定等について
栗山町議会	栗山町公共施設等総合管理計画
美深町議会	定住自立圏形成協定
清水町議会	総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止をすること

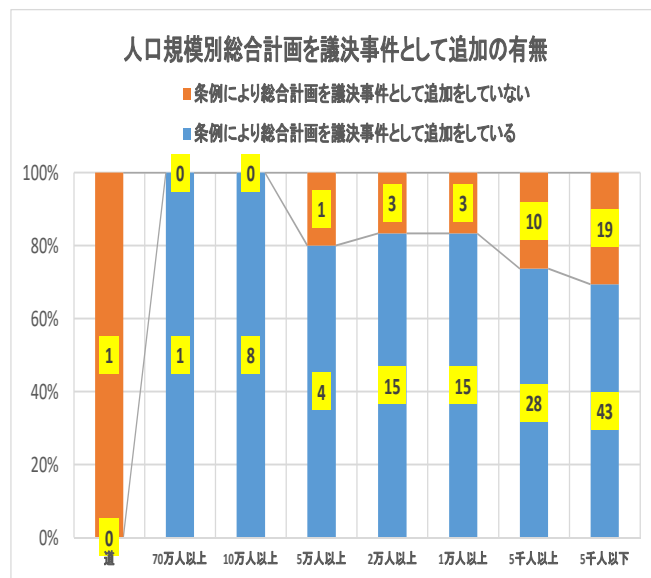
【コメント】

- ①議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、2014年調査では52議会(43%)、2016年調査では74議会(54%)、2018年調査では88議会(62%)、2020年調査では114議会(75%)と増加傾向である。
- ②内訳を見ると、①基本構想のみ追加しているのは53議会(35%)、②基本構想・基本計画を追加しているのは52議会(34%)、③基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは8議会(4%)となっている。総合計画を議決事件としていない議会は、道議会と市議会では6議会、町村議会では30議会、合計37議会(25%)であった。
- ③次頁の人口規模別で総合計画を議決事件に追加している議会を見ると、5万人以上の議会では15議会中13議会(87%)、5万人以下1万人以上の議会では36議会中30議会(83%)、1万人以下では100議会中71議会(71%)と、なっている。特に、人口規模1万人以下の議会では約3割が総合計画を議決していない。(責任を分担していない)
- ④首長が策定する総合計画はまちの課題とその解決策のカタログであり、今後の予算化の方針でもある。総合計画を議決事件とすることで、議会が把握しているまちの課題と一致しているのか、首長との討議を通じて住民が抱えている課題を盛り込むことが可能となる。総合計画を議会の議決事件としていないということは、首長との討議が出来ていないことを示している。
また、議決事件として、10年又は8年に1度の誰も反対ができないような理念のみの基本構想だけで良いのか。5年又は4年に1度の基本計画を議会が議決することは必須であろう。
- ⑤総合計画以外の議決事件を追加しているのは、88議会(58%)であった。
- ⑥3地域の総合計画を議決事件として追加している比率を比較すると、滋賀県が94%、沖縄県が85%、北海道が75%と、滋賀県内議会では定着していることがわかる。また、総合計画の議決範囲の一番を比較すると、滋賀県は「基本構想・基本計画」(76%)、沖縄県と北海道は「基本構想」が一番であった。

①人口規模別条例により総合計画を議決事件として追加している

人口規模別総合計画を議決事件として追加の有無

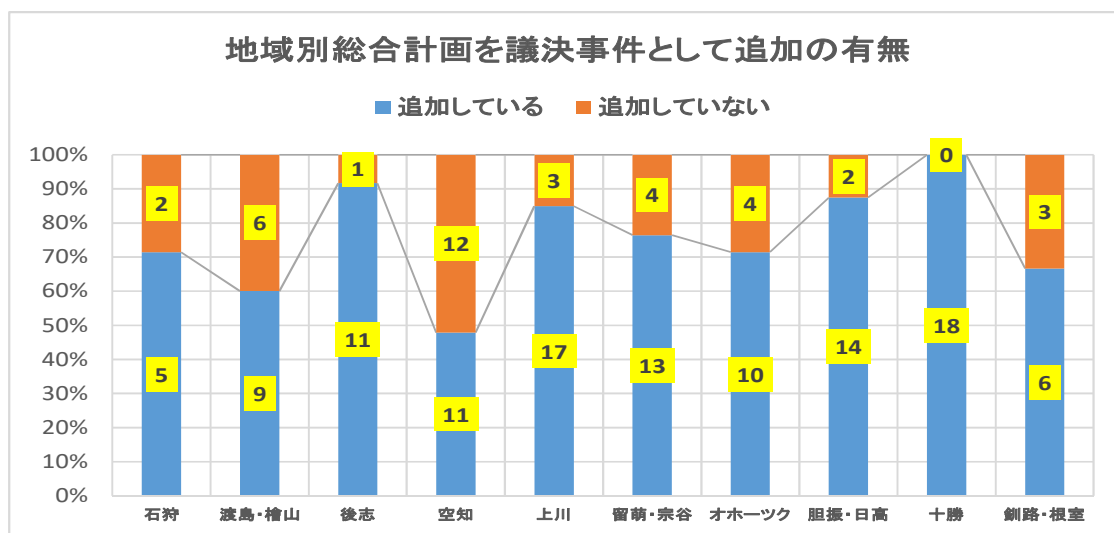
人口規模	条例により総合計画を議決事件として追加をしている	条例により総合計画を議決事件として追加していない	計	2020実施比率	備考	2018実施比率
道	0	1	1	0%		0%
70万人以上	1	0	1	100%	87%	100%
10万人以上	8	0	8	100%		75%
5万人以上	4	1	5	80%		50%
2万人以上	15	3	18	83%	83%	75%
1万人以上	15	3	18	83%		67%
5千人以上	28	10	38	74%	71%	59%
5千人以下	43	19	62	69%		56%
計	114	37	151	75%		62%



②地域別条例により総合計画を議決事件として追加している

地域別議会報告会実施状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	全体
追加している	5	9	11	11	17	13	10	14	18	6	114
追加していない	2	6	1	12	3	4	4	2	0	3	37
計	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
2020実施率	71%	60%	92%	48%	85%	76%	71%	88%	100%	67%	75%
2018実施率	63%	63%	56%	24%	65%	71%	60%	71%	94%	63%	62%



- ・人口規模別で総合計画を議決事件としている議会の比率では5万人以上の議会では87%(67%)、5万人以下1万人以上の議会では83%(71%)、1万人以下の議会では71%(57%)となっている。特に、5千人以下では総合計画を議決事件としていない比率が31%と、5千人以下の自治体議会の自治力の確保が課題である。なお、()内の2018年調査との比較では改善が進んだ。
- ・総合計画を議決事件としている議会が多い地域は十勝(100%)地域で、逆に、少ない地域は空知(48%)であった。この差が地域の自治力(持続可能性)の差となるのではないかな。

問22 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

(1)議会だよりの発行頻度

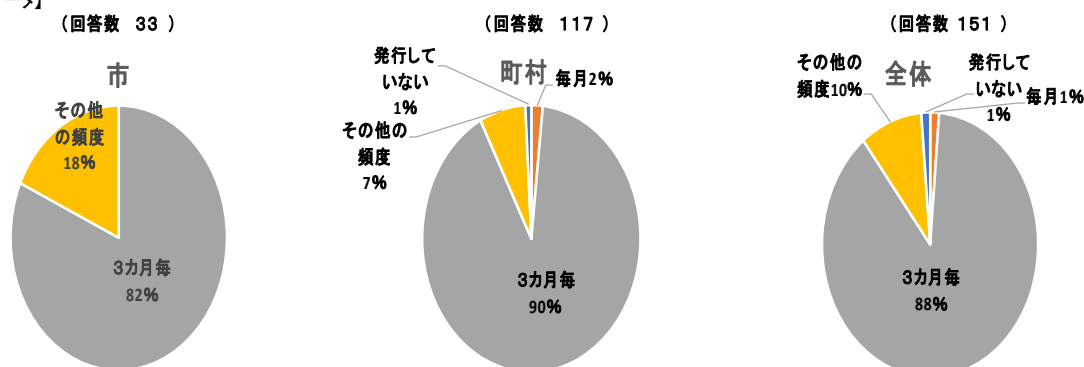
(2)議会だよりに向けた住民アンケートの実施状況(2019.4～2020.3の間)

(3)議会だよりの発行のための広聴広報委員会の設置の有無(2019.4～2020.3の間)

項番	内 容	県	市	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	町村	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	全体	比率	2018年調査結果	2016年調査結果	滋賀県比率	沖縄県比率
1	毎月		0	0%	0		0	2	2%	1	北竜町 茅渚町	2	2	1%	2 (1%)	2 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
2	3カ月毎(基本+随時)		27	82%	0		23	106	90%	3		93	133	88%	124 (87%)	112 (82%)	15 (88%)	20 (77%)
3	その他の頻度		6	18%	0	札幌市(年4回) 函館市(定例会ごと) 帯広市(定例会毎) 夕張市(6・8・11・2月) 三笠市(年1回) 千歳市(定例会毎)	4	8	7%	1	積丹町(年4回) 余市町(年4回) 月形町(年3回) 下川町(年4回) 美深町(3カ月毎に基本版、定例会前に予告版、定例会後に速報版)他	6	14	10%	16 (14%)	19 (14%)	2 (12%)	4 (15%)
4	発行していない	1	0	0%	0		0	1	1%	0	利尻町	0	2	1%	2 (1%)	4 (3%)	0 (0%)	2 (8%)
回答数 計		1	33	100%	0		27	117	100%	5		101	151	100%	137	137	17	26
															発行有 99%	99%	100%	92%

(注) アンダーラインは住民アンケート実施市町村

【グラフデータ】



【コメント】

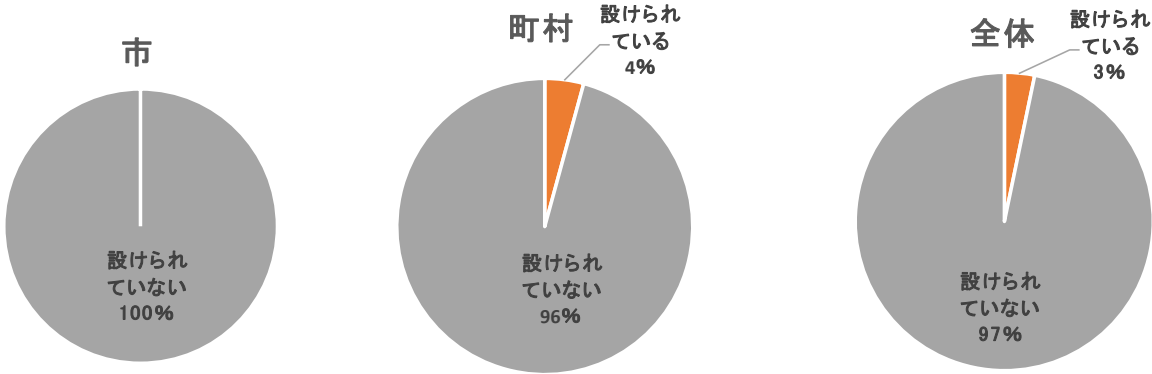
- ①北海道の議会だよりを発行していないは、北海道議会、市議会は0議会、町村議会では1議会あった。1番多い頻度は、3カ月毎(88%)であった。
- ②アンケート調査を行っている議会は市議会0議会、町村議会5議会と、市議会では行われていないことがわかった。
- ③3地域の「議会だよりを発行していない」を比較すると、北海道では2議会(1%)、滋賀県は0議会(0%)、沖縄県は2議会(8%)と、議会だよりを発行していない議会0は滋賀県のみであった。北海道議会と沖縄県議会では議会だよりを発行していなかった。

問23 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。
(一部事務組合を除く)

項番	内 容	道	市		議会名	町村		議会名	全体	比率
				比率			比率			
1	設けられている		0	0%		5	4%	増毛町 小清水町 白老町 陸別町 羅臼町	5	3%
2	設けられていない	1	33	100%		113	96%		147	97%
回答数 計		1	33	100%		118	100%		152	100%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



〔設けられている事例〕

議会名	意見交換の場
増毛町	留萌南部三市町議会議員研修交流会
小清水町	近隣3町による正副議長会議、連絡協議会
白老町	胆振東部市町議会懇談会
陸別町	池北3町議長情報交換会
羅臼町	根室町村議会議長会

【コメント】

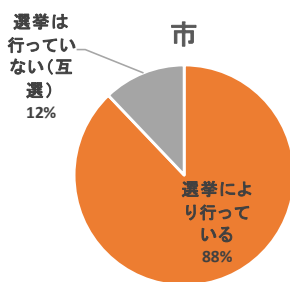
公共施設等の広域利用が今後自治体間で話題となることを想定し、それに対応した協議組織が議会間にあるかを問
いとした。道内では5議会（3％）で議会間の意見交換の場が設けられていると回答があった。

問24 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

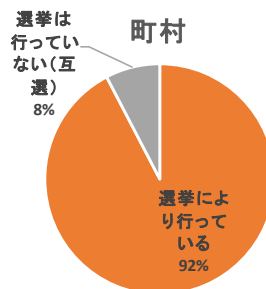
項番	内 容	道	市	議会名	比率	所信表明 有	町村	議会名	比率	所信表明 有	全体	比率	滋賀県 比率	沖縄県 比率
1	選挙により行っている	1	29		88%	11 (38%)	109		92%	28 (26%)	139	91%	17 (100%)	24 (92%)
2	選挙は行っていない(互選)		4	美唄市 名寄市 千歳市 歌志内市	12%	1 (25%)	9	新篠津村 上砂川町 秩父別町 北竜町 幌延町 美幌町 むかわ町 様似町 弟子屈町	8%	3 (33%)	13	9%	0 (0%)	2 (8%)
回答数 計		1	33		100%	12	118		100%	31	152	100%	17	26
回答数=152											行っている	91%	100%	92%

【グラフデータ】

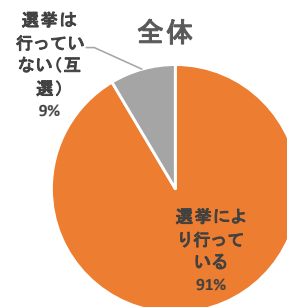
(回答数 33)



(回答数 118)



(回答数 152)



【コメント】

- ①議長・副議長の選出は選挙により行っているのは、139議会(91%)であった。
 ②3地域の「議長・副議長の選出は選挙により行っている」の比較では、北海道は139議会(91%)、滋賀県は17議会(100%)、沖縄県は24議会(92%)と、滋賀県内議会では100%議長・副議長の選出は選挙により行われている。

問25 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

No.	議会名	今後の課題、あるいは解決したい問題点
1	帯広市(29)	市民参加の一層の促進、政策立案・提言機能の充実・強化、議会のペーパーレス化
2	北見市(29)	一問一答式の導入、議会基本条例の制定等について議会改革の協議事項としている。
3	留萌市(14)	昨年度導入されたタブレットの利活用による、議会・執行部のペーパーレス化による、円滑な議会運営
4	稚内市(18)	・議会広報の活性化 ・タブレット端末の活用
5	根室市(18)	議会における議案等のICT化(ペーパーレス等) 議員の政策提言及び政策立案等の能力向上に向けた議員研修の充実など
6	富良野市(18)	議会全体として意思決定する際の議員間協議、情報発信のあり方、個々の意識改革
7	新篠津村(8)	ICTの推進について。タブレットの導入を始めとし、ペーパーレス化を図るなど、今後の情報共有や議会の効率化をどのように高めていくかが課題である。
8	福島町(10)	人口減少に伴う議員定数の在り方、議員のなり手不足(女性・若者等)、議員・議会事務局職員の資質向上が、課題となっている。
9	奥尻町(8)	議員のなり手不足の懸念、議員報酬額
10	今金町(12)	議会活性化
11	寿都村(9)	議会だより(住民のもっとわかりやすい内容に)
12	黒松内町(9)	令和2年3月に議会活性化特別委員会を設置し、議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化等に取り組む予定。
13	ニセコ町(10)	・現在の全町向け議会報告会や町民との意見交換会だけでなく、議会・委員会として小規模の団体、グループとの意見交換会を開催する ・議会だよりの充実
14	栗山町(12)	・議会報告会のあり方について ・議員の報酬と定数について ・予算・決算審査の抜本的見直し ・ICT利活用検討
15	沼田町(10)	議会の意識改革
16	鷹栖町(12)	・3期連続無投票、議員のなり手不足 ・女性の議会参加 ・事務局体制の充実 ・傍聴者用資料の充実 ・議会に関心がない町民への対策
17	美瑛町(14)	議会の活性化
18	上富良野町(14)	本町議会は単独の議会基本条例を制定していない(自治基本条例の中で3条を規定しているが)、また、今後においても議会基本条例を制定する見込みがないため、議会活性化の法令的な根拠ないこと。 現在、先進町村議会を参考に議会活性化基本計画を策定しようとしているが、法的な位置づけ(条例)がないため、様々な取り組みについては、随時、町長側との協議・調整が必要となること。
19	和寒町(10)	議員定数、報酬、議員の成り手、議会活性化、議員資質向上
20	剣淵町(10)	議員のなり手不足
21	増毛町(11)	議会中継システムやタブレットの導入によるICT化推進
22	苫前町(8)	議員のなり手不足
23	幌延町(8)	若手の出馬(議員の成り手不足解消) 商工業者からの議員の選出の増
24	猿払村(8)	議会基本条例の制定、ペーパーレス議会システム(タブレット)の検討
25	豊富町(10)	議会基本条例が未施行であるため、今後検討していく必要がある
26	美幌町(14)	民意を的確に反映する有為な人材確保 議会のICT化
27	佐呂間町(10)	議会基本条例の制定
28	興部町(10)	議員なり手不足解消
29	白老町(14)	広聴や討議などの充実による議会活力の向上 議会・議員の活動をより地域住民に理解していただくための広報機能、活動の充実
30	音更町(20)	町民との接点を増やし、開かれた議会を行うためにはどのように進めていくべきか。また、それをどう継続していくか。
31	清水町(13)	本町の議会やまちづくりに関する理解、関心を深めるための施策の1つとして、高校生と議会との意見交換や模擬議会の実施
32	芽室町(16)	①政策立案に至るプロセスの強化と見える化 ②町民との意見交換会の深化と充実 → 多様な世代、立場の住民がまちづくりへの関与 ③議員間討議(自由討議)の強化 → 議論を集約し政策立案へ繋ぐためのファシリテーション力と対話力向上 ④外部(住民)評価手法の確立 → 議員自己評価に加え、住民による評価から活動の改善を図る
33	中札内村(8)	議員定数割れ、議員のなり手不足、議会への関心の低さ
34	池田町(12)	議員のなり手不足(特に女性)
35	足寄町(13)	議員の高齢化、なり手不足から、3年後の議会議員選挙において定数を満たすことができるか
36	陸別町(8)	・少数議会における、「なり手不足」の問題。【平成31年4月選挙は無投票・次回は?】 ・議員の資質に差が広がっている。(議場での質問力及び役職に対する力量不足) ・ICTを活用した議会運営への対応(タブレット導入に係る議員個々の知識の差が大)
	中標津町(18)	議員定数問題、委員会構成
37	羅臼町(10)	議員のなり手不足、報酬

(注)く)内は議員定数

問26 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

No.	自治体議会名	参考にしている自治体議会
1	稚内市議会	静岡県磐田市議会、静岡県掛川市議会、東京都青梅市議会
2	新篠津村議会	芽室町議会
3	七飯町議会	芽室町議会、福島町議会
4	寿都町議会	仁木町議会
5	仁木町議会	軽井沢町議会、豊浦町議会、福島町議会、芽室町議会
6	栗山町議会	芽室町議会
7	沼田町議会	芽室町議会、浦幌町議会
8	上富良野町議会	栗山町議会、芽室町議会、浦幌町議会
9	和寒町議会	芽室町議会
10	猿払村議会	栗山町議会、芽室町議会 ほか
11	豊富町議会	栗山町議会、芽室町議会
12	興部町議会	浦幌町議会
13	新ひだか町議会	栗山町議会、芽室町議会
14	陸別町議会	芽室町議会、浦幌町議会、斜里町議会
15	浦幌町議会	芽室町議会
16	別海町議会	芽室町議会、浦幌町議会、大阪府八尾市議会、滋賀県甲賀市議会
17	中標津町議会	釧路町議会
18	羅臼町議会	浦幌町議会

(注) 具体的議会名のみ記載

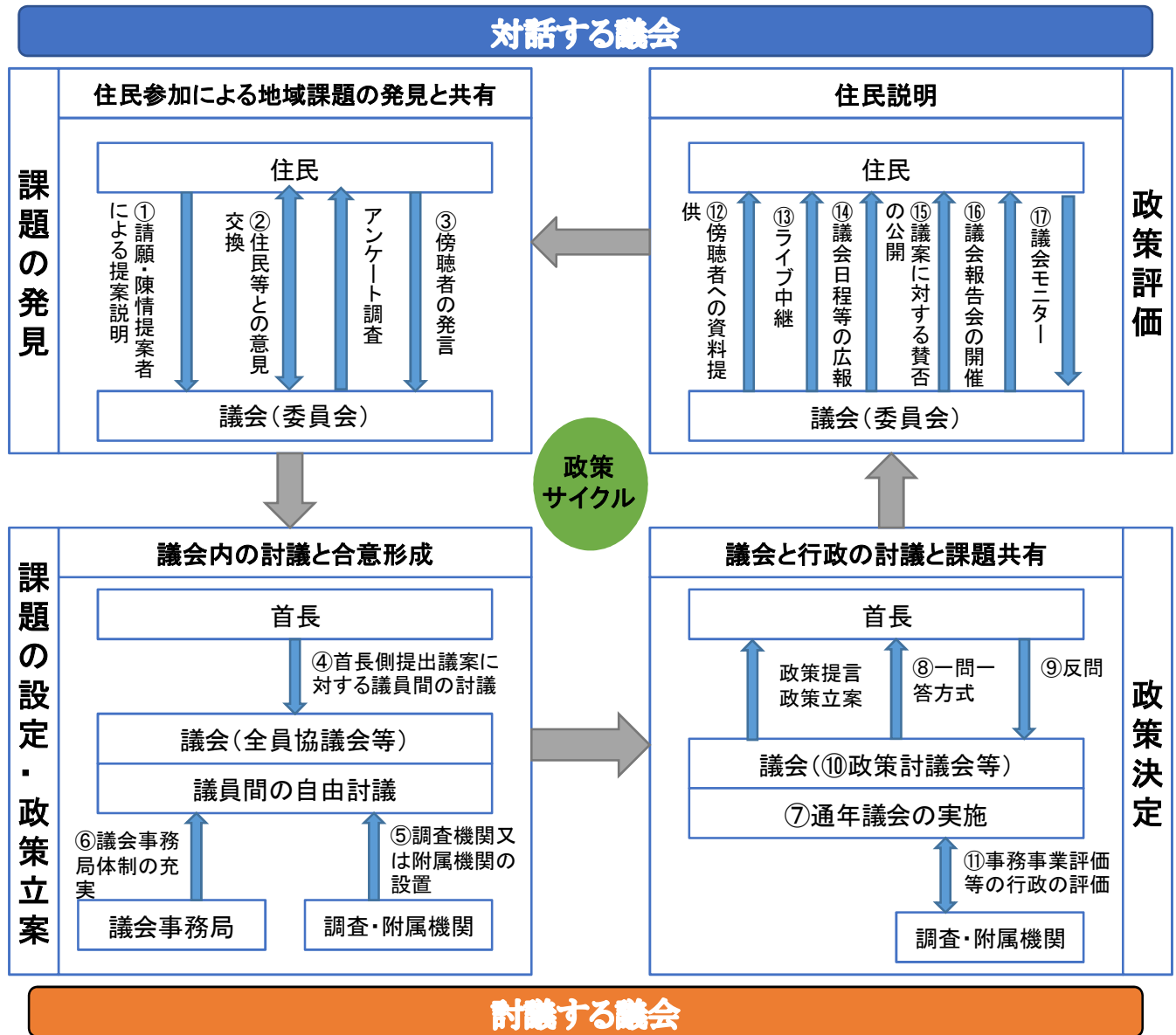
主な参考にしている議会

芽室町議会	浦幌町議会	栗山町議会	福島町議会
13	6	4	2

3. 評価・検証から見る北海道内自治体議会の課題

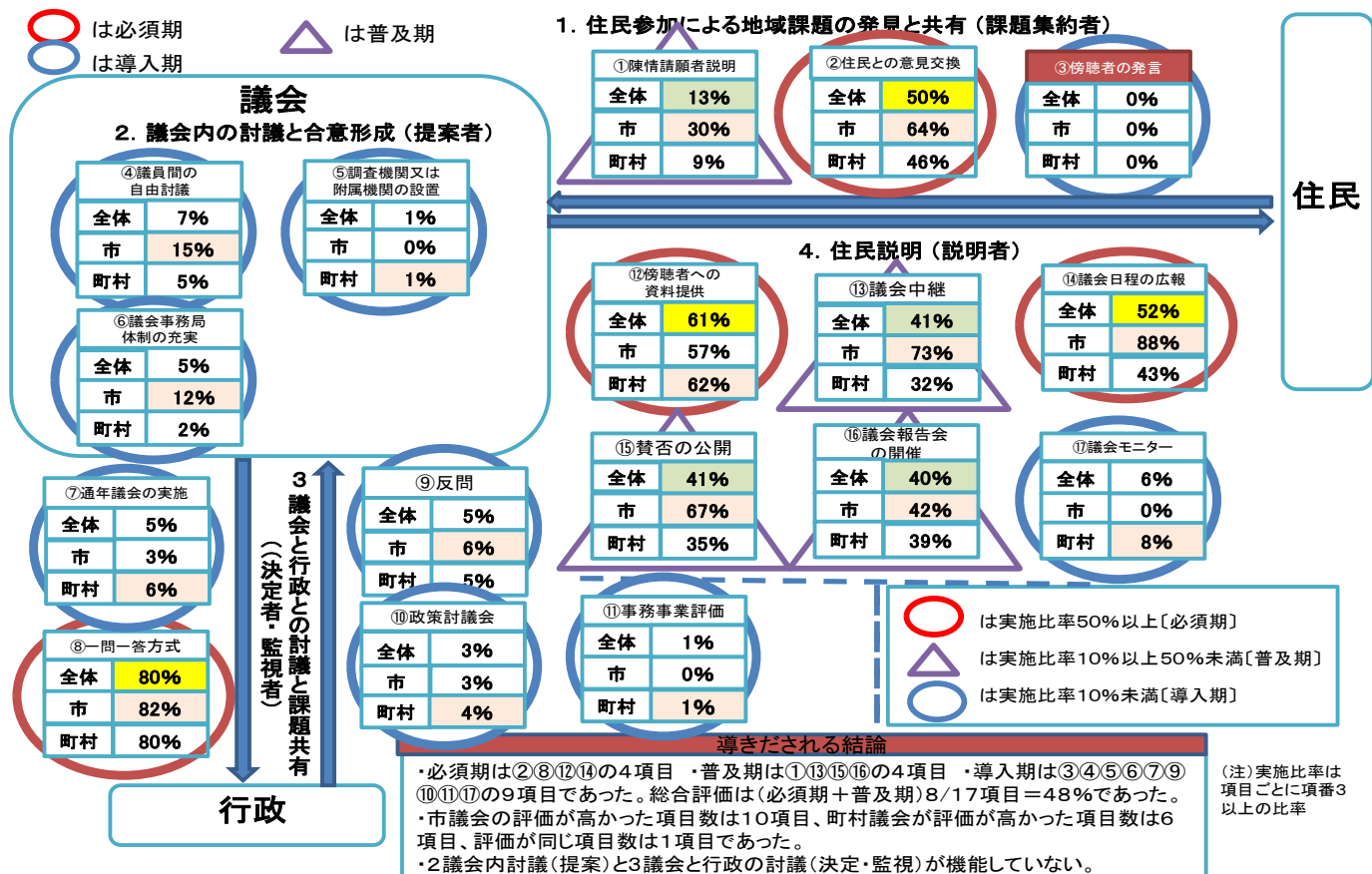
3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証

(1) 仮説設定



コメント:2020年アンケート調査は、2018年調査と同様に、自治体議会が政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を立て、その検証をした。第1の「課題の発見」は、住民が抱える地域課題(顕在化ニーズ)の提起と発見、住民と議会の課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が議員間討議において地域課題(顕在化ニーズと潜在ニーズ)を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題(予算化されたニーズ)を先に議会で設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「議会と行政の討議と課題共有」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、住民が議会の議決にどのようにかかわったか等の審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

(2) 2020北海道内の市議会と町村議会の実施比率比較



(3) 北海道内自治体議会は政策サイクルが回っているか仮説検証

1-1 市議会と町村議会の活性化(改革)比較

市議会が町村議会より評価が高かった項目は、①請願陳情者の説明、②住民等との意見交換、④議員間の自由討議、⑥議会事務局体制、⑧一問一答方式、⑨反問、⑬議会中継、⑭議会日程の広報、⑮賛否の公開、⑯議会報告会の開催の10項目であった。一方、町村議会の方が評価が高かった項目は、⑤調査機関又は附属機関の設置、⑦通年議会の実施、⑩政策討議会、⑪事務事業評価、⑫傍聴者への資料提供、⑰議会モニターの6項目であった。また、評価が同じであった項目は、③傍聴者の発言の1項目であった。

市議会と町村議会の議会活性化(改革)の相違は、市議会の活性化(改革)は議員数や報酬等の資源に恵まれている、規模が大きい故に出来た改革であった。（⑥議会事務局体制、⑬議会中継、⑭議会日程の広報）しかし、町村議会の活性化(改革)は、資源に恵まれない、規模が小さい故に、議会の意思で出来た改革であった。（⑤調査機関又は附属機関の設置、⑦通年議会の実施、⑩政策討議会、⑪事務事業評価、⑰議会モニター）

市議会と町村議会の有効性（必須期＋普及期）を比較すると、町村議会（41%）より市議会（59%）の方が改革が進んでいる状態であった。

1-2 全体評価

北海道内自治体議会の全体評価は必須期が②⑧⑫⑭の4項目、普及期が①⑬⑮⑯の4項目、導入期が③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑰の9項目であった。全体評価（有効性）は（必須期＋普及期）8/17項目＝48%であった。このことは、北海道内議会が積極的に議会改革に取り組んでいないことを示している。

1-3 政策サイクルが回っているか仮説検証

北海道内自治体議会の全体評価は中間指標の1. 課題集約者（必須期）、2. 提案者（導入期）、3. 決定者・監視者（普及期）、4. 説明者（必須期）と、「課題集約者」と「説明者」については機能しているが、「提案者」や「決定者・監視者」としての機能が機能していない。したがって、政策サイクルが回っていない（議会改革が進展していない）と判定される。

(4)2020北海道内の市議会・町村議会の実施比率比較

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)					
		提案者・陳情 (直接)	住民等との (間接)	傍聴者との (直接)	議員間討議	付属機関の 設置	事務局体制	通年議会	一問一答方 式の導入	反問	政策討議 議会	事務事業 評価	傍聴者への 資料提供	ライブ中継	議会日程の 広報	賛否の公開	議会報告会 等の開催	議会制度モニ タリング
道	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
市	33	10(30%)	21(64%)	0(0%)	5(15%)	0(0%)	4(12%)	1(3%)	27(82%)	2(6%)	1(3%)	0(0%)	19(57%)	24(73%)	29(88%)	22(67%)	14(42%)	0(0%)
町村	118	10(9%)	54(46%)	0(0%)	6(5%)	1(1%)	2(2%)	7(6%)	95(80%)	6(5%)	4(4%)	2(1%)	73(62%)	37(32%)	50(43%)	41(35%)	47(39%)	9(8%)
全体	152	20(13%)	76(50%)	0(0%)	11(7%)	1(1%)	7(5%)	8(5%)	122(80%)	8(5%)	5(3%)	2(1%)	92(61%)	62(41%)	80(52%)	63(41%)	61(40%)	9(6%)
評価		67%			0%			20%					83%					

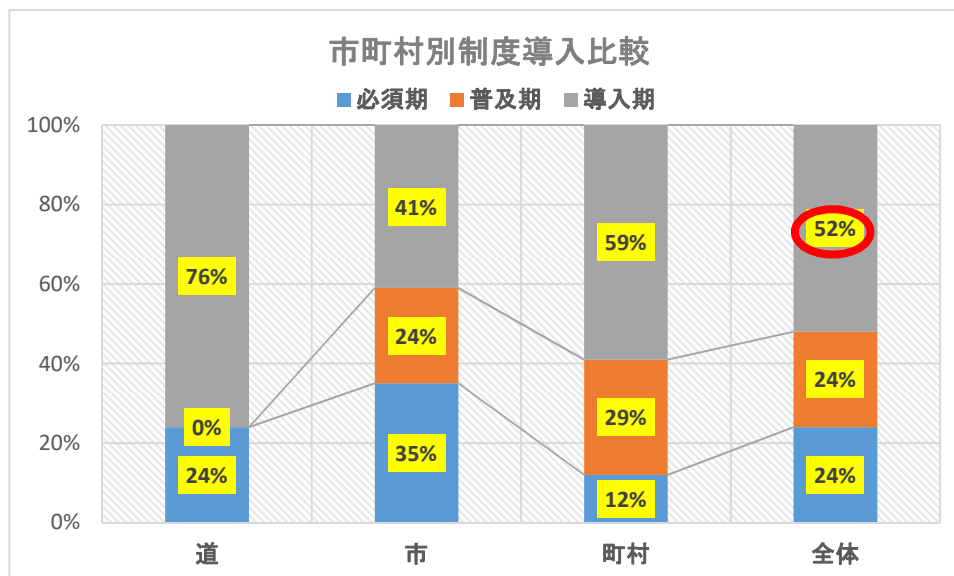
(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

この結果は、政策サイクルのうちの「住民からの課題集約」と「議会活動の結果についての説明」は行われているが、「住民からの課題を議会内で討議すること」や「行政(首長)との討議を通じて政策に反映すること」が出来ていないことを示している。この課題は北海道内自治体議会の永遠の課題となっている。

段階	道	市	町村	全体
導入期 (10%未満)	13(76%)	7(41%)	10(59%)	9(52%)
普及期 (10%以上 50%未満)	0(0%)	4(24%)	5(29%)	4(24%)
必須期 (50%以上)	4(24%)	6(35%)	2(12%)	4(24%)
有効性	24%	59%	41%	48%

有効性(必須期+普及期)は市議会(6割)の方が町村議会(4割)より実現している制度が多いことを示している。道議会が町村議会よりも実現している制度が少ない。

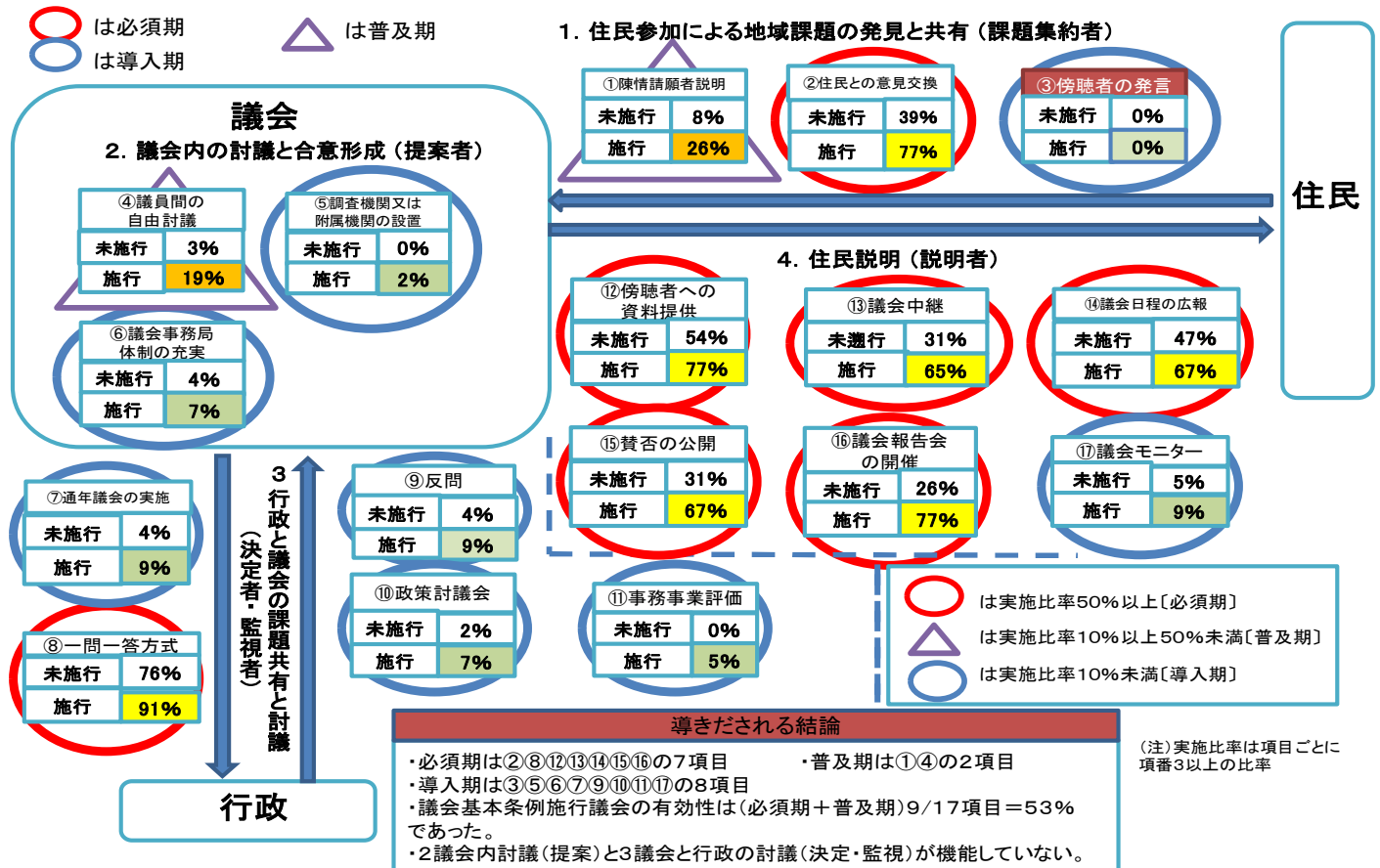
(注)有効性=必須期+普及期



全体では導入期の比率が52%ということは積極的に議会改革に取り組んでいないことを示している。(基準は導入期が50%以下=議会改革に取り組んでいる)

3-2 議会基本条例施行の効果検証

(1) 2020北海道内の議会基本条例施行議会と未施行議会の実施比率比較



(2) 議会基本条例施行の効果検証

1-1 議会基本条例施行と未施行議会の項目別評価の比較

評価結果は、すべての項目で議会基本条例施行議会の方が未施行議会より評価が上であった。しかし、有効性の比較では条例ありが53%、条例なしが41%とその差が小さいことを示しているということは、議会改革に条例の有用性が高くないことを示している。

1-2 全体評価

議会基本条例施行議会の評価は、必須期が②⑧⑫⑬⑭⑮⑯の7項目、普及期が①④の2項目、導入期が③⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑰の8項目と、議会基本条例の全体評価（有効性）は【（必須期＋普及期）9/17項目＝53%】であった。特に、導入期の制度が「議会内討議」や「議会と行政の討議」に集中していることは、同条例があってもこれらの制度実施には効果を発揮していないことを示している。

1-3 議会基本条例施行の効果検証

議会基本条例あり議会と条例なしの議会を比較すると、条例あり議会は「住民参加」と「住民説明」の制度実施が進んでいる。それに対し、条例なし議会では「住民説明」の制度実施が進んでいる。ということは、「住民説明」は条例の有無に関係なく実施されていることを示している。であれば、条例があることの効果は「住民参加」のみの効果ということになる。

(3) 2020北海道内議会基本条例施行有無による議会の実施比率比較

北海道

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)					
		提案者・陳情 (直接)	住民等との 意見交換 (間接)	傍聴者との 直接の発 言	議員 間討議	付 属機 関の 設置	事 務局 体制	通 年 議会	一 問一 答方 式 の導 入	反 問	政 策 討 議 会	事 務 事 業 評 価	傍 聴者 への 資料 提供	ラ イ ブ 中 継	議 会 日 程 の 広 報	賛 否 の 公 開	議 会 報 告 会 等 の 開 催	議 会 制 度 モ ニ タ ー
議会基本条例あり	43	11(26%)	33(77%)	0(0%)	8(19%)	1(2%)	3(7%)	4(9%)	39(91%)	4(9%)	3(7%)	2(5%)	33(77%)	28(65%)	29(67%)	29(67%)	33(77%)	4(9%)
議会基本条例なし	109	9(8%)	43(39%)	0(0%)	3(3%)	0(0%)	4(4%)	4(4%)	83(76%)	4(4%)	2(2%)	0(0%)	59(54%)	34(31%)	51(47%)	34(31%)	28(26%)	5(5%)
議会基本条例あり		67%			33%			20%					83%					
議会基本条例なし		33%			0%			20%					83%					

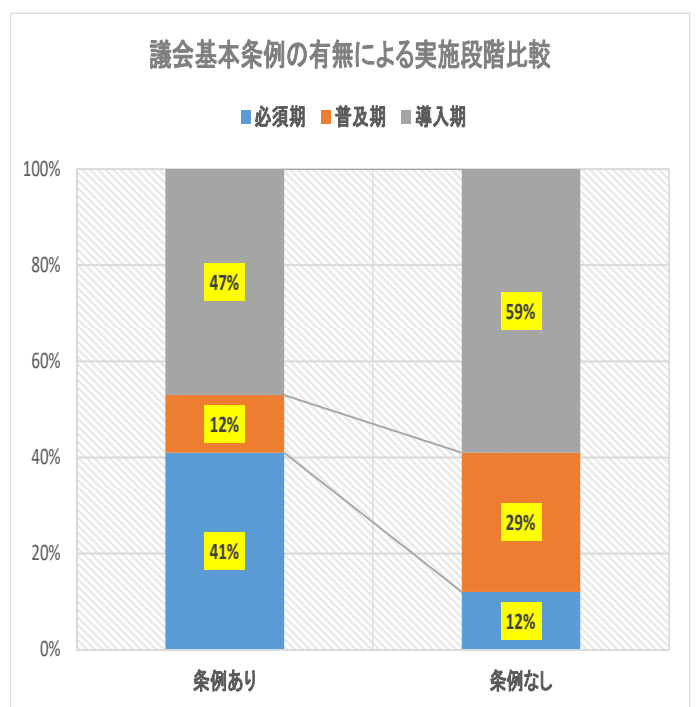
(注) 評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

議会基本条例ありの議会は「住民参加」と「住民説明」に効果あり、「議会内討議」と「議会と行政の討議」は効果なしを示している。同条例なしの議会は「住民説明」のみ効果あり、「住民参加」「議会内討議」「議会と行政の討議」は効果なしを示している。「住民説明」は同条例の有無に関係なく、議会として、当然の制度となっていることを示している。

段階	条例あり	条例なし
導入期 (10%未満)	8(47%)	10(59%)
普及期 (10%以上 50%未満)	2(12%)	5(29%)
必須期 (50%以上)	7(41%)	2(12%)
有効性	53%	41%

(注) 有効性＝必須期＋普及期

議会基本条例ありの有効性は53%(効果あり)、同条例なしの有効性は41%(効果なし)となっていた。しかし、その差が小さいことから、議会基本条例の効果が小さいことを示している。



(4) 議会基本条例制定議会の比較

① 全体比較

① 全体比較

NO	議会名	地域課題の 発見と共有	議会内の討議 と合意形成	議会と行政の 課題共有と討議	住民説明	2020平均	2018平均	2016平均	2014平均
1	福島町	2.3	3.7	4.2	4.2	3.6	2.9	3.4	4.6
2	芽室町	3.7	1.3	3.4	5.0	3.4	4.4	4.7	
3	栗山町	3.7	2.0	2.6	4.8	3.3	3.2	2.9	3.8
4	帯広市	3.0	2.3	1.8	3.5	2.7	2.9	2.9	2.9
5	網走市	3.3	1.0	2.6	3.8	2.7	2.7	2.3	2.0
6	登別市	3.0	2.3	1.8	3.2	2.6	2.1	2.1	2.9
7	幕別町	3.3	1.0	1.8	3.7	2.5	2.1	2.2	3.3
8	浦幌町	1.7	1.3	2.6	4.5	2.5	3.0	2.7	3.5
9	江別市	3.3	2.3	1.4	2.2	2.3	2.3	2.5	3.1
10	石狩市	3.0	2.0	1.4	2.7	2.3	2.2	2.4	2.1
11	豊浦町	2.0	1.0	2.6	3.5	2.3	2.5		
12	三笠市	2.0	2.3	1.8	2.8	2.2	1.9	1.8	1.9
13	旭川市	2.3	1.7	1.8	2.5	2.1	2.4	2.1	2.0
14	士別市	2.0	1.0	2.4	3.2	2.1	1.9	1.6	2.9
15	根室市	1.7	1.0	3.2	2.7	2.1	2.2	2.5	3.1
16	釧路市	2.3	1.0	1.8	3.0	2.0	1.9	2.3	2.2
17	八雲町	1.0	1.0	1.8	4.0	2.0	2.4	2.2	2.7
18	仁木町	2.0	1.3	1.8	2.7	2.0	1.9	1.7	1.9
19	安平町	2.3	1.0	2.4	2.2	2.0	1.8	1.5	2.3
20	苫小牧市	1.3	2.0	1.4	2.7	1.9	1.9	2.0	1.9
21	知内町	1.7	1.0	1.8	3.2	1.9	1.7	1.7	
22	和寒町	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	1.8	1.8	2.7
23	本別町	2.0	1.0	1.8	2.7	1.9	2.0	1.6	1.8
24	足寄町	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	1.9	2.9	3.1
25	北海道	1.7	2.3	1.0	2.2	1.8	1.8	1.8	2.2
26	名寄市	2.0	1.0	1.4	2.8	1.8	1.7	1.8	2.4
27	北竜町	1.7	1.0	1.8	2.7	1.8	1.8	1.9	2.2
28	大空町	2.0	1.0	1.8	2.5	1.8	1.8	1.9	1.7
29	新ひだか町	1.7	1.0	1.0	3.5	1.8	1.8	1.7	1.8
30	広尾町	1.0	1.0	1.4	3.8	1.8	2.0	1.8	1.7
31	札幌市	1.7	1.0	1.0	3.0	1.7	1.9	2.0	1.8
32	今金町	1.0	1.0	2.0	2.7	1.7	1.9	1.7	2.7
33	夕張市	1.7	1.0	1.8	1.8	1.6	1.9	2.0	
34	留萌市	2.0	1.0	1.4	2.2	1.6	1.7	1.7	1.6
35	芦別市	1.7	1.0	1.2	2.7	1.6	1.5	1.6	1.4
36	七飯町	1.0	1.0	1.8	2.5	1.6	1.5	1.5	2.5
37	むかわ町	1.0	1.0	1.8	2.7	1.6	1.8	1.9	2.1
38	羅臼町	1.7	1.0	1.8	1.8	1.6	1.4		
39	富良野市	1.0	1.0	1.4	2.5	1.5	1.5	1.9	1.9
40	中川町	1.7	1.0	1.4	1.8	1.5	1.3	1.2	
41	遠軽町	1.3	1.0	1.8	1.8	1.5	1.5	1.6	1.9
42	興部町	1.0	2.3	1.4	1.2	1.5	1.4		
43	白糠町	1.7	1.0	1.8	1.5	1.5	1.3	1.3	1.9
2020平均		2.0	1.4	1.9	2.9	2.0			
2018平均		2.0	1.5	2.0	2.9	2.1			
2016平均		2.0	1.5	2.0	2.9	2.1			
2014平均		2.8	2.3	2.5	3.3	2.7			

②道・市・町村比較

NO	議会名	地域課題の 発見と共有	議会内の討議 と合意形成	議会と行政の 課題共有と討議	住民説明	2020平均	2018平均	2016平均	2014平均
	北海道	1.7	2.3	1.0	2.2	1.8	1.8	1.8	2.2
1	帯広市	3.0	2.3	1.8	3.5	2.7	2.9	2.9	2.9
2	網走市	3.3	1.0	2.6	3.8	2.7	2.7	2.3	2.0
3	登別市	3.0	2.3	1.8	3.2	2.6	2.1	2.1	2.9
4	江別市	3.3	2.3	1.4	2.2	2.3	2.3	2.5	3.1
5	石狩市	3.0	2.0	1.4	2.7	2.3	2.2	2.4	2.1
6	三笠市	2.0	2.3	1.8	2.8	2.2	1.9	1.8	1.9
7	旭川市	2.3	1.7	1.8	2.5	2.1	2.4	2.1	2.0
8	士別市	2.0	1.0	2.4	3.2	2.1	1.9	1.6	2.9
9	根室市	1.7	1.0	3.2	2.7	2.1	2.2	2.5	3.1
10	釧路市	2.3	1.0	1.8	3.0	2.0	1.9	2.3	2.2
11	苫小牧市	1.3	2.0	1.4	2.7	1.9	1.9	2.0	1.9
12	名寄市	2.0	1.0	1.4	2.8	1.8	1.7	1.8	2.4
13	札幌市	1.7	1.0	1.0	3.0	1.7	1.9	2.0	1.8
14	夕張市	1.7	1.0	1.8	1.8	1.6	1.9	2.0	
15	留萌市	2.0	1.0	1.4	2.2	1.6	1.7	1.7	1.6
16	芦別市	1.7	1.0	1.2	2.7	1.6	1.5	1.6	1.4
17	富良野市	1.0	1.0	1.4	2.5	1.5	1.5	1.9	1.9
	市平均	2.2	1.5	1.7	2.8	2.0	2.0	2.1	2.3
1	福島町	2.3	3.7	4.2	4.2	3.6	2.9	3.4	4.6
2	芽室町	3.7	1.3	3.4	5.0	3.4	4.4	4.7	
3	栗山町	3.7	2.0	2.6	4.8	3.3	3.2	2.9	3.8
4	幕別町	3.3	1.0	1.8	3.7	2.5	2.1	2.2	3.3
5	浦幌町	1.7	1.3	2.6	4.5	2.5	3.0	2.7	3.5
6	豊浦町	2.0	1.0	2.6	3.5	2.3	2.5		
7	八雲町	1.0	1.0	1.8	4.0	2.0	2.4	2.2	2.7
8	仁木町	2.0	1.3	1.8	2.7	2.0	1.9	1.7	1.9
9	安平町	2.3	1.0	2.4	2.2	2.0	1.8	1.5	2.3
10	知内町	1.7	1.0	1.8	3.2	1.9	1.7	1.7	
11	和寒町	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	1.8	1.8	2.7
12	本別町	2.0	1.0	1.8	2.7	1.9	2.0	1.6	1.8
13	足寄町	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	1.9	2.9	3.1
14	北竜町	1.7	1.0	1.8	2.7	1.8	1.8	1.9	2.2
15	大空町	2.0	1.0	1.8	2.5	1.8	1.8	1.9	1.7
16	新ひだか町	1.7	1.0	1.0	3.5	1.8	1.8	1.7	1.8
17	広尾町	1.0	1.0	1.4	3.8	1.8	2.0	1.8	1.7
18	今金町	1.0	1.0	2.0	2.7	1.7	1.9	1.7	2.7
19	七飯町	1.0	1.0	1.8	2.5	1.6	1.5	1.5	2.5
20	むかわ町	1.0	1.0	1.8	2.7	1.6	1.8	1.9	2.1
21	羅臼町	1.7	1.0	1.8	1.8	1.6	1.4		
22	中川町	1.7	1.0	1.4	1.8	1.5	1.3	1.2	
23	遠軽町	1.3	1.0	1.8	1.8	1.5	1.5	1.6	1.9
24	興部町	1.0	2.3	1.4	1.2	1.5	1.4		
25	白糠町	1.7	1.0	1.8	1.5	1.5	1.3	1.3	1.9
	町村平均	1.9	1.2	2.0	3.0	2.0	2.0	2.1	2.5
	2020平均	2.0	1.4	1.9	2.9	2.0			

3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

(1)対話する議会のクロス分析 (P83～P86参照))

①中間指標の「対話する議会」は、問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、両方が「あり」と両方が「なし」、どちらかが「あり」と「なし」の分類することで、対話が行われているかどうかを判定する。

②北海道の中間指標「住民と対話する議会」となっているかの判定

「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」が53議会35%に対し、「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」が68議会45%と、「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」の比率が高いことから、北海道内の議会は中間指標「対話する議会」にはなっていないと判定する。

【(ア)2020北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P83参照】

③議会基本条例が「対話する議会」になる効果はあるか

「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の議会では、53議会中27議会(51%)が議会基本条例施行議会であった。これは回答の議会基本条例施行議会43議会中27議会(63%)と同条例を施行している議会が多いが、実際は51%しか占めていないことから、北海道では議会基本条例がある議会が「対話する議会」になる効果があるとは言えないことを示している。

【(ア)2020北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P83参照】

④対話する議会のクロス分析結果から見える北海道内自治体議会の二極化と固定化の問題

2020年の対話する議会の「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の議会が2018年でも同様にある議会数をカウントしたところ、37議会(70%)あった。また、2020年の対話する議会の「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」の議会が2018年でも同様にある議会数をカウントしたところ、37議会(54%)であった。このことは、前回2018年調査と同様に、同じ議会が2年間変化なしを続けている固定化と、ありの議会となしの議会の二極化を示しており、北海道内議会では議会改革の実行に乏しいことを示している。

【(ア)2020北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P83参照】

⑤「住民等との意見交換あり」の2018年調査と2020年調査の比較結果

問2の「住民等との意見交換あり」が2018年調査では68議会(47%)、2020年調査では76議会(50%)と議会数では+8議会、比率では+3%と、住民との意見交換する議会が微増している。

【2020・2018北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P83・86参照】

⑥「議会報告会開催あり」の2018年調査と2020年調査の比較結果

「議会報告会開催あり」が2018年調査では64議会(45%)、2020年調査では61議会(40%)と議会数では-3議会、比率では-5%減少し、議会報告会を開催する議会が微減している。

【2020・2018北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P83・86参照】

⑦2018年の前回調査との比較から中間指標の「対話する議会」が増加しているか

中間指標の「対話する議会」を2020年と2018年を比較すると、「住民等との意見交換」と「議会報告会開催」共に「行っている」は、2018年調査では46議会(32%)、2020年調査では53議会(35%)と議会数では+7議会、比率では+3%と、住民と対話する議会が増加している。逆に、共に「行っていない」は、2018年調査では58議会(40%)、2020年調査では68議会(45%)と議会数では+10議会、比率では+5%と、住民と対話しない議会が増加している。このことは、住民と対話する議会と住民と対話しない議会の二極化が進行していることを示している。

【2020・2018北海道の住民と対話する議会のクロス分析 P83・86参照】

⑧北海道・滋賀県・沖縄県の「住民と対話する議会」のクロス分析の結果からわかること

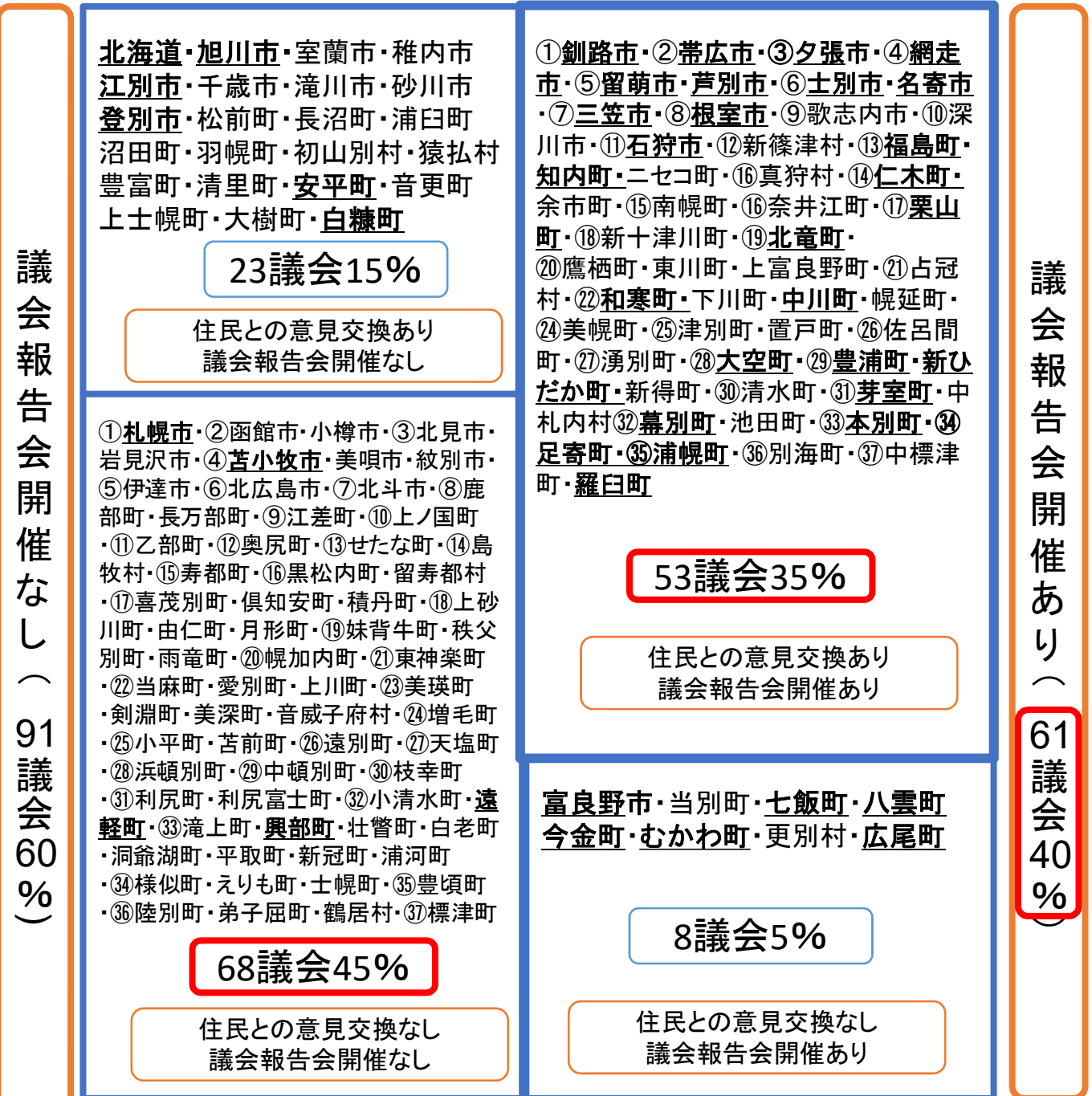
北海道と沖縄県の議会は「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の比率より「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」の比率が高いことから「対話する議会」とはなっていないと判定できる。一方、滋賀県の議会は「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」の比率より「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の比率の方が高いことから、「対話する議会」になっていると判定できる。

【(イ)2020北海道・滋賀県・沖縄県の住民と対話する議会のクロス分析 P85参照】

(ア)2020北海道の「対話する議会」のクロス分析

問2住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、クロスすることで議会がどの程度対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。

住民等との意見交換あり(76議会50%)



住民等との意見交換なし(76議会50%)

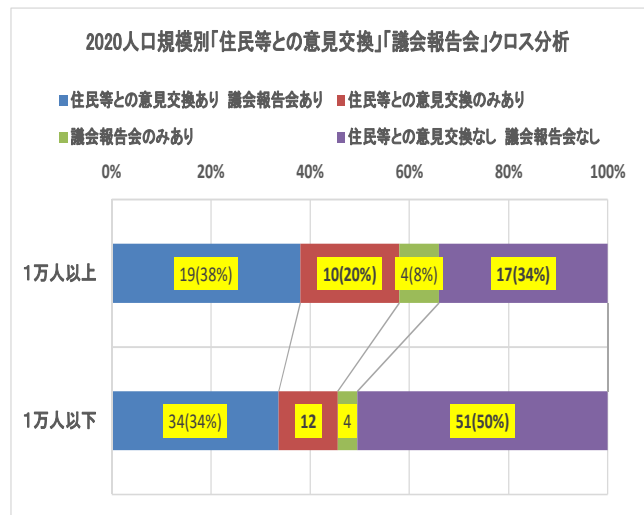
(注1)アンダーラインは議会基本条例制定議会

(注2)①等は2018年調査にもあった議会

(イ)対話する議会の分析

①人口規模別

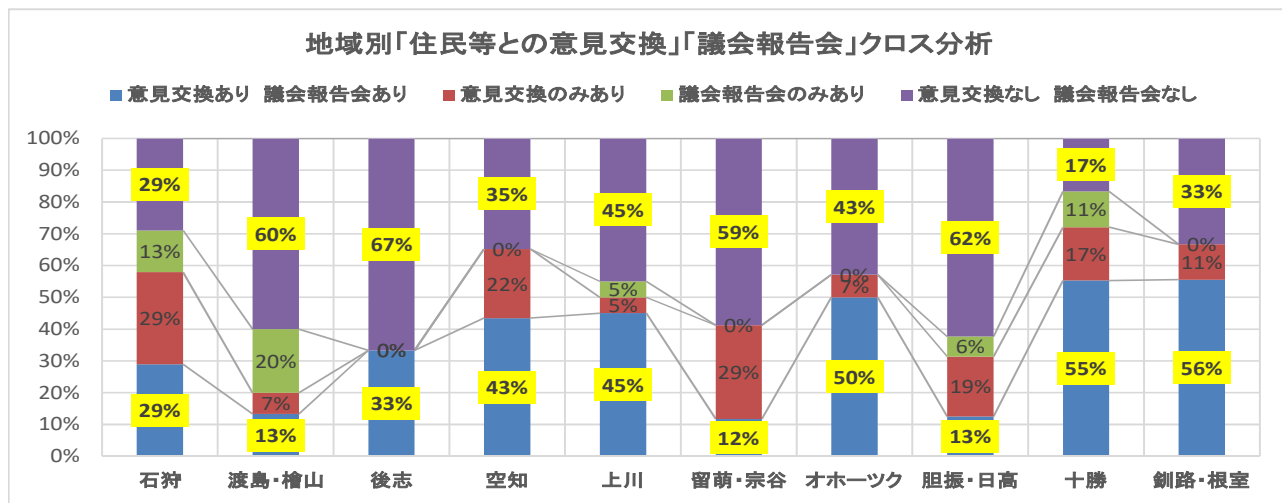
調査	人口規模	住民等との意見交換あり 議会報告会あり	住民等との意見交換 のみあり	議会報告会のみ あり	住民等との意見交換なし 議会報告会なし	計
2020年 調査	道		1			1
	1万人以上	19(38%)	10(20%)	4(8%)	17(34%)	50
	1万人以下	34(34%)	12(12%)	4(4%)	51(50%)	101
	全体	53(35%)	23(15%)	8(5%)	68(45%)	152
2018年 調査	1万人以上	18(34%)	10(19%)	9(17%)	16(30%)	53
	1万人以下	28(31%)	11(12%)	9(10%)	42(47%)	90
	全体	46(32%)	21(15%)	18(13%)	58(40%)	143



②地域別

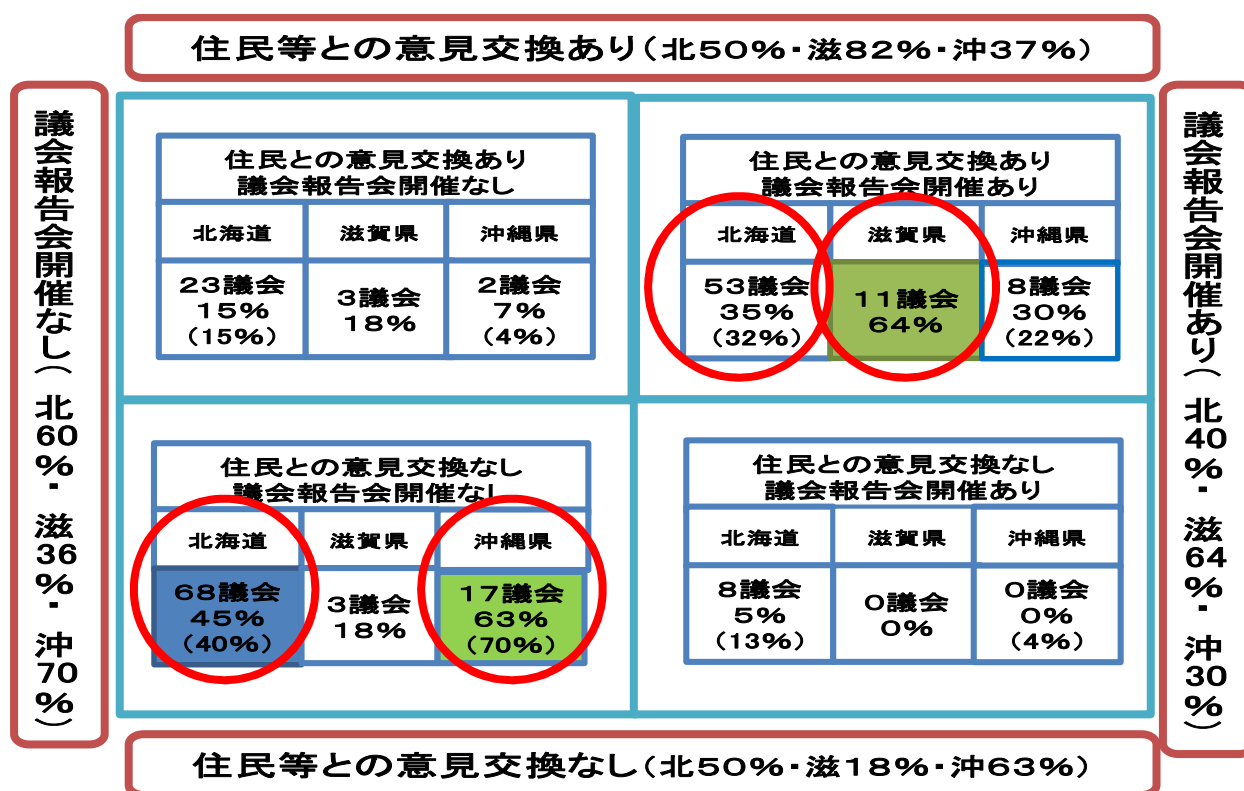
地域別議会報告会実施状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	全体
意見交換あり 議会報告会あり	2	2	4	10	9	2	7	2	10	5	53
意見交換のみあり	2	1	0	5	1	5	1	3	3	1	22
議会報告会のみあり	1	3	0	0	1	0	0	1	2	0	8
意見交換なし 議会報告会なし	2	9	8	8	9	10	6	10	3	3	68
計	7	15	12	23	20	17	14	16	18	9	151
2020意見交換あり 議会報告会あり比率	29%	13%	33%	43%	45%	12%	50%	13%	55%	56%	35%
2018意見交換あり 議会報告会あり比率	25%	24%	22%	48%	29%	7%	60%	12%	41%	50%	45%

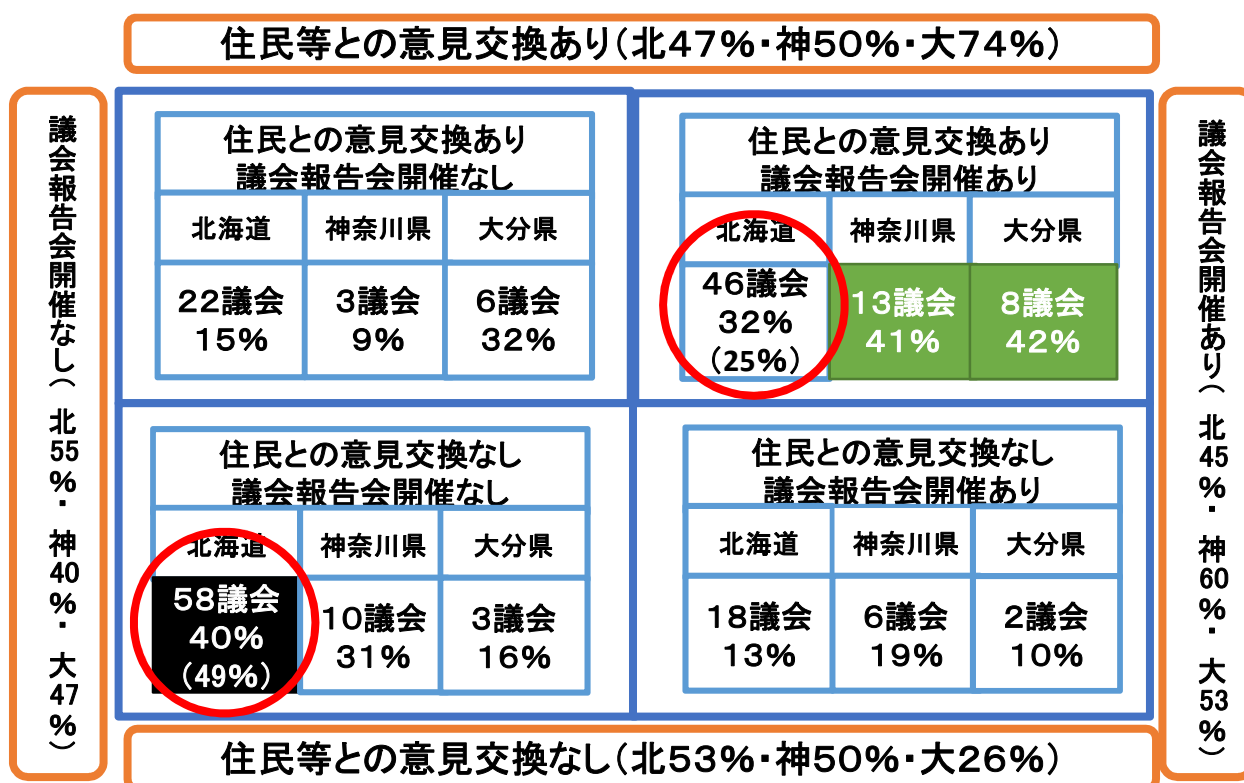


- ・2020の人口規模別で「住民等との意見交換あり・議会報告会あり」を見ると、1万人以上では38%、1万人以下では34%で、住民等との意見交換・議会報告会が行われているのは人口規模1万人以上の議会が若干多いことを示している。一方、逆に、「住民等との意見交換なし・議会報告会なし」を見ると、人口規模1万人以上が34%、1万人以下では50%で、1万人以下の議会が多い。このことは、人口規模1万人以下の議会では住民等との意見交換する議会と旧態依然の住民等との意見交換しない議会の二極化を示している。
- ・「住民等との意見交換・議会報告会が行われている」議会が一番多い地域は釧路・根室(56%)で、逆に、一番少ない地域は留萌・宗谷(12%)であった。

(イ)2020北海道・滋賀県・沖縄県の対話する議会のクロス分析



(ウ)2018北海道・神奈川県・大分県の対話する議会のクロス分析



(参考)2018年調査結果 対話する議会

住民等との意見交換あり(68議会47%)

北海道、旭川市、室蘭市、岩見沢市、江別市、千歳市、登別市、森町、長万部町、長沼町、月形町、雨竜町、愛別町、中富良野町、羽幌町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、音更町、上士幌町、新得町、大樹町

22議会15%

住民との意見交換あり
議会報告会開催なし

①小樽市、②釧路市、③帯広市、④夕張市、⑤留萌市、網走市、⑥赤平市、⑦士別市、三笠市、⑧根室市、歌志内市、深川市、⑨石狩市、⑩新篠津村、⑪福島町、⑫八雲町、⑬厚沢部町、⑭今金町、仁木町、⑮南幌町、奈井江町、栗山町、新十津川町、⑯北竜町、鷹栖町、⑰占冠村、⑱和寒町、⑲下川町、美幌町、⑳津別町、斜里町、㉑釧路府町、㉒佐呂間町、㉓湧別町、興部町、㉔大空町、豊浦町、安平町、㉕清水町、㉖芽室町、㉗幕別町、㉘本別町、㉙足寄町、㉚浦幌町、別海町、㉛中標津町

46議会32%

住民との意見交換あり
議会報告会開催あり

①札幌市、②函館市、北見市、④苫小牧市、⑤稚内市、⑥紋別市、⑦滝川市、⑧恵庭市、⑨伊達市、⑩北広島市、⑪北斗市、⑫松前町、⑬七飯町、⑭鹿部町、⑮江差町、⑯上ノ国町、乙部町、⑰奥尻町、⑱せたな町、⑲島牧村、⑳寿都町、黒松内町、真狩村、喜茂別町、㉑余市町、上砂川町、㉒妹背牛町、沼田町、㉓幌加内町、㉔東神楽町、㉕当麻町、㉖比布町、東川町、美瑛町、㉗増毛町、㉘小平町、遠別町、㉙天塩町、㉚猿払村、㉛浜頓別町、㉜中頓別町、㉝枝幸町、㉞豊富町、礼文町、㉟利尻町、㊱清里町、㊲小清水町、㊳滝上町、平取町、新冠町、㊴浦河町、㊵様似町、中札内村、㊶豊頃町、陸別町、㊷弟子屈町、㊸白糠町、標津町

58議会40%

住民との意見交換なし
議会報告会開催なし

美唄市、芦別市、名寄市、砂川市、富良野市、当別町、知内町、ニセコ町、中川町、遠軽町、むかわ町、日高町、えりも町、新ひだか町、更別村、広尾町池田町、羅臼町

18議会13%

住民との意見交換なし
議会報告会開催あり

議会報告会開催あり(

64議会45%)

住民等との意見交換なし(76議会53%)

(注1) アンダーラインは議会基本条例制定議会

(注2) ①等は2016年調査にもあった議会

(2)2020討議する議会のクロス分析 (P88~P90参照)

①中間指標の「討議する議会」は、問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、両方が「あり」と両方が「なし」、どちらかが「あり」と「なし」の分類することで、討議する議会となっているかどうかを判定する。

②北海道の中間指標「討議する議会」となっているのか判定

「自由討議あり」「政策討議会開催あり」が1議会1%に対し、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」が137議会90%と、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」の比率が高いことから、北海道内の議会は中間指標「討議する議会」にはなっていないことを示している。

【(ア)2020北海道の討議する議会のクロス分析 P88参照】

③議会基本条例は討議する議会に効果はあるか

「自由討議あり」「政策討議会開催あり」の1議会は議会基本条例施行議会であった。しかし、議会基本条例施行議会から回答の43議会中1議会(2%)と、議会基本条例が討議する議会には効果を発揮していないことを示している。

【(ア)2020北海道の討議する議会のクロス分析 P88参照】

④問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」の2020年調査と2018年調査の比較結果

討議する議会を2020年と2018年を比較すると、「自由討議」と「政策討議会開催」共に「行っている」は、2018年調査(P90参照)では帯広市・栗山町、2020年調査(P88参照)では福島町のみであった。逆に、共に「行っていない」は、2018年調査では125議会(87%)、2020年調査では137議会(90%)と議会数では12議会、比率では3%増加している。討議しない議会が増加していることを示している。

【(ア)2020北海道の討議する議会のクロス分析 P88・90参照】

⑤2020・2018北海道の討議する議会のクロス分析

「自由討議あり」は2018年調査では15議会(10%)、2020年調査では11議会(7%)と議会数では-4議会、比率では-3%と、自由討議を行う議会が微減していることを示している。一方、「政策討議会開催あり」は2018年調査では6議会(4%)、2020年調査では5議会(4%)と議会数では-1議会、比率では0%と、政策討議会を行う議会が微減していることを示している。2020年調査と2018年調査との比較では、討議する議会が微減していることを示している。

【(ア)2020北海道の討議する議会のクロス分析 P88・90参照】

⑥北海道・滋賀県・沖縄県の「討議する議会」のクロス分析の結果からわかること

北海道・滋賀県・沖縄県の「討議する議会」のクロス分析では、北海道・滋賀県・沖縄県は「自由討議あり」「政策討議会開催あり」の比率より「自由討議なし」「政策討議会開催なし」の比率の方が高いことから、3地域共に「討議する議会」とはなっていないと判定できる。(P89参照)

⑦なぜ討議する議会になれないのか

「討議をする議会になっていない」という2020年調査結果は、北海道の多くの議会は政策づくりは議会の役割とは思っていないということになる。この結果は2018年調査と同様であった。

議会が政策をつくる主体となるべきなのか、それとも、なるべきでないのかを議会が自ら決めているとすれば、その後の姿を見れば議会の考えがわかる。前者であれば、議会が政策づくりのために討議が必要になるが、後者であれば、首長提案の政策に討議をせず、賛成・反対と言っていれば良いことになる。

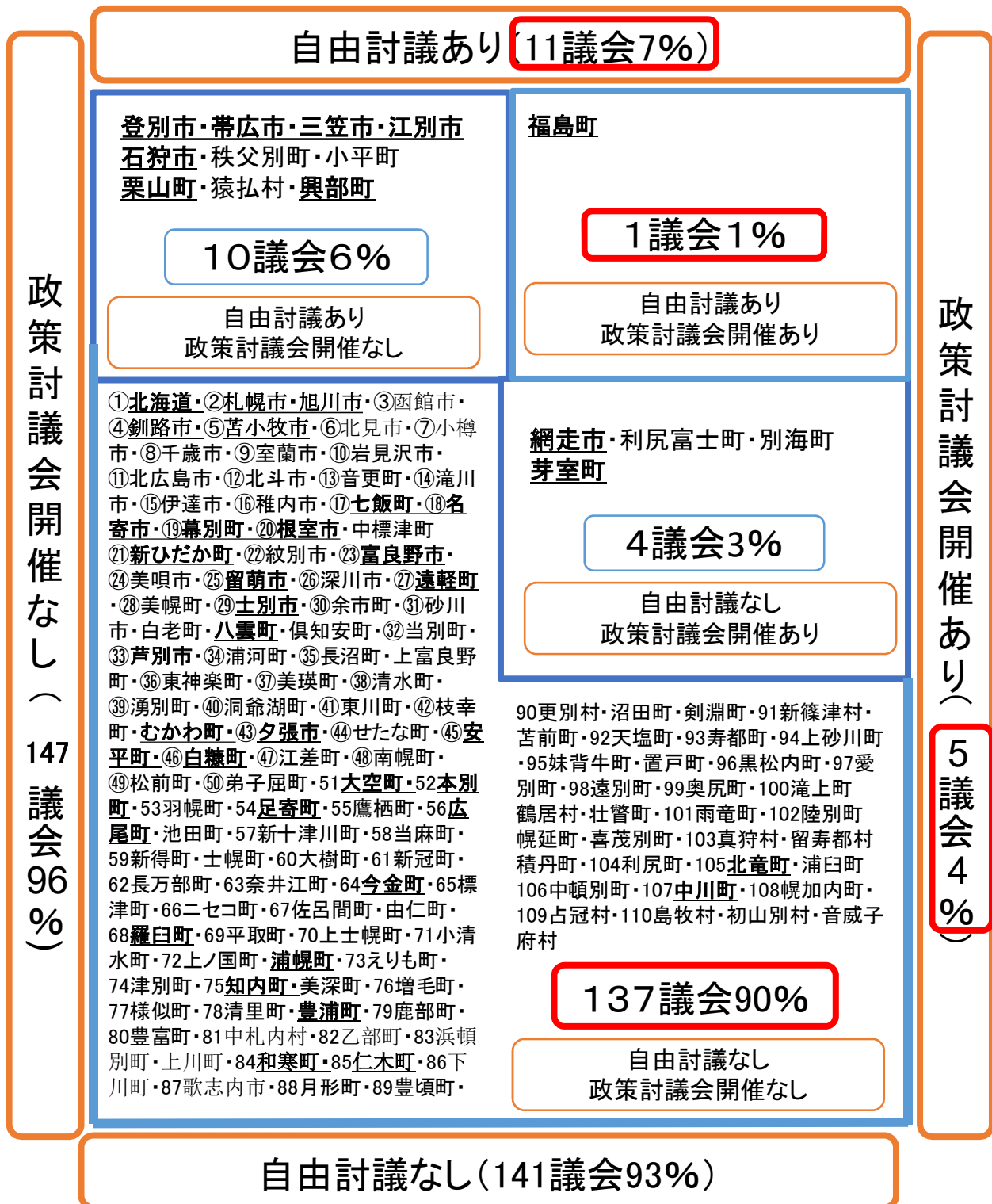
議会が政策づくりの場ではなく、首長の追認機関と考えていけば、⑧一問一答方式、⑨反問、⑩傍聴者への資料提供、⑪議会中継、⑫賛否の公開、⑬議会報告会等が行われるが、議会は単なる形式的な議会運営になる。

議会が政策づくりの場と考える議会であれば、専門的知見を活用した政策づくりのための⑭調査機関又は附属機関の設置、委員会中心の政策づくりのための⑮通年議会の実施、請願陳情者の説明、議会報告会や住民等との意見交換会といった住民ニーズをトリガーとした政策づくりのための⑯政策討議会、総合計画とリンクした政策評価を活用した政策づくりのための⑰事務事業評価といった項目が行われる。いずれも先駆議会といわれる少数の議会でのみ行われている。

議会は議会モニターのような制度を活用して、住民や専門家に議会の評価を受けることが、選挙以外に必要なか。

(ア)2020北海道の討議する議会のクロス分析

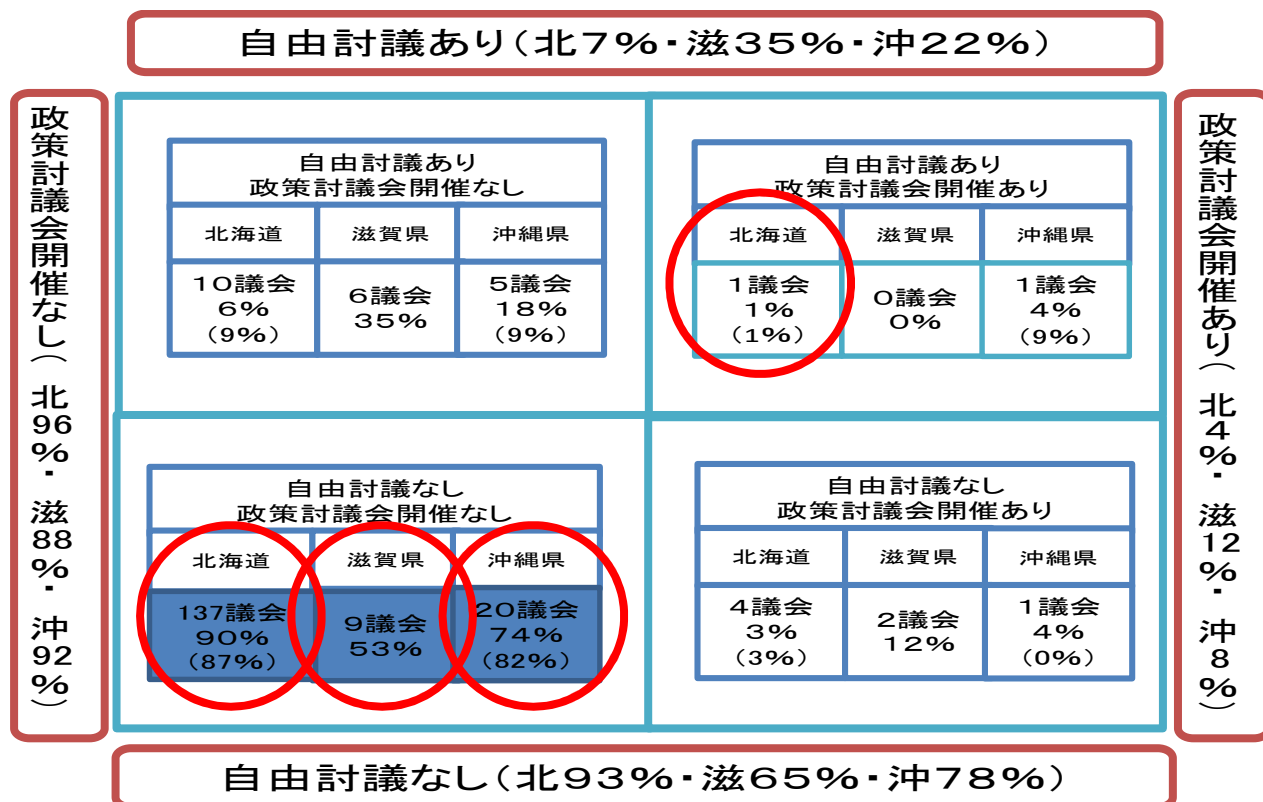
問4自由討議と問10議会内での政策討議会開催が評価指標3以上(行っている=あり)と3未満(行っていない=なし)に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



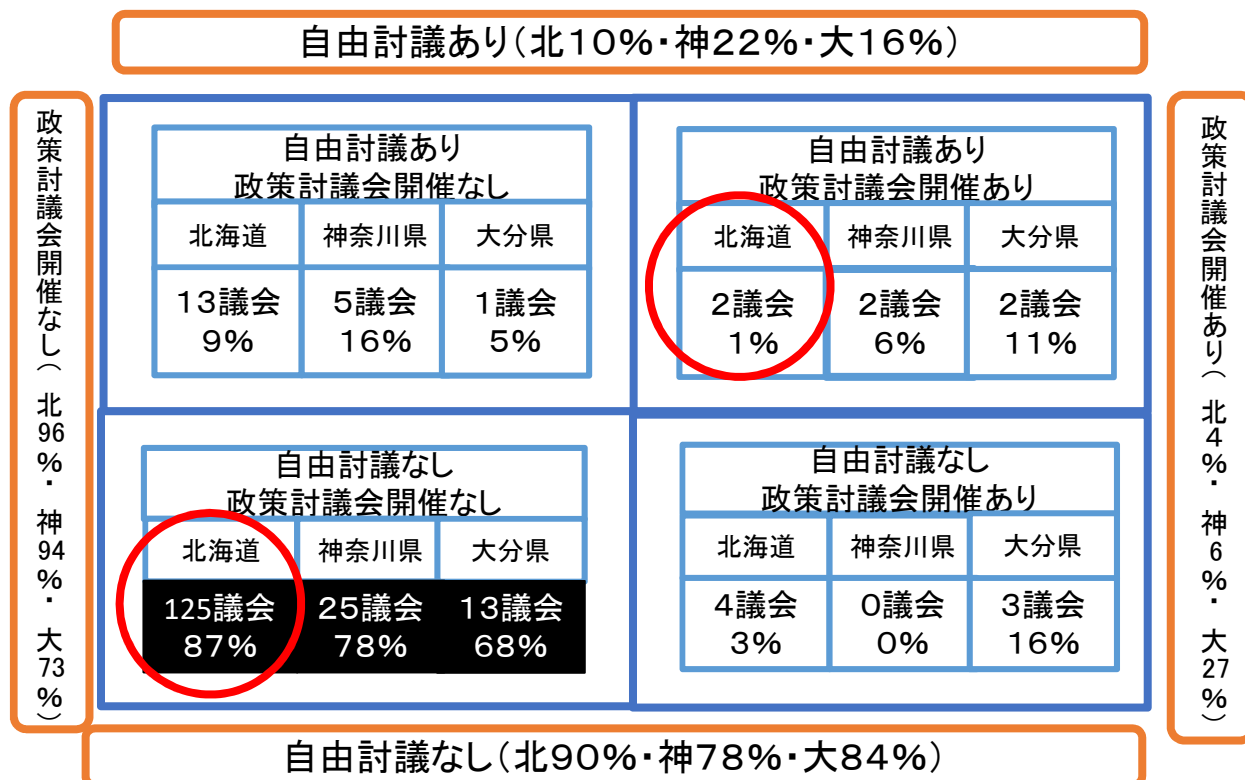
(注1) アンダーラインは議会基本条例制定議会

(注2) ①等は2018年調査にもあった議会

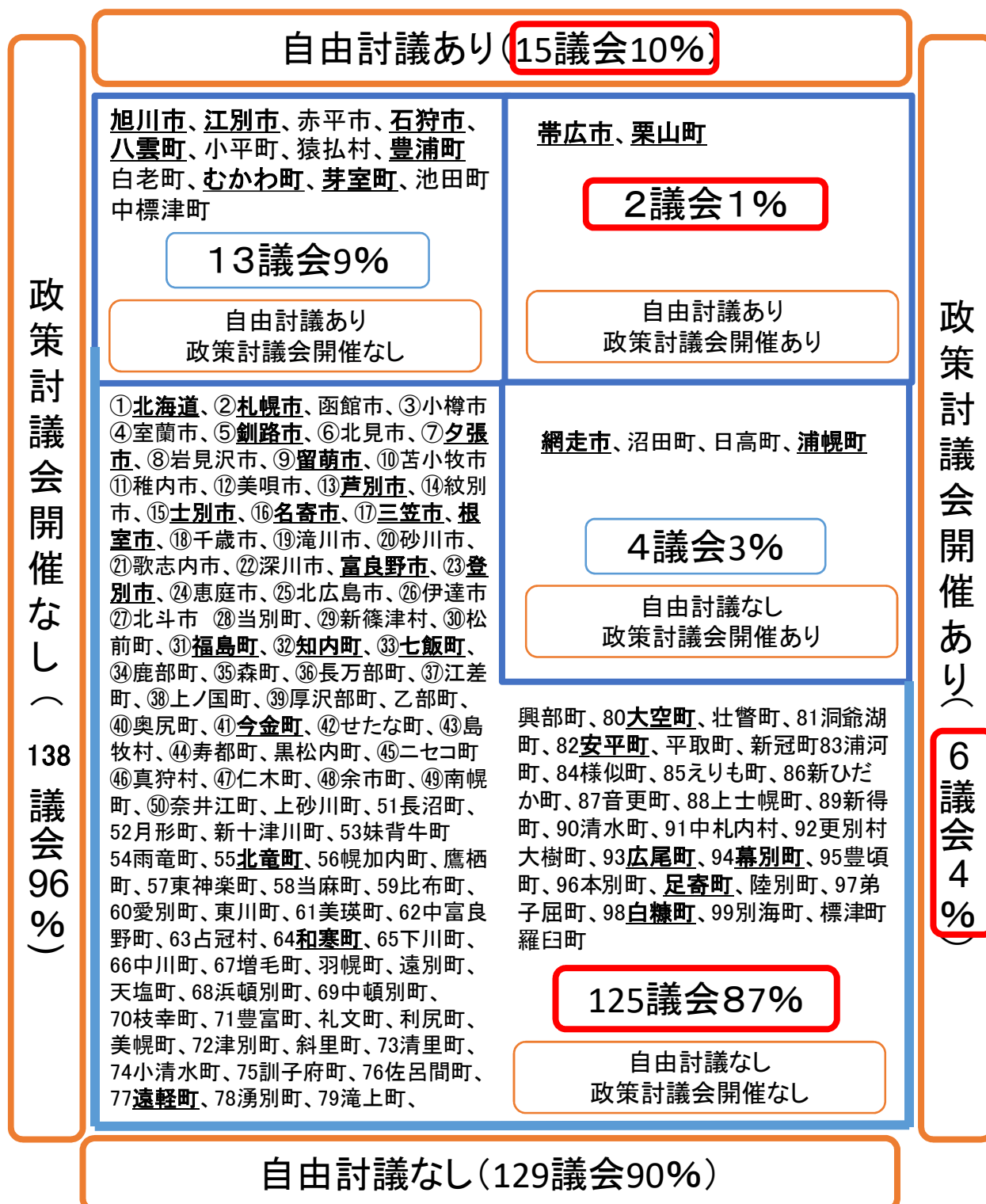
(イ)2020北海道・滋賀県・沖縄県の討議する議会のクロス分析



(ウ)2018北海道・神奈川県・大分県の討議する議会のクロス分析



(参考)2018年調査結果 討議する議会



(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

(注2)①等は2016年調査にもあった議会

3-4 北海道内地方議会の4タイプから見る課題

(1) 北海道内地方議会の4タイプ

地方議会を下表のとおり4タイプに分類する。1つは議会の活性化(改革)を持続的に取り組んでいる議会(先駆議会)、そして、2つ目は議会の活性化(改革)に無関心な議会(寝たきり議会)、3つ目は議会の活性化(改革)に意欲をなくした議会(居眠り議会)、4つ目は議会の活性化(改革)に取り組みながらも一部しか実現できていない議会(試行錯誤議会)である。なお、先駆議会、寝たきり議会、居眠り議会の名称は神原勝北海道大学名誉教授が命名したもので、その名称を使用した。

地方議会の4タイプは下表のと通りの基準により分類する。1つ目は議会基本条例が施行されていること、2つ目は中間指標「対話する議会」(問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)こと、3つ目は中間指標「討議する議会」(問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)ことにより区分する。

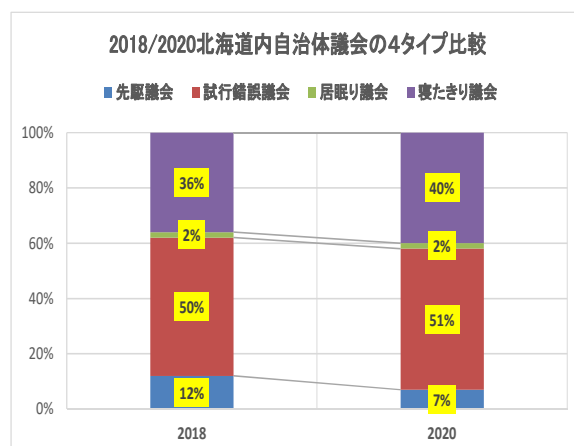
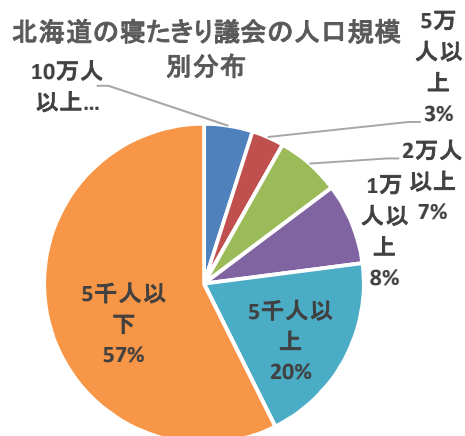
(2) 北海道内地方議会の4タイプの課題

北海道内議会の課題は、以下であった。

- ①先駆議会と寝たきり議会・居眠り議会の比率は2018年調査のときは約3倍(先駆議会数を1とした場合)であったが、2020年調査では6倍とその比率の差が拡大した。このことは、先駆議会が減少し、議会の活性化(改革)に無関心な寝たきり議会・居眠り議会が増加したことを示している。
- ②議会基本条例有の先駆議会が試行錯誤議会に転落している。
- ③議会基本条例無しの試行錯誤議会から寝たきり議会に転落している。
- ④先駆議会と寝たきり議会・居眠り議会が固定化と二極化かしている。
- ⑤寝たきり議会の人口規模別分布では1万人以下の議会が77%(2018調査では71%)と、北海道の一番の課題である。

2020北海道内議会の4タイプ

基準 議会タイプ	条例有	対話有		討議有		2020		2018	
		住民等 との意見 交換	議会 報告会	自由 討議	政策 討議会	回答 議会数	比率	回答 議会数	比率
先駆議会	○	○	○	○	○	9	7%	12	12%
	x	○	○	○	○	2		5	
試行錯誤 議会	○	○ x	x	○	○	31	51%	23	50%
	x	○	x	x	x	43		46	
	x	x	x	○	○	3		3	
居眠り議会	○	x	x	x	x	3	2%	3	2%
寝たきり議会	x	x	x	x	x	61	40%	52	36%



Ⅱ 北海道・滋賀県・ 沖縄県の調査結果の比較

1. 基礎情報比較

1-1 市町村別比較

項目	区分	道・県	政令市	市	町村	計
議会数	北海道	1	1	34	144	180
	滋賀県	1		13	6	20
	沖縄県	1		11	30	42
回答議会数(回答率)	北海道	1(100%)	1(100%)	32(94%)	118(82%)	152(84%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	3(50%)	17(85%)
	沖縄県	1(100%)		11(100%)	15(50%)	27(64%)
議会基本条例施行数	北海道	1(100%)	1(100%)	16(47%)	27(19%)	45(25%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	3(50%)	17(85%)
	沖縄県	1(100%)		7(64%)	6(20%)	14(33%)
平均議員定数(人)	北海道	100	68	19.4	10.9	12.7
	滋賀県	44		22.7	12.7	20.8
	沖縄県	48		26.2	14.1	19.2
議員定数見直有議会数	北海道	1	0	9(28%)	17(14%)	27(18%)
	滋賀県	0		4(31%)	0	4(24%)
	沖縄県	0		1(9%)	0	1(4%)
女性議員の比率	北海道	11.0%	32.4%	17.9%	10.9%	13.1%
	滋賀県	15.9%		16.6%	13.2%	16.2%
	沖縄県	10.4%		11.5%	9.0%	10.4%
平均女性議員数(人)	北海道	11	22	3.5	1.2	1.9
	滋賀県	7		3.8	1.7	3.6
	沖縄県	5.0		3.0	1.3	2.1
女性議員無議会数	北海道	0	0	3(9%)	41(35%)	44(29%)
	滋賀県	0		0	0	0
	沖縄県	0		0	4(27%)	4(15%)
会派有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	29(91%)	19(16%)	50(33%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	1(33%)	15(88%)
	沖縄県	1(100%)		11(100%)	1(7%)	13(48%)
議員平均年齢(歳)	北海道	58.0	54.7	59.2	64.0	63.0
	滋賀県	57.7		59.6	63.0	60.3
	沖縄県	61.6		55.1	61.2	58.6
平均議員報酬年額(千円)	北海道	15,237	14,559	6,078	2,994	3,811
	滋賀県	13,544		5,991	3,346	5,968
	沖縄県	11,790		6,455	3,518	5,021
政務活動費有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	24(75%)	15(13%)	41(27%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	0	14(82%)
	沖縄県	1(100%)		11(100%)	10(67%)	22(81%)
前回選挙無投票議会数	北海道	0(0%)	0(0%)	1(3%)	37(31%)	38(25%)
	滋賀県	0(0%)		0(0%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	0(0%)		0(0%)	0(0%)	0(0%)

1-2 人口規模別比較

項目	区分	道・県	70万人以上	10万人以上	5万人以上	2万人以上	1万人以上	5千人以上	5千人以下	計(平均)	比率
議会数	北海道	1(1%)	1(1%)	8(4%)	6(3%)	18(10%)	24(13%)	45(25%)	77(43%)	180	
	滋賀県	1(5%)		5(25%)	6(30%)	4(20%)	1(5%)	3(15%)		20	
	沖縄県	1(2%)		4(10%)	5(12%)	8(19%)	6(14%)	3(7%)	15(36%)	42	
回答議会数(回答率)	北海道	1(100%)	1(100%)	8(100%)	5(83%)	18(100%)	18(75%)	38(84%)	63(82%)	152	84.4%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	3(75%)	1(100%)	1(33%)		17	85.0%
	沖縄県	1(100%)		4(100%)	5(100%)	7(88%)	5(83%)	2(67%)	3(20%)	27	64.3%
議会基本条例施行数	北海道	1(100%)	1(100%)	5(63%)	1(17%)	9(50%)	6(25%)	13(29%)	9(12%)	45	25.0%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	4(100%)	1(100%)	0(0%)		17	85.0%
	沖縄県	1(100%)		1(25%)	5(100%)	4(50%)	2(33%)	1(33%)	0(0%)	14	33.3%
平均議員定数(人)	北海道	58.0	68.0	28.0	21.6	17.3	14.7	11.4	9.0	13.7	
	滋賀県	44.0		27.4	20.3	16.7	12	12		22.2	
	沖縄県	48		31.8	23.8	18.3	15.2	13.0	8.0	20.3	
議員定数見直有議会数	北海道	1(100%)	0(0%)	1(13%)	3(60%)	4(22%)	4(22%)	6(16%)	8(13%)	27	17.8%
	滋賀県	0		0	2(33%)	2(66%)	0	0		4	23.5%
	沖縄県	0		0	1	0	0	0	0	1	2.3%
女性議員の比率	北海道	11.0%	32.4%	22.3%	18.5%	17.4%	13.2%	12.2%	7.2%	13.6%	
	滋賀県	15.9%		13.9%	20.5%	14.0%	16.7%	8.3%		16.2%	
	沖縄県	10.4%		13.4%	9.2%	13.3%	3.9%	7.7%	8.3%	10.4%	
平均女性議員数(人)	北海道	11.0	22.0	6.3	4.0	2.8	1.9	1.4	0.7	1.9	
	滋賀県	7		3.8	4.2	2.3	2.0	1.0		3.6	
	沖縄県	5.0		4.3	2.2	2.4	0.6	1.0	0.7	2.1	
女性議員無議会数	北海道	0	0	0	1(20%)	0	1(6%)	10(26%)	32(51%)	44	29%
	滋賀県	0		0	0	0	0	0		0	0%
	沖縄県	0		0	0	0	2(40%)	0	2(67%)	4	15%
会派有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	8(100%)	5(100%)	16(89%)	11(61%)	4(11%)	4(6%)	50	33%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	3(100%)	0(0%)	0(0%)		15	88%
	沖縄県	1(100%)		4(100%)	5(100%)	3(43%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	13	48%
議員平均年齢(歳)	北海道	58.0	54.7	57.6	60.8	60.4	61.5	65.2	63.7	62.9	
	滋賀県	57.7		59	59.6	61.2	60	68		60.1	
	沖縄県	61.6		54.6	56.1	59.2	60.5	62.8	61.0	58.7	
平均議員報酬年額(千円)	北海道	15,237	14,559	7,916	6,442	5,033	3,626	3,038	2,874	3,811	
	滋賀県	13,544		6,901	5,612	4,468	3,197	3,143		5,968	
	沖縄県	11,790		7,348	6,015	4,271	3,783	3,179	3,048	5,021	
政務活動費有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	8(100%)	5(100%)	10(56%)	6(33%)	5(13%)	5(8%)	41	27%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	2(67%)	0(0%)	0(0%)		14	82%
	沖縄県	1(100%)		4(100%)	5(100%)	7(100%)	4(80%)	1(50%)	0(0%)	22	81%
前回選挙無投票議会数	北海道	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	3(17%)	10(26%)	25(40%)	38	25%
	滋賀県	0		0	0	0	0	0		0	0%
	沖縄県	0		0	0	0	0	0	0	0	0%

(注1)議員報酬年額は議員報酬月額×12+議員期末手当 (注2)議会基本条例施行数以外は回答数を分母としている。

2. 北海道・滋賀県・沖縄県の評価・検証比較

2-1 全体評価

北海道

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)					
		提出者・陳情(直接)	住民等との意見交換(間接)	傍聴者(直接)の発言	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
道	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
市	33	10(30%)	21(64%)	0(0%)	5(15%)	0(0%)	4(12%)	1(3%)	27(82%)	2(6%)	1(3%)	0(0%)	19(57%)	24(73%)	29(88%)	22(67%)	14(42%)	0(0%)
町村	118	10(9%)	54(46%)	0(0%)	6(5%)	1(1%)	2(2%)	7(6%)	95(80%)	6(5%)	4(4%)	2(1%)	73(62%)	37(32%)	50(43%)	41(35%)	47(39%)	9(8%)
全体	152	20(13%)	76(50%)	0(0%)	11(7%)	1(1%)	7(5%)	8(5%)	122(80%)	8(5%)	5(3%)	2(1%)	92(61%)	62(41%)	80(52%)	63(41%)	61(40%)	9(6%)
評価		67%			0%			20%					83%					

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

滋賀県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)					
		提出者・陳情(直接)	住民等との意見交換(間接)	傍聴者(直接)の発言	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
県	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
市	13	6(46%)	11(85%)	1(8%)	5(39%)	0(0%)	1(8%)	2(15%)	11(85%)	6(46%)	2(16%)	3(23%)	7(54%)	13(100%)	13(100%)	13(100%)	9(69%)	0(0%)
町村	3	0(0%)	2(66%)	0(0%)	1(33%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	3(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(33%)	1(33%)	3(100%)	1(33%)	2(67%)	0(0%)
全体	17	6(35%)	14(82%)	1(6%)	6(35%)	0(0%)	2(12%)	3(18%)	15(88%)	6(35%)	2(12%)	3(18%)	9(53%)	15(88%)	17(100%)	15(88%)	11(65%)	0(0%)
評価		67%			67%			100%					83%					

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

沖縄県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)					
		提出者・陳情(直接)	住民等との意見交換(間接)	傍聴者(直接)の発言	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
県	1	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
市	11	8(72%)	4(36%)	0(0%)	4(36%)	1(9%)	4(36%)	0(0%)	9(82%)	1(9%)	1(9%)	0(0%)	7(64%)	10(91%)	10(91%)	8(72%)	4(36%)	0(0%)
町村	15	5(33%)	6(40%)	0(0%)	2(13%)	0(0%)	3(20%)	0(0%)	10(67%)	3(20%)	1(7%)	0(0%)	4(27%)	8(41%)	11(74%)	6(40%)	4(27%)	0(0%)
全体	27	14(52%)	10(37%)	0(0%)	6(23%)	1(4%)	8(30%)	0(0%)	20(74%)	4(15%)	2(7%)	0(0%)	11(41%)	19(70%)	22(81%)	15(56%)	8(30%)	0(0%)
評価		67%			67%			40%					83%					

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

3地域で、全体評価が0%の項目を見ると、③傍聴者の発言は北海道と沖縄県が、⑪議会モニター制度は滋賀県と沖縄県が、⑤付属機関の設置は滋賀県のみが、⑦通年議会の実施と⑩事務事業評価は沖縄県のみが0%であった。

0%は北海道が1項目、滋賀県が2項目、沖縄県が4項目であった。

2-2 北海道・滋賀県・沖縄県の市町村別評価

全体

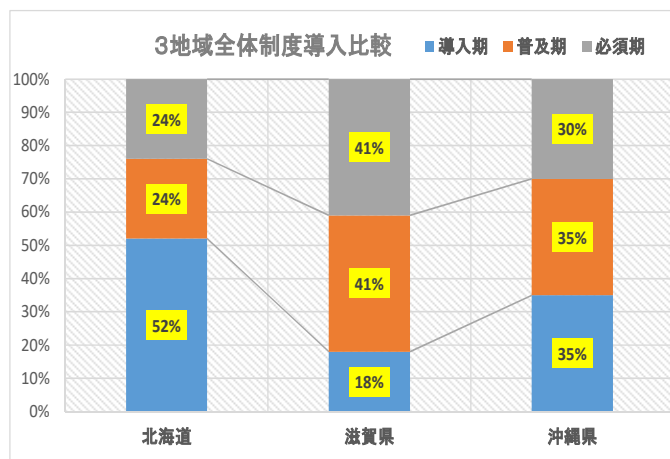
全体	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	9 (52%)	3 (18%)	6 (35%)
普及期	4 (24%)	7 (41%)	6 (35%)
必須期	4 (24%)	7 (41%)	5 (30%)
有効性	48%	82%	65%

(注) 有効性＝必須期＋普及期

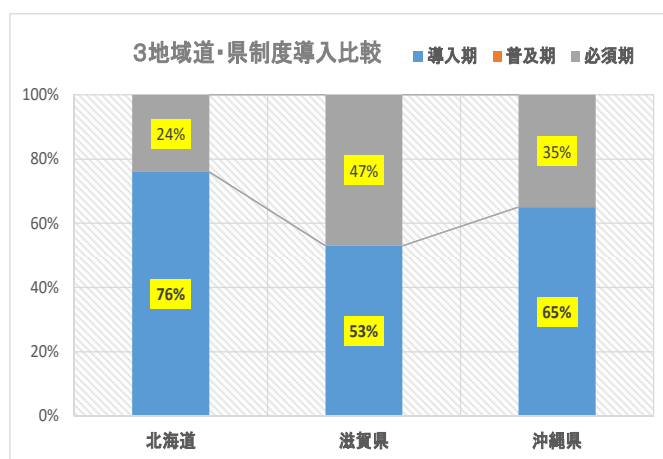
道県

道県	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	13 (76%)	9 (53%)	11 (65%)
普及期	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
必須期	4 (24%)	8 (47%)	6 (35%)
有効性	24%	47%	35%

(注) 有効性＝必須期＋普及期



全体の比較では滋賀県が一番制度の実施が進んでいる。



道県の比較では滋賀県が一番制度の実施が進んでいる。

市

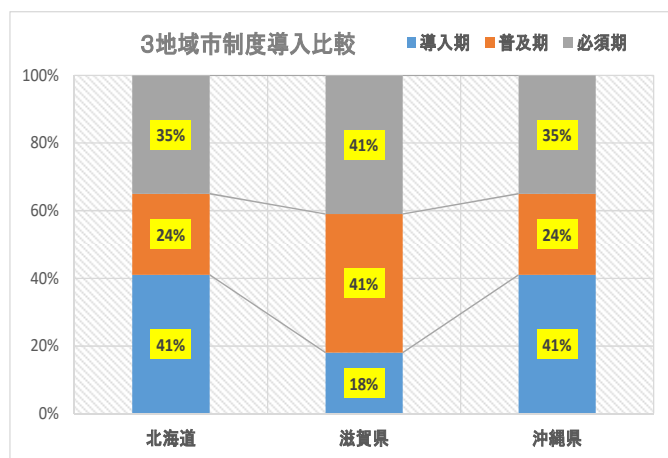
市	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	7 (41%)	3 (18%)	7 (41%)
普及期	4 (24%)	7 (41%)	4 (24%)
必須期	6 (35%)	7 (41%)	6 (35%)
有効性	59%	82%	59%

(注) 有効性＝必須期＋普及期

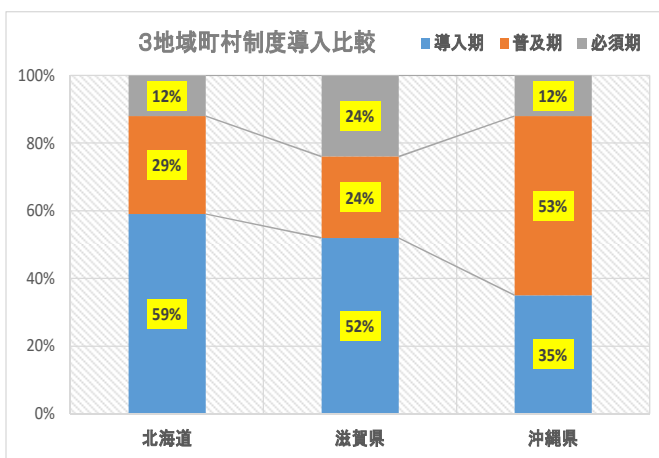
町村

町村	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	10 (59%)	9 (52%)	6 (35%)
普及期	5 (29%)	4 (24%)	9 (53%)
必須期	2 (12%)	4 (24%)	2 (12%)
有効性	41%	48%	65%

(注) 有効性＝必須期＋普及期



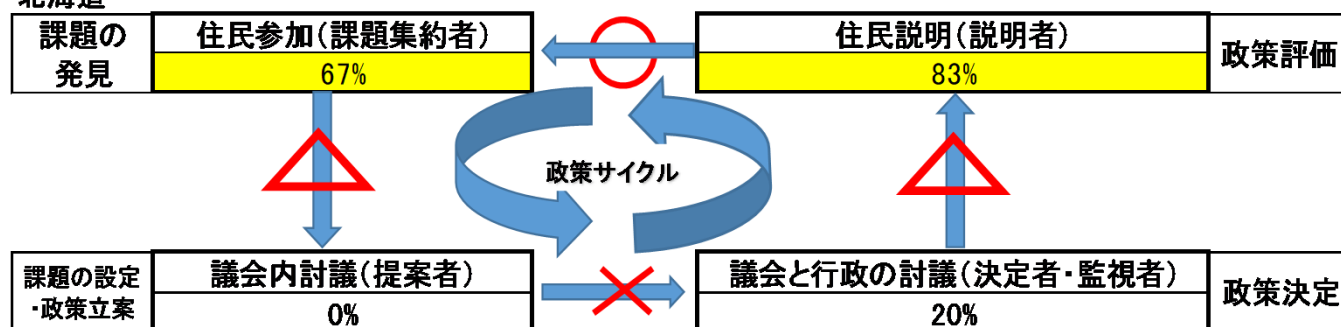
市の比較では滋賀県が一番制度の実施が進んでいる。



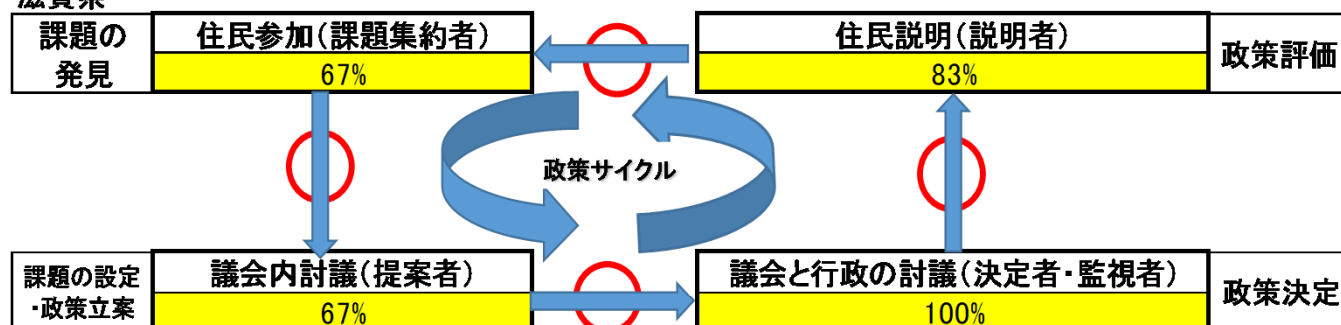
町村の比較では沖縄県が一番制度の実施が進んでいる。

2-3 全体評価から政策サイクルが回っているかの検証

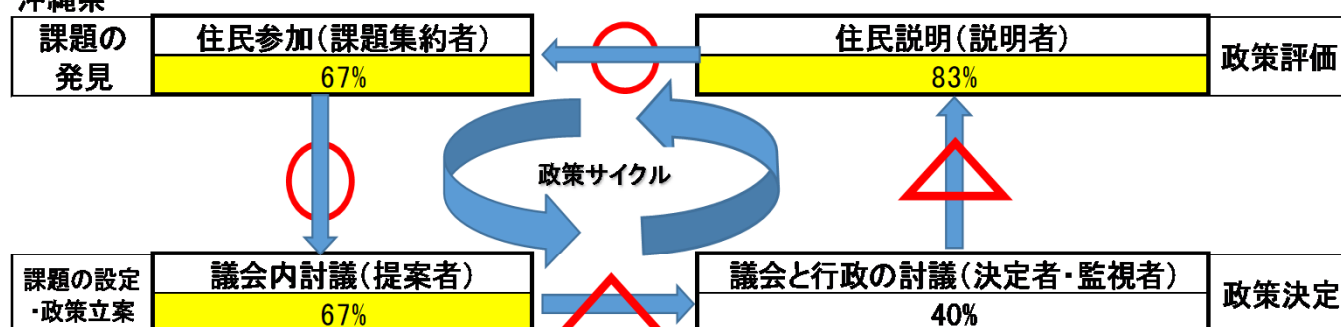
北海道



滋賀県



沖縄県



北海道・滋賀県・沖縄県の3地域で政策サイクルが回っているかを検証すると、滋賀県は完全な形で、沖縄県は「議会と行政の討議」が完全な形ではないが、全体として回っている。それに対し、北海道は「議会内討議」と「議会と行政の討議」が機能していないことから、政策サイクルは回っていない。

2-4 議会基本条例施行議会の評価

北海道

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)					
		る提出者・陳明(直接)	意見等との交換(間接)	言傍(直接)の発	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務価事業評	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会制度モニタ
議会基本条例あり	43	11(26%)	33(77%)	0(0%)	8(19%)	1(2%)	3(7%)	4(9%)	39(91%)	4(9%)	3(7%)	2(5%)	33(77%)	28(65%)	29(67%)	29(67%)	33(77%)	4(9%)
議会基本条例なし	109	9(8%)	43(39%)	0(0%)	3(3%)	0(0%)	4(4%)	4(4%)	83(76%)	4(4%)	2(2%)	0(0%)	59(54%)	34(31%)	51(47%)	34(31%)	28(26%)	5(5%)
議会基本条例あり			67%			33%			20%						83%			
議会基本条例なし			33%			0%			20%						83%			

(注) 評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

滋賀県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)					
		る提出者・陳明(直接)	意見等との交換(間接)	言傍(直接)の発	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務価事業評	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会制度モニタ
議会基本条例あり	16	6(38%)	14(88%)	1(6%)	6(38%)	0(0%)	2(13%)	3(18%)	14(88%)	6(38%)	2(12%)	3(18%)	8(50%)	15(94%)	16(100%)	15(94%)	11(69%)	0(0%)
議会基本条例なし	1	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
議会基本条例あり			67%			67%			100%						83%			
議会基本条例なし			0%			0%			20%						33%			

(注) 評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

沖縄県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)					
		る提出者・陳明(直接)	意見等との交換(間接)	言傍(直接)の発	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務価事業評	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会制度モニタ
議会基本条例あり	12	9(75%)	8(67%)	0(0%)	4(33%)	1(8%)	5(42%)	0(0%)	11(92%)	2(17%)	2(13%)	0(0%)	7(58%)	10(83%)	12(100%)	10(83%)	7(58%)	0(0%)
議会基本条例なし	15	5(33%)	2(13%)	0(0%)	2(13%)	0(0%)	3(20%)	0(0%)	9(60%)	2(13%)	0(0%)	0(0%)	4(27%)	9(60%)	10(67%)	5(33%)	1(7%)	0(0%)
議会基本条例あり			67%			67%			60%						83%			
議会基本条例なし			67%			67%			40%						67%			

(注) 評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

北海道の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「住民説明」の項目が実現していることを示しているが、「議会内討議」「議会と行政の討議」は実現されていないことを示している。また、議会基本条例なしの議会は「住民説明」のみ実現していることをから「住民参加」は条例の有無に関係なく制度として定着していることを示している。

滋賀県の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「議会内討議」「議会と行政の討議」「住民説明」のすべての項目が実現していることを示している。逆に、議会基本条例なしの議会はすべてが実現されていないことを示している。

沖縄県の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「議会内討議」「議会と行政の討議」「住民説明」のすべての項目が実現していることを示している。議会基本条例なしの議会は「議会と行政の討議」を除いて、すべて制度として定着していることを示している。

2-5 北海道・滋賀県・沖縄県の議会基本条例有無別議会評価

条例あり

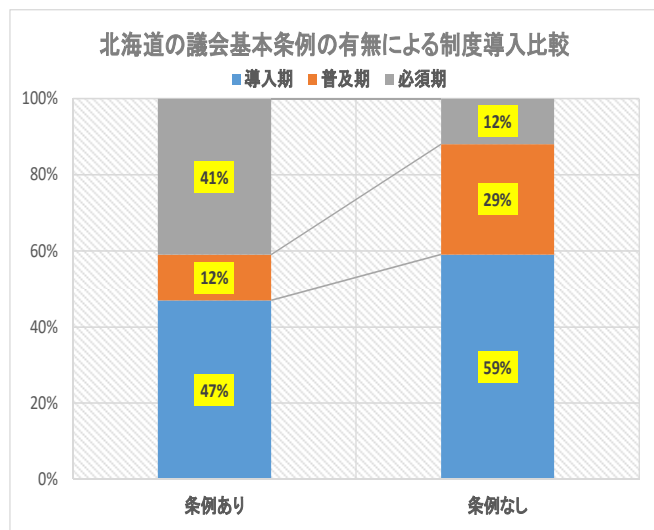
条例あり	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	8(47%)	3(18%)	5(29%)
普及期	2(12%)	6(35%)	4(24%)
必須期	7(41%)	8(47%)	8(47%)
有効性	53%	82%	71%

(注) 有効性＝必須期＋普及期

条例なし

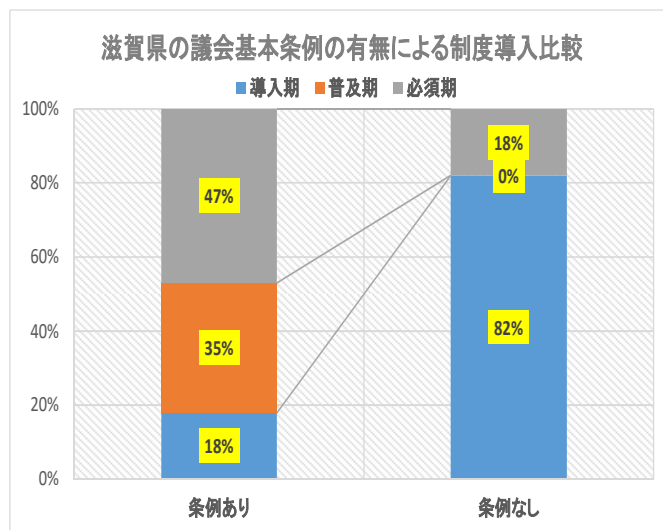
条例なし	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	10(59%)	14(82%)	7(41%)
普及期	5(29%)	0(0%)	7(41%)
必須期	2(12%)	3(18%)	3(18%)
有効性	41%	18%	59%

(注) 有効性＝必須期＋普及期

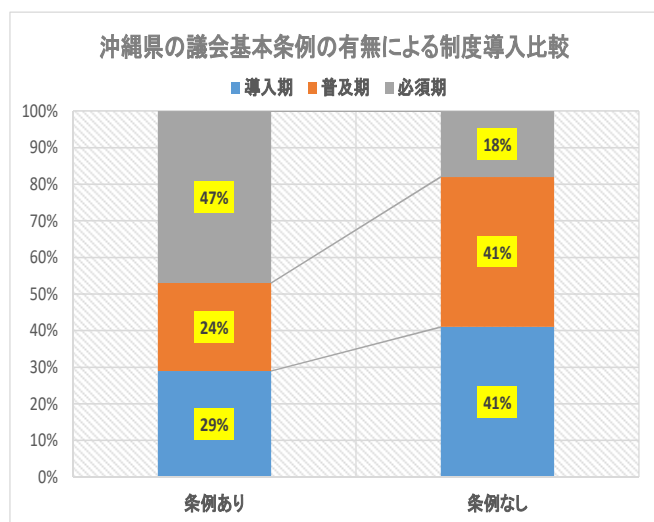


北海道は、条例ありの有効性が5割、条例なしの有効性が4割と条例の有無での差がほとんどないことは、議会基本条例の制度が条例のない議会にも共有されていることを示している。

条例ありの有効性が低いことから、条例の効果が働いていないことを示している。



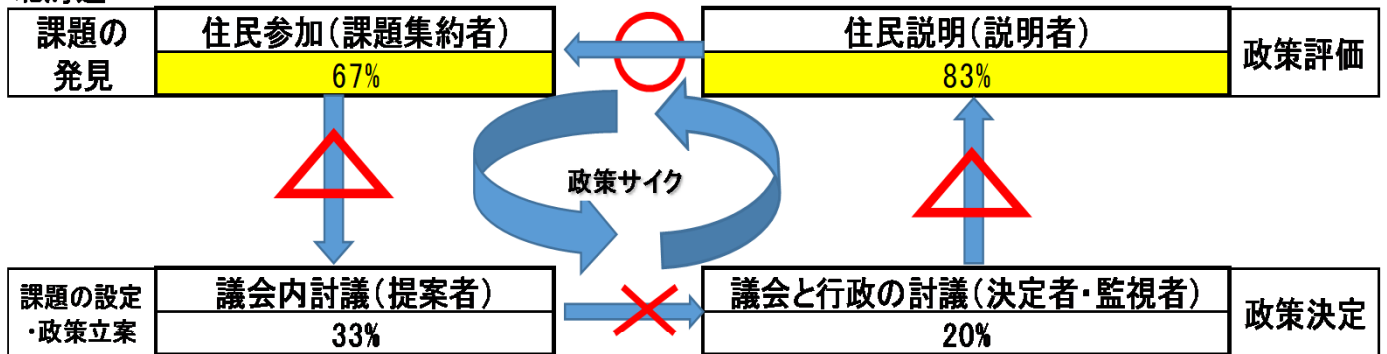
滋賀県は、条例ありの有効性が8割、条例なしの有効性が2割と条例の有無の差が大きいことと、条例ありの有効性が高いことは、条例の効果が働いていることを示している。



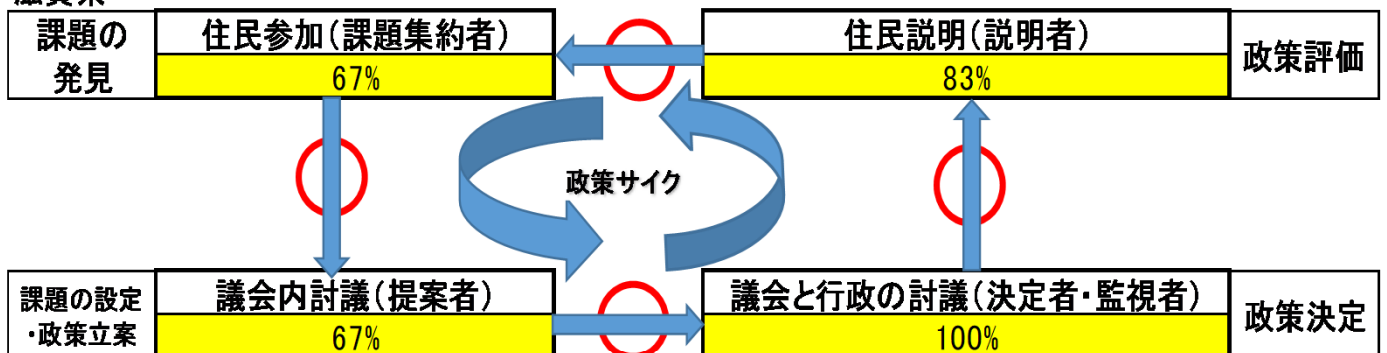
沖縄県は、条例ありの有効性が7割、条例なしの有効性が6割と条例の有無での差がほとんどなく、議会基本条例の制度が条例のない議会にも共有されていることを示している。条例ありの有効性が高いことは、条例の効果が働いていることを示している。

2-6 議会基本条例施行議会の効果検証

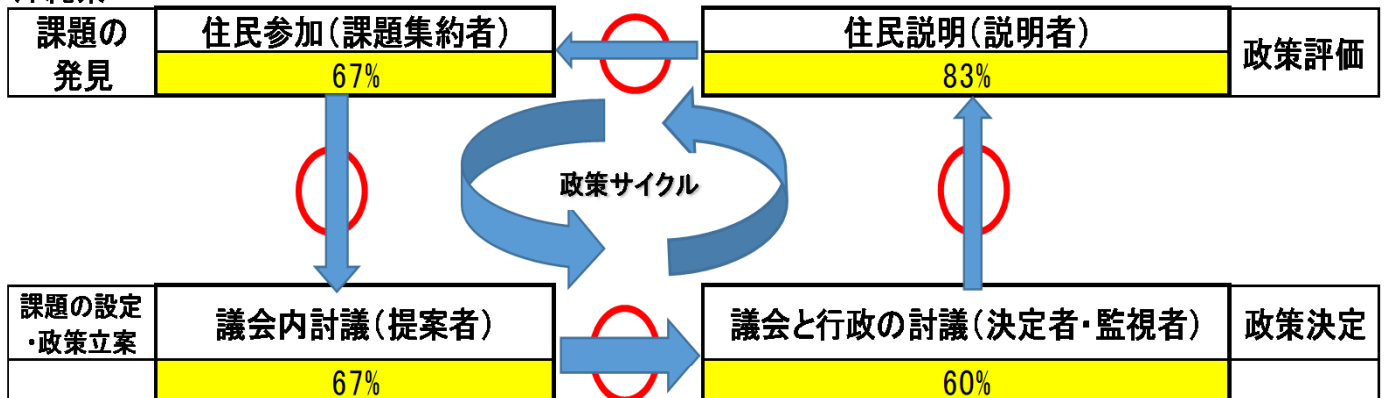
北海道



滋賀県



沖縄県

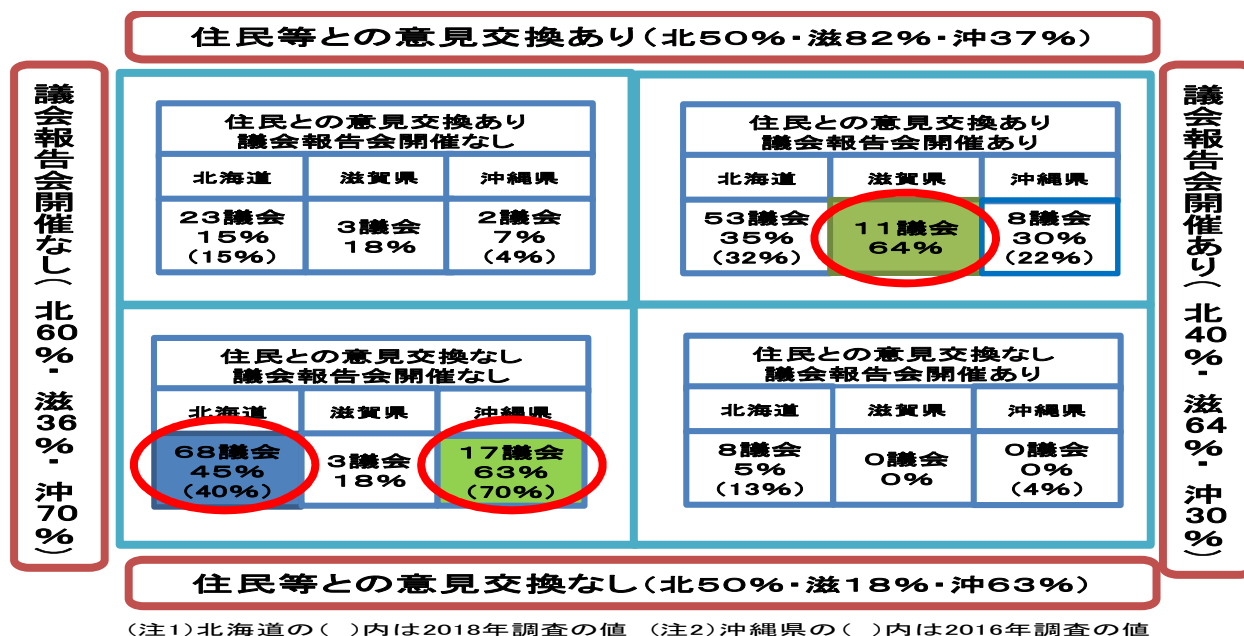


滋賀県と沖縄県の議会基本条例を施行している議会では、完全に政策サイクルが回っている。このことは議会基本条例が機能していることを示している。それに対し、北海道は「議会内討議」や「議会と行政の討議」が機能していないことから政策サイクルが回っていない。このことは議会基本条例が機能していないことを示している。

3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

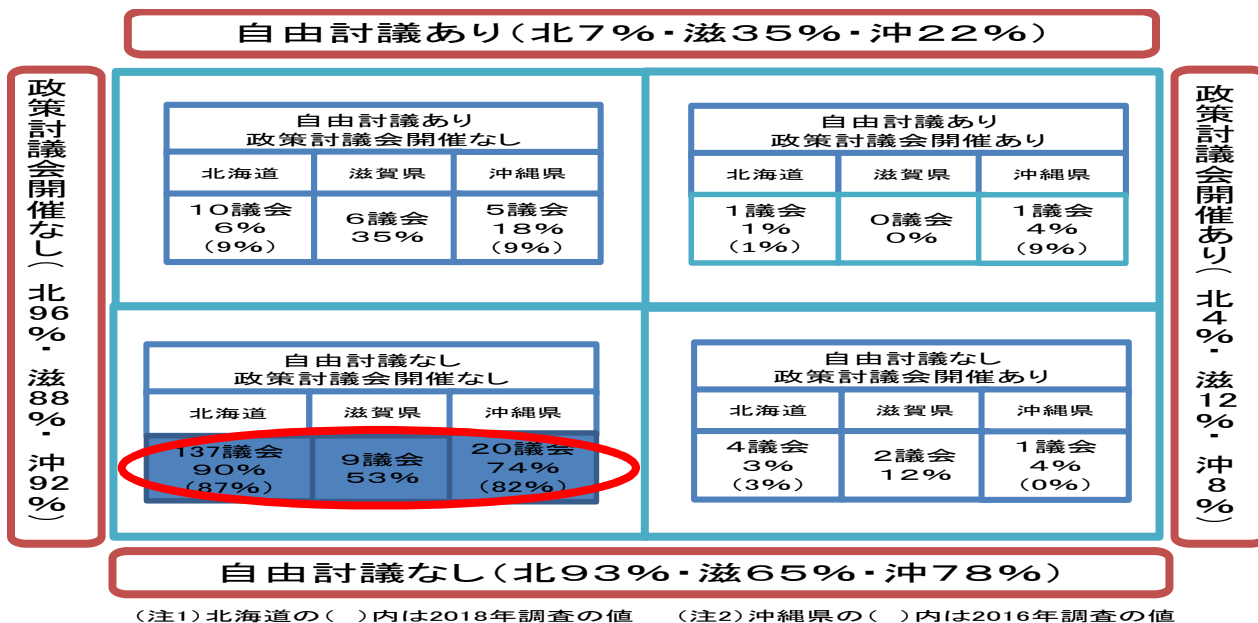
(1)対話する議会

- ①滋賀県(64%)は「住民との意見交換」や「議会報告会」が行われている比率が高いことから「対話する議会」になっているが、北海道(45%)と沖縄県(63%)は「住民との意見交換」や「議会報告会」が行われていない比率が高いことから「対話する議会」になっていない。
- ②北海道、滋賀県、沖縄県共に「議会報告会開催あり」より「住民との意見交換あり」の方が多い。



(2)討議する議会

- ①「自由討議なし」や「政策討議会開催なし」が北海道(90%)・滋賀県(53%)・沖縄県(74%)で多い。このことは3地域共に「討議する議会」になっていない。
- ②北海道、滋賀県、沖縄県共に「政策討議会開催あり」より「自由討議あり」の方が多い。

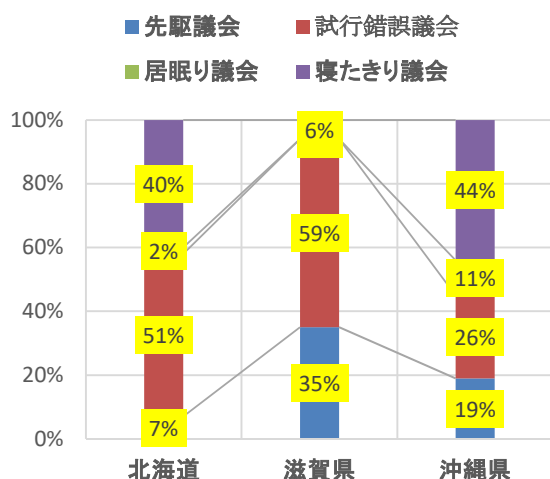


4 地方議会の4タイプから見る課題

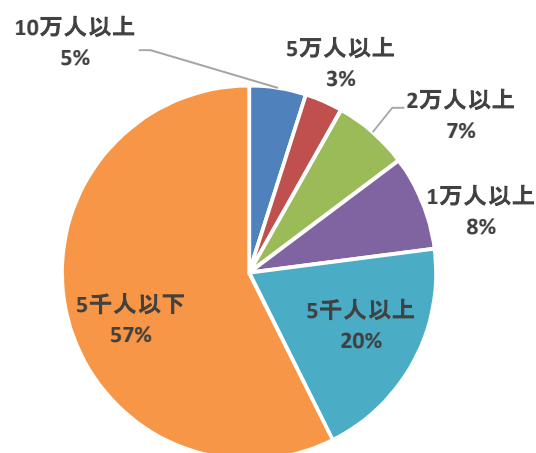
議会タイプ	条例有	住民対話有	討議有	北海道		滋賀県		沖縄県	
				議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
先駆議会	○	○	○	9	7%	6	35%	4	19%
	×	○	○	2		0		1	
試行錯誤議会	○	○ ×	×	31	51%	10	59%	5	26%
	×	○	×	43		0		1	
	×	×	○	3		0		1	
居眠り議会	○	×	×	3	2%	0	0%	3	11%
寝たきり議会	×	×	×	61	40%	1	6%	12	44%
計				151	100%	17	100%	27	100%

滋賀県(35%)の先駆議会の比率は沖縄県(19%)や北海道(7%)より高い。一方、居眠り議会・寝たきり議会の比率は滋賀県(6%)が沖縄県(55%)と北海道(42%)より低い結果であった。

地方議会4タイプ



北海道の寝たきり議会の人口規模別分布



北海道の寝たきり議会は1万人以下が77%と1万人以下の議会に集中している。

5 議会認識と議会タイプのクロスから見る認識の違い

問18議会活動の議会認識では、議員のみの議会＝寝たきり議会・居眠り議会、住民との情報共有型議会＝試行錯誤議会、住民参加型議会＝先駆議会と仮定し、議会認識と議会タイプとの一致を正しい認識として、評価した。なお、議会活動の内容に対する理解が意図どおりではなかったかもしれない。

(1) 北海道

北海道全体

←制度が役に立っていない(22%)

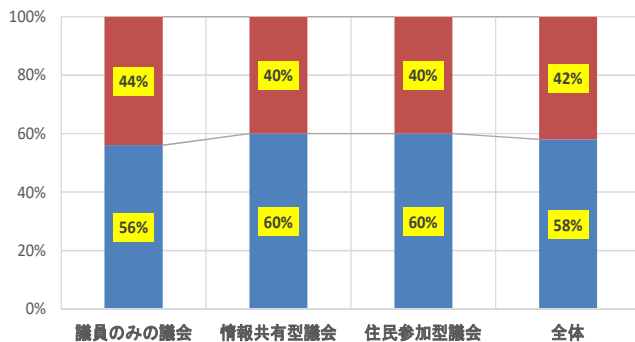
議会認識(理念)	議会タイプ(制度)			計	正しい認識	誤った認識
	先駆議会	試行錯誤議会	寝たきり議会			
議員のみの議会	0	27	35	62	56%	44%
情報共有型議会	5	46	26	77	60%	40%
住民参加型議会	6	3	1	10	60%	40%
計	11	76	62	149	58%	42%
備考	55%	61%	56%			

理念先行で制度が追いついていない(20%)

(注) 未回答が3議会ある。

北海道の議会認識と議会タイプのクロスから見る

認識違い ■正しい認識 ■誤った認識



コメント:

●議会認識(理念)と議会タイプ(制度)と一致した議会は58%で、逆に、不一致(誤った認識)の議会は42%であった。不一致の内訳は制度が役に立っていないが22%、制度が追いついていないが20%となっていた。

●議員のみの議会は56%が一致していたが、不一致(誤った認識)の制度が役に立っていない議会は44%であった。(制度は試行錯誤議会、認識(理念)は議員のみの議会と、住民との情報共有をしている議会なのに、議会の認識に住民との情報共有をしていないと誤った認識がされている結果であった)

●情報共有型議会は60%が一致していたが、制度が役に立っていない議会は6%、制度が追いついていない議会は34%あった。(制度が追いついていない34%の議会は、制度は寝たきり議会、認識(理念)は情報共有型議会と、議会審議を議員のみで行っているのに、住民との情報共有をしていると誤って認識されている結果であった)

●住民参加型議会は60%が一致していたが、不一致(誤った認識)の議会は40%であった。(制度が追いついていない40%の議会は、制度は試行錯誤議会と寝たきり議会、認識(理念)は住民参加型議会と、住民の意見が議会審議に反映されていない議会なのに、住民の意見が議会審議に反映されていると誤って認識されている結果であった)

(2) 滋賀県

滋賀県

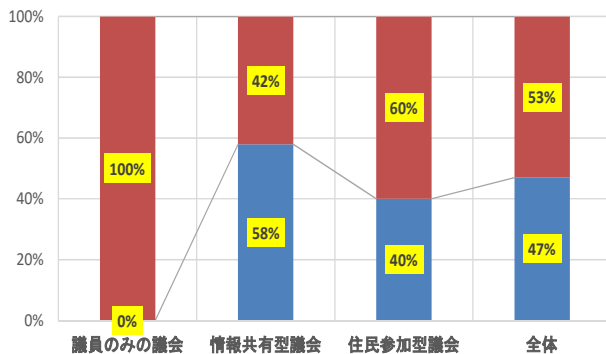
←制度が役に立っていない(41%)

議会認識(理念)	議会タイプ(制度)			計	正しい認識	誤った認識
	先駆議会	試行錯誤議会	寝たきり議会			
議員のみの議会	1	2		3	0%	100%
情報共有型議会	4	7	1	12	58%	42%
住民参加型議会	1	1		2	50%	50%
計	6	10	1	17	47%	53%
備考	17%	70%	0%			

理念先行で制度が追いついていない(12%)

滋賀県の議会認識と議会タイプのクロスから見る

認識違い ■正しい認識 ■誤った認識



コメント:

●議会認識(理念)と議会タイプ(制度)と一致した議会は47%で、逆に、不一致(誤った認識)の議会は53%であった。不一致の内訳は制度が役に立っていない41%、制度が追いついていない12%となっていた。

●議員のみの議会は一致した議会は0%で、逆に、不一致(制度が役に立っていない)の議会は100%であった。(制度は先駆議会・試行錯誤議会、認識は議員のみの議会と制度が役に立っていない結果であった)

●情報共有型議会は58%が一致していたが、制度が役に立っていない議会は34%、制度が追いついていない議会は8%であった。(制度が役に立っていない34%の議会は、制度は先駆議会、認識(理念)は情報共有型議会と、住民の意見が議会審議に反映されているのに、行っていないと認識されている結果であった)

●住民参加型議会は50%が一致していたが、制度が追いついていない議会は50%あった。(制度は試行錯誤議会、認識(理念)は住民参加型議会と、住民の意見が議会審議に反映されていないのに、されていると誤って認識されている結果であった)

(3) 沖縄県

沖縄県

←制度が役に立っていない(27%)

議会認識(理念)	議会タイプ(制度)			計	正しい認識	誤った認識
	先駆議会	試行錯誤議会	寝たきり議会			
議員のみの議会	1	2	7	10	70%	30%
情報共有型議会	4	5	7	16	31%	69%
住民参加型議会				0		
計	5	7	14	26	46%	54%
備考	0%	71%	50%			

理念先行で制度が追い付いていない(27%)→

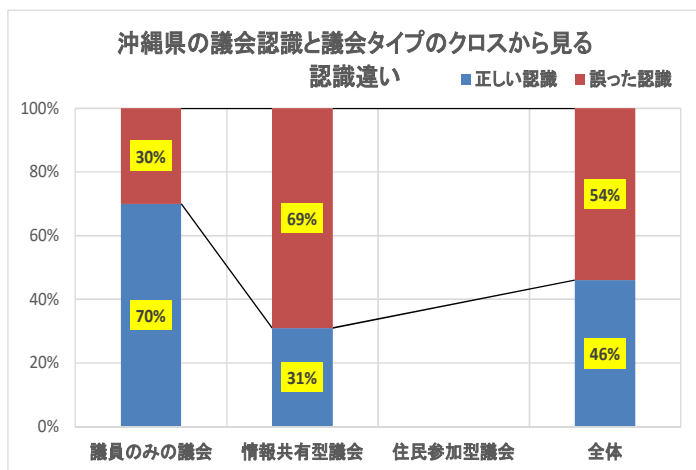
(注) 未回答が1議会ある。

コメント:

●議会認識(理念)と議会タイプ(制度)と一致した議会は46%で、逆に、不一致(誤った認識)の議会は54%であった。不一致の内訳は制度が役に立っていないが27%、制度が追い付いていないが27%であった。

●議員のみの議会は70%が一致したが、不一致(誤った認識)の制度が役に立っていない議会は30%であった。(制度は先駆議会と試行錯誤議会、認識(理念)は議員のみの議会と、住民の意見が議会審議に反映されているや住民との情報共有がされているのに、このことが認識されていない結果であった)

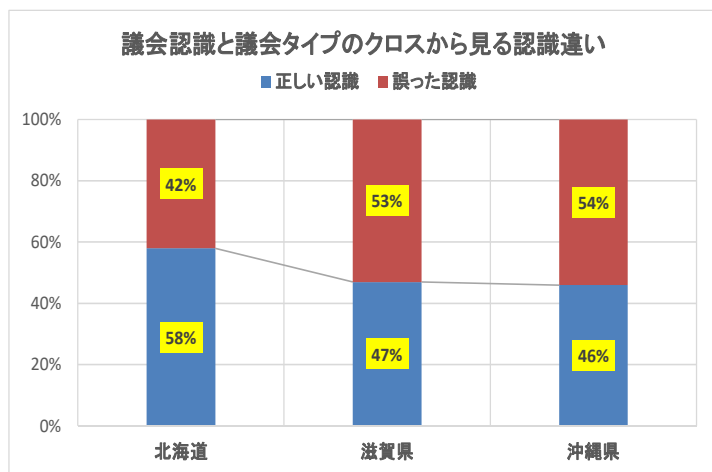
●情報共有型議会は31%が一致していたが、制度が役に立っていない議会は25%、制度が追い付いていない議会は44%であった。(制度が役に立っていない25%の議会は、制度は先駆議会、認識(理念)は情報共有型議会と、住民の意見が議会審議に反映されているのに、住民との情報共有のみしかしていないと、誤った認識がされている結果であった)



(4) 全体の認識の一致状況

議会認識と議会タイプのクロスの認識の一致比率

議会認識	議会タイプ	北海道	滋賀県	沖縄県
議員のみの議会	寝たきり議会	56%	0%	70%
情報共有型議会	試行錯誤議会	60%	58%	31%
住民参加型議会	先駆議会	60%	40%	0%
全体		58%	47%	46%



コメント:

・議会認識(理念)と議会タイプ(制度)の認識の一致は北海道が58%、滋賀県が47%、沖縄県が46%と、北海道内議会の一致比率が高い結果であった。

・評価(制度)と認識(理念)の一致は成りたい議会に合った制度があることを、不一致は成りたい議会と行っている制度が異なっていることを示している。不一致は制度の運用が不安定である(制度を遵守する意識が共有されていない)ことを示している。

1. 集計データ

[illegible]

No		自治体		基礎情報										1.住民参加による地域課題の発見と共有																	2.議会内の討議と合意形成																
														問1 問2 問3 問4 問5 問6 問7 問8 問9 問10 問11 問12 問13 問14 問15 問16 問17 問18 問19 問20 問21 問22 問23 問24 問25 問26 問27 問28 問29 問30 問31 問32 問33 問34 問35 問36 問37 問38 問39 問40 問41 問42 問43 問44 問45 問46 問47 問48 問49 問50 問51 問52 問53 問54 問55 問56 問57 問58 問59 問60 問61 問62 問63 問64 問65 問66 問67 問68 問69 問70 問71 問72 問73 問74 問75 問76 問77 問78 問79 問80 問81 問82 問83 問84 問85 問86 問87 問88 問89 問90 問91 問92 問93 問94 問95 問96 問97 問98 問99 問100 問101 問102 問103 問104 問105 問106 問107 問108 問109 問110 問111 問112 問113 問114 問115 問116 問117 問118 問119 問120 問121 問122 問123 問124 問125 問126 問127 問128 問129 問130 問131 問132 問133 問134 問135 問136 問137 問138 問139 問140 問141 問142 問143 問144 問145 問146 問147 問148 問149 問150 問151 問152 問153 問154 問155 問156 問157 問158 問159 問160 問161 問162 問163 問164 問165 問166 問167 問168 問169 問170 問171 問172 問173 問174 問175 問176 問177 問178 問179 問180 問181 問182 問183 問184 問185 問186 問187 問188 問189 問190 問191 問192 問193 問194 問195 問196 問197 問198 問199 問200 問201 問202 問203 問204 問205 問206 問207 問208 問209 問210 問211 問212 問213 問214 問215 問216 問217 問218 問219 問220 問221 問222 問223 問224 問225 問226 問227 問228 問229 問230 問231 問232 問233 問234 問235 問236 問237 問238 問239 問240 問241 問242 問243 問244 問245 問246 問247 問248 問249 問250 問251 問252 問253 問254 問255 問256 問257 問258 問259 問260 問261 問262 問263 問264 問265 問266 問267 問268 問269 問270 問271 問272 問273 問274 問275 問276 問277 問278 問279 問280 問281 問282 問283 問284 問285 問286 問287 問288 問289 問290 問291 問292 問293 問294 問295 問296 問297 問298 問299 問300 問301 問302 問303 問304 問305 問306 問307 問308 問309 問310 問311 問312 問313 問314 問315 問316 問317 問318 問319 問320 問321 問322 問323 問324 問325 問326 問327 問328 問329 問330 問331 問332 問333 問334 問335 問336 問337 問338 問339 問340 問341 問342 問343 問344 問345 問346 問347 問348 問349 問350 問351 問352 問353 問354 問355 問356 問357 問358 問359 問360 問361 問362 問363 問364 問365 問366 問367 問368 問369 問370 問371 問372 問373 問374 問375 問376 問377 問378 問379 問380 問381 問382 問383 問384 問385 問386 問387 問388 問389 問390 問391 問392 問393 問394 問395 問396 問397 問398 問399 問400 問401 問402 問403 問404 問405 問406 問407 問408 問409 問410 問411 問412 問413 問414 問415 問416 問417 問418 問419 問420 問421 問422 問423 問424 問425 問426 問427 問428 問429 問430 問431 問432 問433 問434 問435 問436 問437 問438 問439 問440 問441 問442 問443 問444 問445 問446 問447 問448 問449 問450 問451 問452 問453 問454 問455 問456 問457 問458 問459 問460 問461 問462 問463 問464 問465 問466 問467 問468 問469 問470 問471 問472 問473 問474 問475 問476 問477 問478 問479 問480 問481 問482 問483 問484 問485 問486 問487 問488 問489 問490 問491 問492 問493 問494 問495 問496 問497 問498 問499 問500 問501 問502 問503 問504 問505 問506 問507 問508 問509 問510 問511 問512 問513 問514 問515 問516 問517 問518 問519 問520 問521 問522 問523 問524 問525 問526 問527 問528 問529 問530 問531 問532 問533 問534 問535 問536 問537 問538 問539 問540 問541 問542 問543 問544 問545 問546 問547 問548 問549 問550 問551 問552 問553 問554 問555 問556 問557 問558 問559 問560 問561 問562 問563 問564 問565 問566 問567 問568 問569 問570 問571 問572 問573 問574 問575 問576 問577 問578 問579 問580 問581 問582 問583 問584 問585 問586 問587 問588 問589 問590 問591 問592 問593 問594 問595 問596 問597 問598 問599 問600 問601 問602 問603 問604 問605 問606 問607 問608 問609 問610 問611 問612 問613 問614 問615 問616 問617 問618 問619 問620 問621 問622 問623 問624 問625 問626 問627 問628 問629 問630 問631 問632 問633 問634 問635 問636 問637 問638 問639 問640 問641 問642 問643 問644 問645 問646 問647 問648 問649 問650 問651 問652 問653 問654 問655 問656 問657 問658 問659 問660 問661 問662 問663 問664 問665 問666 問667 問668 問669 問670 問671 問672 問673 問674 問675 問676 問677 問678 問679 問680 問681 問682 問683 問684 問685 問686 問687 問688 問689 問690 問691 問692 問693 問694 問695 問696 問697 問698 問699 問700 問701 問702 問703 問704 問705 問706 問707 問708 問709 問710 問711 問712 問713 問714 問715 問716 問717 問718 問719 問720 問721 問722 問723 問724 問725 問726 問727 問728 問729 問730 問731 問732 問733 問734 問735 問736 問737 問738 問739 問740 問741 問742 問743 問744 問745 問746 問747 問748 問749 問750 問751 問752 問753 問754 問755 問756 問757 問758 問759 問760 問761 問762 問763 問764 問765 問766 問767 問768 問769 問770 問771 問772 問773 問774 問775 問776 問777 問778 問779 問780 問781 問782 問783 問784 問785 問786 問787 問788 問789 問790 問791 問792 問793 問794 問795 問796 問797 問798 問799 問800 問801 問802 問803 問804 問805 問806 問807 問808 問809 問810 問811 問812 問813 問814 問815 問816 問817 問818 問819 問820 問821 問822 問823 問824 問825 問826 問827 問828 問829 問830 問831 問832 問833 問834 問835 問836 問837 問838 問839 問840 問841 問842 問843 問844 問845 問846 問847 問848 問849 問850 問851 問852 問853 問854 問855 問856 問857 問858 問859 問860 問861 問862 問863 問864 問865 問866 問867 問868 問869 問870 問871 問872 問873 問874 問875 問876 問877 問878 問879 問880 問881 問882 問883 問884 問885 問886 問887 問888 問889 問890 問891 問892 問893 問894 問895 問896 問897 問898 問899 問900 問901 問902 問903 問904 問905 問906 問907 問908 問909 問910 問911 問912 問913 問914 問915 問916 問917 問918 問919 問920 問921 問922 問923 問924 問925 問926 問927 問928 問929 問930 問931 問932 問933 問934 問935 問936 問937 問938 問939 問940 問941 問942 問943 問944 問945 問946 問947 問948 問949 問950 問951 問952 問953 問954 問955 問956 問957 問958 問959 問960 問961 問962 問963 問964 問965 問966 問967 問968 問969 問970 問971 問972 問973 問974 問975 問976 問977 問978 問979 問980 問981 問982 問983 問984 問985 問986 問987 問988 問989 問990 問991 問992 問993 問994 問995 問996 問997 問998 問999 問1000																																	

3. 行政と議会の課題共有と討議															4. 住民説明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
No	自治体	問7	補	問8	補	問9	補	問10	補	補3	補	問11	補	平均	問12	補	問13	問14	問15	補	補	問16	補	補	補	問17	補	補	補	補	補	平均	問18	問19	問20	問21	2	3	4	問22	2	3	問23	問24	問25	問26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		は、議・連年議会の提案	問7の補	問8の補	問9の補	問10の補	問11の補	問12の補	問13の補	問14の補	問15の補	問16の補	問17の補		問18の補	問19の補	問20の補	問21の補	問22の補	問23の補	問24の補	問25の補	問26の補	問27の補	問28の補	問29の補	問30の補	問31の補	問32の補	問33の補	問34の補		問35の補	問36の補	問37の補	問38の補	問39の補	問40の補	問41の補	問42の補	問43の補	問44の補	問45の補	問46の補	問47の補	問48の補	問49の補	問50の補	問51の補	問52の補	問53の補	問54の補	問55の補	問56の補	問57の補	問58の補	問59の補	問60の補	問61の補	問62の補	問63の補	問64の補	問65の補	問66の補	問67の補	問68の補	問69の補	問70の補	問71の補	問72の補	問73の補	問74の補	問75の補	問76の補	問77の補	問78の補	問79の補	問80の補	問81の補	問82の補	問83の補	問84の補	問85の補	問86の補	問87の補	問88の補	問89の補	問90の補	問91の補	問92の補	問93の補	問94の補	問95の補	問96の補	問97の補	問98の補	問99の補	問100の補	問101の補	問102の補	問103の補	問104の補	問105の補	問106の補	問107の補	問108の補	問109の補	問110の補	問111の補	問112の補	問113の補	問114の補	問115の補	問116の補	問117の補	問118の補	問119の補	問120の補	問121の補	問122の補	問123の補	問124の補	問125の補	問126の補	問127の補	問128の補	問129の補	問130の補	問131の補	問132の補	問133の補	問134の補	問135の補	問136の補	問137の補	問138の補	問139の補	問140の補	問141の補	問142の補	問143の補	問144の補	問145の補	問146の補	問147の補	問148の補	問149の補	問150の補	問151の補	問152の補	問153の補	問154の補	問155の補	問156の補	問157の補	問158の補	問159の補	問160の補	問161の補	問162の補	問163の補	問164の補	問165の補	問166の補	問167の補	問168の補	問169の補	問170の補	問171の補	問172の補	問173の補	問174の補	問175の補	問176の補	問177の補	問178の補	問179の補	問180の補	問181の補	問182の補	問183の補	問184の補	問185の補	問186の補	問187の補	問188の補	問189の補	問190の補	問191の補	問192の補	問193の補	問194の補	問195の補	問196の補	問197の補	問198の補	問199の補	問200の補	問201の補	問202の補	問203の補	問204の補	問205の補	問206の補	問207の補	問208の補	問209の補	問210の補	問211の補	問212の補	問213の補	問214の補	問215の補	問216の補	問217の補	問218の補	問219の補	問220の補	問221の補	問222の補	問223の補	問224の補	問225の補	問226の補	問227の補	問228の補	問229の補	問230の補	問231の補	問232の補	問233の補	問234の補	問235の補	問236の補	問237の補	問238の補	問239の補	問240の補	問241の補	問242の補	問243の補	問244の補	問245の補	問246の補	問247の補	問248の補	問249の補	問250の補	問251の補	問252の補	問253の補	問254の補	問255の補	問256の補	問257の補	問258の補	問259の補	問260の補	問261の補	問262の補	問263の補	問264の補	問265の補	問266の補	問267の補	問268の補	問269の補	問270の補	問271の補	問272の補	問273の補	問274の補	問275の補	問276の補	問277の補	問278の補	問279の補	問280の補	問281の補	問282の補	問283の補	問284の補	問285の補	問286の補	問287の補	問288の補	問289の補	問290の補	問291の補	問292の補	問293の補	問294の補	問295の補	問296の補	問297の補	問298の補	問299の補	問300の補	問301の補	問302の補	問303の補	問304の補	問305の補	問306の補	問307の補	問308の補	問309の補	問310の補	問311の補	問312の補	問313の補	問314の補	問315の補	問316の補	問317の補	問318の補	問319の補	問320の補	問321の補	問322の補	問323の補	問324の補	問325の補	問326の補	問327の補	問328の補	問329の補	問330の補	問331の補	問332の補	問333の補	問334の補	問335の補	問336の補	問337の補	問338の補	問339の補	問340の補	問341の補	問342の補	問343の補	問344の補	問345の補	問346の補	問347の補	問348の補	問349の補	問350の補	問351の補	問352の補	問353の補	問354の補	問355の補	問356の補	問357の補	問358の補	問359の補	問360の補	問361の補	問362の補	問363の補	問364の補	問365の補	問366の補	問367の補	問368の補	問369の補	問370の補	問371の補	問372の補	問373の補	問374の補	問375の補	問376の補	問377の補	問378の補	問379の補	問380の補	問381の補	問382の補	問383の補	問384の補	問385の補	問386の補	問387の補	問388の補	問389の補	問390の補	問391の補	問392の補	問393の補	問394の補	問395の補	問396の補	問397の補	問398の補	問399の補	問400の補	問401の補	問402の補	問403の補	問404の補	問405の補	問406の補	問407の補	問408の補	問409の補	問410の補	問411の補	問412の補	問413の補	問414の補	問415の補	問416の補	問417の補	問418の補	問419の補	問420の補	問421の補	問422の補	問423の補	問424の補	問425の補	問426の補	問427の補	問428の補	問429の補	問430の補	問431の補	問432の補	問433の補	問434の補	問435の補	問436の補	問437の補	問438の補	問439の補	問440の補	問441の補	問442の補	問443の補	問444の補	問445の補	問446の補	問447の補	問448の補	問449の補	問450の補	問451の補	問452の補	問453の補	問454の補	問455の補	問456の補	問457の補	問458の補	問459の補	問460の補	問461の補	問462の補	問463の補	問464の補	問465の補	問466の補	問467の補	問468の補	問469の補	問470の補	問471の補	問472の補	問473の補	問474の補	問475の補	問476の補	問477の補	問478の補	問479の補	問480の補	問481の補	問482の補	問483の補	問484の補	問485の補	問486の補	問487の補	問488の補	問489の補	問490の補	問491の補	問492の補	問493の補	問494の補	問495の補	問496の補	問497の補	問498の補	問499の補	問500の補	問501の補	問502の補	問503の補	問504の補	問505の補	問506の補	問507の補	問508の補	問509の補	問510の補	問511の補	問512の補	問513の補	問514の補	問515の補	問516の補	問517の補	問518の補	問519の補	問520の補	問521の補	問522の補	問523の補	問524の補	問525の補	問526の補	問527の補	問528の補	問529の補	問530の補	問531の補	問532の補	問533の補	問534の補	問535の補	問536の補	問537の補	問538の補	問539の補	問540の補	問541の補	問542の補	問543の補	問544の補	問545の補	問546の補	問547の補	問548の補	問549の補	問550の補	問551の補	問552の補	問553の補	問554の補	問555の補	問556の補	問557の補	問558の補	問559の補	問560の補	問561の補	問562の補	問563の補	問564の補	問565の補	問566の補	問567の補	問568の補	問569の補	問570の補	問571の補	問572の補	問573の補	問574の補	問575の補	問576の補	問577の補	問578の補	問579の補	問580の補	問581の補	問582の補	問583の補	問584の補	問585の補	問586の補	問587の補	問588の補	問589の補	問590の補	問591の補	問592の補	問593の補	問594の補	問595の補	問596の補	問597の補	問598の補	問599の補	問600の補	問601の補	問602の補	問603の補	問604の補	問605の補	問606の補	問607の補	問608の補	問609の補	問610の補	問611の補	問612の補	問613の補	問614の補	問615の補	問616の補	問617の補	問618の補	問619の補	問620の補	問621の補	問622の補	問623の補	問624の補	問625の補	問626の補	問627の補	問628の補	問629の補	問630の補	問631の補	問632の補	問633の補	問634の補	問635の補	問636の補	問637の補	問638の補	問639の補	問640の補	問641の補	問642の補	問643の補	問644の補	問645の補	問646の補	問647の補	問648の補	問649の補	問650の補	問651の補	問652の補	問653の補	問654の補	問655の補	問656の補	問657の補	問658の補	問659の補	問660の補	問661の補	問662の補	問663の補	問664の補	問665の補	問666の補	問667の補	問668の補	問669の補	問670の補	問671の補	問672の補	問673の補	問674の補	問675の補	問676の補	問677の補	問678の補	問679の補	問680の補	問681の補	問682の補	問683の補	問684の補	問685の補	問686の補	問687の補	問688の補	問689の補	問690の補	問691の補	問692の補	問693の補	問694の補	問695の補	問696の補	問697の補	問698の補	問699の補	問700の補	問701の補	問702の補	問703の補	問704の補	問705の補	問706の補	問707の補	問708の補	問709の補	問710の補	問711の補	問712の補	問713の補	問714の補	問715の補	問716の補	問717の補	問718の補	問719の補	問720の補	問721の補	問722の補	問723の補	問724の補	問725の補	問726の補	問727の補	問728の補	問729の補	問730の補	問731の補	問732の補	問733の補	問734の補	問735の補	問736の補	問737の補	問738の補	問739の補	問740の補	問741の補	問742の補	問743の補	問744の補	問745の補	問746の補	問747の補	問748の補	問749の補	問750の補	問751の補	問752の補	問753の補	問754の補	問755の補	問756の補	問757の補	問758の補	問759の補	問760の補	問761の補	問762の補	問763の補	問764の補	問765の補	問766の補	問767の補	問768の補	問769の補	問770の補	問771の補	問772の補	問773の補	問774の補	問775の補	問776の補	問777の補	問778の補	問779の補	問780の補	問781の補	問782の補	問783の補	問784の補	問785の補	問786の補	問787の補	問788の補	問789の補	問790の補	問791の補	問792の補	問793の補	問794の補	問795の補	問796の補	問797の補	問798の補	問799の補	問800の補	問801の補	問802の補	問803の補	問804の補	問805の補	問806の補	問807の補	問808の補	問809の補	問810の補	問811の補	問812の補	問813の補	問814の補	問815の補	問816の補	問817の補	問818の補	問819の補	問820の補	問821の補	問822の補	問823の補	問824の補	問825の補	問826の補	問827の補	問828の補	問829の補	問830の補	問831の補	問832の補	問833の補	問834の補	問835の補	問836の補	問837の補	問838の補	問839の補	問840の補	問841の補	問842の補	問843の補	問844の補	問845の補	問846の補	問847の補	問848の補	問849の補	問850の補	問851の補	問852の補	問853の補	問854の補	問855の補	問856の補	問857の補	問858の補	問859の補	問860の補	問861の補	問862の補	問863の補	問864の補	問865の補	問866の補	問867の補	問868の補	問869の補	問870の補	問871の補	問872の補	問873の補	問874の補	問875の補	問876の補	問877の補	問878の補	問879の補	問880の補	問881の補	問882の補	問883の補	問884の補	問885の補	問886の補	問887の補	問888の補	問889の補	問890の補

107

2. 調査票

2020 自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査（北海道）

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	2020年 月 日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

議会等基礎情報

定数（現在）	人	その内女性議員の人数	人
定数見直し有無	有・無	見直し前定数	人
会派の有無選択	有・無	会派の数	会派
平均年齢	歳	議員の議員報酬月額①	円
議員期末手当②	円	議員報酬年額（①×12+②）	円
政務活動費（有無選択）	有・無	有の場合政務活動費の額	万円/人・月
次回選挙予定年月	年 月	過去4年間の選挙の有無	有・無（無投票）
議会基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		
自治基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		

（注）定数見直しの有無は過去4年間で評価ください。

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会直接説明することを認めていますか。（2019.4～2020.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある（参考人として直接説明を含む）
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

●請願・陳情者の説明事案の実績（実施事例内容）を補足説明欄にご記入下さい。

（注）上記項番3・5を選択した議会は実績を補足説明欄にご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

- [illegible]

問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体等との直接意見交換を実施し、政策課題の発掘後、政策提言を行っていますか。(2019.4～2020.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	直接住民等との意見交換を実施し、住民意見に議会としての回答を後日取りまとめホームページ等で公表し、さらに、出された政策課題について議会として、 <u>首長に政策提言を行っている。</u>
	4	直接住民等との意見交換を実施し、住民意見に議会としての回答を後日取りまとめホームページ等で公表している。
	3	直接住民等との意見交換を実施している
	2	検討中
	1	当該期間実施していない
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番3～5を選択した議会は、住民等との意見交換の実績が次頁の補足設問にご記入がない場合は選択欄が変更になります。5を選択した議会は代表的政策提言内容等を補足説明欄にご記入願います。

(注2) 問16の議会報告会と同時開催の場合はそれぞれで評価回答願います。

(注3) 上記項番1を選択した議会は、住民と直接意見交換する場（地域課題を議会と住民等が意見交換する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	
2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

2. 2019.4～2020.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

☐①行っている (案件：)

(活用内容：)

☐②行っていない

3. 議員提出議案を増加させるために政策策定段階から住民の意見を反映させる具体的方法を行っていますか。

☐①はい (行っている) (具体的内容：)

☐②いいえ (行っていない)

問3 傍聴者（住民）の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者（委員外議員含まず、住民に限ります）が発言することを認めていますか。（簡易公聴会）（2019.4～2020.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある
	2	
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、傍聴者の発言内容を補足説明欄にご記入願います。

なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

①傍聴者数の公表（広報誌等）☐有 ・ ☐無 ②手話通訳（事前予約含む）☐有 ・ ☐無

③議会委員会傍聴規程の有無 ☐有 ・ ☐無

④議会は開かれた議会運営を行うため会議等を公開する範囲を規定している根拠は何か

☐議会基本条例 ☐議会会議規則 ☐その他 ()

⑤議会は開かれた議会運営を行うため住民に会議等を公開している範囲を記入してください。

会議の公開範囲 (☐本会議 ☐常任委員会 ☐特別委員会 ☐全員協議会

☐その他 ())

２．議会内の討議と合意形成

問４ 首長提案等の議案に対する議員間討議(自由討議)と合意形成

首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議（自由討議）が行われ、合意形成が図られていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき採決前に、議員間（自由）討議を行い、合意形成が図られている
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、採決前に、議員間（自由）討議を行い、合意形成が図られている
	2	検討中
	1	行っていない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

（注）上記選択した議会は、採決の前に議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問（なかった場合には「0」件とご記入願います）

１．2019.4～2020.3 の期間、貴議会は本会議での審議（予算や決算など特別委員会等を除く）を中心とする本会議主義を採っているか、それとも本会議開会後に議案を常任委員会等に付託し、そこで質疑が行われ、最終的に、その結果が本会議の場で報告され、可否が決定される委員会主義のどちらを採っていますか。

①☐本会議主義 ②☐委員会主義

２．2019.4～2020.3 の期間、首長提案の議案（直接請求は除く）の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出（誤字等以外の修正）後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 () 件 ②その後再提出後可決された件数 () 件

３．2019.4～2020.3 の期間、首長提案の議案（直接請求は除く）に対する議員による修正案の提出（うち、可決した修正案）は、何件ありましたか。

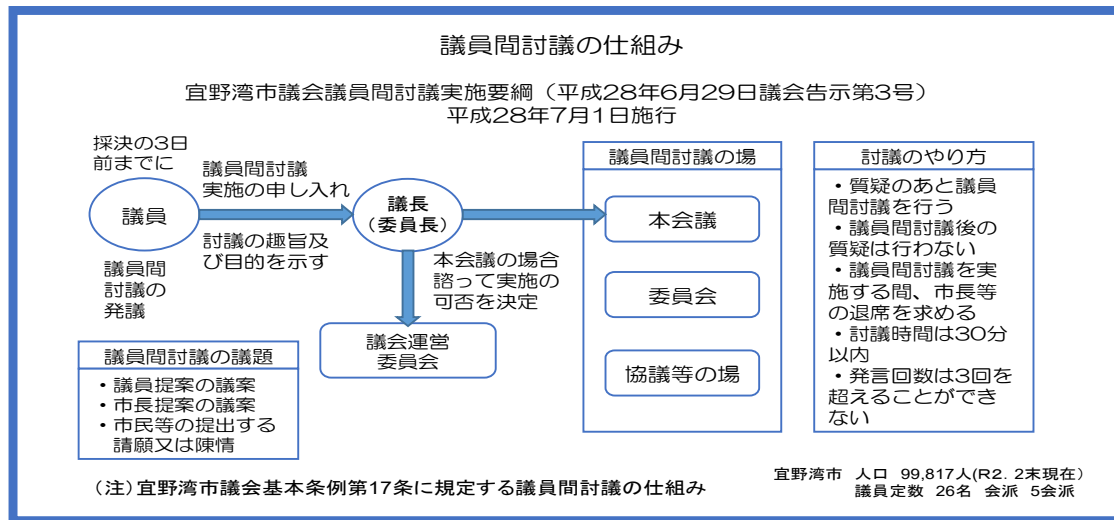
①議員により提出された修正案の件数 () 件

②その内可決された修正案の件数 () 件

４．2019.4～2020.3 の期間、議会として自由討議を行った案件と内容について下欄にご記入願います。

時 期	案件	内容

(参考) 議員間討議の仕組み例（沖縄県宜野湾市議会の例）



宜野湾市議会基本条例第17条

(議員間の討議による合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のほか公募市民を含めた</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	4	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のみによる</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、調査機関又は附属機関名等の具体的な検討内容を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。

①議員人数（ 人） ②公募市民人数（ 人）

□①行っている (件:(事例))
□②行っていない

①議員等提出された条例案 () 件 ②そのうち可決された条例案 () 件
③議員等提出の具体的な条例案名と議決態様(可決、否決、継続等)をご記入ください。

条例案名	議決態様
条例案名	議決態様

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

選択	項番	内 容
	5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない
【補足説明欄】		

職員数	人	(内訳) 専任	人	兼任	人	臨時	人
兼務内容							
図書室(図書コーナー)の設置の有無		図書室有		図書コーナー有		なし	
議会事務局の課題をご記入願います							

(注2) 図書室(図書コーナー)の設置の有無は該当の欄に○を付けてください。

3. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。(2020年4月1日現在)

選択	項番	内 容
	5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	4	
	3	議会の議決により、通年議会を実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

補足設問

上記項番5を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

- ☐①地方自治法第102条第2項（定例会を条例で年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする）
☐②地方自治法第102条の2第1項（会期を通年とする）

問8 一問一答方式の実施状況

本会議の代表質問（一般質問）で、一問一答方式を実施していますか。(2019.4～2020.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、代表質問（又は一般質問）で一問一答方式を実施している
	4	
	3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問（又は一般質問）で一問一答方式を実施している
	2	導入を検討中
	1	導入していない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

（注）一問一答方式の例として、議員①の質問、執行機関①の答弁、繰り返し②、③へ代表一括質問、分割質問、一問一答

補足設問

①代表質問（一般質問）は通告により行っていますか。

- ☐①通告書を議長に提出し行っている ☐②通告により行っていない

②一問一答方式の制限

- ☐①回数制限あり ☐②回数制限なし ☐③時間制限あり ☐時間制限なし

問 9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問《反論》が行われていますか。(2019.4～2020.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、反論(議員に質問または反対の意見を述べること)が行われた
	4	条例規則の規定に基づき、反問(趣旨確認)が行われた
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問《反論》が行われた
	2	
	1	認めていない(条例規則等の規定があるが、当該期間反問は行われていない)
【補足説明欄】		

補足設問(上記項番3・5を選択した議会)

反問《反論》を行使された具体的1事例を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

問 10 政策討議会の開催

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題(認識)の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、政策立案を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則等の規定に基づき、議員等からの要請による政策討議会を開催し、課題共有後、首長への政策提言書の提出を行い、首長からの回答書を公表している又は政策立案を行っている
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策立案や政策提言を行っている
	2	設置を検討中
	1	設置していない(条例規則等の規定があるが、当該期間開催は行われていない)
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間における政策討議会の具体的な内容(テーマ・開催実績等)等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 2019.4～2020.3の期間、上記項番3・5を選択した議会は、政策討議はどこの会議で実施したのかをお答えください。

☐①本会議 ☐②常任委員会 ☐③特別委員会 ☐④全員協議会 ☐⑤その他()

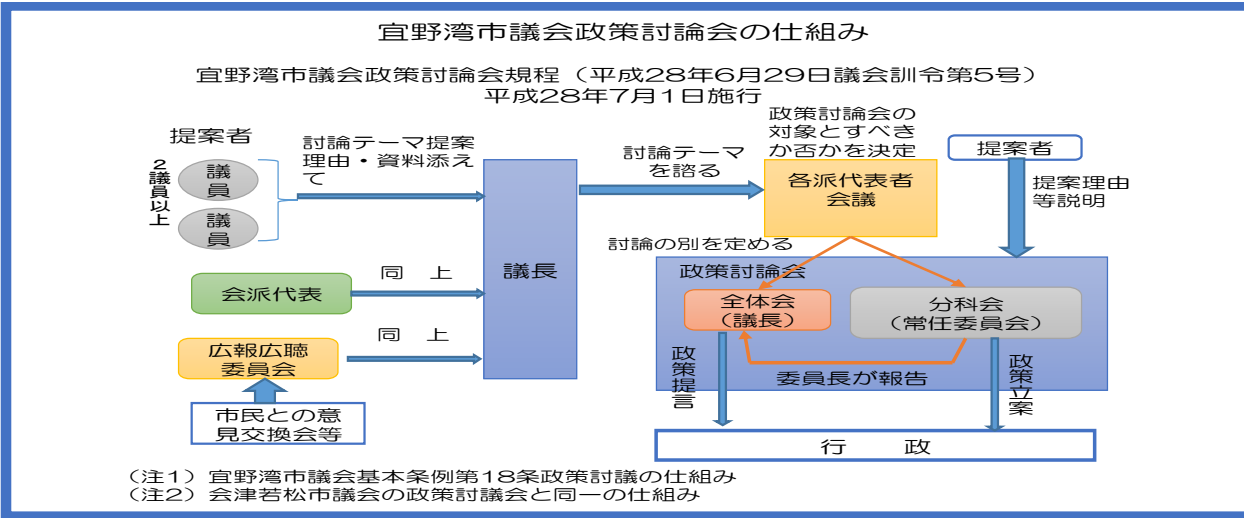
2. 上記項番3・5を選択した議会は、政策討議会は公開か非公開かをお答えください。

☐①公開 ☐②非公開

3. 2019.4～2020.3の期間、議会主催による議員研修の実施状況についてお答えください。

- ☐①行っている 研修内容（ ）
- ☐②行っていない

(参考) 政策討議会の仕組み例 (沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例

(政策討議)
第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。
《用語解説》 ※19 政策討議会
市政に関する重要な政策や課題に対して、議員間での認識の共有や合意形成を図り、もって政策提案や政策提言を行っていくために、議員相互間で討議を行うための会議のことを言います。

問 1 1 議会が評価主体となる行政評価（事務事業評価等）の実施

議会が評価主体となり、行政の事務事業評価を行っていますか。さらに、同評価を基に政策提言を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表すると共に次年度の予算に反映させる政策提言を行っている</u>
	4	<u>条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表のみしている</u>
	3	<u>申し合わせ(要綱含む。)により、議会が行政評価を行い、評価結果を公表や政策提言を行っている</u>
	2	検討中
	1	議会が評価主体となる行政評価は行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番 3～5 を選択した議会は、2019.4～2020.3 の期間、主な事務事業評価の実例や政策提言の内容等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

4. 住民説明

問12 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか（2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください）。

選択	項番	内 容
	5	傍聴者へは、 <u>本会議及び委員会</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	4	傍聴者へは、 <u>本会議</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の <u>一部</u> を提供している
	2	<u>傍聴者用に用意した資料</u> （日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している
	1	傍聴者への資料提供は行っていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番2～5を選択した議会）

2019.4～2020.3の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。

☐①行っている ☐②行っていない

問13 会議のインターネット（CATVを含む）による中継

会議の中継を行っていますか（2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください）。

選択	項番	内 容
	5	本会議及び <u>すべての</u> 委員会（常任・特別・議会運営委員会）のライブ中継及びオンデマンド配信を行っている
	4	本会議及び <u>すべての</u> 委員会（常任・特別・議会運営委員会）のライブ中継を行っている
	3	本会議のみライブ中継を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

（注）オンデマンド配信とは、ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることが出来る方式のこと

問 1 4 本会議・委員会の議会日程等の広報

本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか
(2019. 4～2020. 3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議・委員会開催 <u>前</u> に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	4	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議・委員会開催 <u>後</u> 、議案本文（議案書）も閲覧できる
	3	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容（予定）の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容（予定）の事前予告等を一切広報していない
【補足説明欄】		

問 1 5 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>各議員個別の賛否</u> を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>会派単位の賛否</u> を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している (☐ ①会派単位 ☐ ②議員個別 どちらかを選択ください)
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない
【補足説明欄】		

(注 1) 表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。

(注 2) 上記項番 3～5 を選択した議会は、次の補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番 3～5 を選択した議会のみ回答）

賛否の公開媒体 （ ☐①議会広報 ・ ☐②ホームページ ）

問 1 6 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議状況や結果を住民に説明する議会報告会を 2019. 4～2020. 3 の期間、行なっていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年複数回</u> 行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年 1 回</u> 行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中
	1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

（注 1）上記項番 3～5 を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

（注 2）上記項番 1～2 を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

（注 3）問 2 の住民等との意見交換と同時開催の場合はそれぞれで評価回答願います。

（注 4）複数日・複数会場で行っても同一の議会報告内容では年 1 回です。議会報告内容が異なる場合は複数回となります。

補足設問（上記項番 3～5 を選択した議会のみ回答）

1. 議会報告会開催要綱等の規程の有無

☐①有 ・ ☐②無

2. 2019. 4～2020. 3 の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。

- ☐①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）
☐②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）
☐③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

3. 今、議会報告会が曲がり角に来ていると言われていますが、貴議会が直面する議会報告会の課題（2019. 4～2020. 3）を以下の設問から選択し、お答えください。なお、課題に対する対策を参考文献から（ ）内に入れましたので、参考としてください。

- ☐①報告ばかりで、意見交換の時間が少ない（第 1 部は報告会、第 2 部は特定テーマにして「議員と語る会」といった対策がある）
☐②淡々と進んでまるで議会みたいで面白くない（ハプニングがあっても議員《議長》が仕切れる調整力、人間力を付ける）
☐③なぜ、議員自身の意見を聴けないのか（議員が議会の一員として発言することが原則であるが、議員が個人的見解と前置きし、議員の意見を直接伝える場があっても良い）
☐④意見交換した件はその後どうなったのか説明がない（議会報告会を起点とした政策形成サイクルを回す対策がある）

（注）参考文献 「地方議会のズレの構造」 吉田利宏 三省堂 2016. 7

4. 議会側と住民側の議会報告会における現在の課題について分けてお答え下さい

議会側の課題	住民側の課題
例) 年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例) 町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

5. 2019.4～2020.3 の議会報告会で住民から出された政策課題を委員会等で議論を行っていますか。

☐①議論を行っている

(主な事例：

)

☐②議論を行っていない

問17 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している（試行実施も含む）
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、議会モニターからの意見の内容及び改善した事項を補足説明欄及び補足設問にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

1. モニター 任期： 年、人数： 人、公募：☐有・☐無 、報酬：☐有・☐無 、

2. 議会モニターの主な役割（該当部分を選択願います）

☐①会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）

☐②議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出

☐③議会議員との意見交換（年何回： 回）

☐④その他（ ）

5. その他

問 18 貴議会はどちらに近い議会活動でしょうか。

2019.4～2020.3 の期間、貴議会の議会活動は議員による活動に重点を置いた活動か、又は議員による活動を補完する住民との活動に重点を置いた活動か、1つ選択してください。

☐①議会は選挙で選ばれた議員により構成される合議制の機関として、市民の信託を受けて活動し、最良の意思決定を導く使命がある。(選挙で選ばれた議員のみの議会)

☐②議会は、市政の意思決定機関として、住民の意思が市政運営に適切に反映されているか監視する機能を果たすとともに、議会は、会議を公開し、議会の保有する情報を住民と共有することにより、開かれた議会運営に努める。(議員による活動を補完するため、住民と議会の保有する情報を共有する議会)

☐③議会は、直接選挙で選ばれた議会議員で構成する議事機関として、議会が持つ情報を積極的に住民に提供し、意思決定の経過や内容を住民と共有するとともに、条例、予算その他の重要事項について、住民の多様な意見が反映されるよう意見の集約を行い、本市の意思を決定する。
(議員による活動を補完するため、議会の保有する情報を住民と共有するとともに、住民の多様な意見が議会審議に反映させる住民参加型の議会)

問 19 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況 (議会基本条例施行議会のみ対象)

2019.4～2020.3 の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

- ☐①行っている (☐ a 条例改正実施 ☐ b 条例改正は行わなかった)
☐②行っていない

問 20 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

- ☐①制定している ☐②制定していない

問 21 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

- ☐①追加している ☐②追加していない

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

- ☐①基本構想のみ
☐②基本構想・基本計画
☐③基本構想・基本計画・実施計画

(3) 総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

- ☐①追加している ☐②追加していない

(4) (3) で任意的な議決事件を追加している場合、2019. 4～2020. 3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

()

問 2 2 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

①議会だより発行の為の広聴広報委員会の設置の有無

(☐ ①あり ☐ ②なし)

③議会だより（議会広報）の発行頻度

(☐ ①毎月 ☐ ② 3 カ月毎（基本＋随時） ☐ ③その他の頻度 ()
☐ ④発行していない)

③議会だよりへの住民アンケートの実施状況（2019. 4～2020. 3 の期間）

(☐ ①実施した ☐ ②実施していない)

問 2 3 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。（一部事務組合を除く）

☐ ①設けられている（例：〇〇広域圏議員交流会）

（具体的名称：)

☐ ②設けられていない

（注）設けられている例として、斎場や病院、公共交通等）

問 2 4 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

☐ ①選挙により行っている。（詳細は以下）

（所信表明の有無： ☐ ①あり ☐ ②なし)

☐ ②選挙は行っていない。（互選）

（所信表明の有無： ☐ ①あり ☐ ②なし)

問 2 5 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問 2 6 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

3. 議会基本条例制定状況

(1) 北海道・滋賀県・沖縄県の議会基本条例制定状況

北海道			
	議会名	制定年度	備考
1	栗山町	2006	
2	知内町	2007	
3	今金町	2007	
4	北海道	2009	
5	名寄市	2009	
6	三笠市	2009	
7	福島町	2009	
8	和寒町	2009	
9	旭川市	2010	
10	帯広市	2010	
11	豊浦町	2010	
12	白糠町	2010	
13	鹿追町	2010	回答なし
14	釧路市	2011	
15	登別市	2011	
16	北竜町	2011	
17	足寄町	2011	
18	士別市	2012	
19	根室市	2012	
20	大空町	2012	
21	浦幌町	2012	
22	札幌市	2013	
23	夕張市	2013	
24	江別市	2013	
25	八雲町	2013	
26	遠軽町	2013	
27	安平町	2013	
28	むかわ町	2013	
29	芽室町	2013	
30	留萌市	2014	
31	芦別市	2014	
32	富良野市	2014	
33	七飯町	2014	
34	広尾町	2014	
35	幕別町	2014	
36	網走市	2015	
37	石狩市	2015	
38	本別町	2016	
39	興部町	2018	
40	訓子府町	2018	回答なし
41	苫小牧市	2019	
42	仁木町	2019	
43	中川町	2019	
44	新ひだか町	2019	
45	羅臼町	2019	

滋賀県			
	議会名	制定年度	備考
1	東近江市	2008	
2	守山市	2010	
3	近江八幡市	2011	
4	野洲市	2011	
5	日野町	2011	
6	竜王町	2011	
7	湖南市	2012	
8	長浜市	2013	
9	甲賀市	2013	
10	米原市	2013	
11	滋賀県	2014	
12	彦根市	2014	
13	栗東市	2014	
14	愛荘町	2014	回答なし
15	大津市	2015	
16	草津市	2015	
17	高島市	2016	

沖縄県			
	議会名	制定年度	備考
1	読谷村	2009	
2	沖縄県	2012	
3	南城市	2012	
4	那覇市	2013	
5	与那原町	2013	回答なし
6	南風原町	2013	
7	名護市	2014	
8	嘉手納町	2014	
9	宜野湾市	2016	
10	宮古島市	2017	
11	豊見城市	2018	
12	中城村	2018	
13	今帰仁村	2018	回答なし
14	糸満市	2020	

あとがき

今回の2020年調査は、前回の2018年調査と同じく「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき行った」「制度はないが行った」という「すること」を重視した調査とした。具体的には、制度があっても行っていないければ、制度がないと同じとした。

また、調査の目的は、自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているか自己評価に基づき、自ら改善事項を認識することを調査の目的とした。したがって、順位を付けることを目的とはしていない。

この報告書をまとめるにあたって、北海道内の道・151市町村議会から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。また、公表が遅れたことを深くお詫び申し上げます。

この調査で最大にうれしいことがあった。それは問2の「住民等との意見交換」(P20)の実施比率が50%になったことである。それは、北海道内議会が住民等との意見交換をすることが当たり前になったことである。

この調査の目的の一つである「政策サイクルが回っているか」の検証結果は、北海道は「議会内討議」と「議会と行政の討議」が機能していなかったことから、政策サイクルが回っていないという結果であった。これは、2018年調査と同様で、この2年間、北海道内議会はほとんど変わっていないことを示している。

同時に調査した滋賀県と沖縄県は、滋賀県は完全に、沖縄県は「議会と行政の討議」が不完全ではあったが、政策サイクルが回っていた。なぜ、北海道内議会では政策サイクルが回らないのか、変わらないのか、課題が多くある。(P95～100参照)

北海道の議会タイプの分析で、先駆議会と寝たきり議会・居眠り議会の比率(先駆議会を1とした場合)では、2018年調査の時は約3倍であったが、2020年調査では6倍と、その比率が拡大した。その原因は先駆議会が試行錯誤議会に、試行錯誤議会が寝たきり議会に転落したことで、議会改革に関心な寝たきり議会・居眠り議会が増加したためであった。北海道内議会の実態は先駆議会と寝たきり議会の固定化と二極化がさらに進行している。

危惧することは、道内議会の68%を占める人口規模1万人以下の議会の77%の議会が議会改革に関心な寝たきり議会であることである。人口規模1万人以下の議会の77%の議会が住民との情報共有等に努める試行錯誤議会に進化しなければ、北海道内議会の固定化、二極化の改善にはならない。(P101参照)

さらに、注意すべきことは、先駆議会から試行錯誤議会へ、試行錯誤議会が寝たきり議会への転落である。それは議長や議会事務局長が変わることや議員の交代等の人的理由で、議会内での理念の共有や制度を遵守する意識の希薄化がモラル・ハザードを起こすので注意を要する。

2020年調査では、2018年調査まで行っていなかった議会認識(理念)として次の①～③(①選挙で選ばれた議員のみの議会、②議員による活動を補完するため、住民と議会の保有する情報を共有する議会、③議員による活動を補完するため、議会の保有する情報を住民と共有するとともに、住民の多様な意見が議会審議に反映させる住民参加型の議会)のどれに該当するかを問18で聞いた。それとこの調査の結果である議会タイプ(制度)《先駆議会・試行錯誤議会・居眠り議会・寝たきり議会》とクロス分析した結果、認識と制度が一致したのは58%、不一致が42%と、議会が思っている理念と議会が運用している制度とのギャップが大きいことがわかった。本来、議会のあるべき理念と理念の具体化としての制度があり、制度は議会がモラル・ハザードを起こさないためにある。別な言い方をすると、制度は自らの存在意義を確立するためにある。その制度が遵守されていないや理念を共有できず制度が機能しないでは議会の存在意義が問われるので注意を要する。(P102・103参照)

人口減少・少子高齢化や財政難に直面する自治体では、限られた財源をどう配分するかを決める上で、「議会」の重要度が増している。議会がチームとして、住民の意思が反映される制度があり、そして制度を守り続けるための議会改革に取り組むことが、まちが抱える課題を解決する力を生み出すことができる。さらに、今起きていることだけでなく、近い将来起こる可能性のある課題にも目を向けることができる。当然、議長を中心としたチーム議会をどう持続していくか、議会事務局長や近隣自治体議会との連携等、チーム議会には課題が多い。今まで行って来たことをただ続けるだけでは、まちが抱える課題を解決できない。改革こそ地域の持続の源泉である。この報告書は、議会の活性化(改革)に取り組んでいる議会を勇気づけること、今後議会の活性化に取り組もうとする議会の参考になることを願って作成した。役立てていただくことは望外の喜びである。

以上

「2020北海道内自治体議会を活性化する
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : mizusawa@koukyou-seisaku.com

<http://koukyou-seisaku.com/>